

災害応急対策編（共通）第1部 総則

第1章 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

県、市町村、警察本部、消防局、自衛隊等防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて鳥取県の地域に係る防災に寄与するものとする。

災害対策基本法第40条第2項に規定する各機関が防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

1 県

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
県 警察本部	1 鳥取県防災会議に関する事務	9 災害時の文教対策
	2 防災に関する組織の整備	10 清掃、防疫その他の保健衛生対策
	3 防災に関する訓練及び防災思想の普及	11 施設及び設備の応急復旧
	4 防災に関する施設及び設備の整備	12 交通規制及び災害警備
	5 防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備	13 緊急輸送の確保
	6 災害情報の収集及び伝達並びに被害調査	14 災害復旧の実施
	7 水防その他の応急措置	15 市町村が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての指導、援助及び調整
	8 被災者の救助及び救護措置	

2 市町村、消防局

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
市町村 消防局	1 市町村防災会議に関する事務	9 被災者の医療、助産の実施
	2 防災に関する組織の整備	10 避難の指示
	3 防災に関する訓練及び防災思想の普及	11 災害時の文教対策
	4 防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備	12 清掃、防疫その他の保健衛生対策
	5 防災に関する施設及び設備の整備	13 施設及び設備の応急復旧
	6 災害情報の収集及び伝達並びに被害調査	14 緊急輸送の確保
	7 水防、消防その他の防災活動の実施及び他市町村に対する応援措置	15 災害復旧の実施
	8 被災者の救難、救助その他の保護	16 管内の関係団体、防災上重要な施設の管理者等が実施する災害応急対策等の指導、援助及び調整

3 指定地方行政機関等

区分・関係機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方行政機関	中国四国管区警察局
	1 管区内各警察の指導調整 2 警察庁との連絡・調整及び他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報の収集及び連絡 5 警察通信の運用 6 津波警報及び大津波警報の伝達
	中国四国管区行政評価局 (鳥取行政監視行政相談センター)
	1 被災者への生活支援情報の提供 2 災害時における専用電話を備えた相談窓口の開設 3 災害時における特別行政相談所の開設
	中国総合通信局
	1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること 2 電波の監理及び電気通信の確保に関すること 3 災害時における非常通信の運用監督に関すること 4 非常通信協議会の指導育成に関すること 5 災害対策用移动通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請に関すること
	中国財務局 (鳥取財務事務所)
指定地方行政機関	1 地方公共団体に対する災害融資 2 災害時における金融機関に対する緊急措置の要請 3 公共事業等被災施設の査定 of 立会 4 災害時における県、市町村等に対する普通財産の無償貸付
	中国四国厚生局
	1 独立行政法人国立病院機構等、関係機関との連絡調整
	鳥取労働局
指定地方行政機関	1 労働災害防止についての監督、指導 2 労働災害に係る補償並びに休業補償の実施及び被災労働者に対する救助、救急措置に関する協力
	中国四国農政局 (鳥取県拠点)
	1 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防護 2 農地防災施設又は農業水利施設の維持管理の指導 3 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導

区分・関係機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	4 営農資材の供給指導、病虫害防除所及び家畜保健衛生所の被害状況の把握 5 農地、農業用施設、海岸保全施設、地すべり防止施設及び農業共同利用施設についての災害復旧事業 6 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、株式会社日本政策金融公庫資金等の融資に関する指導 7 災害時における主要食糧の供給対策
近畿中国森林管理局	1 国有保安林、治山施設等の整備 2 国有林における予防治山施設による災害予防 3 国有林における荒廃地の復旧 4 木材需給動向の把握と供給・緊急輸送の要請
中国経済産業局	1 災害時の物資の供給対策 2 被災商船工事業者に対する融資あっせん 3 被災電気、ガス事業施設の復旧促進措置
中国四国産業保安監督部	1 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保 2 鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全
中国地方整備局 (鳥取河川国道事務所、倉吉河川国道事務所、日野川河川事務所、境港湾・空港整備事務所)	1 直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧 2 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供 3 国土交通省所掌事務に関わる地方公共団体等への勧告、助言 4 災害に関する情報の収集及び伝達 5 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達 6 災害時における交通確保 7 海洋の汚染の防除 8 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の被災地方公共団体への派遣
中国運輸局 (鳥取運輸支局、鳥取運輸支局境庁舎)	1 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達 2 輸送等の安全確保に関する指導監督 3 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整 4 緊急輸送に関する要請及び支援
大阪航空局 (美保空港事務所)	1 災害時における航空輸送の調査及び指導 2 災害時における関係機関と航空輸送者との連絡調整
国土地理院中国地方測量部	1 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力 2 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力 3 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査の実施
大阪管区气象台 (鳥取地方气象台)	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
第八管区海上保安本部 (境海上保安部・鳥取海上保安署・美保航空基地)	1 情報の伝達・周知 2 海難救助等 3 海上における緊急輸送 4 海上交通安全の確保 5 海上における治安の維持
中国四国地方環境事務所	1 大山隠岐国立公園に係る災害情報の収集及び伝達 2 国立公園内の施設の復旧に係る調整及び支援 3 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達 4 災害時における環境省（本省）との連絡調整 5 被災動物の保護等に係る支援
近畿地方環境事務所	1 山陰海岸国立公園に係る災害情報の収集及び伝達 2 山陰海岸国立公園内の施設の復旧に係る調整及び支援 3 山陰海岸国立公園の災害時における環境省（本省）との連絡調整
中国四国防衛局	1 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整 2 災害時における米軍部隊との連絡調整

区分・関係機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊（第8普通科連隊）	1 災害派遣の準備 （1）防災関係資料の基礎調査 （2）災害派遣計画の作成 （3）防災に関する訓練の実施 2 災害派遣の実施 （1）人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧 （2）災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与

区分・関係機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
指定公共機関	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（人形峠環境技術センター） 1 原子力施設の災害予防 2 原子力災害に係る災害情報の収集及び伝達 3 原子力災害時における施設内の応急対策 4 平常時及び緊急時環境モニタリングの実施 5 放射性物質に汚染された物質の除去及び除染
	独立行政法人国立病院機構（中国四国グループ） 1 災害時における医療救護の実施
	日本銀行（松江支店、鳥取事務所） 1 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に関する広報
	日本赤十字社（鳥取県支部） 1 被災者の医療、助産その他の救護活動の実施 2 災害時の応援救護班及び一般ボランティアとの連絡調整 3 義援金の募集及び配分 4 血液搬送 5 無線奉仕団による情報収集及び関係機関との連絡 6 救援物資の配布 7 赤十字奉仕団のボランティア活動の調整
	日本放送協会（NHK鳥取放送局） 1 気象予警報、災害情報等の報道 2 災害時における災害状況の収集及び報道
	西日本高速道路株式会社（中国支社） 1 災害時の高速自動車国道における輸送路の確保 2 災害時の緊急通行車両等の通行に伴う料金徴収の免除の取扱い
	西日本旅客鉄道株式会社（JR西日本中国統括部） 1 鉄道施設の災害予防 2 災害時における救助物資及び人員の緊急輸送 3 鉄道施設の応急対策及び災害復旧
	日本貨物鉄道株式会社（米子営業支店） 1 災害時における救助物資の緊急輸送
	NTT西日本株式会社（NTT西日本鳥取支店） 1 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 2 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
	日本郵便株式会社（鳥取中央郵便局） 1 災害時における郵便業務 2 災害時における為替貯金、簡易保険等の非常取扱い及び災害つなぎ資金の融資
	日本通運株式会社（山陰支店） 1 災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送
	福山通運株式会社 1 災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送
	佐川急便株式会社（中国・四国支社） 1 災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送
	ヤマト運輸株式会社（津山主管支店） 1 災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送
	中国電力株式会社（鳥取支社） 中国電力ネットワーク株式会社（山陰ネットワークセンター） 1 電力施設の災害予防 2 災害時における電力の供給対策 3 電力施設の応急対策及び災害復旧
	KDDI株式会社（中国総支社） 1 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 2 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
指定地方	株式会社NTTドコモ中国支社 1 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 2 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧

区分・関係機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
公共機関	エヌ・ティ・ティ・コムニケーションズ株式会社 1 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 2 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
	ソフトバンク株式会社 1 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 2 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
	楽天モバイル株式会社 1 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 2 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
	日ノ丸自動車株式会社 1 災害時における自動車による人員の緊急輸送
	日本交通株式会社 1 災害時における自動車による人員の緊急輸送
	日ノ丸西濃運輸株式会社 1 災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送
	鳥取ガス株式会社 1 ガス施設の災害予防 2 災害時におけるガスの供給対策 3 ガス施設の応急対策及び災害復旧
	米子瓦斯株式会社 1 ガス施設の災害予防 2 災害時におけるガスの供給対策 3 ガス施設の応急対策及び災害復旧
	株式会社新日本海新聞社 1 災害時における災害状況の収集及び報道 2 災害時における住民への情報の周知
	日本海テレビジョン放送株式会社 1 気象予警報、災害情報等の報道 2 災害時における災害状況の収集及び報道
	株式会社山陰放送 1 気象予警報、災害情報等の報道 2 災害時における災害状況の収集及び報道
	若桜鉄道株式会社 1 災害時における鉄道及び陸路による緊急輸送
	一般社団法人鳥取県トラック協会 1 災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送
	株式会社山陰中央新報社 1 災害時における災害状況の収集及び報道 2 災害時における住民への情報の周知
	山陰中央テレビジョン放送株式会社 1 気象予警報、災害情報等の報道 2 災害時における災害状況の収集及び報道
	株式会社エフエム山陰 1 気象予警報、災害情報等の報道 2 災害時における災害状況の収集及び報道
	公益社団法人鳥取県医師会 1 災害時における医療救護の実施
	一般社団法人鳥取県LPガス協会 1 LPガス施設の災害予防及び災害時におけるLPガスの供給対策
	鳥取県農業協同組合中央会 1 災害時における食糧調達供給
	智頭急行株式会社 1 災害時における鉄道による緊急輸送
	一般社団法人鳥取県バス協会 1 災害時における自動車による人員の緊急輸送
	公益社団法人鳥取県看護協会 1 災害時における医療救護の実施
	一般社団法人鳥取県歯科医師会 1 災害時における医療救護の実施 2 遺体の検視、身分確認及び処理に関する協力に関すること
	一般社団法人鳥取県助産師会 1 災害時における医療及び助産活動に関すること
	一般社団法人鳥取県薬剤師会 1 災害時における医療救護の実施
	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 1 災害ボランティアに関すること 2 避難行動要支援者避難支援センターに関すること
	日本海ケーブルネットワーク株式会社 1 有線テレビジョンによる災害時の情報提供 2 有線テレビジョンによる気象予警報等、災害に関する情報の住民への提供 3 その他災害に関する広報活動
	株式会社鳥取テレピア 1 有線テレビジョンによる災害時の情報提供 2 有線テレビジョンによる気象予警報等、災害に関する情報の住民への提供 3 その他災害に関する広報活動
	株式会社中海テレビ放送 1 有線テレビジョンによる災害時の情報提供 2 有線テレビジョンによる気象予警報等、災害に関する情報の住民への提供 3 その他災害に関する広報活動
	鳥取中央有線放送株式会社 1 有線テレビジョンによる災害時の情報提供 2 有線テレビジョンによる気象予警報等、災害に関する情報の住民への提供

区分・関係機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	3 その他災害に関する広報活動

第2節 災害対策基本法による要請等

1 地域防災計画の実施の推進のための要請等（災害対策基本法第45条）

県防災会議の会長又は市町村防災会議の会長は、地域防災計画の的確かつ円滑な実施を推進するため必要があると認めるときは、下記の対象機関等に対して必要な要請、勧告、指示を行うものとする。

また、必要に応じ、各地域防災計画の実施状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

(1) 県防災会議が要請等を行う主な対象機関等

指定地方行政機関、県、市町村、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者

(2) 市町村防災会議が要請等を行う主な対象機関等

市町村、公共的団体、防災上必要な施設の管理者

2 知事の通知等（災害対策基本法第55条）

知事は、法令の規定により、気象庁その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する警報をしたときは、法令又は県地域防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対処してとるべき措置について、関係指定地方行政機関、指定地方公共機関、市町村その他の関係者に対し、必要な通知又は要請をするものとする。（第3部第1章「気象情報の伝達」参照）

3 市町村長の事前措置等（災害対策基本法第59条）

市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示するものとする。

なお、広域にわたって影響を及ぼすダムの放流操作等、当該市町村の区域を越えて行う指示については、一市町村長の判断に任せるべきではないことから、事前措置の指示権が及ばないものと解されるため、留意が必要である。

4 都道府県知事に対する応急措置の実施の要請の要求等（災害対策基本法第68条の2）

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、応急措置の実施の要請をするよう求めることができる。この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を当該応急措置の実施に係る指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に通知することができる。

市町村長は、都道府県知事に対する応急措置の実施の要請の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、その事態に照らし緊急を要し、都道府県知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

5 知事の応急措置（災害対策基本法第70条）

知事は、本県の区域内において災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置を速やかに実施するとともに、当該区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるように努める。

この場合において、知事は、当該区域内の応急措置の実施を総合的に調整する見地から、必要に応じ、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の関係機関に対し、各関係機関が本来実施すべき応急措置について、実施の要請等を行うものとする。この場合、指定行政機関、指定地方行政機関は正当な理由がない限り、応急措置の実施を行うものとする。

6 知事による応急措置の代行（災害対策基本法第73条）

知事は、本県の区域内で災害が発生した場合において、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収容する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行うものとする。

7 内閣総理大臣による応援の要求等（災害対策基本法第74条の3）

知事は本県の区域内で災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合において、市町村に対する応急措置の実施等に係る指示又は要求のみによっては災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、内閣総理大臣に対し、他の都道府県の知事に対して応援することを求めるように求めるものとする。

8 指定行政機関の長等に対する応援の要求等（災害対策基本法第74条の4）

知事は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し、応援を求

め、又は災害応急対策の実施を要請するものとする。

この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行うものとする。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 市町村の処理すべき事務の大綱
- 2 県及び市町村に関連する指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱
- 3 災害対策基本法第45条に基づく市町村地域防災計画の実施の推進のための市町村防災会議の会長による要請及びその対象機関等
- 4 災害対策基本法第59条に基づく、市町村長の事前措置等

第 2 章 災害救助法の適用

（県危機管理部、県福祉保健部、市町村）

第 1 節 法の適用

- 1 県は、同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、適用基準の各号のいずれかに該当するときは、速やかに災害救助法を適用するものとする。
- 2 災害救助法による救助の要否は、市町村の区域単位ごとに判定を行う。

第 2 節 適用基準等

1 規模

一定規模以上の災害（災害の規模が個人の基本的生活権と全体的な社会秩序に影響を与える程度のもの（市町村で十分な救助等が行えない場合））について、災害救助法による救助が行われる。

2 適用基準

災害救助法の適用基準は、以下のとおり。

適用条項 （災害救助法 施行令第 1 条）	基準	具体例等
第 1 項第 1 号	住家の滅失した世帯数が市町村の人口に応じ基準数以上であるとき	基準数は、別表 1 「市町村別災害救助法の適用基準表」の基準 1 号のとおり
第 1 項第 2 号	県下の滅失世帯数が 1,000 世帯以上であって、市町村内の滅失世帯数が基準数以上であるとき	基準数は、別表 1 「市町村別災害救助法の適用基準表」の基準 2 号のとおり
第 1 項第 3 号 前段	県下の滅失世帯数が 5,000 世帯以上であって、市町村内の滅失世帯数が多数であるとき	多数… 5 世帯以上
第 1 項第 3 号 後段	災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであるとき 【内閣府令で定める特別の事情】 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。	多数の世帯… 5 世帯以上 ・被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合。 ・有害ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊の技術を必要とする場合。 ・水害により、被災者が孤立し救助が困難であるため、ボートによる救出等の特殊の技術を必要とする場合。
第 1 項第 4 号	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合として内閣府令で定める基準に該当するとき 【内閣府令で定める基準】 （1）災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。 （2）災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。 特殊の補給方法： ヘリコプター、船艇等による生活必需品、食料等の補給 等	・交通事故により多数の者が死傷した場合。 ・交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合。 ・群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合。 ・豪雪により多数の者が危険状態となる場合（平年に比して短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又は危険性の増大、平年孤立したことのない集落の交通途絶による孤立化、雪崩発生による人命及び住家被害の発生）。 ・山崩れ、崖崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合。
第 2 項 （事前適用）	災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策本部が設置され、所管区域が告示されたとき	・所管区域内で被害を受けるおそれがある場合。

【別表1 市町村別災害救助法適用基準表】 (令和2年10月1日：令和2年国勢調査確定値)

市町村名	人口（人）	被害者世帯		市町村名	人口（人）	被害者世帯	
		基準1号	基準2号			基準1号	基準2号
鳥取市	188,465	100	50	琴浦町	16,365	50	25
米子市	147,317	100	50	北栄町	14,228	40	20
倉吉市	46,485	60	30	日吉津村	3,501	30	15
境港市	32,740	60	30	大山町	15,370	50	25
岩美町	10,799	40	20	南部町	10,323	40	20
若桜町	2,864	30	15	伯耆町	10,696	40	20
智頭町	6,427	40	20	日南町	4,196	30	15
八頭町	15,937	50	25	日野町	2,907	30	15
三朝町	6,060	40	20	江府町	2,672	30	15
湯梨浜町	16,055	50	25				

世帯数の算定方法（令第1条第1項第1号から3号に適用）

全壊・全焼・流出世帯・・・1世帯

半壊・半焼する等著しく損傷した世帯・・・1／2世帯、

床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯・・・1／3世帯

第3節 適用手続

1 県

(1) 国への報告

ア 県は、県災害対策本部を設置した場合並びに大規模又は特殊な救助が必要となる災害が発生し又は予見され、災害救助法の適用が予期される場合は、内閣府に被害状況等について第一報を行う。閉庁時間にあっては、別途定められた緊急時の連絡系統に従い、報告を行う。

内閣府連絡先 (勤務時間内のみ)	政策統括官（防災担当）被災者生活再建担当 電話（直通） 03-3503-9394 ファクシミリ 03-3502-6034
---------------------	--

イ 被害状況の把握に時間を要する場合は、取り急ぎ以下の内容を情報提供する。

(ア) 災害の発生の日時及び場所

(イ) 災害の原因及び被害の状況

(ウ) 市町村別被害状況（概数）

a 人的被害（死者数、行方不明数、負傷者数（重傷者数・軽傷者数））

b 住家の被害（世帯数・人員（全壊・全焼・流失、半壊・半焼、床下浸水））

(エ) 法による救助実施見込市町村名、実施年月日

(オ) すでに取った措置、今後取ろうとする措置（救助の種類等）

(カ) その他必要事項

(2) 適用の決定

県は、市町村から被害状況等の報告があった場合等で救助が必要であると認められる場合、又は被害の状況を客観的に判断し適用すべき状態にあると認められる場合は、内閣府に技術的助言を求める等必要な措置を講じ、適用を決定する。

なお、適用に当たっては、被害住家の数のみに拘泥しないで、特殊な救助の必要性の有無や、多数の被災者の生命・身体に危害が及ぶ恐れの有無を考慮し、時機を失しないよう速やかに知事の決裁を仰ぎ、適用の適否を判断するものとする。

従来、都道府県知事が令第1条第1項第3号後段及び第4号により法を適用するに当たっては、国に対する協議が求められていたが、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の趣旨に従い、平成12年4月以降は国に対する協議は必要とされていない。

よって、住家の滅失数によらない適用も考慮に入れ、迅速な適用を行う必要がある。

(3) 通知等

県は、災害救助法を適用したときは、当該市町村、所管の総合事務所県民福祉局（東部圏域は東部地域振興事務所東部振興課）及び県各部局に指示するとともに関係指定地方行政機関等に通知し、内閣府に報告する。

(4) 公示

県は、災害救助法を適用したときは、内閣府と連絡調整を図り、以下の項目について公示を行う。

ア 災害発生の日 イ 災害の種類 ウ 救助の期間 エ 救助を実施する区域（市町村）

2 市町村

市町村は、災害に際し、当該市町村における災害が第2節の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は

該当する見込みのあるときは、直ちにその旨を県に報告しなければならない。

第4節 救助の実施

1 実施機関

別表3「災害救助法による応急救助の実施概念図」を参照。

(1) 県

ア 県による救助の実施

災害救助法を適用する場合の救助は県が行うこととする。

イ 市町村に対する救助の委任

(ア) 委任の要件

県は、次に掲げる事項すべてに該当するときは、知事の権限に属する災害救助法の救助の実施に関する事務の一部を市町村に行わせることとする。なお、市町村への委任の基本は別表2のとおりとする。

- ・市町村が当該事務を行うことにより、救助の迅速化、的確化が図られること。
- ・避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、災害にかかった者の救出等緊急を要する救助、及び学用品の給与等県において困難な救助の実施に関する事務であること。

(イ) 委任の手続き

県は、市町村への委任に当たっては、災害ごとに市町村へその事務の内容及び実施期間を通知して行うとともに、これを公示する。なお、通知、公示ができない場合はこの限りではない。

(2) 市町村

ア 市町村は、救助の委任を受け、救助の実施に関する事務を適正に実施する。

イ 市町村は、災害の事態が急迫して、県による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するとともに、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

2 救助の種類

- (1) 避難所、応急仮設住宅の設置 (2) 食品、飲料水の給与 (3) 被服、寝具等の給与又は貸与
(4) 医療、助産 (5) 被災者の救出 (6) 福祉サービスの提供 (7) 住宅の応急修理 (8) 学用品の給与
(9) 埋葬 (10) 死体の搜索及び処理 (11) 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

3 救助の基準

- (1) 災害救助法による救助の種類、対象、費用の限度額及び期間等は、別表2「災害救助法による救助の種類と概要」及び鳥取県災害救助法施行細則のとおりとする。
- (2) なお、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、県は内閣府に協議し、その同意を得て県が定める基準により実施するものとする。

4 災害救助に関する県の組織

- (1) 災害救助組織については県本部の組織をそのまま活用する。
- (2) 救助活動はそれぞれの実施部において実施するものとするが、本部長の総指揮のもとに、各部各課が一体的な協力によりこれを実施するものとする。

【別表2 災害救助法による救助の種類と概要】

救助の種類	実施者	救助の対象	備考（救助の方法、留意点等）
避難所の設置	市町村（県が委任）、日赤鳥取県支部（県が一部委託）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	・避難情報が発出された場合のほか、緊急避難の必要がある場合を含む。 ・公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借上対応も可能。
応急仮設住宅の給与	県（県が直接設置することが困難な場合、県が設計書等を提示し、市町村に委任）	住家が全壊、全焼、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	・民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象となる。 ・被災地における住民登録の有無を問わない。
炊き出しその他による食品の給与	調達：県 供給：市町村（県が委任）	避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	・現に食しうる状態にあるものを給与すること。 ・救助作業に従事する者は対象外。
飲料水の供給	市町村（県が委任）	災害のため現に飲料水を得ることができない者	・供給量は、1人1日3リットル以上を目安とする。

救助の種類		実施者	救助の対象	備考（救助の方法、留意点等）
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		調達：県 供給：市町村（県が委任）	住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水、船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	・床下浸水は対象外。 ・品目は、被服、寝具、身の回り品、日用品、炊事用品、食器、光熱材料を目安とする。 ・夏期と冬期で限度額に差がある。
医療		県、日赤鳥取県支部（県が委託）	災害のため医療の途を失った者	・傷害や疾病の原因や、受けた日時又はかかった日時を問わない。
助産		県、日赤鳥取県支部（県が委託）	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって、災害のために助産の途を失った者	・出産のみならず、死産、流産を含む。
災害にかかった者の救出		市町村（県が委任）	災害のため現に生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者	・捜索期間（3日間）に生死が明らかにならない場合は、遺体の捜索として取り扱う。
福祉サービスの提供		市町村（県が委任）	災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障がい者、乳幼児その他の者	・災害時要配慮者の情報の把握、相談対応、避難生活上の支援、避難所への誘導、福祉避難所の設置を行う。
災害にかかった住宅の応急修理	住家の被害の拡大を防ぐための緊急の修理	市町村（県が委任）	災害のため住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	・修理か所は、屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分を対象とする。
	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	市町村（県が委任）	災害のため住家が半壊又は半焼若しくはこれらに準ずる程度の損害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	・修理か所は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な欠くことのできない部分について必要最小限度を対象とする。（面積制限なし）
学用品の給与		市町村（県が委任）	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある児童生徒	・小学校児童、中学校生徒、高等学校等生徒等を対象とする。 ・品目は、教科書、教材、文房具、通学用品とする。
埋葬		市町村（県が委任）	災害の際死亡した者	・応急的な仮葬であり、正式な葬祭ではない。 ・漂流遺体の取り扱いは下記による。
遺体の捜索		市町村（県が委任）	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	・災害発生後、直ちに死亡していると推定される場合は、3日を経過しなくても遺体の捜索として取り扱う。
遺体対策		市町村（県が委任） 日赤鳥取県支部（県が委託）	災害の際死亡した者	・漂流遺体の取り扱いは（次ページ（参考））による。 ・埋葬を除く。
障害物の除去		市町村（県が委任）	居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者	・通常は、当該災害によって住家が直接被害を受けた場合に限られる。 ・応急的な除去に限る。 ・豪雪による除雪も対象となり得る。
応急救助のための		県	1 被災者（災害が発生するおそれがある場合の救助にあつては避難者）の	

救助の種類	実施者	救助の対象	備考（救助の方法、留意点等）
輸送	市町村（県が一部委任）	避難（避難者自身を避難させるための輸送、被災者を誘導するための人員、資材等の輸送。災害が発生するおそれがある場合にあっては、高齢者や障がい者等で避難行動が困難な要配慮者、自ら避難することが困難な状況にある者等を避難所へ輸送するためのバスの借上げ費用料等の費用を対象。） 2 医療、助産（救護班において処置できないもの等の移送、救護班の仮設する診療所への患者輸送、救護班関係者の輸送等） 3 被災者の救出（救出された被災者の輸送、救出のための必要な人員、資材等の輸送） 4 飲料水供給（飲料水を確保するための必要な人員、機械、器具、資材等の輸送（飲料水の直接輸送を含む）） 5 遺体等の搜索（搜索のため必要な人員、資材等の輸送） 6 遺体対策等（遺体対策・検案のための人員の輸送、遺体の処置のための衛生材料等の輸送、遺体の輸送、遺体を移送するための人員の輸送）	
災害ボランティアセンターの設置・運営	市町村（県が委任）	災害ボランティアセンターにおける救助と災害ボランティア活動との調整事務の委託	

* 「実施者」欄の記載は、災害時の標準的な実施体制であり、災害の規模や緊急性等に応じて県と市町村が連携して実施するものとする。

* 床上浸水は、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった場合を含む。

（参考）災害救助法適用地域の遺体が、同法の適用されない地域に漂着した場合の遺体の取り扱い

1 遺体の身元が判明している場合

- （1）遺体が県内の他の市町村に漂着した場合は、当該市町村は、県の補助機関として遺体対策等を実施、その費用は県が負担する。
- （2）遺体が高知県の市町村に漂着した場合は、漂着地の市町村において処理等されるものとし、その費用については求償を受ける。

2 遺体の身元が判明していない場合

- （1）遺体が被災地から漂着したものであると推定できる場合は、上記1と同様に取り扱うものとする。
- （2）遺体の身元が判明せず、かつ被災地から漂着したものであるとの推定ができない場合は、漂着地の市町村が行旅病人及行旅死亡人取扱法の規定により処理するものとする。

第5節 費用の支弁及び国庫負担

1 費用の支弁

災害救助法による救助に要する費用は、県が支弁する。

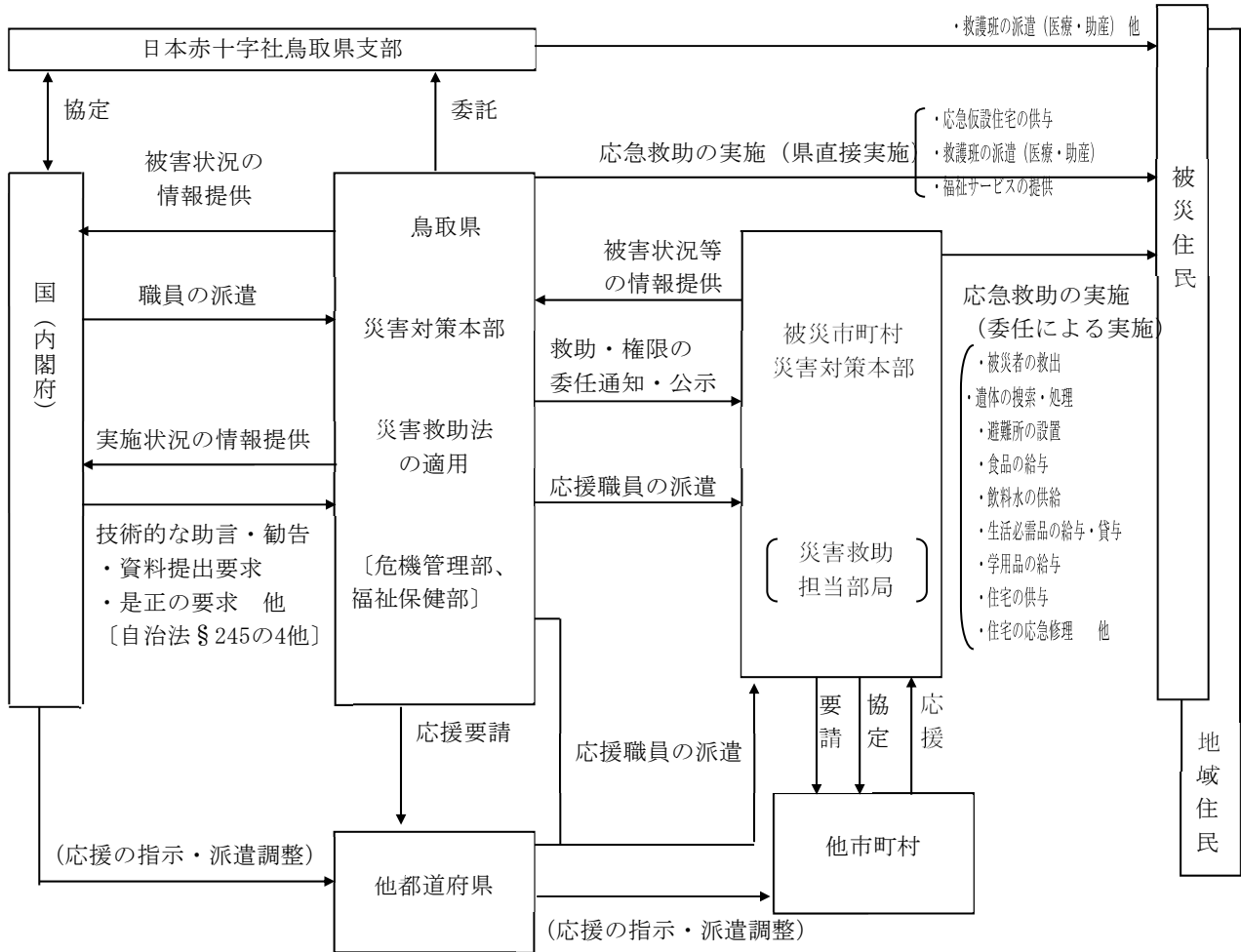
2 国庫負担

災害救助法による救助に要する費用が100万円以上となる場合、県の普通税収入見込額に占める救助費用の割合に応じて、国庫が負担される。

【国庫負担の対象】

- （1）救助に要した費用（救助の事務を行うのに要した費用を含む。）
- （2）従事命令を受けた者に対する実費弁償及びこれらの者に対する扶助金の支給に要した費用
- （3）協力命令を受けた者に対する扶助金の支給に要した費用
- （4）管理、使用、収容及び保管命令の処分に伴う損失補償に要した費用
- （5）日本赤十字社に対する補償に要した費用
- （6）他の都道府県から応援を受けた場合、その求償に対する支払いに要した費用

【別表 3】 災害救助法による応急救助の実施概念図



第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 災害救助法の適用に係る県への報告
- 2 救助の委任を受けた場合の救助の実施に関する項目
- 3 災害の事態が急迫して、県による救助の実施を待つことができない場合の災害救助法の規定による救助の着手及び知事への報告

第3章 損害補償

（県総務部、県福祉保健部ほか）

第1節 目的

人的公用負担等に係る損害補償を規定し、損害を受けた者等を補償することを目的とする。

第2節 災害応急対策活動従事者の損害補償

損害補償は関係法令の規定に従うものとし、関係法令の補償の一例については、次表のとおりである。

公用負担等によらない場合は、労働者災害補償保険、地方公務員災害補償基金等による。

なお、応援協定に基づく従事者については、公用負担とは認められないため、協定条文に盛り込まれた基準等に依るものとする。

公用負担等根拠法令	権利者	負担義務者等	負担内容等	補償根拠法令	補償負担者
災害対策基本法第65条第1項、同条第2項、同条第3項	市町村長ほか	当該市町村の住民又は現場にある者 （自然人のみ）	応急措置に従事	災害対策基本法第84条第1項	市町村
災害対策基本法第71条	県知事	土木技術者、土木事業者及びこれらの者の従業者ほか	従事命令、協力命令、保管命令による応急措置に従事	災害対策基本法第84条第2項	県
消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団員	現場付近にある者	消防作業に従事	消防法第36条の3	市町村
消防法第25条第2項			消火、延焼防止、人命救助に協力		
消防法第35条の10第1項	救急隊員		救急業務に協力		
水防法第24条	水防管理者、水防団長、消防機関の長	水防管理団体の区域内に居住する者又は現場にある者	水防に従事	水防法第45条	水防管理団体
災害救助法第7条第1項	県知事	医療、福祉、土木建築工事又は輸送関係者	救助に関する業務に従事	災害救助法第12条	県（一定額を超える場合は一部国負担）
災害救助法第7条第2項	地方運輸局長（運輸監理部長を含む）	輸送関係者			
災害救助法第8条	県知事	救助を要する者、その近隣にある者			

第3節 民事の損害補償

強風等の災害により住家が破損し、その影響で隣家に被害を生じたような私人間の財産トラブルについては、県は介入しないものとし、簡易裁判所の民事調停等により解決を図るよう勧めるものとする。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 災害応急対策活動従事者の損害補償

（1）災害対策基本法第84条第1項に基づく損害補償

（2）消防法第36条の3に基づく損害補償

第4章 激甚災害の適用

（県令和の改新戦略本部ほか関係各部署）

第1節 激甚災害制度の概要

- 1 激甚災害制度とは、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）に基づく制度である。

区分	概要
法における定義	国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害
指定の手続き	- 中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害を「激甚災害」として指定 - 当該激甚災害に対し適用すべき措置を併せて指定（局激については災害対象区域も併せて指定） - 事業所管庁の大臣により、具体的に措置が適用される地域が告示により指定
種類	「本激」…地域を特定せず、災害そのものを指定（対象災害・適用措置を指定） 「局激」…市町村単位での災害指定（対象災害・適用措置・災害対象区域を指定） ※県に対する財政援助措置はないことに留意
指定の基準	中央防災会議が定めている次の基準による。 - 激甚災害指定基準（本激の基準） - 局地激甚災害指定基準（局激の基準）

- 2 激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業に対する低利融資など、特別の財政助成措置が講じられる。ただし、激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体等のすべてが特例措置を受けられる訳ではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体等に限って特例措置が適用される。
- 3 激甚災害法に基づく主要な適用措置は、次のとおりである。

区分	条	号	対象事業	関係法令
1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	第3条	1	公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業
		2	公共土木施設災害関連事業	費国庫負担法
		3	公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法
		4	公営住宅施設災害復旧事業	公営住宅法
		5	生活保護施設災害復旧事業	生活保護法
		6	児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法
		6の2	認定こども園災害復旧事業	認定こども園法
		6の3	老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法
		7	身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業	身体障害者福祉法
		8	障害者支援施設等災害復旧事業	障害者総合支援法
		9	婦人保護施設災害復旧事業	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
		10	感染症指定医療機関災害復旧事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
		11	感染症予防事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
		11の2	特定私立幼稚園災害復旧事業	子ども・子育て支援法
		12	堆積土砂排除事業（公共的施設の区域内）	河川法、道路法、都市公園法、下水道法、漁業法
13	堆積土砂排除事業（公共的施設の区域外）			
14	湛水排除事業			
2 農林水産業に関する特別の助成	第5条	・農地、農業用施設又は林道の災害復旧事業 ・農業用施設又は林道の新設又は改良の災害関連事業		天災融資法
	第6条	・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例		
	第7条	・開拓者等の施設、水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助		
	第8条	・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例		
	第9条	・森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助		
	第10条	・土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助		
	第11条	・共同利用小型漁船の建造費の補助		
	第11条の2	・森林災害復旧事業に対する補助		

区分	条	号	対象事業	関係法令
3 中小企業に関する特別の助成	第12条		・ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	中小企業信用保険法
	第14条		・ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	
4 その他特別の財政援助及び助成	第16条		・ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助	
	第17条		・ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助	
	第19条		・ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	
	第20条		・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例	母子及び父子並びに寡婦福祉法
	第21条		・ 水防資材費の補助の特例	
	第22条		・ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	
	第24条		・ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	
	第25条		・ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	雇用保険法

第2節 激甚災害の指定に係る手続き

1 調査の実施

- (1) 県は、市町村の被害状況等を検討し、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると考えられる事業について各部局で必要な調査を実施する。
- (2) 各部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚災害法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努める。（局激については、1月から12月までの復旧事業費の査定額を例年12月下旬に提出して指定するため、例年2月から3月の指定となることに留意。）

2 指定の促進

激甚災害の指定を早急に受けることにより、災害復旧への安心感を住民に与えることに鑑み、県は、激甚災害の指定を早急に受ける必要があると認めるときは、国の機関と密接に連絡調整を行い、指定の促進を図る。

3 特別財政援助額の交付手続

- (1) 市町村は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県の各部局に提出する。
- (2) 県の各部局は、激甚災害の指定を受けたときは、激甚災害法及び算定の基礎となる法令に基づき、負担を受けるための手続等を実施する。（年度末に精算）

第1章 組織及び体制

第1節 目的

第2節 鳥取県災害対策本部等

鳥取県災害対策本部



1 鳥取県災害対策本部

(1) 県本部の組織

ア 本部長

- (ア) 本部長は、知事がその任務に当たる。本部長は県本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- (イ) 知事が不在等の非常時には、自衛隊等への災害派遣要請等の知事権限委譲順位を次のとおりとする。

第1位 副知事 第2位 政策統轄監 第3位 危機管理部長

イ 副本部長

- (ア) 副本部長は、副知事がその任務に当たる。
- (イ) 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

ウ 本部員

- (ア) 本部員は、政策統轄監、政策統轄総局長、令和の改新戦略本部長、輝く鳥取創造本部長、男女協働未来創造本部長、危機管理部長、総務部長、地域社会振興部長、福祉保健部長、子ども家庭部長、生活環境部長、商工労働部長、農林水産部長、県土整備部長、会計管理者、企業局長、病院事業管理者、教育長、警察本部長、その他職員で知事が指名する者を充てる。
- (イ) この際、災害対策の決定に当たって男女共同参画の視点から点検するため、本部員の男女構成について、あらかじめ十分配慮するものとする。
- (ウ) 本部員自らがその任務に当たることができないときは、あらかじめ定めた職員がその任務に当たる。

エ 本部員付

- 本部員付は、本部員及び事務局と実施部との連絡調整等を行うものとし、各実施部においては、あらかじめ複数の担当職員とその参集すべき順位を定めておくものとする。

オ 実施部

- (ア) 実施部は、各部局で構成し、主管課は各部局の主管課（県土整備部は技術企画課）とする。実施部は、それぞれの所掌事務に従い、災害応急対策の実施に当たる。
- (イ) 特に指示がない限り平時の執務室を拠点として災害対策に当たるものとするが、被災等により平時の執務室が使用不能となった場合の代替施設をあらかじめ定めておくものとする。

カ 事務局

- (ア) 事務局は、災害対策本部長の意思決定を補佐する。
- (イ) 事務局は、災害対策本部室内に設置し、危機管理政策課、危機対策・情報課、原子力安全対策課及び消防防災課全職員並びにあらかじめ決められた他課の職員で構成する。
- (ウ) 事務局長は、危機管理部長をもって充てるものとする。
- (エ) 事務局は、「鳥取県災害対策本部事務局設置運営要領」及び「鳥取県災害対策本部事務局応援職員運営要領」に基づき、災害応急対策実施のための連絡調整業務を行う（要領は資料編のとおり）。

キ アドバイザー等

- (ア) 県本部は、災害対策を円滑に実施するため、必要に応じ関係者（鳥取県防災顧問、鳥取地方気象台職員、国土交通省中国地方整備局職員、自衛隊連絡幹部、緊急消防援助隊連絡員（東部消防局）など）を招集することができる。
- (イ) また、ライフライン復旧作業を調整するための連絡員を関係機関から招集し、各機関と必要な調整を行う。

(2) 設置の場所

- ア 県本部の設置場所は、県庁第二庁舎3階及び4階とする。なお、県庁第二庁舎が使用不可能な場合は、県東部庁舎等適切な場所に設置するものとする。
- イ さらに、東部地区に大災害が発生し、これらのいずれの施設も県本部として使用できなくなった場合は、中部総合事務所又は西部総合事務所に設置するものとする。

(3) 設置及び廃止の基準

- ア 県本部の設置の基準は、第2章「配備及び動員」による。
- イ 県本部は、概ね次の基準により知事が廃止する。
 - (ア) 県内各地域における危険がなくなつたと認めるとき。
 - (イ) 当該災害に係る応急対策及び二次災害防止対策が概ね終了したと認めるとき。

(4) 設置及び廃止の公表

- ア 県本部事務局は、県本部が設置されたときは直ちにその旨を、県関係機関（県庁内を含む）、国（総務省消防庁）、市町村、報道機関及び指定（地方）公共機関、指定地方行政機関に対し、電話（有線、無線）、ファクシミリ、電子メール、庁内放送、文書等により公表（通知）するとともに、県本部（本部長、本部員、事務局各班、通信途絶に備えた衛星携帯電話）の連絡先の周知を図るものとする。
- イ 県本部が廃止されたときは、同様に設置の公表に準じてその旨を公表する。

(5) 県本部の任務等

- ア 県本部は、災害対策の推進に関し、総合的かつ一元的体制を確立するとともに本計画の定めるところにより災害応急対策を実施するものとし、すべての本部員が災害に対する応急処置に全力を尽くすものとする。
- イ 県本部の実施すべき主な事項は次のとおりである。
 - (ア) 災害発生時の対応方針の決定及び関係機関との調整
 - (イ) 災害に係る各種情報収集

(ウ)緊急輸送路確保のための連絡調整

(エ)関係機関への応援要請と組織間調整（要請手続等については、第4部「防災関係機関の連携推進計画」の各章を参照）

(オ)国（現地対策本部）との連絡調整

(カ)食糧、生活関連物資等の調達・供給に係る調整

(キ)円滑かつ迅速な災害応急対策のための各種連絡調整

(ク)住民の安心安全情報の提供

ウ 県本部の所掌事務

(ア)県本部（実施部及び事務局）の所掌事務は、別表「県本部（実施部及び事務局）所管組織の所掌事務（応急対策）」のとおりとする。

(イ)県本部が設置されていないときであっても、各課は、県本部の所掌事務にしたがって災害対策を実施するものとする。

(ウ)なお、所管が不明確な事務や、部局横断的な対応が必要とされる事務については、危機管理部長が総合調整を図り、その都度決定するものとする。

エ その他の県の組織

県の地方機関、企業局事業所、教育機関は、鳥取県行政組織規則（昭和39年3月鳥取県規則第13号）、鳥取県企業局組織規程（昭和38年5月鳥取県企業管理規程第1号）、鳥取県教育委員会事務局組織規程（昭和39年4月鳥取県教育委員会規則第5号）に定める事務のほか、主管部長の指示にしたがって必要な事務を処理するものとする。

オ ワーキングチームの設置

部局横断的な課題については、必要に応じて関係部局職員で構成するワーキングチームを設置し、対応にあたるものとする。

(6) 災害対策本部会議の開催

県本部では、災害対策本部会議（以下「本部会議」という）を適宜開催し、必要な災害対策について協議するものとする。

ア 本部会議の構成

(ア)本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。なお、状況に応じて必要な本部員が本部会議に参加するものとする。

(イ)本部長は、災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めるものとする。また、必要に応じて本部会議をテレビ会議システムにより開催し、被災市町村から直接被災状況や支援ニーズを聞き取る、必要な対策を協議する等により、被災市町村の実情に応じた支援を行うものとする。

(ウ)広域的な医療救護対策が必要な場合で、鳥取市が災害対策本部を設置していないときは、保健所設置市である鳥取市（保健所長等）が本部会議に出席する等の必要な協力を得て、一体的かつ迅速的確な対策の確保を図るものとする。なお、鳥取市が災害対策本部を設置している場合は、災害対策本部会議を合同で開催することをもって代えるものとする。

(エ)本部会議の庶務は、事務局が担当するものとする。

イ 本部会議の開催

(ア)本部長は、県本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要に応じて本部会議を招集するものとする。

(イ)本部員は、本部会議の開催を必要と認めるときは、その旨を事務局長（危機管理部長）に申し出るものとする。

(ウ)なお、県本部の設置直後の第1回会議は、本部長参集と同時に速やかに（概ね60分以内を目途）開催するものとし、その後は対応状況を勘案して開催するものとする。

ウ 本部会議の協議事項

(ア)県本部の配備体制に関すること

(イ)災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること

(ウ)市町村長に対する災害対策の指示に関すること

(エ)指定行政機関、指定地方公共機関等に対する応急措置の実施の要請及び他県に対する応援の要求に関すること

(オ)その他災害対策に関する重要事項

(7) 本部会議の検討項目

本部会議においては、主として部局間で検討が必要なものについて検討するものとし、主な項目は次表のとおりである。

開催時期			検討すべき項目	判断に必要な情報
発生直後（発災期） 1日目（災害拡大期） 1～3日後（災害沈静期） 3日後～（災害沈静期）			1 県の体制（地方支部、現地本部の設置等）	気象情報や震度情報、既存の被害想定資料などに基づく俯瞰的な被害見積もり（火災発生を含む）
			2 救助勢力を集中的に投入すべき地域の決定	上記1の被害見積もり
			3 情報収集体制（県消防防災ヘリの運用、被災地域への職員派遣等）	県消防防災ヘリの活動状況、県・市町村庁舎のインフラ機能
			4 自衛隊、緊急消防援助隊、海上保安庁への災害派遣要請（原則、自衛隊に対する情報収集派遣を要請）	上記1の被害見積もり、活動拠点（空港など）や緊急輸送道路の被災及び迂回路の状況
			5 災害救助法の適用	4号適用の可能性及び内閣府との協議 ※4号適用は時機を失すると適用困難
			6 県の部局間の弾力的な職員応援	職員の被災、登庁状況（総合事務所を含む）
			7 市町村への緊急支援要員の派遣（災害時市町村支援チーム、医療応援ほか）	市町村からの応援要請状況、医療関係従事者の対応状況
			8 非常用食糧、生活関連物資の支援	避難者数の見積もり、応援協定等に基づく調達可能数量の把握、輸送手段の調整
			9 応援協定に基づく他自治体等への応援要請	外部応援が必要な対策、国・全国知事会等との調整状況
			10 広報戦略	県民の必要とする情報、緊急に県民に周知が必要な情報
			11 気象予測を見越した二次災害の防止対策	今後の気象推移、余震の発生見込み等
			12 市町村への専門職員派遣（土木関係、保健師等）	市町村からの要請状況、メンタルケア対策の対応状況
			13 応援協定に基づく他自治体への応援要請、特に職員派遣	市町村での避難所運営等に必要な職員数、ボランティア等の活動状況
			14 職員ローテーションの検討	夜間対応に必要な職員数の把握
			15 支援施策の検討	被害特性の把握、県民のニーズ
			16 仮設住宅の建設	市町村からの要請状況、建設用地の確保
			17 風評被害対策	風評被害の状況
			18 災害復興本部への移行	応急対策の実施状況

※ 災害発生時には、上表を参考に災害特性を踏まえて弾力的に検討

(8) 本部会議の公開

本部会議は、原則として公開とする。

(9) 対策実施に当たっての部局間の連携、応援及び業務分担の調整

本部会議の決定事項については、当該対策を直接実施する部局の本部員のみならず他のすべての本部員が緊密な連絡のもとでその実施を図るものとする。

また、応急対策の実施に当たっては、特定の部局に業務が集中して実施が困難とならないよう、業務量や緊急性等を踏まえて適宜部局間の人員応援や業務分担について調整するものとする。

(10) 複合災害発生時の対応

複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）が発生した場合は、県災害対策本部は必要に応じて要員の所在調整等を行うとともに、本部内の情報共有、連絡調整等を緊密に行う等、効率的かつ実効的な組織運営を図るものとする。県現地災害対策本部についても、必要に応じて同様の配慮を図るものとする。

2 鳥取県災害対策本部地方支部

知事は、地方における災害対策の円滑な遂行を図るため、県本部に必要な災害対策本部地方支部（以下この編において「支部」という。）を置くこととする。

(1) 支部の名称、所管区域等は、次のとおりとする。

支部の組織

名称	所管区域	支部長	支部員	主管機関
東部支部	鳥取市、岩美郡、八頭郡	東部地域振興事務所長	東部県税事務所長 東部建築住宅事務所長 東部農林事務所長 東部農林事務所八頭事務所長 鳥取県土整備事務所長 八頭県土整備事務所長 鳥取家畜保健衛生所長、企業局東部事務所長	東部地域振興事務所東部振興課

名称	所管区域	支部長	支部員	主管機関
			東部教育局長 その他職員で支部長が指名する者	
中部 支部	倉吉市、東伯郡	中部総合事務所長	中部総合事務所 中部総合事務所県民福祉局長 中部総合事務所倉吉保健所長 中部総合事務所環境建築局長 中部総合事務所農林局長 中部総合事務所県土整備局長 中部県税事務所長 倉吉家畜保健衛生所長、企業局東部事務所長 中部教育局長 その他職員で支部長が指名する者	中部総合事務所 県民福祉局
西部 支部	米子市、境港市、 西伯郡、日野郡	西部総合事務所長	西部総合事務所 西部総合事務所県民福祉局長 西部総合事務所米子保健所長 西部総合事務所環境建築局長 西部総合事務所農林局長 西部総合事務所米子県土整備局長 日野振興センター所長 日野振興センター日野振興局長 日野振興センター日野県土整備局長 西部県税事務所長 西部家畜保健衛生所長、境港水産事務所長、 企業局西部事務所長、西部教育局長 その他職員で支部長が指名する者	西部総合事務所 県民福祉局

(2) 支部の組織

支部に支部長、支部員及びその他の職員で構成する実施部、事務局を置く。

ア 支部長

(ア) 支部長は当該地域を管轄する総合事務所長（東部圏域においては東部地域振興事務所長）をもって充てる。

(イ) 支部長は本部長の命を受け、支部の事務を総括する。

イ 支部員

(ア) 支部員には、(1)の「支部の組織」の表に掲げる職にある者を充てる。この際、災害対策の決定に当たって男女共同参画の視点から点検するため、支部員の男女構成について、あらかじめ十分配慮するものとする。

(イ) 支部員は、支部長の命を受け、支部の事務に従事する。

ウ 実施部

実施部は、支部長及び支部員が所属する地方機関等で構成し、それぞれの所掌事務に従い、災害応急対策の実施に当たる。

エ 事務局

(ア) 事務局は支部の災害対策室内に設置し、支部員の事務を補助する。

(イ) 事務局職員は、支部長及び支部員がその所属する地方機関等の職員のうちから指名するものとする。

(3) 設置の場所

支部の設置場所は、当該区域を所管する県総合事務所（東部圏域においては県東部庁舎又は八頭庁舎）とする。

(4) 設置及び廃止の基準

ア 支部の設置基準は、第2章「配備及び動員」による。

イ 支部の廃止基準は、次のとおりとする。

(ア) 当該区域を所管する県総合事務所（東部圏域においては県東部庁舎又は八頭庁舎）に現地災害対策本部が設置されたとき

(イ) 県本部が廃止されたとき

(ウ) その他、知事が必要と認めたとき

(5) 設置及び廃止の公表

支部の設置及び廃止の公表は、県本部の設置及び廃止の公表に準ずるものとする。

(6) 支部の任務等

支部の所掌事務は次のとおりとする。

ア 所管区域の災害に関する情報の収集及び県本部に対する報告に関すること。

イ 災害予防及び災害応急対策の実施についての連絡調整に関すること。

ウ 関係機関との連絡に関すること。

エ その他本部長が命じた事項に関すること。

(7) 支部連絡会議

ア 支部連絡会議の構成

(ア) 支部に、支部長及び支部員で構成する支部連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

(イ) なお、状況に応じて必要な支部員が支部連絡会議に参加するものとする。

イ 支部連絡会議の開催

連絡会議は支部長が主宰する。ただし、支部長が主宰できないときは、あらかじめ支部長が指名する支部員がこれを代理する。

ウ 支部連絡会議の協議事項

連絡会議は、支部員の所属する地方機関等の所掌事務に係る災害応急対策の実施に関する事項について連絡調整を図るものとする。

(8) 支部連絡会議の公開

支部連絡会議は、原則として公開とする。

(9) オブザーバーの派遣要請

支部長は、必要に応じ、本部長に対してオブザーバー又は連絡要員の支部への派遣について要請するものとする。

(10) その他

ア 支部員の所属する地方機関等の所掌事務に係る災害に関する情報は当該支部員がこれを収集し、当該地方機関等を所掌する部の部長たる本部員に報告するとともに、支部連絡会議に報告するものとする。

イ 各支部の支部員は、災害が発生するおそれがあると認めたときは、支部が開設されていない場合でも、災害情報の収集及び伝達のための必要な措置を講ずる。

ウ 「鳥取県災害対策地方支部運営要領」によるほか、同要領に基づき支部が作成した運営マニュアルにより支部運営に当たるものとする。（要領は資料編のとおり）

3 鳥取県現地災害対策本部

本部長は、災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により災害応急対策を推進するため、特に必要があると認めるときは、名称、所管区域及び設置場所を定めて、現地災害対策本部（以下この編において「現地本部」という。）を設置することができるものとする。

(1) 現地本部の組織

現地本部に現地本部長、現地副本部長、現地本部員及びその他の職員を置く。

ア 現地本部長

(ア) 現地本部長は、当該地区を所管する支部長をもって充てる。ただし、所管区域が複数の支部にまたがるときは本部長が指名する。

(イ) 現地本部長は、本部長の命を受け現地本部の事務を総括して所轄の職員を指揮監督するものとする。

イ 現地副本部長

現地副本部長は現地本部長が指名するものとし、現地本部長を補佐する。

(2) 設置の場所

現地本部の設置場所は本部長が定めるものとするが、原則として当該地区を所管区域とする支部の県総合事務所（東部圏域においては県東部庁舎又は八頭庁舎）内に設置する。

(3) 設置及び廃止の基準

災害の規模その他の状況により災害応急対策を推進するため、特に必要があると認めるとき設置するものとする。

(4) 設置及び廃止の公表

現地本部の設置及び廃止の公表は、県本部の設置及び廃止の公表に準ずるものとする。

(5) 現地本部の公開

現地本部は、原則として公開とする。

(6) 現地本部の任務等

ア 現地本部は、災害地において県本部の事務の一部を行うものとし、その内容については県本部の本部会議において決定するものとする。

イ 現地本部長は、災害が大規模で所管区域の市町村役場、消防機関等が災害の状況を把握できないと認めるときは、被災地の市町村役場及び被災地の情報を直接収集・分析し、県本部に報告するものとする。

ウ なお、情報収集に当たっては、県本部事務局と密接な連絡のもとに活動するものとする。

(7) 現地本部の運営その他必要な事項は、その都度本部長又は現地本部長がこれを定める。

第3節 鳥取県災害警戒本部

危機管理部長は、県本部が設置されない段階で災害に対する警戒のため必要と認めるときは、鳥取県災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

1 警戒本部の組織

警戒本部に警戒本部長、警戒副本部長、本部長付を置く。

(1) 警戒本部長

ア 警戒本部長は、危機管理部長がその任務に当たる。

イ 警戒本部長は警戒本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

ウ 警戒本部長が不在等の非常時には、以下の順序により任務を代理する。

第1位 次長**第2位 次長兼危機管理政策課長****(2) 警戒副本部長**

ア 警戒副本部長は、次長がその任務に当たる。

イ 警戒副本部長は本部長を補佐する。

(3) 本部長付

ア 危機対策・情報課長、危機管理専門官を本部長付とする。

イ 本部長付は、被災地に対する応援派遣の検討、本部長の指示する特命事項等の任務に当たる

(4) 事務局

ア 警戒本部事務局職員は、危機管理政策課、危機対策・情報課、原子力安全対策課及び消防防災課全職員とする。

イ なお、県水防本部との連携などのため、必要に応じて他部局の職員を加えるものとする。

(5) 災害対策本部事務局への移行

警戒本部事務局職員（他部局の職員を除く。）は、県本部が設置されたときは速やかに県本部事務局職員としての任務につくものとする。

2 設置の場所

警戒本部は、県災害対策本部室に置くものとし、必要に応じて第二庁舎4階災害オペレーション室に移行するものとする。

3 設置及び廃止の基準

(1) 警戒本部の設置の基準は、第2章「配備及び動員」のとおりとする。

(2) 警戒本部は、概ね次の基準により危機管理部長が廃止する。

ア 体制が第2章「配備及び動員」に定める注意体制又は非常体制に移行した場合。

イ 県内各地域における警戒の必要がなくなったと認めるとき。

4 設置及び廃止の公表

警戒本部を設置したときは、その旨を直ちに各部局主管課及び各総合事務所県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課）並びに警察本部及び消防局等の関係機関に連絡するものとする。なお、警戒本部を廃止したときも同様とする。

5 警戒本部の公開

警戒本部は、原則として公開とする。

6 警戒本部の任務等

警戒本部の主な任務は以下のとおりとする。

(1) 気象情報、被害情報等の収集及び関係機関等への伝達

(2) 県ホームページ等による情報提供や注意喚起

(3) 台風の接近が予想される等の場合、必要に応じて気象台と連携し台風説明会等を開催

(4) 災害対策本部への移行を視野に入れた段階的な所要の準備の推進、災害への警戒、監視及び初動の対応

7 その他

その他「鳥取県災害警戒本部設置運営要領」による。（要領は資料編のとおり）

第4節 その他の応急対策を実施する組織**1 鳥取県危機管理委員会又は鳥取県緊急対応チームの招集**

県本部や警戒本部を設置していない場合の所管が明確でない又は複数の部局・機関に関連する災害対策に関する初動対応については、「鳥取県危機管理対応指針」に基づき、その緊急性や重要性のレベルや推移に応じて「鳥取県危機管理委員会」、「鳥取県緊急対応チーム」又は「情報連絡室」を設置し、情報の集約、関係部局・機関との連絡調整等必要な初動応急対策を集中的に実施するものとする。

(1) 組織

区分	構成員	
	鳥取県危機管理委員会	鳥取県緊急対応チーム
議長	知事	危機管理部長
副議長	副知事	危機管理部次長
委員	政策統轄監、危機管理部長、政策統轄総局長、令和の改新戦略本部長、輝く鳥取創造本部長、男女協働未来創造本部長、総務部長、地域社会振興部長、福祉保健部長、子ども家庭部長、生活環境部長、商工労働部長、農林水産部長、県土整備部長、企業局長、病院事業管理者、教育委員会教育長、警察本部長が指名する部長	次長兼危機管理政策課長、危機対策・情報課長、消防防災課長、危機管理担当参事監・参事、その他関係課長、警察本部長が指名する課長
事務局	危機対策・情報課の職員	

※情報連絡室は、危機管理部（危機対策・情報課）に設置する。

(2) 設置場所

鳥取県危機管理委員会又は鳥取県緊急対応チームの設置の場所は、県災害対策本部室（県庁第二庁舎）とする。

(3) 鳥取県危機管理委員会及び鳥取県緊急対応チームの任務等

鳥取県危機管理委員会及び鳥取県緊急対応チームの所掌事務は次のとおりとする。

- ア 情報の共有
- イ 対応方針の決定
- ウ 対応部局の役割分担と連携要領の決定
- エ 対策本部等の設置の決定
- オ 広報活動に関すること
- カ その他必要な事項

(4) 県本部への移行

県本部等が設置された場合は、これらに移行する。

2 危機管理担当参事の設置

県の危機管理体制の確立のため、「鳥取県危機管理対応指針」に基づき、以下に示す職にある者を危機管理担当参事に指名する。危機管理担当参事は、平素において危機対策・情報課と連携し、県の危機管理体制の強化を推進する。

- （政策統轄総局）政策統轄課長
- （令和の改新戦略本部）令和の改新推進課長、広報課長
- （輝く鳥取創造本部）中山間・地域振興課長
- （男女協働未来創造本部）未来創造課長
- （総務部）総務課長
- （地域社会振興部）市町村課長
- （福祉保健部）福祉保健課長
- （子ども家庭部）子育て王国課長
- （生活環境部）環境立県推進課長
- （商工労働部）商工政策課長
- （農林水産部）農林水産政策課長
- （県土整備部）技術企画課長
- （教育委員会）教育総務課長

3 危機管理担当参事監の設置

県の危機管理体制の強化を推進するため、総合事務所県民福祉局長及び日野振興局長が危機管理担当参事監を兼務する。（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課長が危機管理担当参事を兼務する。）

第5節 その他の組織等**1 水防組織**

水防組織については、風水害対策編第2部第1章「水防計画」の定めるところによる。ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

2 警察本部の警備体制

警察本部の警備体制については、警察本部の定める「鳥取県警察災害警備計画」によるものとする。

その概略は、災害応急対策編（共通）第4部第5章「災害警備の実施」のとおりである。

3 各種委員会等の協力

知事は、災害応急対策上必要があると認めるときは、人事委員会等の各種委員会（教育委員会を除く。）、監査委員又は議会に対し協力を求め、災害対策の万全を期するものとする。

（参考）県が設置する本部等

所管業務区分	名称	本部長等	設置の時期	廃止・移行	記載箇所
緊急消防援助隊	鳥取県消防応援活動調整本部	県消防防災課長	緊急消防援助隊の出動が決定したとき（複数の消防局にわたる場合等）		災害応急対策編（共通）第4部第4章「消防活動」
被災建築物の応急危険度判定	応急危険度判定支援本部	県住宅政策課長	震度5強以上の地震が発生した場合又は市町村から要請があった場合であって、県対策本部長から指示があったとき		災害応急対策編（共通）第11部第2章「地震被災建築物の応急危険度判定」
	応急危険度判定支援支部	県の総合事務所環境建築局建築住宅課長ほか			
被災宅地の危険度判定	危険度判定支援本部	県まちづくり課長	市町村から要請があったとき		災害応急対策編（共通）第11部第3章「被災宅地の危険度判定」
	危険度判定支援支部	県の県土整備事務所長・総務			

所管業務区分	名称	本部長等	設置の時期	廃止・移行	記載箇所
		合事務所県土整備局長			
災害時の保健医療・福祉	保健医療福祉対策本部	県福祉保健部長	次に掲げる場合であって必要と認めるとき ア 県災害対策本部の設置 イ 県災害対策本部未設置だが、医療救護活動等が必要となるおそれがある場合		災害応急対策編（共通）第6部第1章「医療（助産）救護の実施」 「鳥取県災害時公衆衛生活動マニュアル」 「鳥取県災害医療活動指針」
	保健医療福祉対策支部	各総合事務所保健所長、鳥取市保健所長			
災害時の防疫	災害防疫対策本部	県感染症対策センター所長	必要に応じて	県災害対策本部が設置された場合はこれに含まれる	災害応急対策編（共通）第9部第3章「防疫の実施」
	現地災害防疫対策本部	各総合事務所保健所長、鳥取市保健所長			
災害復興	災害復興本部	知事	必要に応じて（災害復興時）		災害応急対策編（共通）第16部第2章「災害復興」
水防	水防本部	知事（県河川課）	常時設置	県災害対策本部が設置された場合は統合	風水害対策編第2部第1章「水防計画」
県教育委員会	教育委員会災害対策本部	教育次長	大規模災害の発生によって鳥取県災害対策本部が設置された場合		「教育関係機関の災害情報収集要領」

第6節 関係機関との連携体制

県（災害対策本部事務局、災害警戒本部事務局又は危機管理部）は、必要に応じて、関係機関（道路管理者、警察、気象台、市町村等）と災害に係る情報を交換し、各機関が実施する災害対応について調整することを目的として、合同対策協議を実施するものとする。合同対策協議はWEB会議システムを活用して行うこととし、各機関は合同対策協議を行うための必要な体制を整備するものとする。

第7節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 市町村災害対策本部に係る事項

- (1) 組織
- (2) 設置場所
- (3) 設置及び廃止の基準
- (4) 設置及び廃止の公表
- (5) 市町村長が不在の場合の本部長代行順位
- (6) 本部の任務等
- (7) 本部会議の開催
- (8) 支所等の位置付及び体制
- (9) 庁舎が被災した場合の代替場所等

2 市町村現地対策本部に係る事項

- (1) 組織
- (2) 設置場所
- (3) 設置及び廃止の基準
- (4) 設置及び廃止の公表
- (5) 現地対策本部の任務等

3 市町村警戒本部等の市町村対策本部以外の市町村の災害対応組織

4 避難指示発出などの市町村長権限移譲順位

5 その他必要な事項

第2章 配備及び動員

（県危機管理部ほか関係各部局）

第1節 目的

この計画は、災害時において災害を防御し、又はその拡大を防止するために、平素から防災に関する配備体制及び動員体制を確立し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

第2節 配備計画

1 県における配備体制の種別の基準

- （1）災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合において、防災活動を推進するためとすべき体制は原則として別表「配備動員表」のとおりとし、必要に応じて増員を行う等、適切な配備動員を行うものとする。
- （2）なお、県の体制が各配備体制に移行した際には、各部局及び各総合事務所県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課）等に周知を図るものとする。

第3節 BCP発動による資源調整

1 県におけるBCPの発動

（1）BCPの発動

県（総務部）は、災害時において、災害応急対策業務を含む非常時優先業務を迅速かつ確実に実施するため、「鳥取県庁業務継続計画（鳥取県庁BCP（本庁版））（以下、「県庁BCP」という。）」に基づき、基準に合致するときは県庁BCPを発動し、人的資源の調整や、優先度の低い業務の一時的な停止等を行うものとする。

（2）BCP発動の範囲

県庁BCPが発動された場合、その効力は、県庁庁舎のみならず、県の行政組織全体に及ぶものとみなす。

なお、発生した被害等の状況により、県庁BCPに定める対応の一部のみを適用したり、地域によって段階的に対応内容の軽重を設ける等、必要に応じて発動の範囲を調整する。

（3）発動の判断基準

県庁BCPは、次のいずれかに該当する場合に発動する。

なお、アに該当する場合は自動発動とする。

また、イに該当する場合は、総務部長は発動について知事へ協議を行い、知事は発動の要否を決定するものとし、ウ及びエについてはイに準じて発動の要否を決定する。

ア 鳥取県地域防災計画に定める非常体制（2）による災害対応を行う場合

イ 鳥取県地域防災計画に定める非常体制（1）による災害対応を行う場合であって、業務に必要な資源（職員、施設・設備など）に被害が発生している場合

ウ 災害等により業務に必要な資源（職員、施設・設備など）に被害が発生し、非常時優先業務を目標復旧時間内に再開することができない、又は再開することができないおそれがある場合

エ その他、業務に必要な不可欠な主要資源の確保が困難となり、重要業務の遂行に支障が生じている場合

（4）発動の公表

BCPの発動は、非常時優先業務に各種資源を集中して非常時の対応を行うことであり、非常時優先業務ではない業務に係るものは対応を縮小、延期することを県民、関係者に宣言することでもあることから、県は、県庁BCPを発動したときは、市町村、関係機関等へ周知を行う。

なお、発動している内容を変更したときや、体制を解除したときも同様とする。

（5）組織内への周知

県（総務部）は、県庁BCPの発動状況について、職員への周知を図るよう努める。

（6）体制の解除

県（総務部）は、非常時優先業務が高い水準でなされるようになり、資源再配分の調整の必要がなくなった場合に、県庁BCPの発動を解除し、通常の体制に戻す。

2 市町村におけるBCPの発動

市町村は、市町村業務継続計画に基づき、必要に応じてBCPを発動するものとする。

第4節 県における動員計画

1 県における災害対策要員の動員

（1）防災連絡責任者

ア 各主管課及び主管機関の防災連絡責任者

主管課等の防災連絡責任者は、被害状況等の災害情報について、各課防災連絡責任者、事務局等と緊密な連絡のもとに職員の動員に係る連絡調整を行うとともに、災害情報、被害情報の伝達及び収集報告に当たる。

イ 各課の防災連絡責任者

各課の防災連絡責任者は、主管課等の防災連絡責任者と緊密な連携のもとに、各課の職員を動員に係る連絡調整を行うとともに、災害情報、被害状況等について把握、連絡等を図るものとする。

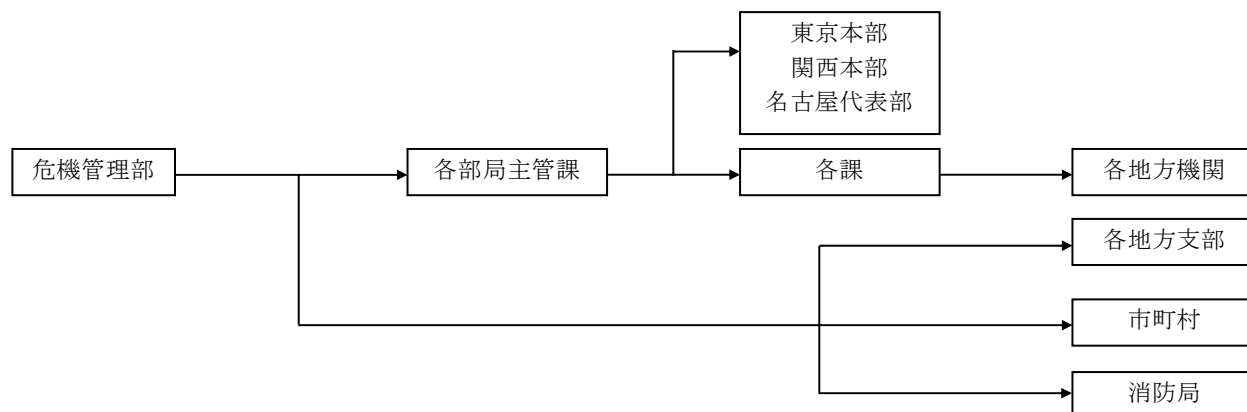
(2) 職員の動員

主管課等の防災連絡責任者は、職員参集・情報提供システムにより気象情報等の配信を受け、あらかじめ防災行動マニュアル等に定めた参集基準に該当する場合は、あらかじめ定めた連絡体制により各課の防災連絡責任者を通じて職員の動員を行う。

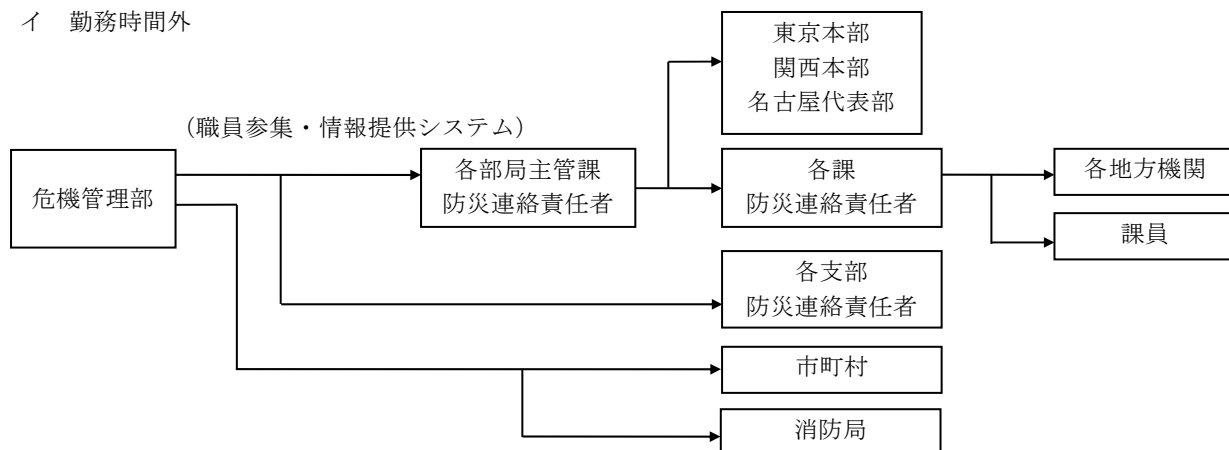
(3) 動員配備の系統

県における職員の動員配備は、次の系統で有線又は無線設備等により伝達し、動員配備するものとする。

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外



2 職員の登庁

(1) 登庁の基準

ア 職員は常に気象情報等に注意し、課の防災連絡責任者からの連絡を待たず積極的に登庁するよう心がけるものとする。なお、職員は、登庁に当たっては、自らの安全確保に十分留意するものとする。

イ また、職員参集・情報提供システムにより気象情報等の配信を受け、あらかじめ防災行動マニュアル等に定めた参集基準に該当する場合は、速やかに受信状況及び参集の可否を回答し、参集可能であれば速やかに参集するものとする。

ウ 職員安否確認システムによる安否確認の電子メールを受信した場合は、速やかに安否及び参集見込みを回答し、参集可能であれば速やかに参集するものとする。

(2) 登庁の場所

ア 登庁する場所は、原則あらかじめ防災行動マニュアル等で定められた場所とする。

イ 公共交通機関等が寸断されるなどし、所定の参集場所に登庁することが困難なときは、最寄りの県施設（総合事務所等）に参集し、各所属等に状況報告を行うものとする。

(3) 登庁時の留意事項

登庁時は、登庁経路における被災状況の把握に努めるものとする。

(4) 県（総務部）は、職員の参集状況や安否状況の把握に努めるものとし、必要に応じて各部局（主管課）及び各総合事務所（県民福祉局。東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課）等に対し職員の参集状況等について報告を求めるものとする。

3 災害対応が長期にわたる場合の動員計画

- (1) 非常体制の場合、多くの職員を長時間にわたり災害応急対策に従事させる必要があるため、各所属長は職員の健康管理を十分に行い、適宜休息時間を設けるなど従事職員の適切な交替に配慮するものとする。
- (2) 特に、非常体制（2）の場合は、県本部の総力をもって全職員が災害応急対策にあたることとされているが、長期の対応が必要となるため、早期にローテーション計画を作成し、計画的な職員動員を行い、職員の健康に配慮するものとする。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 市町村における災害対策要員の動員

- (1) 動員手段（勤務時間内・勤務時間外）
- (2) 動員系統（勤務時間内・勤務時間外）

2 職員の登庁

- (1) 登庁の基準
- (2) 登庁の場所

3 災害が長期にわたる場合の動員計画の確立

別表「配備動員表」

種別	本部等の設置体制		配備の基準（時期）			配備要員	主な対応
	本部	支部	風水害	地震・津波	大規模事故等		
注意体制	—	—	1 次の気象注意報の1以上が発表されたとき。 (1)大雨注意報 (2)高潮注意報 (3)洪水注意報 (4)大雪注意報 (5)雷注意報（ただし、竜巻に係る気象情報とセットの場合） 2 気象警報（警戒体制（1）となる気象警報を除く。）が発表されたとき。 3 次の水防警報のいずれかが発表されたとき。 (1)待機 (2)準備	県内で「震度3」の地震が発生した場合	—	関係課においてあらかじめ定められた職員	関係各課においては、気象情報等についての収集連絡を行うとともに、その他必要な措置を講ずるものとする。
警戒体制（1）	—	—	1 次の気象警報の1以上が発表されたとき。 (1)大雨警報 (2)洪水警報 (3)高潮警報 (4)大雪警報 (5)暴風警報（ただし、陸上での最大風速が25m/s以上となることが予想される時） (6)暴風雪警報（ただし、陸上での最大風速が25m/s以上となることが予想される時） 2 次の指定河川洪水予報のいずれかが発表されたとき。 (1)洪水注意報 (2)洪水警報 3 次の水防警報のいずれかが発表されたとき。 (1)出動 (2)指示 4 その他危機管理部長が必要と認めたとき。	県内で「震度4」の地震が発生した場合	—	関係課においてあらかじめ定められた職員	1 関係各部署においては、防災活動に従事するとともに、適宜部長会議等を開き情報連絡を行い対策を協議するものとする。 2 関係各部署においては、非常体制配備等に対する準備を行うものとする。 3 総合事務所（東部圏域においては東部地域振興事務所）においては、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村に情報連絡員を派遣するものとする。（警戒体制（2）の場合）
警戒体制（2）	鳥取県災害警戒本部 【事務局】 危機管理政策課、危機対策・情報課、原子力安全対策課及び消防防災課の職員及び危機管理部長がそのつど必要と認める応援職員	—	1 次の気象情報の1以上が発表されたとき。 (1)土砂災害警戒情報 (2)記録的短時間大雨情報 (3)顕著な大雨に関する情報 (4)顕著な大雪に関する情報 2 次のいずれかに該当し、危機管理部長が必要と認めたとき。 (1)台風の暴風域が本県を通過することが見込まれるとき。 (2)指定河川洪水予報「洪水警報」が発表されたとき。 (3)気象庁から線状降水帯による大雨を予測する情報が発表されたとき (4)その他災害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。	1 県内で「震度5弱」の地震が発生した場合 2 津波注意報の発表（気象庁又は大阪管区気象台）	大規模事故が発生し、又は発生するおそれのある場合で、危機管理部長が必要と認めたとき	関係課においてあらかじめ定められた職員	関係各課においては、防災活動に従事するものとし、直接関係のない部課の職員にあっては、部長の指示にしたがい、いつでも防災活動に従事できるよう待機するものとする。
非常体制（1）	鳥取県災害対策本部 【事務局】 危機管理政策課、危機対策・情報課、原子力安全対策課及び消防防災課の職員及び別途危機管理部長が指名する応援職員	鳥取県災害対策本部地方支部※ 【事務局】 地方支部運営マニュアルであらかじめ定められた職員	1 特別警報が発表されたとき。 2 知事が必要と認めたとき。	1 県内で「震度5強～6弱」の地震が発生した場合 2 大津波警報又は津波警報の発表（気象庁又は大阪管区気象台）	1 大規模な火事、爆発その他重大な人為的災害が発生し、知事が必要と認めたとき。 2 その他非常災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、知事が必要と認めたとき。	関係課においてあらかじめ定められた職員	各部署は防災活動に従事するものとし、直接関係のない部課の職員にあっては、部長の指示にしたがい、いつでも防災活動に従事できるよう待機するものとする。
非常体制（2）			県下およそ全域にわたる風水害が発生し、知事が必要と認めたとき。	1 県内で「震度6強」以上の地震が発生した場合 2 県下およそ全域にわたる大規模な地震災害が発生し、知事が必要と認めたとき		全職員	県関係の全職員をもって防災活動に従事するものとする。

（備考） 1 上掲の基準は、県の地方機関における配備基準にも適用する。
2 県警察本部の配備体制は、県警察本部長の定めるところによる。
3 県水防本部の配備体制は、「水防計画」の定めるところによる。
4 原子力災害にかかる配備体制は「原子力災害対策編」の定めるところによる。
5 平均風速とは、10 分間平均風速を指す。
6 「大津波警報」「緊急地震速報（震度6弱以上又は長周期地震動階級4）」も特別警報に位置付けられている。

※ 地方支部にあっては所管区域に限る

第3章 職員派遣

（県危機管理部、県総務部ほか関係各部局）

第1節 目的

この計画は、職員派遣等、災害時の応急対策を実施する人員の確保について定めることを目的とする。

第2節 実施責任者

災害時の応急対策を実施するために必要な職員の確保は、県、市町村等の防災関係機関においてそれぞれ行うものとする。

第3節 職員の派遣及び要請

1 派遣及び応援の要請決定

- (1) 県及び市町村は、職員の状況を把握し、必要な職種別人員数に対して自ら職員の確保が困難な場合は、指定行政機関、指定地方行政機関、他の都道府県又は他の市町村に対し、必要職員の派遣又は応援を要請し、職員の確保を図るものとする。
- (2) なお、迅速かつ円滑に実施するため、県及び市町村が締結する様々な災害時応援協定に基づき派遣又は応援を要請するものとする。
- (3) 要請に当たっては、次の事項を記載した文書をもって職員の派遣（応援）を要請するものとする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

2 県の実施する措置

- (1) 実施部（又は災害応急対策を実施する部局）は、職員の確保状況について状況の把握に努め、職員が不足している場合には、本部に報告するものとする。
- (2) 県本部（又は危機管理部）は、職員の派遣又は応援の要請が必要と認められる場合は、災害の規模、必要となる応急措置の状況及び緊急性から総合的に判断し、要請先及び要請内容を決定するものとする。
- (3) 要請先との連絡調整は、人事担当部局において行う。

3 市町村の実施する措置

市町村は、県に準じて職員の状況把握及び派遣（応援）の要請を行う。

4 費用負担等

職員派遣に係る人件費、旅費等の費用については、協定の定めによるものとするが、原則応援を受けた者が負担するものとする。ただし、応援を受けた者と応援者が協議して定めた場合はこの限りでない。

第4節 県の応援

1 災害時市町村支援チームの派遣

(1) 災害時市町村支援チームの概要

県内で大規模又は、重大な災害が発生した場合に、被災市町村の初動マネジメント等を支援するため、あらかじめ登録された県職員をチーム編成し、被災市町村に派遣するものである。

(2) チームの構成（職位は目安とし、実状に応じて編成する）

職種	人数	職位	備考
チームリーダー	1名	課長級以上の職員	
連絡調整官		課長補佐級以上の職員	
スタッフ		課長補佐級以下の職員	
情報連絡員	1名		地方支部を所管する所属（総合事務所等）から警戒体制（2）以上等で被災市町村に派遣される職員がいる場合は加える。

(3) 支援チームの主な業務

支援チームは、市町村災害対策本部等において主に次の業務を行うものとする。

- ア 災害対応に関する被災市町村長等の補佐
- イ 被災市町村からの要望、要請への対応

- ウ 実動組織、関係機関等との調整
 - エ 被災市町村と県の連絡調整、被災市町村への支援の調整
 - オ 被災市町村における被害情報、支援ニーズ等の情報収集及び県との情報共有
 - カ 県から被災市町村に派遣された次のチーム等との連携及び支援調整
 - （ア）被災建築物応急危険度判定士
 - （イ）被災宅地危険度判定士
 - （ウ）保健師
 - （エ）鳥取県職員災害応援隊
 - （オ）その他被災市町村支援のために派遣されたチーム、職員
 - キ その他、県災害対策本部長（知事）等が必要と認めた事項
- （4）支援チームの派遣
- ア 県災害対策本部長（知事）が支援チームの派遣を必要と認めたときは、人事企画課は各部局等と協議し、あらかじめ登録した職員の中から優先して編成するものとする。
 - イ 支援チームの派遣期間は1週間程度を基本とし、長期間にわたることが想定される場合は、適宜職員を交代させるものとする。なお、交代に当たっては、チームリーダー、連絡調整官が同時に交代することがないよう、また、新旧のチームが引き継ぎを行う期間を設けるよう配慮するものとし、派遣期間は状況に応じて調整する。
 - ウ 県災害対策本部長（知事）が支援チームの派遣がなくなったと認めたときは、派遣を終了するものとする。
 - エ 支援チームの派遣に当たって必要となる被災市町村への移動手段や活動資機材等については、災害対策本部及び実施部（総務部）が協力して確保するよう努めるものとする。

2 被災市町村への情報連絡員の派遣

- （1）県は、災害が県内において発生し、又は発生するおそれのある場合等次のいずれかの基準に該当するときは、当該災害等の基準に該当する市町村の区域を所管する総合事務所長（鳥取市、岩美郡及び八頭郡の区域における災害にあつては東部地域振興事務所長、日野郡の区域における災害にあつては西部総合事務所日野振興センター長。以下「総合事務所長等」という。）は、速やかに当該市町村（当該市町村の支所を含む。以下同じ。）へ情報連絡員を派遣する。
- ア 特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪又は津波）の発表
 - イ 単独以上の市町村で、アの発表基準に相当する降水量又は積雪深が認められた場合
 - ウ 土砂災害警戒情報の発表
 - エ 記録的短時間大雨情報の発表
 - オ 顕著な大雪に関する情報の発表
 - カ 震度5弱以上の地震の発生の発表
 - キ 津波注意報又は津波警報の発表
 - ク 市町村が災害対策本部を設置したとき（倉吉市、岩美町又は日野町においては、次に掲げる配備体制以上であるとき）。ただし、震度4以下の地震の発生の発表のみをもって、災害対策本部が設置された市町村を除く。
 - （ア）倉吉市 非常体制
 - （イ）岩美郡岩美町 第1～3配備
 - （ウ）日野郡日野町 第三次非常配備
- （2）総合事務所長等は、災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるということで市町村から情報連絡員の派遣要請があったとき、又は次のいずれかに該当する場合であつて、危機管理部長若しくは総合事務所長等が情報連絡員派遣の必要があると認めたときは、派遣先市町村へ向かう経路上及び派遣先の安全を確認のうえ、当該市町村へ情報連絡員を派遣する。
- ア 台風の暴風域が本県を通過することが見込まれるとき
 - イ 指定河川洪水予報「洪水警報」又は「水防警報（出動若しくは指示）」が発表されたとき
 - ウ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保が発令されたとき
 - エ 総合事務所長等が所管する区域に顕著な大雨に関する情報が発表されたとき
 - オ 大規模事故が発生し、又は発生するおそれのあるとき
 - カ その他災害等が発生し、又は発生するおそれのあるとき
- （3）情報連絡員は、次の業務を優先し、支部（又は総合事務所県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所長））及び県本部等への情報伝達・報告を行い、必要に応じて、情報共有のための連絡会議を実施するものとする。
- ・第1優先業務 派遣先市町村の災害対応等に係る緊急要請があるときの県への報告
 - ・第2優先業務 派遣先市町村の一般被害情報の収集・整理及び県への報告
- （4）情報連絡員は、派遣先市町村の要請に関する県の対応状況について派遣先市町村へ報告するとともに、県等の対応状況、県内他市町村の主な被害と対応状況、県管理施設等の被害状況（特に県民生活に重大な影響を及ぼすもの）と対応状況等について、派遣先市町村へ情報提供するものとする。※「災害時等における情報連絡員業務

要領」による。

3 鳥取県職員災害応援隊の派遣

(1) 鳥取県職員災害応援隊の概要

大規模又は重大な災害の発生時に市町村等が行う災害応急対策活動には大量の人員が必要であることから、県職員の迅速な応援派遣と現地の状況に応じた的確な初動活動を図るために、あらかじめ希望する県職員を隊員として登録し、組織化しておく。被災市町村からの要請等により被災地に派遣され、応援活動を実施する。

なお、必要に応じて本県と応援協定を締結した都道府県等にも派遣される場合がある。

ア 活動内容

被災者の救護、障害物の除去、屋根のシート張り、物資輸送、避難所の運営支援 等

イ 構成

県職員の希望者で構成、応援隊は1隊概ね5名で編成しそれぞれに隊長を置く。

なお、現地連絡調整員として危機管理部等の職員が同行する。

(2) 応援の決定

ア 応援の実施の決定は、市町村長等の要請に基づき、知事が行う。

イ 応援の決定を受け、県（県本部事務局又は総務部人事企画課）は、登録者及び各部局に動員について要請を行い、出動可能な職員を動員する。

(3) 応援の実施

ア 応援隊は、派遣先の市町村長等の指揮下に入り、隊長の監督の下で応援活動を行う。

イ 応援の期間は概ね1週間以内とし、業務内容等により期間の変更又は隊員の交代を行う。

4 被災市町村への派遣職員の通信体制の確立

県本部又は支部から市町村に派遣する職員（情報連絡員、災害時派遣チーム構成員）は、携帯電話、衛星携帯電話等の通信機器を用いて県本部又は支部との通信連絡を行う。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 県、他市町村等への職員派遣
- 2 県、他市町村等への応援要請体制の整備
- 3 県、他市町村等からの派遣要員の受入体制の整備

災害応急対策編（共通）第3部 情報通信広報計画

第1章 気象情報の伝達

（県関係部局、各関係機関）

第1節 目的

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、気象、水防、消防等災害関係予報、警報を迅速かつ的確に伝達することで必要な注意を促し、被害の軽減、拡大防止を図ることを目的とする。

第2節 気象警報等の発表

1 特別警報・警報・注意報の発表・解除及び気象情報の発表

- （1）特別警報・警報・注意報の発表・解除及び気象情報の発表は、鳥取地方気象台が行う（ただし、「大雨警報・洪水警報の危険度分布」、「鳥取県記録的短時間大雨情報」及び「鳥取県竜巻注意情報」は気象庁）。
- （2）二種以上の特別警報・警報・注意報を行った後において、これらのうちの一部の特別警報事項、警報事項又は注意報事項を継続する必要がある場合は、その特別警報、警報、注意報を新たに行って切り替えるものとする。
- （3）一種又は二種以上の特別警報、警報、注意報を行った後において、これらの全部若しくは一部の特別警報事項、警報事項又は注意報事項を継続するとともに、新たに特別警報事項、警報事項又は注意報事項を追加する必要がある場合は、継続するものと追加するものとを併せて、二種以上の特別警報、警報、注意報を新たに行って切り替えるものとする。

2 特別警報・警報・注意報及び気象情報の地域細分

- （1）特別警報・警報・注意報は市町村ごとに発表する。ただし、発表する情報量が多くなることから地域を簡潔に表示する目的で「一次細分区域」「市町村等をまとめた地域」を用いる場合がある。なお、気象情報は全県を対象として発表する。

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域（市町村等）
東部	鳥取地区	鳥取市北部、岩美町
	八頭地区	鳥取市南部（鳥取市のうち河原町、用瀬町及び佐治町）、若桜町、智頭町、八頭町
中・西部	倉吉地区	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町
	米子地区	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町
	日野地区	日南町、日野町、江府町

3 特別警報・警報・注意報及び気象情報の種類及び基準等

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、鳥取県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル（警報の危険度分布）」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要	
種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

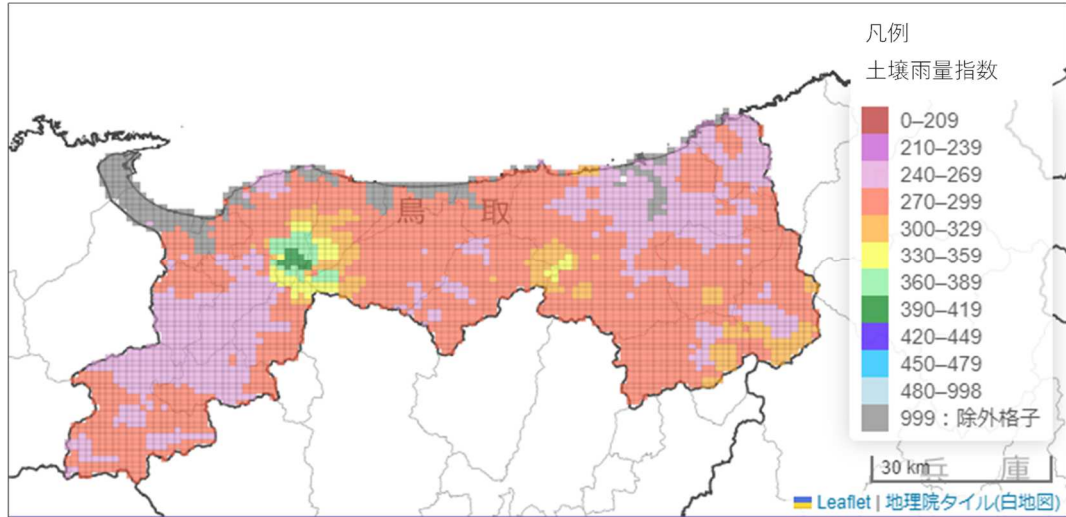
（1）特別警報・警報・注意報

ア 大雨特別警報発表基準

（ア）大雨特別警報（土砂災害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30ミリ以上の雨）がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。

＜土壌雨量指数の基準値（1km格子）＞令和6年5月23日現在

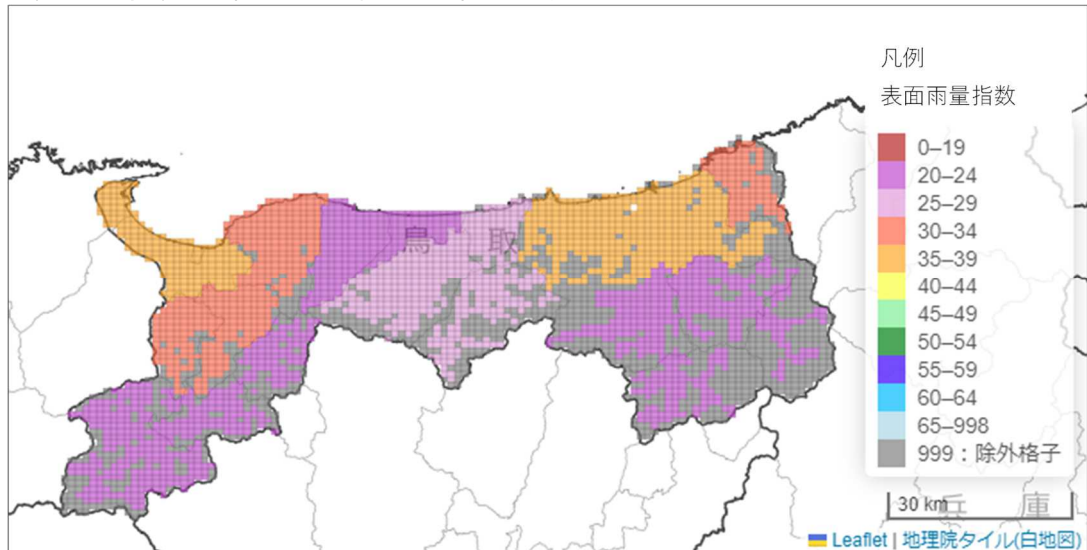


(イ) 大雨特別警報（浸水害）

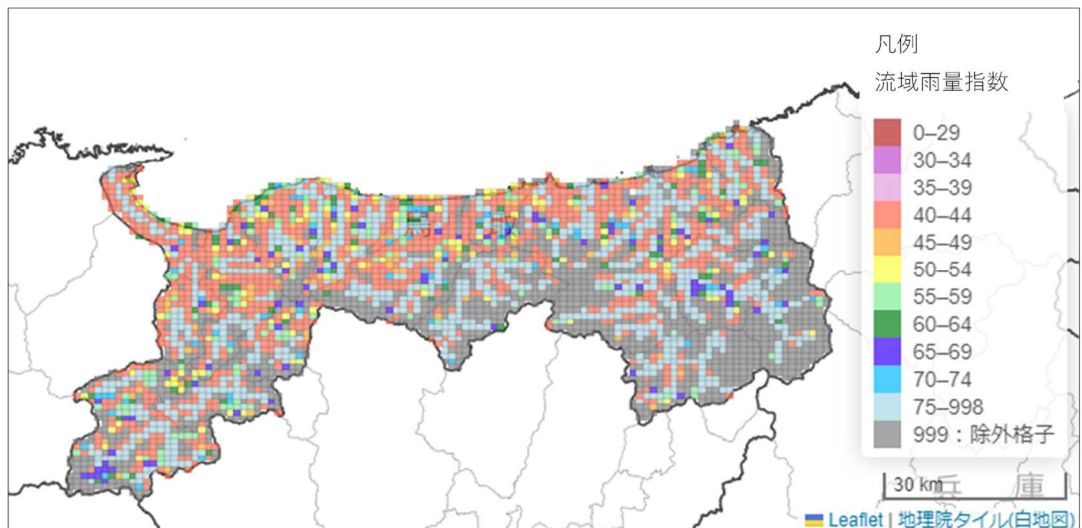
過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30ミリ以上の雨）がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表する。

- ①表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。
- ②流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。

＜表面雨量指数の基準値（1km格子）＞令和6年5月23日現在



＜流域雨量指数の基準値（1km格子）＞令和6年5月23日現在



イ 大雨警報・注意報発表基準
(令和6年5月23日現在)

		大雨警報基準		大雨注意報基準	
市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準	表面雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準
鳥取地区	鳥取市北部	18	113	9	88
	岩美町	14	110	10	85
八頭地区	鳥取市南部	11	125	7	97
	若桜町	10	114	6	88
	智頭町	10	124	6	96
	八頭町	12	118	9	92
倉吉地区	倉吉市	12	127	7	90
	三朝町	12	125	8	88
	湯梨浜町	12	130	7	92
	琴浦町	12	137	8	97
	北栄町	12	141	8	100
米子地区	米子市	18	124	11	88
	境港市	16	—	11	110
	日吉津村	16	—	11	110
	大山町	15	118	10	83
	南部町	14	108	9	76
	伯耆町	15	113	9	80
日野地区	日南町	10	114	7	80
	日野町	11	109	8	77
	江府町	10	119	7	84

※「鳥取市北部」は鳥取市のうち鳥取市南部の区域を除く区域、「鳥取市南部」は鳥取市のうち河原町、用瀬町及び佐治町の区域。以下本節の各表において同じ。

※注意報・警報の発表は、二次細分区域(市町村等)の単位による。

※大雨警報については、表面雨量指数基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。

※土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、表中の土壌雨量指数基準、表面雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示している。

1km四方毎の土壌雨量指数基準値については、気象庁ホームページ

(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_shisu.html) を参照のこと。

ウ 洪水警報・注意報発表基準（値は令和6年5月23日現在）

洪水警報基準				
市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による 基準
鳥取地区	鳥取市北部	河内川流域=14.9, 勝部川流域=13.9, 塩見川流域=9.5, 日置川流域=7, 野坂川流域=14.3, 大路川流域=10.6	千代川流域= (11, 46.2), 河内川流域= (9, 13.4), 塩見川流域= (8, 7.1), 日置川流域= (11, 6.3)	千代川 [用瀬・袋河原・ 行徳], 袋川・新袋川 [宮ノ下]
	岩美町	蒲生川流域=18.1, 小田川流域=9.7, 陸上川流域=8.7	—	—
八頭地区	鳥取市南部	佐治川流域=18.5, 大井手川流域=4.5	千代川流域= (5, 50.4), 大井手川流域= (5, 4)	千代川 [用瀬・袋河原・ 行徳]
	若桜町	八東川流域=28.4	—	—
	智頭町	千代川流域=30, 土師川流域=15.7	千代川流域= (5, 27)	—
	八頭町	八東川流域=32.5, 私都川流域=15.2	—	—
倉吉地区	倉吉市		小鴨川流域= (9, 22.3)	天神川 [竹田橋・小田], 小鴨川 [河原町], 国府川 [福光]

洪水警報基準				
市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
				鳥取県由良川〔瀬戸〕
	三朝町	三徳川流域=19.5, 加茂川流域=14.5	—	天神川〔竹田橋・小田〕
	湯梨浜町	橋津川流域=12.1, 東郷川流域=10.4, 園川流域=4.9, 原川流域=4.5, 川上川流域=6.2, 羽衣石川流域=6.2, 埴見川流域=4.9	橋津川流域= (9, 10.8)	天神川〔竹田橋・小田〕
	琴浦町	加勢蛇川流=14.7, 洗川流域=11.8, 勝田川流域=14.3	—	—
	北栄町	由良川流域=9.4, 北条川流域=4	—	天神川〔竹田橋・小田〕, 鳥取県由良川〔瀬戸〕
米子地区	米子市	加茂川流域=5.3, 佐陀川流域=14.5, 精進川流域=9.1, 加茂川流域=5.1 新加茂川流域=6.3	法勝寺川流域= (8, 12.9), 加茂川流域= (12, 4.7), 新加茂川流域=(12, 5.6)	日野川〔溝口・車尾〕, 法勝寺川〔福市〕
	境港市		—	—
	日吉津村		—	日野川〔溝口・車尾〕
	大山町	下市川流域=10.2, 名和川流域=7, 阿弥陀川流域=15.9	阿弥陀川流域= (8, 14.3)	—
	南部町	小松谷川流域=10.9	—	法勝寺川〔福市〕
	伯耆町	野上川流域=13.4	日野川流域= (11, 35.8)	日野川〔溝口・車尾〕
日野地区	日南町	日野川流域=22.8, 印賀川流域=12.7, 石見川流域=17.8	—	—
	日野町	日野川流域=31, 板井原川流域=14.2	日野川流域= (6, 30.9)	—
	江府町	日野川流域=44.3, 船谷川流域=9.4	船谷川流域= (5, 8.4)	—

洪水注意報基準				
市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
鳥取地区	鳥取市北部	河内川流域=11.9, 勝部川流域=11.1, 塩見川流域=4.8, 日置川流域=5.6, 野坂川流域=11.4, 大路川流域=7.8	千代川流域= (5, 41.1), 袋川流域= (7, 9.4), 河内川流域= (5, 11.9), 勝部川流域= (5, 11.1), 塩見川流域= (5, 4.5), 日置川流域= (7, 4.5), 大路川流域= (5, 7.8)	千代川〔用瀬・袋河原・ 行徳〕, 袋川・新袋川〔宮ノ下〕
	岩美町	蒲生川流域=14.4, 小田川流域=7.7, 陸上川流域=6.9	蒲生川流域= (8, 11.5)	—
八頭地区	鳥取市南部	佐治川流域=14.8, 大井手川流域=3.7	千代川流域= (5, 34.8), 大井手川流域= (5, 2.9)	千代川〔用瀬・袋河原・ 行徳〕
	若桜町	八東川流域=22.7	八東川流域= (5, 22.7)	—
	智頭町	千代川流域=24, 土師川流域=12.5	千代川流域= (5, 24)	—
	八頭町	八東川流域=26, 私都川流域=9.1	八東川流域= (5, 18.4), 私都川流域= (5, 9.1)	—

洪水注意報基準				
市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
倉吉地区	倉吉市		小鴨川流域= (5, 19.9)	天神川 [竹田橋・小田] , 小鴨川 [河原町] , 国府川 [福光]
	三朝町	三徳川流域=15.6, 加茂川流域=11.6	加茂川流域= (5, 9.2)	天神川 [竹田橋・小田]
	湯梨浜町	橋津川流域=9.6, 東郷川流域=8.3, 園川流域=3.9, 原川流域=3.6, 川上川流域=4.9, 羽衣石川流域=4.9, 埴見川流域=3.9	橋津川流域= (6, 7.7), 原川流域= (5, 3.5)	天神川 [竹田橋・小田]
	琴浦町	加勢蛇川流=11.7, 洗川流域=9.4, 勝田川流域=11.4	—	—
	北栄町	由良川流域=7.5, 北条川流域=3.3	—	天神川 [竹田橋・小田] , 鳥取県由良川 [瀬戸]
米子地区	米子市	加茂川流域=4.2, 佐陀川流域=11.6, 精進川流域=7.2, 加茂川流域=4.1, 新加茂川流域=4.9	法勝寺川流域= (8, 11.5), 加茂川流域= (9, 3.4), 新加茂川流域= (9, 4)	日野川 [溝口・車尾] , 法勝寺川 [福市]
	境港市		—	—
	日吉津村		—	日野川 [溝口・車尾]
	大山町	下市川流域=8.1, 名和川流域=5.6, 阿弥陀川流域=12.7	名和川流域= (5, 4.7), 阿弥陀川流域= (8, 10.2)	—
	南部町	小松谷川流域=8.7	法勝寺川流域= (7, 8.7), 小松谷川流域= (5, 8.7)	法勝寺川 [福市]
	伯耆町	野上川流域=10.7	日野川流域= (7, 25.4) , 野上川流域= (7, 8.6)	日野川 [溝口・車尾]
日野地区	日南町	日野川流域=18.2, 印賀川流域=10.1, 石見川流域=14.2	石見川流域= (5, 14.2)	—
	日野町	日野川流域=24.8, 板井原川流域=11.3	日野川流域= (6, 24.8)	—
	江府町	日野川流域=35.4, 船谷川流域=7.5	船谷川流域= (5, 6)	—

※注意報・警報の発表は、二次細分区域(市町村等)の単位による。

※複合基準の括弧内は、(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表している。

※洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報、又は、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

※空欄は対象となる河川がないことを意味する。「—」は対象となる基準がないことを意味する。

エ ア、イ、ウ以外の特別警報・警報・注意報発表基準

特別警報名	発表基準	警報名	発表基準	注意報名	発表基準
気象特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合	気象警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合	気象注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速が陸上で12m/s以上(湖山(アメダス)の観測値は15m/sを目安とする)、海上で15m/s以上と予想される場合
	暴風	暴風	雪を伴う暴風によって重	風雪	雪を伴う強風によって災

特別 警報名	発表基準	警報名	発表基準	注意報名	発表基準
雪特 別警 報	の台風と同程度の温 帯低気圧により、雪 を伴う暴風が吹くと 予想される場合	雪警 報	大な災害が起こるおそれ があると予想される場合 平均風速が陸上で20m/s 以上海上で25m/s以上と 予想される場合（雪を伴 う。）	注意 報	害が起こるおそれがある と予想される場合 平均風速が陸上で12m/s 以上（湖山（アメダス） の観測値は15m/sを目安 とする）、海上で15m/s 以上と予想される場合 （雪を伴う。）
大雪 特別 警報	数十年に一度の降雪 量となる大雪が予想 される場合 （50年に一度の積雪深） 境 70cm 米子 65cm 鳥取 104cm 倉吉 78cm 大山 346cm 智頭 115cm ※令和6年11月1日現在 ※50年に一度の値は統 計値であり、一の位の 大小まで厳密に評価す る意味は無い。 ※大雪特別警報は、府 県程度の広がり度50年 に一度の積雪深とな り、かつ、その後も警 報級の降雪が九一日程 度以上続くと予想され る場合に発表される。 個々の地点で50年に一 度の値となることのみ で特別警報となるわけ ではないことに留意。	大雪 警報	大雪によって重大な災害 が起こるおそれがあると 予想される場合 12時間の降雪の深さが平 地で25cm以上、山地で 40cm以上と予想される 場合 （大山（アメダス）の観 測値は55cmを目安とす る。）	大雪 注意 報	大雪によって災害が起こ るおそれがあると予想さ れる場合 12時間の降雪の深さが平 地で15cm以上、山地で 25cm以上と予想される 場合 （大山（アメダス）の観 測値は35cmを目安とす る。）
				なだ れ注 意報	なだれによって災害が起こ るおそれがあると予想 される場合 積雪が30cm以上あり、 降雪の深さが40cm以上 になると予想される場合 又は山沿の積雪が60cm 以上あり、次のいずれか になると予想される場合 1. 日最高気温8℃以上 （鳥取地方気象台の値） 2. かなりの降雨
				濃霧 注意 報	濃霧によって交通機関等 に著しい支障が生じるお それがある場合 視程が陸上100m以下、海 上500m以下が予想される 場合
				雷注 意報	落雷等により災害が起こ るおそれがあると予想さ れる場合
				乾燥 注意 報	空気が乾燥し、火災の危 険が大きいと予想される 場合 最小湿度が40%以下で実 効湿度が65%以下になる

特別警報名	発表基準	警報名	発表基準	注意報名	発表基準
					と予想される場合
				着雪 注意 報	着雪によって、通信線や送電線等に被害を受けるおそれがあると予想される場合 気温 -2°C ～ $+2^{\circ}\text{C}$ の条件下で12時間降雪の深さ平地15cm以上、山地25cm以上が予想される場合
				霜注 意 報	早霜期、晩霜期の降霜により農作物に著しい被害を受けるおそれがあると予想される場合/最低気温 3°C 以下が予想される場合
				低温 注 意 報	低温によって農作物又は、水道管や道路の凍結等に著しい被害が予想される場合 最低気温 -4°C 以下 (鳥取地方気象台及び米子特別地域気象観測所の値)
				融雪 注 意 報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想された場合
				着氷 注 意 報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想された場合

※平均風速とは、10 分間平均風速を指す。

※融雪注意報、着氷注意報については、本地域における当該現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため、具体的な基準を定めていない。

特別警報名	発表基準	警報名	発表基準	注意報名	発表基準
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高潮になると予想される場合	高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合/対象地域の最高潮位が以下の数値以上と予想される場合 【東部】 鳥取市北部 1.2m 岩美町 1.3m 【中・西部】 湯梨浜町 1.3m 琴浦町 1.3m 北栄町 1.3m 米子市 1.2m 境港市 1.2m 日吉津村 1.3m 大山町 1.3m	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇によって災害が起こるおそれがあると予想される場合/対象地域の最高潮位が以下の数値以上と予想される場合 【東部】 鳥取市北部 0.9m 岩美町 0.9m 【中・西部】 湯梨浜町 0.9m 琴浦町 0.9m 北栄町 0.9m 米子市 0.9m 境港市 0.9m 日吉津村 0.9m 大山町 0.9m
波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高波になると予想される場合	波浪警報	風浪・うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 有義波高が6m以上と予想される場合	波浪注意報	風浪・うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 有義波高が3m以上と予想される場合

※基準の数値は過去の災害発生頻度と気象条件との関係から決めたものであり、気象要素によって災害発生を

予想する際の目安である。

(参考)

- 気象等に関する特別警報の発表基準（気象庁ホームページ）
URL: <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/kizyun-kishou.html>
- 警報・注意報発表基準一覧表（鳥取県）（気象庁ホームページ）
URL: <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/tottori.html>

(2) 全般気象情報、中国地方気象情報、鳥取県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかにその内容を補足するため「記録的な大雨に関する鳥取県気象情報」、「記録的な大雨に関する中国地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する鳥取県気象情報」が発表される。この情報は警戒レベル4相当以上の状況で発表する警戒レベル相当情報を補足する。この情報の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に、半日程度前から全般気象情報、中国地方気象情報、鳥取県気象情報は線状降水帯発生の可能性について言及して発表される。

大雪警報発表中に、降雪が大雪警報の基準を大幅に上回る場合に、大雪に対する厳重な警戒を呼びかける。

なお、アメダス地点で記録的な短時間の大雪を観測し、交通障害が大規模化・深刻化するおそれが高まってきた状況において、その後も警報級の強い降雪が予想される場合は、「顕著な大雪に関する鳥取県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

気象情報は、特別警報・警報・注意報と組み合わせることで有機的に活用することによって、防災効果を格段に高める機能を有しており、その機能は次の2つの機能に大別される。

ア アラームの機能

特別警報・警報・注意報を発表するには時期尚早であるが、特別警報・警報・注意報に相当する気象条件が起る可能性を前もって防災機関・報道機関あるいは公衆に伝達することが防災上非常に有効であると判断される場合に発表する気象情報が有する機能（例：台風シナリオ等）。

イ 補完的機能

特別警報・警報・注意報文では十分に説明できなかった重要な気象現象の状態や防災上の注意事項等を具体的に説明するために発表する気象情報、あるいは特別警報・警報・注意報の解除に際し、後遺症的災害が発生する可能性の有無について言及する場合に発表する気象情報が有する機能（例：台風情報、大雨情報等）。

(3) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、「中」の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（鳥取県東部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（鳥取県など）で発表される。

(4) 記録的短時間大雨情報

鳥取県内で数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したとき、下表の雨量基準を満たし、かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、鳥取県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、「キキクル（警報の危険度分布）」で確認することができる。

発表官署	気象庁
発表基準	1時間雨量 90mm 以上

(5) 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。

風水害対策編第2部第1章「水防計画」を参照。

(6) 土砂災害警戒情報

ア 鳥取地方気象台及び県は、大雨警報（土砂災害）発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断し、土砂災害の危険度が高まり厳重な警戒を市町村長等へ呼びかける必要があると認められる場合には、両者協議の上、共同で土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。その際、県は、避難指示等の判断に資するため、土砂災害警戒情報を関係のある市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じるものとする。市町村への情報の伝達にあたっては、受信確認の実施等により確実に情報伝達を行うものとする。

また、市町村は、住民への情報の伝達について特に留意する。

イ 県は、土砂災害警戒情報を補足する土砂災害危険度情報等を、インターネット等で市町村や地域住民に迅速に提供する。

対象とする土砂災害	土石流及び集中的に発生する山崩れ、がけ崩れ
発表単位	市町村ごと（鳥取市は「鳥取市北部」と「鳥取市南部」に分割、伯耆町は「伯耆町岸本地」

対象とする土砂災害	土石流及び集中的に発生する山崩れ、がけ崩れ
	域」と「伯耆町溝口地域」に分割)
発表	大雨警報発表中に実況値及び数時間先までの降雨予測を基に作成した指標（60分間積算雨量と土壌雨量指数を組み合わせたもの）が発表基準に達した場合 ※なお、地震により地盤のゆるみが生じた場合等は、必要に応じ「鳥取県土砂災害警戒情報に関する実施要領」に基づき発表基準を引き下げるものとする。
解除	警戒基準を下回りかつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合及び警戒基準を下回らないが無降雨状態が長時間続いている場合で土壌雨量指数の第2タンク貯留量の降下状況などから総合的に判断する。
発表対象市町村	鳥取県内19市町村のうち、土砂災害が発生するおそれのある17市町（境港市及び日吉津村以外の市町）を対象とする。

※「伯耆町岸本地域」は岩屋谷、遠藤、大殿、大原、押口、小野、金廻、上細見、岸本、清原、久古、口別所、小林、小町、坂長、須村、立岩、番原、福岡原、真野、丸山、吉定、吉長、「伯耆町溝口地域」は伯耆町岸本地域を除いた地域

(7) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位（鳥取県東部など）で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

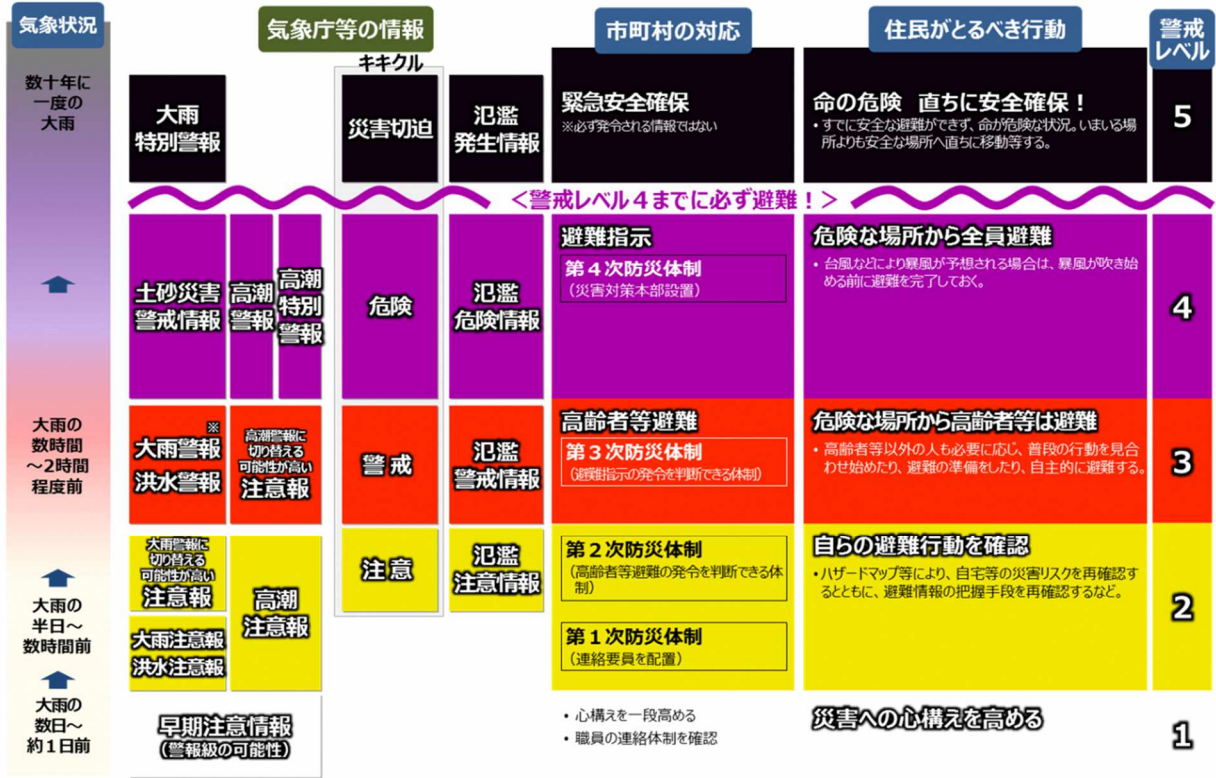
（参考：キキクル（警報の危険度分布）等）

警報を補足する情報として、気象庁で公開しているキキクル（警報の危険度分布）等も参考とすること。

警報の危険度分布等の概要

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・黒「災害切迫」：命に危険が及ぶ土砂災害が切迫。土砂災害が既に発生している可能性が高い状況。直ちに身の安全を確保する必要がある警戒レベル5に相当（緊急安全確保）。 ・紫「危険」：命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況。避難が必要とされる警戒レベル4（避難指示）に相当。 ・赤「警戒」：土砂災害への警戒が必要な状況。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3（高齢者等避難）に相当。 ・黄「注意」：土砂災害への注意が必要な状況。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 ・白「今後の情報等に留意」：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測をしており、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・黒「災害切迫」：重大な浸水害が切迫。浸水害がすでに発生している可能性が高い状況。警戒レベル5相当。 ・紫「危険」：道路が一面冠水し、側溝やマンホールの場所が分からなくなるおそれがある。道路冠水等のために鉄道やバスなどの交通機関の運行に影響がでるおそれがある。周囲より低い場所にある多くの家屋が、床上まで水に浸かるおそれがある。 ・赤「警戒」：側溝や下水が溢れ、道路がいつ冠水してもおかしくない。周囲より低い場所にある家屋が、床上まで水に浸かるおそれがある。 ・黄「注意」：周囲より低い場所で側溝や下水が溢れ、道路が冠水するおそれがある。住宅の地下室や道路のアンダーパスに水が流れ込むおそれがある。周囲より低い場所にある家屋が床下まで水に浸かるおそれがある。 ・白「今後の情報等に留意」：普段と同じ状況。雨のときは、雨水が周囲より低い場所に集まる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。また、大河川で洪水のおそれがあるときに発表される指定河川洪水予報や、国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）について表示しており、中小河川の洪水危険度とあわせて確認できる。 ・黒「災害切迫」：重大な洪水災害が切迫。洪水災害がすでに発生している可能性が高い状況。警戒レベル5（緊急安全確保）に相当。 ・紫「危険」：水位周知河川・その他河川がさらに増水し、今後氾濫し、重大な洪水災害が発生する可能性が高い状況。警戒レベル4（避難指示）に相当。 ・赤「警戒」：洪水災害への警戒が必要な状況。警戒レベル3（高齢者等避難）に相当。 ・黄「注意」：洪水災害への注意が必要な状況。ハザードマップ等により避難行動を確認する。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。警戒レベル2に相当。 ・水色「今後の情報等に留意」：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

（参考：段階的に発表される防災気象情報と対応する行動）



※出典：気象庁ホームページ（<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/alertlevel.html>）

第3節 気象警報等の伝達

1 特別警報・警報・注意報及び気象情報等の伝達実施

（1）県

県（県本部事務局又は危機管理部）は、鳥取地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報及び気象情報等を、市町村、関係機関等に伝達するものとする。特に、特別警報について、気象台から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市町村に伝達・通知する。その際、県は、市町村への情報の伝達にあたっては、受信確認の実施等により確実に情報伝達を行うものとする。

（2）市町村

市町村は、関係機関からの警報等の伝達を受けた時は、直ちにその内容に応じ、あらかじめ計画された組織の活動により、的確な防災並びに避難対策等の必要な措置を講ずるとともに、掲示その他適切な方法によって、所在官公庁及び住民に周知するものとする。特に、特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民へ周知するための措置をとる。

（3）関係機関

ア NTT西日本

NTT西日本は、下記の警報等（発表及び解除）の通報を受けた時は、所管の通信網（FAX）を通じ、あらかじめ計画された組織によって直ちにこれを各市町村に伝達する。

- | | | | | |
|----------|-----------|----------|------------|----------|
| a 暴風特別警報 | b 暴風雪特別警報 | c 大雨特別警報 | d 大雪特別警報 | e 高潮特別警報 |
| f 波浪特別警報 | g 洪水警報 | h 暴風警報 | i 暴風雪警報 | j 大雨警戒 |
| k 大雪警戒 | l 高潮警戒 | m 波浪警戒 | n 土砂災害警戒情報 | |

イ 放送機関

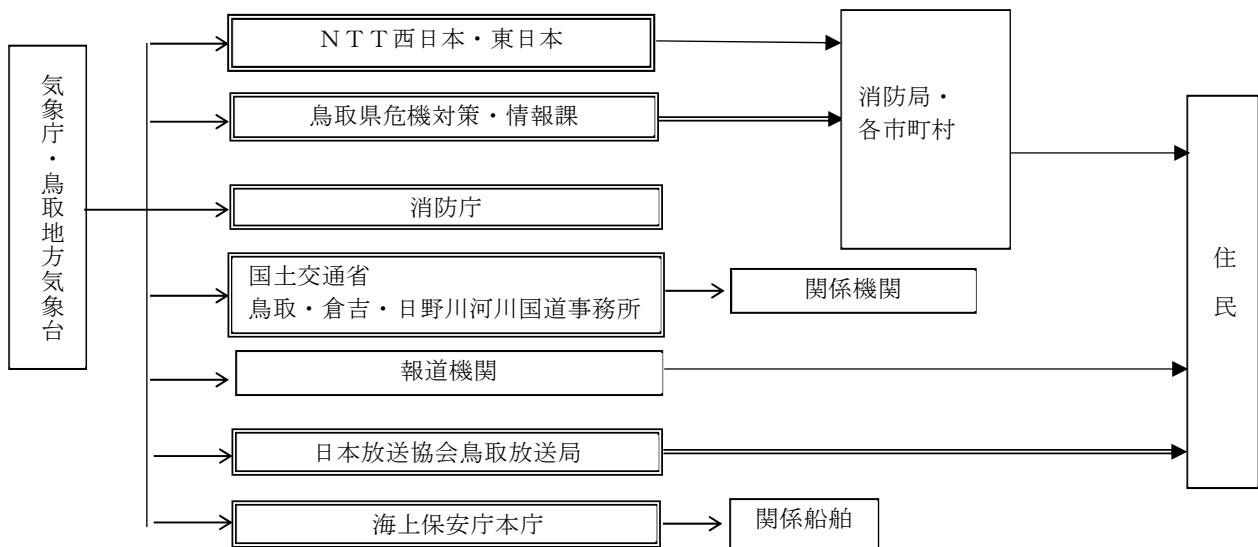
（ア）日本放送協会鳥取放送局長は、注意報の通知を受けた時は、臨機の措置を講じ、速やかに関係地域一般にこれを放送しなければならない。警報、特別警報の通知を受けたときは、直ちにその通知された事項の放送をしなければならない。

（イ）なお、日本海テレビジョン放送、山陰放送、山陰中央テレビジョン放送においても積極的に協力するものとする。

ウ 海上保安庁

境海上保安部は注意報・警報の通知を受けた時は、必要と認めるものについて関係機関及び港内在泊中の船舶へ周知する。（第八管区海上保安本部は注意報・警報等の通知を受けたときは、航行警報によって船舶に周知する。）

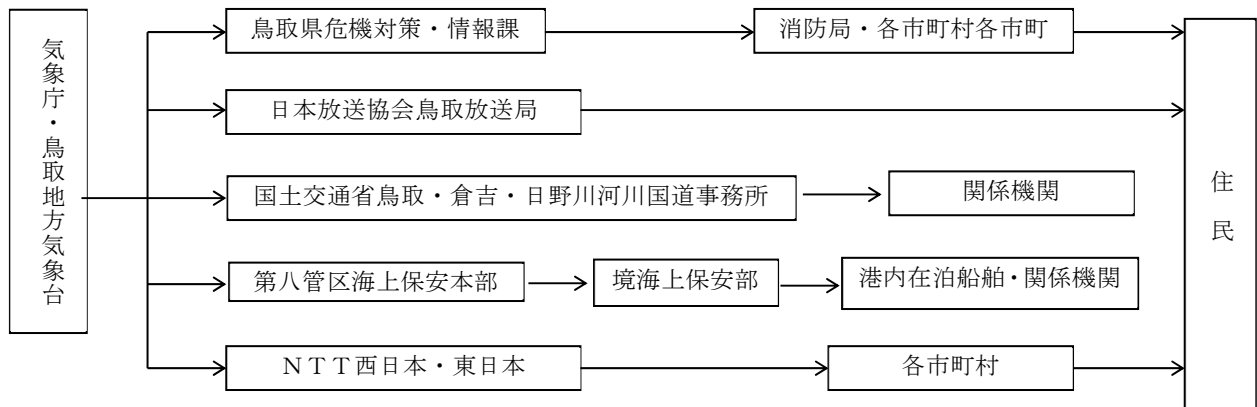
特別警報・警報・注意報及び気象情報の伝達系統図



（備考）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

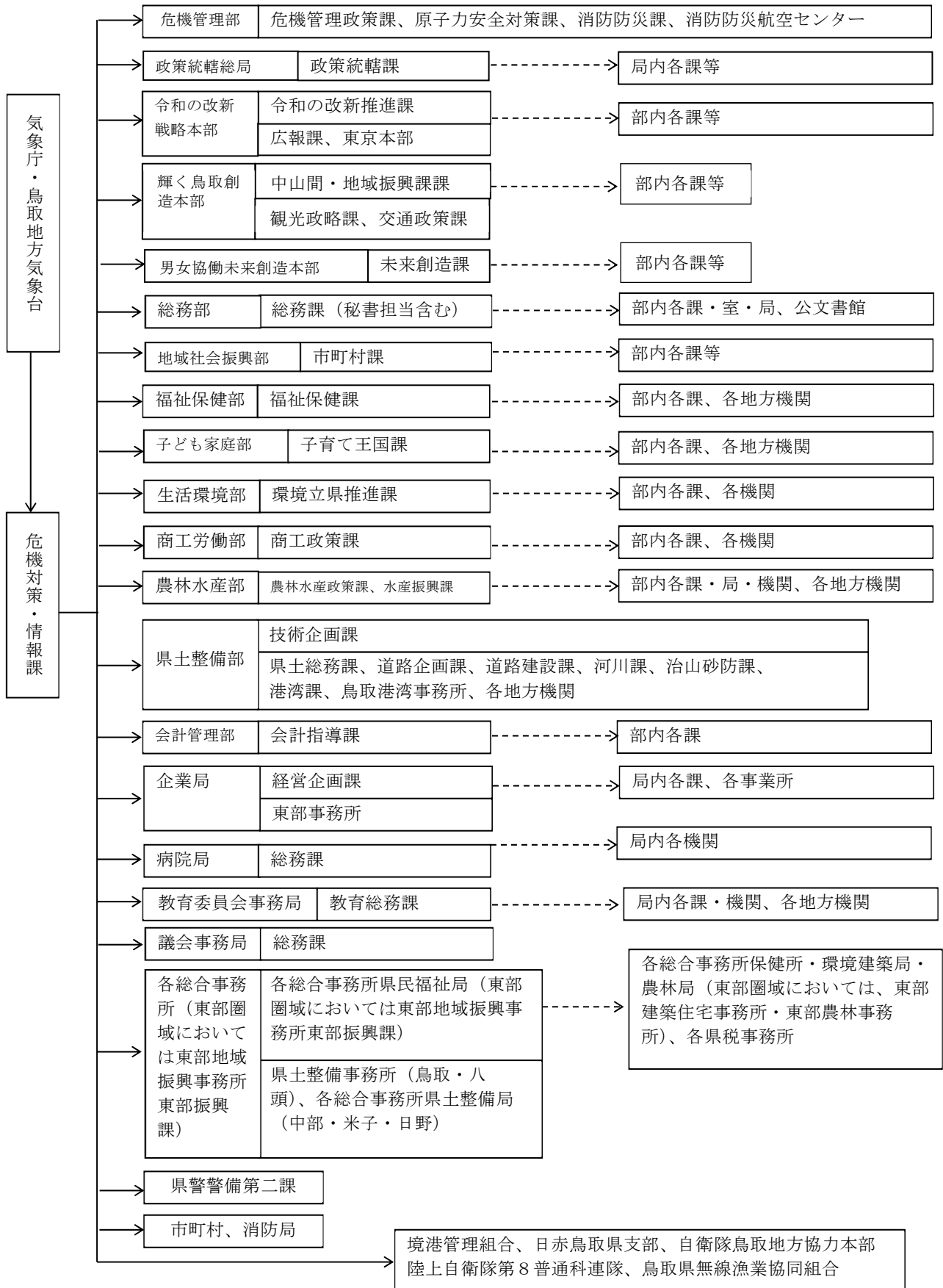
（備考）2重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務付けられている伝達経路。

気象警報等の伝達系統図（通常の伝達が行えない場合の住民への伝達）



（備考）通常の伝達が行えない場合は、加入FAX、防災行政無線、使送等適切な手段により通知する。

特別警報・警報・注意報及び気象情報の伝達系統図（県の各課等への詳細伝達系統）



<注意事項>

- ・部局内各課等への伝達は、各部局等で判断
- ・気象情報以外の情報については、危機管理部が必要に応じて伝達
- ・その他特定事象については、本表に関わらず危機管理部が必要に応じて関係機関へ伝達

2 鳥取地方気象台による助言

- (1) 台風等によって重大な災害が発生することが予測される場合等、必要に応じて、県は鳥取地方気象台と協力して気象関係に係る説明会を開催し、職員並びに関係機関に対し防災上の注意を行う。
- (2) また、県は、気象関係に係る解説に際し、必要に応じて鳥取地方気象台に対し説明を求め、又は職員の派遣を要請することができる。

3 気象観測記録の収集

- (1) 気象観測所を設置又は保有する防災機関は、災害時の観測記録を迅速・的確に収集し、その結果を鳥取地方気象台に通報するものとする。（気象等観測所の現況は資料編のとおり。）
 なお、観測の結果が他の機関に重大な影響がある場合は、積極的にその内容を関係機関に通報するものとする。
- (2) 県は、鳥取地方気象台その他防災機関の協力を得て、観測記録の収集に努めるものとし、各機関は積極的にこれに協力するものとする。

第4節 土砂災害発生危険性に関する情報の伝達

1 土砂災害の前兆現象などの情報伝達

- (1) 県（県土整備事務所・総合事務所県土整備局）は、住民から土砂災害の前兆現象（資料編参照）の発見情報について通報を受けた場合、直ちに市町村へ情報の伝達等を行う。
- (2) また、市町村は、県又は住民から土砂災害の前兆現象の発見情報について通報を受けた場合、直ちに周辺住民への情報伝達を行う。
- (3) 市町村又は県（県土整備事務所・総合事務所県土整備局）に情報が入った場合は、県及び市町村で情報共有を行い、状況に応じて共同で点検を実施する。
- (4) 市町村は、必要に応じて避難指示等を発出する。

第5節 異常現象発見時における措置等

1 異常現象の種別

- (1) 竜巻 農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの
- (2) 強い降ひょう 農作物等に被害を与える程度以上のもの
- (3) 異常潮位 天文潮（干満）から著しくずれ、異常に変動するもの
- (4) 異常波浪 海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪であって、前後の気象状況から判断して異常に大きいと認められるもの
- (5) なだれ 建造物又は交通等に被害を与える程度以上のもの
- (6) その他異常なもの

2 通報手続

- (1) 異常現象を発見した者は、速やかに市町村長、警察官又は海上保安官に通報する。
- (2) 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨市町村長に通報する。
- (3) (1)又は(2)により通報を受けた市町村は、直ちに下記機関に通報する。
 ア 鳥取地方気象台
 イ その地域を管轄する県地方機関その他関係機関
 ウ 当該災害に関係する隣接市町村
- (4) 県地方機関は、その旨を直ちに県危機対策・情報課及び関係部課に通報する。
- (5) 県、市町村、警察本部、消防局、その他防災関係機関は、相互に連絡するとともに、鳥取地方気象台にその旨を直ちに通報する。

第6節 火災気象通報・火災警報及び水防警報等

1 火災気象通報の伝達

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに鳥取地方気象台が鳥取県知事に対して通報し、鳥取県を通じて各一部事務組合又は広域連合（消防局）並びに各市町村に伝達される。

【火災気象通報の通報基準】

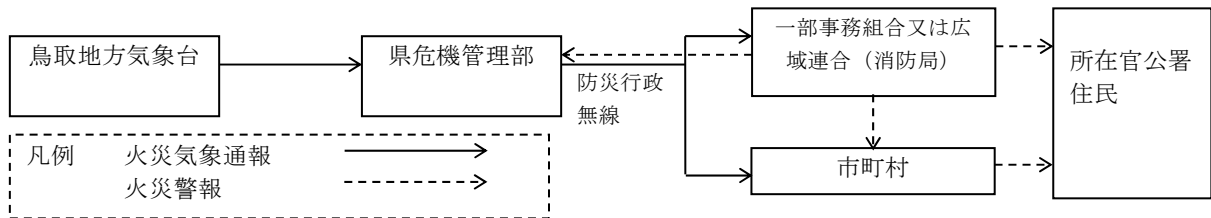
種類	通報基準
火災気象通報	鳥取地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予報している場合には火災気象通報として通報しない場合がある。

2 火災警報の発出

- (1) 一部事務組合の管理者又は広域連合の長は、前項の火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。
- (2) 火災警報の発出は、自ら又は市町村の防災行政無線等を通じて周知する。

3 火災気象通報及び火災警報等の伝達系統

火災気象通報及び火災警報等の伝達系統は、次のとおりである。



4 火災警報発出中の火の使用の制限

火災警報の発出中は、その区域にある者は、火災予防条例に定めるところにより次のとおり、火の使用を制限される。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 残火(たばこの吸い殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。
- (6) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

5 水防警報の取扱い

風水害対策編第2部第2章「水防計画」に定めるところによる。

第7節 気象情報等に基づく対応等

市町村は、警報・注意報及び気象情報等が発表されたときは、住民への伝達に努めると共に、危険性を勘案して避難指示等の発出を行うものとする。特別警報が発表されたときは、直ちに住民へ周知するための措置をとるとともに、重大な災害の危険性が著しく高まっていることを勘案して避難指示等の発出を行うものとする。

(詳細は第5部「避難対策計画」を参照)

第8節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 警報・注意報及び気象情報等の所在官公庁及び住民への周知伝達並びに特別警報の住民への周知の措置
- 2 土砂災害の前兆現象の発見情報の通報の周辺住民への情報伝達及び応急点検等の対策
- 3 異常現象の鳥取地方気象台、県地方機関、隣接市町村その他関係機関への連絡
- 4 火災警報の住民への周知

第2章 地震及び津波に関する情報の伝達

（県関係部局、各関係機関）

第1節 目的

この計画は、緊急地震速報及び地震情報、並びに大津波警報・津波警報・津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）の伝達について必要な事項を定めることを目的とする。

第2節 緊急地震速報、津波警報等、地震、津波情報等の伝達計画

1 緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上又は最大長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（※））に対し、地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力により住民等へ周知する。

日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

※緊急地震速報で用いる区域の名称

鳥取県	緊急地震速報で用いる区域の名称	市町村名
	鳥取県東部	鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町
	鳥取県中部	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町
	鳥取県西部	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町

（注）緊急地震速報は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れがくることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。なお、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

2 津波警報等及び津波予報の種類及び内容（詳細は津波災害対策編第1部第2章「津波災害の予防」を参照）

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

ア 津波警報等の種類及び発表基準等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ	
			数値での発表	定性的表現での発表
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m < 高さ	10m 超	巨大
		5m < 高さ ≤ 10m	10m	
		3m < 高さ ≤ 5m	5m	
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m < 高さ ≤ 3m	3m	高い
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m ≤ 高さ ≤ 1m	1m	（表記なし）

（注）1 津波による災害のおそれがなくなつたと認められる場合、大津波警報、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなつた時点における潮位と、その時点で津波がなかつ

たとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波予報の発表基準及び内容

種類	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

3 地震・津波に関する情報等の種類及び内容

気象庁は、震度1以上の地震が観測された場合、発表基準に基づき地震情報、津波情報及び津波予報（以下、「地震・津波情報等」という。）を発表する。また、気象庁本庁、大阪管区气象台及び鳥取地方气象台は、地震活動の状況等を知らせるため地震活動に関する解説資料等を提供する。

区分	情報の種類	発表内容
地震情報	震度速報	地震発生約1分後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分、鳥取県内は鳥取県東部、中部、西部の3区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
	震源に関する情報	震度3以上を観測した場合（津波警報等を発表した場合を除く）地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配はない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表。
	震源・震度情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地点名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
	遠地地震に関する情報	国外でマグニチュード7.0以上又は都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震が発生した場合に、地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を、日本や国外への津波の影響に関しても記述し発表。
	その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
	推計震度分布図	震度5弱以上を観測した場合、観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報及び電文情報として発表。報道発表資料や地震解説資料などに用いられる。
	長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合、地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。

区分	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻（※1）や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は2種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※2）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※3）

※1 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻であり、場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

※2 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表。最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津

波の高さが低い間は、数値ではなく、「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

- ※3 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観点ごとに発表。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値※（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表。

最大波の観測値及び推定値については、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報を發表中	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。)

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内 容
大津波警報を發表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を發表中	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

地震に関する解説資料等の種類

地震に関する 解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・鳥取県に津波警報等を発表時 ・鳥取県内の観測点で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後 30 分程度を目途に、地方公共団体が初期期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料（詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・大津波警報・津波警報・津波注意報発表時 ・鳥取県内の観測点で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後 1 ～ 2 時間を目途に第 1 号を発表する。 ・地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）。
地震活動図	定期（毎月）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の鳥取県の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

（気象庁による震度階級関連解説表は別表「気象庁震度階級関連解説表」を参照）

「気象庁震度階級関連解説表」

震度階級	人間の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物（住宅）	
				耐震性が高い	耐震性が低い
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。				
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。				
2	屋内で静かにしている人の大半が揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。			
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。		
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。		
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。		壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。		壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされること	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。

震度 階級	人間の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物（住宅）	
				耐震性が高い	耐震性が低い
7	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	壁などのひび割れ・亀裂がさらに多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注1）木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物		地盤・斜面等		ライフライン・インフラ等への影響	大規模構造物への影響
	耐震性が高い	耐震性が低い	地盤の状況	斜面等の状況		
0					【ガス供給の停止】安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある。 【断水、停電の発生】震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。 【鉄道の停止、高速道路の規制等】震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。） 【電話等通信の障害】地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インター	【長周期地震動※による超高層ビルの揺れ】超高層ビルは固有周期が長いので、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいない状況となる可能性がある。 【石油タンクのスロッシング】長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。 【大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落】体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、
1						
2						
3						
4						
5弱		壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。		
5強						
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。		
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。※3		

7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。			ネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。 【エレベーターの停止】 地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。 ※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。	壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。 ※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。
---	--	---	--	--	---	---

（注1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

（注3）亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

（注4）地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

（注5）大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

＜気象庁震度階級関連開設表の使用にあたっての留意事項＞

- ・気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値である。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではない。
- ・地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがある。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なる。
- ・震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なる。
- ・この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではない。
- ・この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更される。
- ・この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いている。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがあるが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別している。

「長周期地震動階級関連解説表」（高層ビルにおける人の体感・行動、室内の状況等との関連）

長周期地震動階級	人の体感・行動	室内の状況	備考
長周期地震動階級 1 （やや大きな揺れ）	室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。驚く人もいる。	ブラインドなど吊り下げものが大きく揺れる。	—
長周期地震動階級 2 （大きな揺れ）	室内で大きな揺れを感じ、物につかまりたいと感じる。物につかまらないうと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	キャスター付き什器がわずかに動く。棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。	—
長周期地震動階級 3 （非常に大きな揺れ）	立っていることが困難になる。	キャスター付き什器が大きく動く。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	間仕切壁などにひび割れ・亀裂が入ることがある。
長周期地震動階級 4 （極めて大きな揺れ）	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされる。	キャスター付き什器が大きく動き、転倒するものがある。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。	間仕切壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。

＜長周期地震動階級関連解説表の使用にあたっての留意事項＞

- ・長周期地震動階級関連解説表は、固有周期 1.5 秒程度から 8 秒程度までの一般的な高層ビルを対象として、長周期地震動階級が推計された際に発生する可能性がある被害を記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。また、それぞれの長周期地震動階級で示されている全ての現象が発生するわけではない。
- ・長周期地震動階級が同じであっても、対象となる建物や構造物の状態、継続時間などの地震動の性質により被害は異なる。
- ・長周期地震動階級関連解説表は、主に近年発生した長周期地震動による被害の事例から作成したものである。今後、顕著な長周期地震動が観測された場合には内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更される。
- ・長周期地震動階級関連解説表では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、表 3 に示す副詞・形容詞を用いる。

＜長周期地震動階級関連解説表で用いる副詞・形容詞＞

用語	意味
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある が（も）いる	当該長周期地震動階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。

※出典：気象庁ホームページ（https://www.data.jma.go.jp/ew/data/ltpgm_explain/about_level.html）

4 緊急地震速報、津波警報等及び地震情報等の発表並びに伝達

警報等は、気象業務法に定められたところにより気象庁がこれを行い、報道機関の協力を得て公衆に周知させるとともに関係機関に通知するものとする。

（1）緊急地震速報

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達するとともに、官邸、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努めるものとする。

地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線等により、住民等への伝達に努めるものとする。

市町村は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

(2) 津波警報等

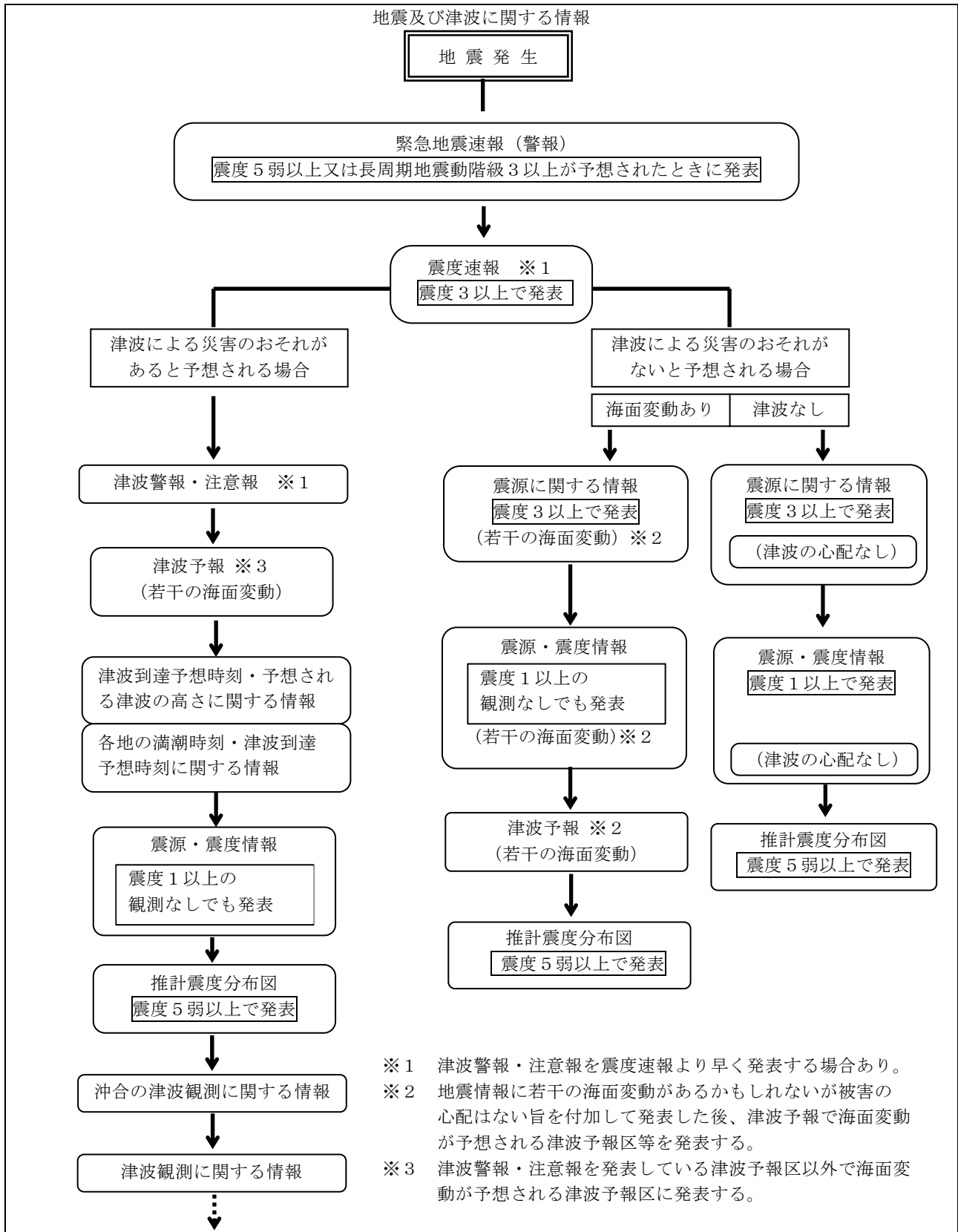
ア 津波警報等の発表及び解除は、気象庁又は大阪管区気象台が行う。ただし、気象業務法施行令第10条により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができない状況にある地の市町村の長が行う場合がある。

イ 鳥取県は、全域が1つの予報区であり、津波予報区の名称は「鳥取県」である。

(3) 地震・津波情報等

地震・津波情報等については、気象庁又は大阪管区気象台が行い、鳥取地方気象台は関係機関に伝達する。

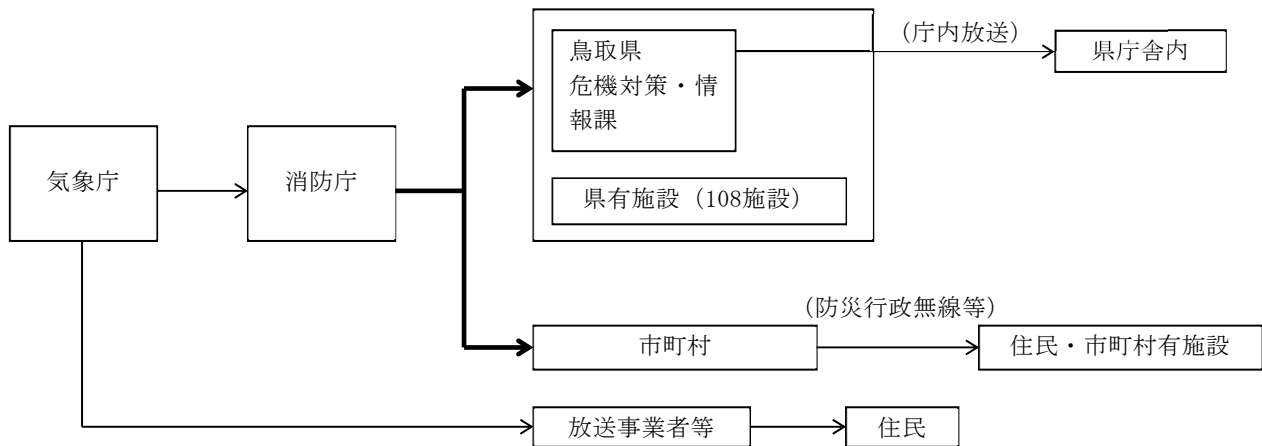
（参考）緊急地震速報、津波警報等及び地震・津波情報等の流れ



5 緊急地震速報、津波警報等及び地震・津波情報等の伝達系統

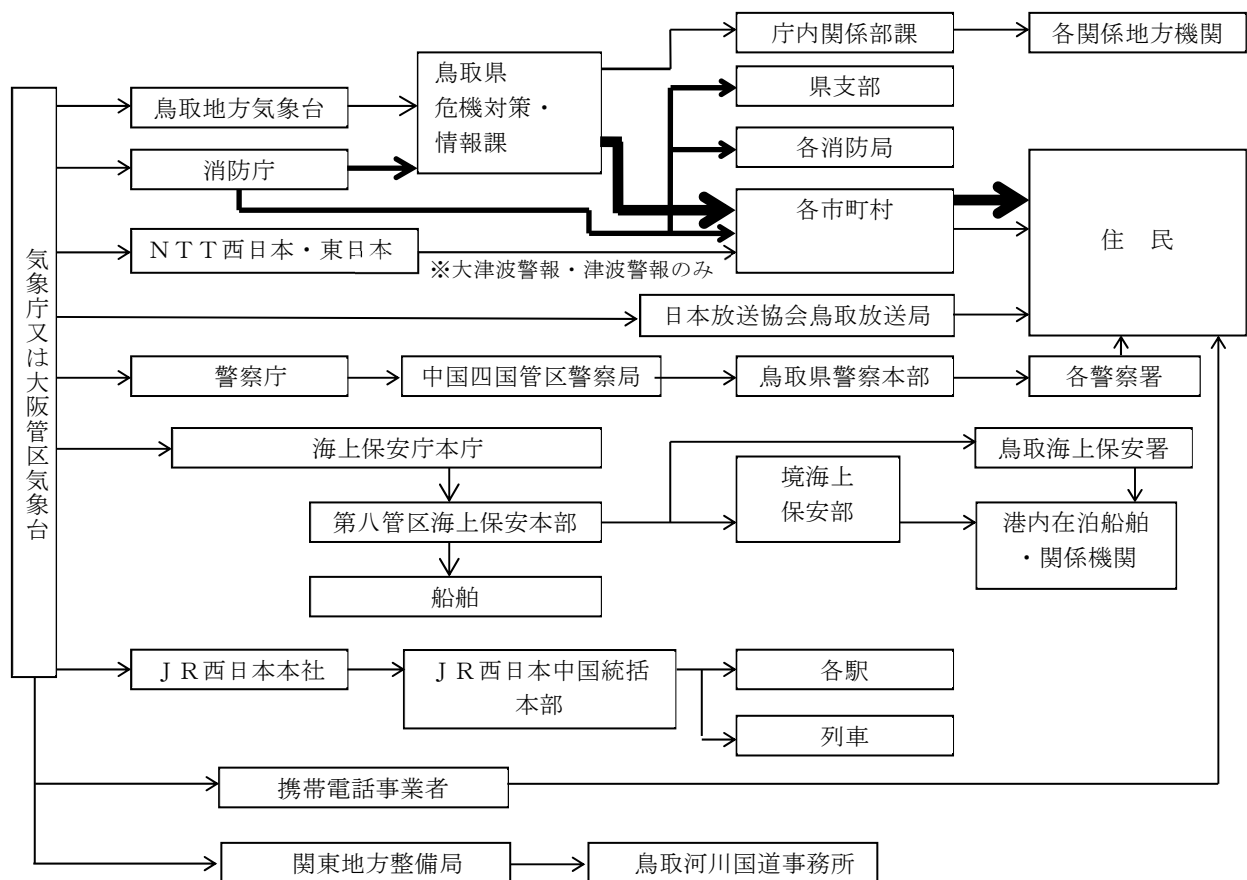
- （1）緊急地震速報の伝達系統は、別表「緊急地震速報の伝達系統図」のとおりである。
- （2）地震・津波情報の伝達系統は、第1章「気象情報の伝達」別表「特別警報・警報・注意報及び気象情報の伝達系統図」及び「気象警報等の伝達系統図（通常の伝達が行えない場合の住民への伝達）」のとおりである。
- （3）津波警報等の伝達系統は、別表「津波警報等の伝達系統図」及び「津波警報等の伝達系統図（有線電話途絶の場合）」のとおりである。

緊急地震速報の伝達系統図



* → は J-ALERT により伝達されるルート。

津波警報等の伝達系統図



* 必要がある場合の補助ルートとして、鳥取地方気象台から鳥取県警察本部、日本放送協会鳥取放送局、境海上保安部に情報伝達される。

* 緊急やむを得ない場合に市町村長が行う（気象業務法施行令第10条）津波警報伝達系統は、この図によらず、直接住民に伝達するものとする。

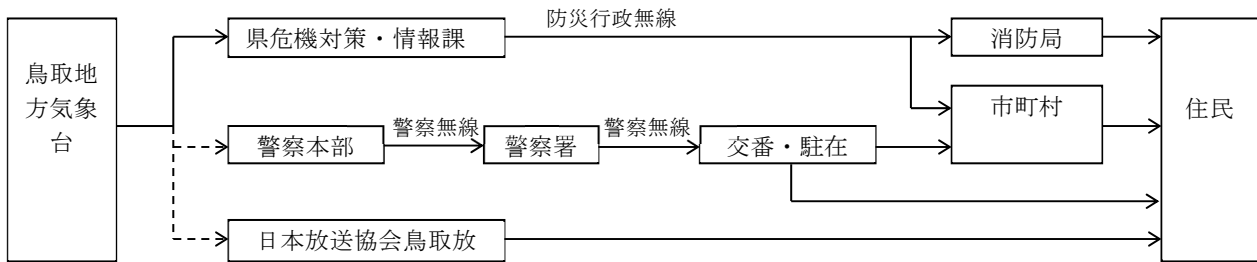
* → は J-ALERT により伝達されるルート。

* → は気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知義務づけられている伝達経路。

※ 緊急速報メールは、大津波警報、津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

津波警報等の伝達系統図（有線電話途絶の場合）

……は補助ルートで、必要と認める場合。



* 有線電話途絶の場合は、防災行政無線電話等を使用するものとする。

* 通信手段のない場合は鳥取地方気象台は鳥取県危機対策・情報課に手交する。

6 津波警報等及び地震・津波情報等の伝達実施

(1) 県

県（危機管理部、県本部事務局）は、上記警報等の通知を受けた時は、あらかじめ計画された組織によって速やかにこれを関係地方機関及び市町村に伝達するものとする。特に、大津波警報について、気象台から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市町村に伝達・通知する。その際、県は、市町村への情報の伝達にあたっては、受信確認の実施等により確実に情報伝達を行うものとする。

ア 警報等の取扱い

(ア) 警報等は、勤務時間中は危機対策・情報課（県本部事務局）が受信し、本庁関係各課、県各総合事務所、県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課）、市町村、消防局及び関係機関に伝達するものとする。

(イ) 上記警報等のうち津波警報等及び地震情報並びに津波情報については、鳥取地方気象台から受信し、自動的に職員参集・情報提供システムにより関係職員を一斉に参集をかける。市町村・消防局に対して防災行政無線を通じ、ファクシミリ情報として、さらに市町村に対してはJ-ALERTを通じ自動的に伝達する。

イ その他緊急時の通報連絡

概ね上記アの要領により受信し、関係機関並びに庁内関係各課に連絡するものとする。

(2) 市町村・消防局

市町村は、関係機関からの津波警報等の伝達を受けた時は、直ちにその内容に応じあらかじめ計画された組織の活動により、的確な防災並びに避難対策等の必要な措置を講ずるとともに、防災行政無線、広報車等適切な方法によって、所在官公庁及び市町村民に周知するものとする。特に、大津波警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民へ周知するための措置をとる。

(3) 関係機関

ア NTT西日本

NTT西日本福岡センターは、大津波警報又は津波警報（発表及び解除）の通知を受けた時は、Fネット同報通信のファクシミリ送付を通じ、あらかじめ計画された組織によって直ちにこれを各市町村長に伝達するものとする。

イ 警察本部

警察本部は、津波警報等を受けた時は、所管の通信網によって速やかにこれを各市町村長に伝達するものとする。

ウ 放送機関

(ア) 日本放送協会鳥取放送局は、津波警報等の通知を受けた時は、臨機の措置を講じ、直ちにその通知された事項を関係地域一般に放送しなければならない。

(イ) なお、日本海テレビジョン放送、山陰放送、山陰中央テレビジョン放送、エフエム山陰、日本海ケーブルネットワーク、鳥取テレトピア、中海テレビ放送、鳥取中央有線放送においても積極的に協力するものとする。

エ 海上保安庁

第八管区海上保安本部は、津波警報等の通知を受けた時は、直ちに航行警報によって船舶に周知する。境海上保安部は、津波警報等及び必要に応じて地震情報等を関係機関及び港内に泊中の船舶へ周知する。

オ JR西日本

JR西日本中国統括本部は、大津波警報及び津波警報の通知を受けたときは、所管の通信網によって速やかに管内各駅、列車に伝達するものとする。

7 地震時における津波警戒による自衛措置

気象庁の行う津波警報等は、地震発生後遅滞なく発表されることになっているが、沿岸地域各市町村においては、津波注意報・津波警報・大津波警報発表中及び未発表であって震度4以上の地震を感じたときは、津波の早期来襲に備えて次の措置をとる。〔震度4の地震は、つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。また、歩いている人も揺れを感じる。〕

(1) 津波の監視

ア 沿岸地域各市町村においては、安全を確保した上で、津波注意報・津波警報・大津波警報発表中及び震度4以上の地震発生後少なくとも約30分間は海面の状態の監視を実施する。〔日本海北部など地震の発生場所によっては、津波の到達までに1時間以上を要する可能性があるので注意が必要である。また、気象庁など公的機関による津波情報に留意する必要がある。〕

イ 沿岸市町村は、地震発生後速やかに津波監視を開始できる者を津波監視担当者として選任する。

ウ 海面の監視場所は、監視者の安全確保を考慮の上、過去の津波記録等を勘案し、津波の早期発見に適した場所に設定する。

(2) 報道の聴取

ア 沿岸地域各市町村は、津波注意報・津波警報・大津波警報発表中及び震度4以上の地震発生後少なくとも1時間は日本放送協会放送に注意し、必要に応じ適切な対策を講ずるものとする。

イ 沿岸地域各市町村は、住民が日本放送協会放送や防災広報等を聴取し、自衛措置に努めるよう周知するものとする。

(3) 避難指示等

海面の監視、報道の聴取により被害を伴う津波の発生が予想される場合は、市町村は住民に対して避難の指示等必要な処置をとる。

(4) 県及び隣接沿岸市町村への連絡

市町村は、津波のため住民に避難指示をした場合、速やかに県及び隣接沿岸市町村にその旨連絡する。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 津波警報等及び地震情報の所在官公庁及び住民への周知伝達並びに大津波警報の住民への周知の措置
- 2 津波監視の実施及び必要な対策

第3章 災害情報の収集及び伝達

（県関係部局、警察本部、各関係機関）

第1節 目的

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、災害関係情報を迅速かつ的確に収集・伝達し、もって被害の軽減、拡大防止を図ることを目的とする。

第2節 県における被害情報収集の要領（総則的事項）

1 被害情報収集の実施

（1）被害情報の収集は、次に掲げる場合に行うことを原則とする。

ア 第2部第2章「配備及び動員」別表「配備動員表」に示す警戒体制又は非常体制に該当するとき

イ 災害による被害等が発生し、県危機管理部が必要と認めるとき

ウ 災害が発生するおそれがある場合で、県危機管理部又は各総合事務所県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課）が必要と認めるとき

（2）県（県本部事務局又は危機管理部）は、県の各部局、市町村及び警察本部・消防局その他の機関からも情報収集に努めるとともに、高所監視カメラ、消防防災ヘリコプター及びドローンを活用した情報収集を行い、的確な初動活動を行うものとする。

（3）県（県本部事務局又は危機管理部）は、収集した情報を原則1日1回（災害発生直後については適宜回数を増とする）を目安として、報道機関等を通じて広報を行うものとする。ただし、台風等災害状況が時間を追って変化する場合には、必要に応じ随時広報を行う。

2 情報の集約・分析

（1）県（県本部事務局又は危機管理部）は、県の各部局、市町村等から収集した被害情報や災害対応情報を集約し、気象情報や防災関係機関等からの情報と合わせて整理、分析し、応急対策や災害対応に必要な資料の作成に努めるものとする。

（2）人的被害の数（死者・行方不明者数をいう）については、県（県本部事務局又は危機管理部。本項目において以下同じ）が一元的に集約・調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、第7節のとおり消防庁へ報告するものとする。

（3）多大な災害が発生した地域においては、回線の寸断や災害対応により、被害情報の報告がなされないことが想定される。県は、被害情報の収集に当たって、被害の程度に併せて、情報の空白地帯が生じていないかどうかチェックを行うものとする。

（4）情報空白地帯の被害状況の把握については、職員派遣等による主動的な情報収集を実施するとともに、応援協定に基づく被害状況の収集体制を活用するものとする。

3 情報連絡員の派遣

多大な災害への対応等で被害情報の報告が困難になっている、又はその恐れがあるときは、当該市町村区域を所管する支部所管機関（各総合事務所県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課））は、あらかじめ定めた構成機関の職員等を当該市町村に派遣し、市町村の被害情報の収集と支部所管機関及び県本部等への情報伝達等に当たらせるものとする。（衛星携帯電話、パソコン等の通信手段を携帯）

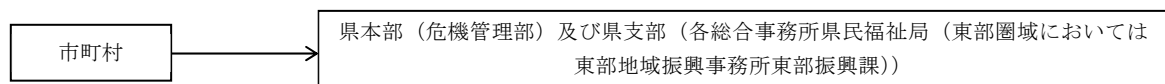
第3節 一般被害等の情報収集

1 県（県災害対策本部事務局又は危機管理部）及び支部所管機関（各総合事務所県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課））は、一般被害等に係る情報収集については、市町村を通じて所定の様式により行う。（資料編参照）

※一般被害等

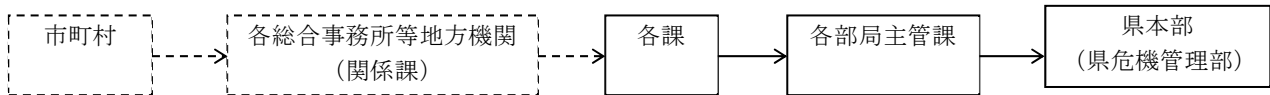
- ・人的被害 ・住家被害 ・非住家被害 ・火災の状況 ・罹災世帯数 ・罹災者数
- ・避難指示等の発出の状況 ・避難所の設置状況
- ・災害対策（警戒）本部設置状況 ・避難者の状況（自主避難を含む）
- ・緊急要請があるときの被害状況及び要請内容等 ・孤立集落関係
- ・その他、応急措置を行うに当たり県等の支援が必要となる情報（各種被災地ニーズ）

2 各総合事務所県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課）は、一般被害等の情報について、情報共有を図るため、総合事務所内の各局関係課（東部においては東部圏域の関係機関）に連絡するものとする。



第4節 実施部被害の情報収集

- 1 市町村は、災害の発生又はそのおそれについて覚知したときは、各総合事務所等関係課に対し、その状況を報告するものとする。
- 2 各総合事務所等関係課は、所掌事務に関する被害等の状況及び応急措置の概要を調査し、県庁各課に報告するものとする。各課は情報を収集し、直ちに当該部局の主管課（農林水産部においては農林水産政策課、県土整備部においては技術企画課。以下同様）に報告するとともに、その後の状況についても、逐次報告するものとする。
- 3 各部局の主管課は、各課から報告を受けた被害の状況等を部局長に報告するとともに、県の公有財産に係る被害については、行財政改革推進課にその状況を通知するものとする。
- 4 各部局の主管課は、部局内の被害報告を取りまとめ、危機管理部（県本部設置時は県本部事務局）に報告するものとする。報告の時期・頻度は危機管理部がその都度指定する。



第5節 各種の被害情報の収集方法

1 防災関係機関からの被害情報収集

- (1) 防災関係機関（ライフライン事業者等）からの被害情報の収集は、所管課が行い、各部局主管課を通じて県（県本部事務局又は危機管理部）に報告する。
- (2) 防災関係機関は、これに積極的に協力するものとする。

2 中央関係情報の収集

- (1) 県本部設置時において、県本部事務局は、東京本部と常時連絡を保ち、中央関係情報の収集に努める。
- (2) 実施部は、関係政府機関等の情報を収集し、災害対策に関する主要な情報については、県本部事務局に連絡するものとする。

3 公共交通機関からの情報収集

県（輝く鳥取創造本部）は、公共交通機関の運行状況（異常気象時の乗客の危険回避対策の状況を含む）等について情報を収集し、適宜県本部（県本部未設置の場合は危機管理部）に報告するものとする。

4 道路管理者からの情報収集

県（県土整備部）は、県内道路の状況（災害発生による道路の通行止め等）について情報を収集し、適宜県本部事務局（県本部未設置の場合は危機管理部）に報告するものとする。

5 学校からの情報収集（休校、授業打ち切り、避難情報等）

- (1) 各学校からの報告は、第5部第1章「避難の実施」参照。
- (2) 市町村教育委員会が被災等により機能喪失した場合には、県教育局から市町村教育委員会に職員を派遣し、情報収集するものとする。

6 福祉保健施設等の被害報告

県（福祉保健部）は、福祉保健施設の被災情報等を収集し、適宜県本部事務局（県本部未設置の場合は危機管理部）に報告するものとする。

7 応援協定に基づく被害状況の収集

県内郵便局との応援協定に基づき、郵便局配達員等が大雨・地震等による異常現象（土砂崩れ、異常音、出水等）を発見した場合は、下図のとおり通報するものとする。

異常現象の種類	通報先
土砂災害警戒区域等、国道、県道、1級河川、2級河川等に係るものと判断できる場合	所管の県土整備事務所・総合事務所県土整備局（維持管理課）
その他の場合	所管市町村役場

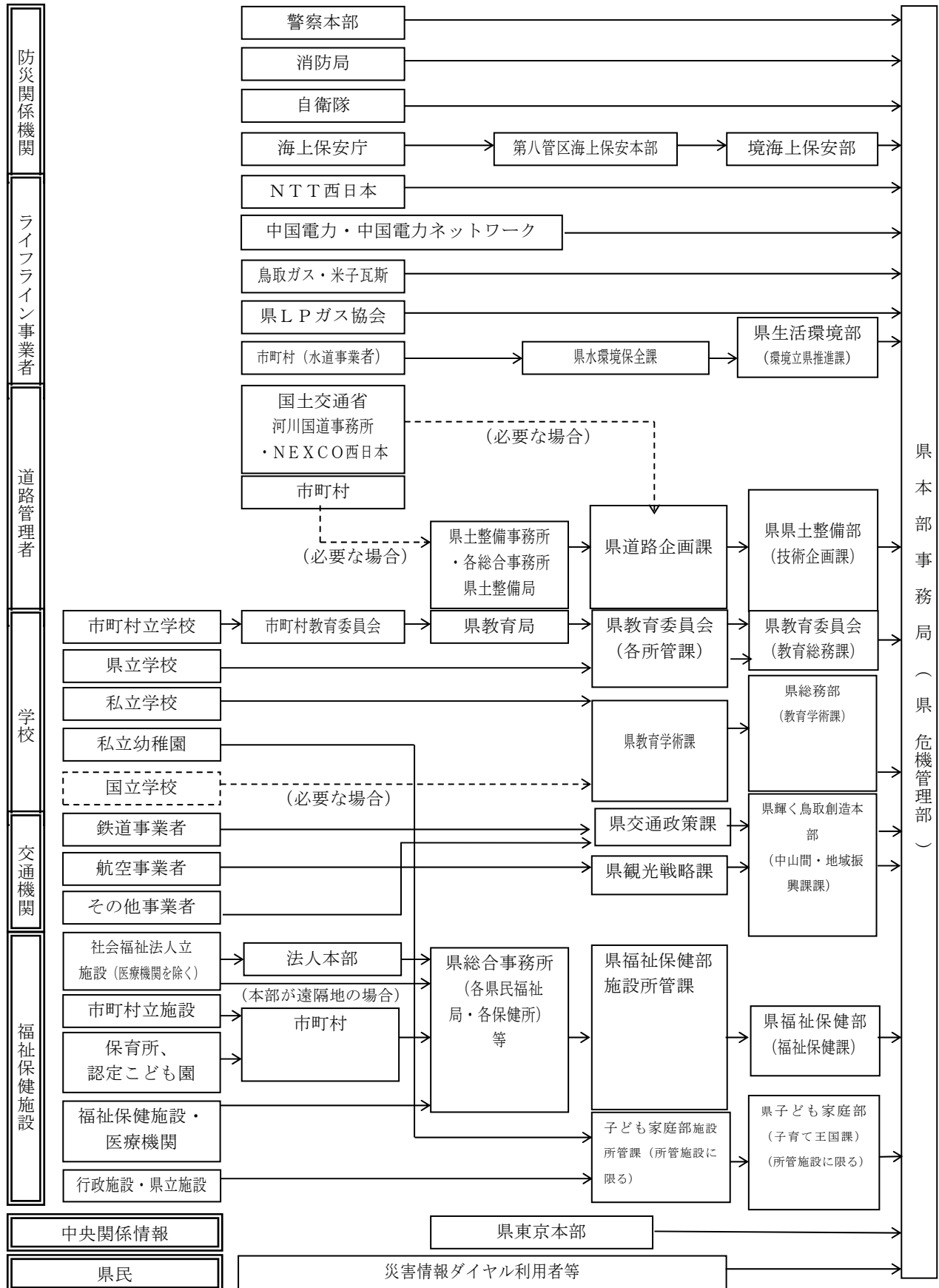
8 ダム、ため池、樋門の情報収集

風水害対策編第2部第2章「緊急時のダム管理」及び第3章「ため池・樋門の応急対策」による。

9 国土地理院からの情報収集

災害時において、国土地理院から地理空間情報等の提供が行われるが、その他、被災地域の空中写真撮影が必要な場合等は、国土地理院との「地理空間の活用促進のための協力に関する協定（平成24年10月22日締結）」に基づき協力を要請する。

【情報収集担当課等】



第6節 情報の伝達及び共有

1 機関相互の情報伝達・共有

- (1) 県、市町村、防災関係機関は、災害応急対策活動に必要な情報について、対応を実施又は支援する機関相互で、伝達・共有を図るものとする。
- (2) 県は、必要に応じて、関係機関（道路管理者、警察、気象台、市町村等）と災害に係る情報を交換し、各機関が実施する災害対応について調整することを目的として、合同対策協議を、WEB会議システムを活用して実施するものとする。
- (3) 県（県本部事務局又は危機管理部）は、被害情報については、可能な限り報道資料提供を行うとともに、県のホームページにおいて県民に公開するものとする。

2 伝達・共有の手段

- (1) 情報の伝達・共有に当たっては、スピードを最優先としてその手段を選択するものとする。
- (2) 情報の伝達・共有は、電子メール、電話、ファクシミリ、防災行政無線及びホームページ等により行う。
- (3) 県の機関相互の情報伝達・共有については、県内部での情報共有にあっては災害情報データベースを活用するものとする。
- (4) 避難情報等の住民の身体的安全確保に係る情報の伝達に当たっては、人員の訪問による伝達等、障がいのある者等の多様な者にも確実に伝達できる方法（受信確認や複数の手段による伝達などの確実な伝達方法）、情報の重要性が伝わる伝達方法を選択するものとする。

第7節 災害情報の報告等

1 被害状況等の報告

- (1) 市町村から県への報告
 - ア 市町村は、災害等が発生した場合、災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき、被害状況及び応急措置状況等について、速やかに県に報告するものとする。（県に報告ができない場合は、直接、内閣府に報告。）なお、報告に当たっては、消防組織法第40条に基づく「災害報告取扱要領（昭和45年4月消防庁通知）」及び「火災・災害等即報要領（昭和59年10月消防庁長官通知）」による消防庁への報告により同庁を通じて行うことから、これらと一体的に行うものとする。（要領及び様式については、資料編参照）
 - イ 市町村の一般被害等の報告については、県（県本部事務局又は危機管理部）が別に定めるところにより、災害等の発生後、定時又は随時に行うものとする。
 - ウ 上記に限らず、市町村の各所掌事務に係る報告は、県の所轄各部課に対し所轄の県地方機関を通じ、所定の様式により行うものとする。
- (2) 県から国への報告
 - ア 支部（支部未設置の場合は県総合事務所（県民福祉局）（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課））は、市町村等から収集した被害状況等について、時期に応じて県本部事務局（県本部未設置の場合は県危機管理部）に報告する。
 - イ 県本部事務局（本部未設置の場合は危機管理部）は、市町村等からの報告に基づき、災害対策基本法第53条第2項に基づき、国（内閣府）に対し被害状況を報告するものとする。なお、報告に当たっては、消防組織法第40条に基づく「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等即報要領」による消防庁への報告により同庁を通じて行うことから、これらと一体的に行うものとする。

2 火災・災害等即報要領に基づく報告

- (1) 市町村、消防局から県（国）への報告
 - ア 市町村及び消防局は、火災・災害等即報要領に基づき、当該要領に掲げる基準に該当する火災・災害等について、第一報を原則として覚知後30分以内に、県（県本部事務局（又は危機管理部）又は支部（又は県総合事務所県民福祉局）（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課））に報告するものとする。この際、詳細について不明な場合は、分かる範囲で報告し、できるだけ早く報告するよう努める。（県に報告できない場合は、直接消防庁に報告）
 - イ 地震等により、119番へ通報が殺到する場合等においては、消防局は、県に加えて国（消防庁）にも直接通報するものとする。
 - ウ また、火災・災害等即報要領において定める特に消防庁に直接報告すべき事故等については、消防庁に直接報告するものとする。（アにより、併せて県に対して報告。）

【火災・災害等即報要領の報告基準】

種類 (報告者)	即報基準	直接即報基準 (消防庁へ直接報告する事故等) ※
災害 (市町村)	【一般基準】 (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの (2) 県本部又は市町村災害対策本部を設置したもの	(1) 地震（県内で震度5強以上(被害の有無を問わない)） (2) 津波、風水害、火山災害（死者又

種類 (報告者)	即報基準	直接即報基準 (消防庁へ直接報告する事故等) ※
	(3)災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの (4)気象業務法第13条の2に規定する特別警報が発表されたもの (5)自衛隊に災害派遣を要請したもの 【個別基準】 (1)地震（県内で震度5弱以上を記録したもの、又は人的被害又は住家被害を生じたもの） (2)津波（津波警報又は津波注意報が発表されたもの、又は人的被害・住家被害を生じたもの） (3)風水害（崖崩れ、地すべり、土石流、河川の溢水、堤防の決壊、高潮、強風、竜巻などの突風等により人的被害・住家被害を生じたもの） (4)雪害（雪崩等により人的被害・住家被害を生じたもの、又は道路の凍結・雪崩等により孤立集落を生じたもの） (5)火山災害（噴火警報（火口周辺）が発表されたもの、又は火山の噴火により人的被害・住宅被害を生じたもの） 【社会的影響基準】 上記いずれにも該当しないものの、その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの	は行方不明者が生じたもの)
火災・事故 (消防局)	【一般基準】 (1)死者が3人以上生じたもの (2)死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの (3)自衛隊に災害派遣要請したもの 【個別基準】 (1)火災（建物火災、林野火災、交通機関の火災等） (2)石油コンビナート等特別防災区域内の事故（危険物施設、高圧ガス施設の事故等） (3)危険物等に係る事故（高圧ガス、毒物、劇物、火薬等を貯蔵し又は取り扱う施設及びその運搬等に係る事故） (4)原子力災害等（原子力施設の火災、放射性物質の輸送中の事故、原子力災害対策特別措置法第10条の特定事象等） (5)消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故 (6)その他特定の事故(可燃性ガス等の爆発・漏えい等の事故で社会的に影響度が高いと認められるもの) 【社会的影響基準】 上記いずれにも該当しないものの、その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの	(1)建物火災(ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災) (2)交通機関の火災（航空機、列車、トンネル内車両火災等） (3)石油コンビナート等特別防災区域内の事故（危険物施設、高圧ガス施設の火災又は爆発事故等） (4)危険物等に係る事故（死者又は行方不明者が発生したもの、又は危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発、漏えい事故等） (5)原子力災害等 (6)爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
救急・救助 事故 (消防局)	(1)死者5人以上の救急事故 (2)死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故 (3)要救助者が5人以上の救助事故 (4)覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故 (5)消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故 (6)消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大	15人以上の死傷者が発生した救急・救助事故で次に掲げるもの (1)列車、航空機、船舶の衝突、転覆等 (2)バスの転落等 (3)ハイジャック (4)不特定多数の者が集まる場所における事故

種類 (報告者)	即報基準	直接即報基準 (消防庁へ直接報告する事故等) ※
	事故 (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの (8) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故	(5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
武力攻撃災害 (消防局)	武力攻撃・テロ等による死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害	武力攻撃・テロ等による死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出等その他の人的又は物的災害

※直接即報については、消防局が報告

(2) 県から国への報告

ア 総務省消防庁への報告

(ア) 県（県本部事務局又は危機管理部）は、収集した即報等は、直ちに消防庁へ報告するものとする。

(イ) 消防組織法第40条の規定に基づく消防庁長官への報告は、火災・災害等即報要領により実施する。

（緊急を要する場合にあっては、要領に定める様式にかかわらず最も迅速な方法により報告するものとし、事後速やかに文書で報告）

イ その他関係省庁への報告

収集した被害状況は、必要に応じ、関係省庁へ連絡するものとする。

（参考） 国（総務省消防庁）への連絡先一覧

	NTT回線		防災無線	
平日 (9:30～18:15)	電話番号	03-5253-7527	電話番号	17-5-048-500-9049013
総務省消防庁 応急対策室	ファクシミリ	03-5253-7537	ファクシミリ	18-7-9049013
				18-6-8090-5017
				17-5-048-500-9049033
				18-7-9049033
上記以外 総務省消防庁 宿直室	ファクシミリ	03-5253-7553	ファクシミリ	18-6-8090-5043
				17-5-048-500-9049102
				18-7-9049102
				18-6-8090-5010
				17-5-048-500-9049036
				18-7-9049036
				18-6-8090-5041, 5045

※宿直室の中央防災無線については、宿直室前にある「消防防災・危機管理センター」に設置のファクシミリ

第8節 個人情報の取扱い

1 災害時における個人情報の取扱方針

災害時における個人情報の収集及び提供については、「個人情報の保護に関する法律」及び「鳥取県個人情報保護条例」に基づき、適切に行う。

なお、災害により多数の行方不明者及び安否不明者（以下「安否不明者等」という。）並びに死者が生じ、救出・救助活動の迅速化等につながる場合における氏名等の収集及び公表については、「災害時における安否不明者等の氏名等公表実施要領」に基づき対応する。

また、その他、災害時における個人情報の取扱いについては、内閣府が定める「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」を踏まえ、公益性や災害の規模等を勘案して対応する。

公表を行う場合であっても、被災者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮し、個人情報を適切に取り扱い、最低限の公表に留めるよう留意するとともに、死者に関する情報については、死者の尊厳が社会の基礎であるとの見地から、遺族の感情等に十分配慮して取り扱うよう留意する。

2 個人情報の収集及び提供に係る運用

県は、災害時における個人情報の収集及び提供について、以下のとおり運用するものとする。

(1) 収集

ア 災害対応の業務に必要と考えられる範囲で収集し、得られた情報は適切に管理する。

イ 情報は本人からの収集を原則とするが、本人からの情報収集が困難な場合もあるため、関係市町村、消防機関、警察本部等と協力し、被災者に関する個人情報の収集にあたることとし、必要に応じて家族その他所属団体等からも収集することとする。

(2) 提供

ア 原則個人が特定される情報は提供しないこととし、提供する情報は、個人が特定されない範囲のみで情報を

提供する。

イ 第三者に個人情報を提供する場合は、本人の同意を得て提供するものとする。ただし、法令に基づく場合のほか、次の場合は、個人情報の保護に関する法律に基づき、本人の同意は不要である。（本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときを除く）

- ・行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- ・他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- ・上に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

(3) 県は、個々の事例ごとに災害の規模等を判断し、その都度各市町村に情報収集項目について明示するものとする。

3 市町村及び消防局の災害時における個人情報の取扱

市町村及び消防局における個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律に基づき運用されるものであるが、救助や行方不明者の捜索の役割を担っており、一般的には、その活動の基礎となる個人情報収集については、必要の範囲内で可能と考えられる。

4 安否不明者等の氏名等の公表

災害による多数の行方不明者及び安否不明者（以下「安否不明者等」という。）並びに死者が生じた場合において、救出・救助活動の迅速化等を図るため、「災害時における安否不明者等の氏名等公表実施要領」に基づき、以下のとおり氏名等情報の収集及び公表を行う。

(1) 公表実施の対象とする災害

災害の発生により多数の安否不明者等及び死者が生じ、安否不明者等及び死者に係る氏名等の情報を公表することで救出・救助活動の迅速化に資するなど公益上の必要があると判断される場合

(2) 公表手順等

ア 情報の収集

県は、市町村に対して災害発生箇所の範囲内に居住又は滞在したことが想定される安否不明者等及び死者の情報を照会し、救出・救助関係機関と共有する。

イ 安否不明者等の公表

① 県は、市町村及び救出・救助活動関係機関から意見を聴いた上で、氏名等の公表により救出・救助活動の迅速化が図られると判断した場合は、当該情報を公表する。その際、人命救助の迅速化を優先し、個人情報保護法上第三者である家族の同意は確認しない。

② 次に掲げる者は公表しないこととし、該当者であることを把握した者については、その時点から非公表とする。

- ・死者又は安否・居所が確認できた者
- ・住民基本台帳の閲覧制限がある者
- ・所在情報秘匿事由（警察や地方公共団体の相談機関へDVやストーカー行為等について相談をしていた等）がある者
- ・住民基本台帳閲覧制限又は所在情報秘匿事由等の有無が未確認の者
- ・その他、氏名等を公表することにより本人又は第三者の権利利益を不当に侵害する恐れがある等の特段の事情がある者

ウ 死者の公表

死者については、報道機関から氏名等の公表に係る要請があるなど社会的関心が強く、氏名等を公表することに公益上の必要があると認められる場合において、遺族の同意がある場合に公表する。

また、県は、公表の判断にあたり、市町村及び救出・救助活動関係機関から意見を聴くものとする。

第9節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 一般被害等の情報収集及び報告
- 2 災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領に基づく県又は国への報告
- 3 情報収集伝達に係る担当課及び伝達系統
- 4 災害時の個人情報の収集及び報告に係る方針

第4章 広報・広聴

（県関係部局、県危機管理部、警察本部、市町村）

第1節 目的

この計画は、災害応急対策の実施に当たって得られた各種情報をいち早く共有することにより、住民の不安を解消するとともに、防災関係機関の災害対策実施を促進し更なる被害の拡大防止を図るため、的確かつ迅速な広報活動及び適切な広聴活動を行うことを目的とする。

第2節 県における広報活動

1 基本方針

- (1) 県は、県内の被害情報、各機関の応急対策状況等を集約・整理し、一元的な広報を実施する。また、県は人的被害の数について広報を行う際には、市町村と密接に連携しながら適切に行うものとする。
- (2) 広報活動に関しては、広報を担当する広報課と他の部課との緊密な連絡のもとに、統制の取れた、しかも迅速な情報の発表を行うものとする。
- (3) 広報手段
 - ア 住民等に対する災害情報又は災害対策上必要な事項の伝達は、県の広報媒体（あんしんトリピーメール、鳥取県防災アプリ（あんしんトリピーなび）、ホームページ（鳥取県公式サイト、モバイル版・携帯電話向けサイト、鳥取県防災情報ポータル、防災 Web）、鳥取県公式 X、テレビ、ラジオ、新聞広告等）のほか、緊急速報（エリア）メール及び Lアラート（災害情報共有システム）等による報道機関活用によって行う。
 - イ 監視カメラ情報や河川水位など複数のシステム・サイトの情報を集約して地図上に表示する「鳥取県防災情報ポータル」の活用について住民に周知し、避難行動の参考としてもらう。
 - ウ 障がいのある者等多様な者に確実に伝達できる方法（受信確認や複数の手段による伝達等の確実な伝達方法）により行う。
- (4) 市町村への協力要請及び市町村の支援
 - ア 確実に住民への伝達が必要な事項の広報については、必要に応じて、市町村に協力要請を行う。
 - イ 県は、市町村が避難指示等を発出した場合や、雨量・水位が自主避難の目安に達した場合は、県ホームページの活用等により、市町村の周知支援を行うとともに、住民に適切な行動を呼びかける。
- (5) 県庁内における情報共有

関係部課は、災害情報及び災害への対応状況、独自で実施した報道提供資料等を、庁内 LAN の災害情報データベースに登録する等により情報共有を図る。
- (6) 個人情報の取り扱い

災害時の安否情報等、個人情報の提供・公開については、個人情報の保護に関する法律及び鳥取県個人情報保護条例の趣旨や公益上の必要性から勘案し、適切に取り扱うものとする。（第3章「災害情報等の収集及び伝達」第8節「個人情報の取扱い」を参照）

2 広報の内容

次の事項については、その都度、又は必要に応じて広報を行う。

- (1) 県本部の設置又は廃止
- (2) 災害軽減の事前対策
- (3) 災害の状況（災害の種別、災害の発生日時、災害発生区域、全般的概況、災害の規模）
- (4) 災害応急対策状況
- (5) 映像、写真等による災害現地の状況
- (6) その他一般住民や被災者に対する必要な情報、注意事項等
 - ア 雨量・河川水位などの情報
 - イ ライフライン（電気、電話、水道など）供給状況
 - ウ 交通機関（鉄道、バスなど）運行状況
 - エ 道路の規制状況
 - オ 学校の休校状況
 - カ 避難に関する情報
 - キ 各関係機関の問い合わせ先 など

3 大規模な災害が発生した際に優先すべき主な広報項目

大規模な災害が発生した際は、被災者の混乱拡大を防止するとともに、被災者の視点に立った広報に留意することとし、主に次表の項目を優先して広報を行う。

【主な広報項目と広報時期】

時期		広報項目
災害発生直後		(1)緊急事態の宣言
		(2)災害に関する情報
		(3)被害情報
		(4)県、市町村等の体制
		(5)避難指示等の状況、避難者数
災害拡大期 (～1日後)		(6)避難所の開設状況
		(7)医療施設での受入状況
		(8)災害用伝言ダイヤルの利用呼びかけ
		(9)ライフラインの被害状況及び復旧見込み
		(10)道路規制の状況及び復旧見込み
		(11)県、市町村等の活動状況
		(12)消防・自衛隊等の活動状況
災害沈静期 (1日後～1週間後)		(13)義援金による協力のお願
		(14)ボランティア受入状況
		(15)県、市町村が実施する生活支援情報
		(16)被災判定の留意点（危険度判定と被害認定の違い）
		(17)悪徳商法への注意喚起
		(18)市町村での廃棄物処理の状況
		(19)風評被害対策
災害復旧期 (1週間後～)		(20)企業等への支援情報
		(21)復興状況

【標準的な広報項目と実施主体】

広報項目	標準的な広報項目	実施主体	情報保有機関等
(1)緊急事態の宣言	① 緊急事態の宣言 災害の規模が大きく被害が甚大又は甚大であることが予測される旨を広報 ② 災害救助法の適用 ☐ 救助を実施する区域（市町村） ☐ 適用の日時（救助の機関） ☐ 災害救助法の適用により迅速かつ十分な救助が行われること ③ 自衛隊の災害派遣の要請 ☐ 自衛隊の災害派遣の要請日時 ☐ 自衛隊の災害派遣部隊の到着見込日時	県	
(2)災害に関する情報	① 気象警報等 ※ 詳細情報が不明な場合はその旨を広報 ☐ 気象特別警報・警報・注意報 ☐ 土砂災害警戒情報 ☐ 水防警報 ☐ 指定河川洪水予報 ☐ 台風情報 ☐ 今後の気象の見込み等	県、市町村	鳥取地方気象台、県治山砂防課、県河川課、県総合事務所（東部圏域においては東部地域振興事務所）、市町村
	② 地震情報 ※ 詳細情報が不明な場合はその旨を広報 ☐ 各地点の震度 ☐ 震源 ☐ マグニチュード ☐ 今後の地震発生の見込み等	県	鳥取地方気象台、地震専門家
	③ 津波に関する情報 ※ 詳細情報が不明な場合はその旨並びに津波へ注意すること、海岸付近に近づかないこと及び高台又は堅牢な物へ避難することへの呼びかけについて広報 ☐ 大津波警報等 ☐ 今後の津波の到達予想時刻及び予想される津波の高さ、推移の見込み等	県、市町村	鳥取地方気象台、津波専門家
	④ その他災害発生の状況 ☐ 大規模事故の発生場所・状況・日時・原因等 ☐ 原子力災害の発生場所・状況・日時・原因・今後の進展予想等	県、市町村、消防局	消防局、市町村、医療機関、原子力事業者、原子力専門家
(3)被害情報	① 人的被害：市町村ごと ※ 状況が不明な場合はその旨を広報	県	市町村、消防局

165

広報項目	標準的な広報項目	実施主体	情報保有機関等
動状況	☐ 食料・飲料水（ペットボトル）・生活必需物資等の確保及び供給 ☐ 各被災市町村への応援状況 ☐ 県管理施設の復旧状況 ② 市町村の活動状況 ☐ 市町村災害対策本部会議で決定した災害応急対策の実施方針 ☐ 食料・飲料水（ペットボトル）・生活必需物資等の住民への配分状況 ☐ 市町村管理施設の復旧状況	県、市町村	市町村
(12) 消防・自衛隊等の活動状況	① 消防局の活動状況 ☐ 配備動員人数・活動期間 ☐ 消火・救助の実施状況 ② 消防団の活動状況 ☐ 配備動員人数・活動期間 ☐ 水防活動の実施状況 ☐ 消火・救助の実施状況 ☐ その他避難所警備等の実施状況等 ③ その他防災関係機関の活動状況等 ☐ 県警本部 ☐ 自衛隊 ☐ 海上保安庁 ☐ その他国の機関 ☐ 応援他都道府県・市町村	県、市町村	消防局
(13) 義援金による協力のお願い	※ 物資ではなくできれば義援金による支援をお願いする旨を記載 ☐ 義援金募集窓口 ☐ 義援金募集期間 ☐ 義援金受付方法	県、市町村、日本放送協会、日赤本部	県、市町村、日本放送協会、日赤本部
(14) ボランティア受入状況	☐ 必要となるボランティアの種類・場所・人数 ☐ ボランティアの活動人数・活動場所・活動内容 ☐ 災害ボランティアセンターに関する情報（検討状況、開設状況、連絡先等）	県、市町村、ボランティアセンター、県社協、市町村社協	ボランティアセンター、県社協、市町村社協
(15) 県、市町村が実施する生活支援情報	☐ 給水情報 ☐ エコノミークラス症候群への注意 ☐ 仮設入浴施設等の情報 ☐ 簡易トイレ等の配布に関する情報 ☐ 生活再建施策に係る手続き・窓口 ☐ 防疫に関する注意事項 ☐ 災害相談窓口の設置	県、市町村	県、市町村
(16) 被災判定の留意点（危険度判定と被害認定の違い）	☐ 建物・宅地の応急危険度判定の実施（無償） ☐ 建物の被害認定・罹災証明の発行手続き（無償） ☐ 被災度区分判定については被災者の必要に応じて事業者と契約して実施すること（有償）	県、市町村	県、市町村
(17) 悪徳商法への注意喚起	☐ 悪徳商法への注意喚起	県、警察本部、市町村	県、警察本部、市町村
(18) 市町村での廃棄物処理の状況	☐ 廃棄物の処理状況（市町村ごとの処理量） ☐ 廃棄物の処理に当たっての注意事項（処理方法・費用負担等）	県、市町村	県、市町村
(19) 風評被害対策	☐ 風評被害対策の実施状況 ☐ 放射線モニタリングの評価結果（原子力災害のみ）	県、市町村	県、市町村
(20) 企業等への支援情報	☐ 貸付・融資・猶予等の支援対策の状況（要件・手続き・窓口等）	県、市町村	県、市町村
(21) 復興状況	☐ 災害復興状況 ☐ 災害復興イベント等の実施状況	県、市町村	県、市町村

4 実施時期

- (1) 広報は、被害情報等を入手・集約後、速やかに実施するものとする。
- (2) 大規模な災害等、継続的に資料提供を行う場合は、時間を定めて実施するものとする。

5 報道機関への災害関係情報の発表

(1)実施要領

ア 県本部設置時

県本部が設置された場合にあっては、県本部事務局が広報課と連携し、報道機関に対して情報発表する。

イ それ以外の場合

(ア)災害情報等、発表等に係る資料は、原則として危機管理部で調整し、広報課に提出する。

(イ)被害が一の実施部に限られる場合等においては、当該実施部の担当課が広報課及び危機管理部の各課とあらかじめ協議の上、当該実施部で行うことができるものとする。この際、当該担当課は、必ず広報課に連絡するとともに、危機管理部に資料を提出する。

(ウ)報道機関に対する記者発表や資料提供に係る調整は、広報課が行うものとする。この場合、広報課は、報道事項及び内容等について関係部課と十分連携を図るものとする。

a 広報課は各報道機関への利用可能な連絡方法（FAX等）の確認、確保を行うとともに、災害対策本部が設置されている場合は、取材記者に見合った取材スペースを確保し、また、必要に応じ近隣に臨時記者室、臨時会見室を設ける。

b 広報課は、必要に応じ各部課に対し、災害現地の写真又は映像等の収集を求めることができる。

(エ)夜間・休日に資料提供する必要がある場合等においては、広報課とあらかじめ協議の上、危機管理部の各課で行うことができるものとする。

6 報道機関への放送の要請

県本部事務局（県本部未設置の場合は危機管理部）は、特に必要がある場合は、「災害時における放送の要請に関する協定」に基づき報道機関への放送要請を行う。

7 報道機関と連携した広報の実施

県本部事務局は、災害時において被災者へ支援情報などを周知する場合、必要に応じて報道機関と相互連携して、住民広報に取り組むものとする。なお、山陰両県の県及び市町村、ラジオ局（エフエム山陰、山陰放送）等が参画している「災害防災情報発信協議会」では、行政、公共機関、ラジオ局が連携し、ラジオを活用した災害時の情報発信や啓発番組の製作等に取り組むこととしている。

8 県ホームページでの県民への情報提供

(1)報道機関に資料提供を行った資料については、原則、県危機管理部のホームページにおいて県民への情報提供を行う。

(2)避難指示の発出等、県民へ早急に伝達が必要な事項については、報道資料提供を待たずして早急に情報提供を行う。

(3)県（令和の改新戦略本部）は、災害発生時において、アクセスの集中により県のホームページへの接続障害が懸念される場合には、岡山県との「災害等発生時における情報発信等に関する相互支援協定」（資料編参照）に基づき、岡山県に対し、一時的代替サイトの開設を依頼する。

第3節 警察本部の広報

被災地における各種犯罪の予防、相談への対応をはじめ、各種警察活動により把握した災害関連情報等を、警察広報紙、県警ホームページ等を通じて広く住民に提供し、被災地域の安全、安心の確保を図る。

第4節 市町村の広報

1 広報手段

市町村は、所管区域内の防災関係機関と調整を図り、市町村防災行政無線、広報車、災害対応自動販売機の電光掲示板、あんしんトリピーメール、防災アプリ、報道機関及び広報媒体（ホームページなど）、緊急速報（エリア）メールのほか、Lアラート（災害情報共有システム）などを活用し、住民に対して広報活動を行う。

2 広報項目

市町村は、次の事項について、その都度、又は必要に応じて住民に対して広報を行う。

(1)気象の状況に関すること

(2)災害の状況に関すること

(3)避難に関すること（避難指示等の避難情報、受入れ施設）

(4)応急対策活動の状況に関すること（救護所の開設、交通機関・道路の復旧、電気・水道等の復旧、電話の利用と復旧）

(5)その他住民生活に関すること（二次災害防止情報を含む）

（給水、給食、電気・ガス・水道による二次災害防止、防疫、臨時災害相談所の開設、医療情報、安否情報、風評被害防止のための安心・安全情報）

3 県への要請

市町村は、必要に応じ、報道機関への資料提供等について県本部事務局（県本部未設置の場合は危機管理部）に要請するものとする。

第5節 防災関係機関における広報活動

- 1 防災関係各機関においても、当該機関が所掌する事務又は業務に関し、積極的に災害広報活動を行うものとする。
- 2 特に必要があるときは、県（県本部事務局又は危機管理部）、市町村及び報道機関に広報を要請する。

第6節 広聴活動計画

災害時には、被災状況や被災者の安否の確認をはじめ、ライフラインの復旧状況、生活必需品や住居の確保、生活支援制度等に関する多様な問い合わせ、相談、要望、苦情が寄せられる。これに速やかに対応するため、県及び各防災関係機関は次により広聴活動を実施するものとする。

1 県における広聴活動

（1）総合窓口の設置

ア 県（地域社会振興部）は、通常の相談窓口に加え、必要に応じ災害関連の総合窓口を設置し、各種問合せに速やかに対応するとともに、関係部局及び関係機関の窓口業務を把握しておき、内容に応じて適切な相談窓口を紹介するものとする。

イ 県本部設置時においては、県本部事務局と連携し、情報提供、相談窓口の案内等を行うものとする。

（2）広聴活動に当たっては、関係課とも連携し、効果的な情報提供、相談窓口の案内等を行うものとする。

（3）十分な情報がないもの及び他機関の対応が求められるものについては、必要に応じ関係機関に連絡し、即時対応に努めるものとする。

（4）問合せを受けた内容については、記録、類型化し、情報の共有に努めるとともに、被災者のニーズ把握に努めるものとする。

2 市町村における広聴活動

（1）被災者相談窓口の設置

ア 市町村は、必要に応じ被災者のための相談窓口を設け、質問・要望事項や苦情を聴取・把握し、その解決を図るものとする。

イ また、避難所開設時には、避難所における広聴活動に努めるものとする。

（2）十分な情報がないもの及び他機関の対応が求められるものについては、必要に応じ関係機関に連絡し、即時対応に努めるものとする。

（3）問合せを受けた内容については、記録、類型化し、情報の共有に努めるとともに、被災者のニーズ把握に努めるものとする。

3 防災関係機関における広聴活動

各防災関係機関においては、当該機関が所掌する事務又は業務に関連する問い合わせについて、速やかな対応に努めるものとする。

4 県内行政機関等による相談窓口の設置

鳥取行政監視行政相談センターは、大規模な災害が発生した場合、必要に応じ、被災者等からの各種相談、問い合わせ等に応じるための総合的な相談窓口（県内行政機関等で構成）を開設する。

県（地域社会振興部）及び市町村は、県内行政機関等申し合わせに基づき、相談窓口の運営に協力するものとする。

5 個人情報の取扱い

災害時の安否情報等、個人情報の提供・公開については、個人情報の保護に関する法律及び鳥取県個人情報保護条例の趣旨や公益上の必要性から勘案し、適切に取り扱うものとする。（第3章「災害情報等の収集及び伝達」第8節 個人情報の取扱いを参照）

第7節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 住民への広報手段、広報項目
- 2 被災者相談窓口の設置

第5章 通信の確立

（NTT西日本、NTTドコモ中国支社、KDDI、ソフトバンク、
楽天モバイル、県危機管理部、県令和の改新戦略戦略本部）

第1節 目的

この計画は、被災状況等に応じた適切な通信手段を選択し、災害時における各種通信を迅速確実に行うことを目的とする。

第2節 災害時の通信

1 災害時の通信手段

災害時に使用する通信手段は、基本的に次によるものとする。

種類	使用不能となる場合・特徴等
防災行政無線（地上系）	・停電時には非常用電源で機能。
防災行政無線（衛星系）	・停電時には非常用電源で機能。 ・激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。
NTT加入電話（一般）	・輻輳時には通話制限がかかる可能性がある。 ・回線の切断時は不通。停電時は一部不通。
携帯電話（一般）	・輻輳時には通話制限がかかる可能性がある。（メール通信は比較的有効。） ・中継局の設備破損や停電時は不通。（数時間は予備バッテリー）
衛星携帯電話	・一般的に輻輳しにくい。 ・激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。
NTT加入電話（災害時優先） 携帯電話（災害時優先）	・指定電話のみ使用可。 ・一般回線輻輳時に通話制限がかけられにくい。

（その他の使用可能な通信手段は、別表「通信手段一覧」を参照）

また、災害時において優先的に復旧する情報システムについては、鳥取県庁業務継続計画（鳥取県庁BCP（本庁版））のとおり（鳥取県庁BCP（本庁版）表2.27「優先的に復旧する情報システム」参照）とし、県本部が応急業務を行うために要する連絡及び情報発信手段を復旧させるものとする。なお、具体的な復旧の優先度は、状況に応じて県本部が判断し、必要な調整などを行うこととし、その上で、県庁業務の基盤的なシステムを順次復旧させるものとする。

区分	摘要（区分ごとのシステム等の種類）
連絡手段	①電子メール ②総合防災情報システム ③とりネット（鳥取県ホームページ） ④鳥取県防災情報ポータル
県庁業務の基盤的システム	①基幹系業務システム（財務、税務、給与共通基盤） ②グループウェア（ノーツ）

2 通信手段の確保

事故又は災害において国、公共機関、県、市町村などの関係事業者等は、発生直後から、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するものとする。このため、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を現場等に配置する。また、国（総務省）に直ちに連絡するものとする。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行うものとする。

3 県の通信体制の確立

（1）県庁舎、県本部の通信体制の確立

ア 県本部設置時には、通信断絶時に備え、衛星携帯電話を立ち上げるとともに、連絡先を関係機関に周知するものとする。

イ NTT回線の輻輳による通話規制に伴い、県庁舎内でも電話が輻輳するおそれがある場合には、災害時優先電話以外を規制することで必要な通信を確保するよう、県庁構内の電話交換機を災害優先回線モードに切り替えるものとする。

（2）被災市町村への派遣職員の通信体制の確立

県本部又は支部から市町村に派遣する職員（情報連絡員、災害時派遣チーム構成員）は、衛星携帯電話等の通信機器を用いて県本部又は支部との通信連絡を行う。

（3）通信ネットワークの確保

災害等の発生時の応急対応を的確かつ速やかに実施するため、次の機関について優先的に通信手段を確保する。

機関	通信手段
警察本部	防災行政無線、電話（固定、携帯、衛星）、鳥取情報ハイウェイ

機関	通信手段
市町村	防災行政無線、電話（固定、携帯、衛星）、鳥取情報ハイウェイ
消防局	防災行政無線、電話（固定、携帯、衛星）、鳥取情報ハイウェイ
陸上自衛隊（第8普通科連隊）	防災行政無線、電話（固定、携帯、衛星）
第八管区海上保安本部	防災行政無線、電話（固定、携帯、衛星）
各総合事務所（東部圏域においては東部地域振興事務所）	防災行政無線、電話（固定、携帯、衛星）、鳥取情報ハイウェイ
防災航空センター	防災行政無線、電話（固定、携帯、衛星）
国（消防庁）	中央防災無線、消防防災無線、電話（固定、携帯、衛星）
全国知事会・中国知事会	電話（固定、携帯、衛星）
関西広域連合	電話（固定、携帯、衛星）
災害時応援協定カウンターパート（島根県、徳島県、岡山県）	消防防災無線、電話（固定、携帯、衛星）
日本赤十字社	電話（固定、携帯、衛星）
災害拠点病院	防災行政無線、電話（固定、携帯、衛星）、鳥取情報ハイウェイ
テレビ、ラジオ等報道機関	電話（固定、携帯、衛星）、防災行政無線（MCA）
ライフライン事業者	中央防災無線、電話（固定、携帯、衛星）

4 災害対策用移動通信機器等及び移動電源車の借受等

総務省中国総合通信局においては、非常災害時において災害の応急復旧用に必要な通信を確保するための「災害対策用移動通信機器」と被災地や避難所等住民への災害支援や生活情報等の提供を支援する「臨時災害放送局用機器」を配備し、要請があった場合には迅速に被災地に搬入できる体制を整備するとともに、電気通信事業者等に対しては、携帯電話等の貸出の要請を行う体制の整備を行っている。

また、災害発生による通信・放送設備の電源供給停止時の応急電源確保のため、防災行政無線を運用する地方公共団体等に移動電源車を貸し出し、通信の確保を行う体制を整備している。

県及び市町村は、必要に応じこれらの機器及び移動電源車の借受け申請を総務省中国総合通信局に対して行い、貸与を受けるものとする。

なお、各機関が所有する災害対策用機器等の種類及び貸与条件等は、次のとおりである。

	種類	貸与条件等	台数	備考
中国総合通信局	移動通信機（衛星携帯電話・MCA・簡易無線）	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要	約1,500台	中国総合通信局を経由し貸出要請を行い、全国にある備蓄基地から搬入する。
	移動電源車	車両貸与：無償 運用経費：要	中型電源車1台（発電容量100kVA）	他の総合通信局に配備されている移動電源車についても、貸与可能である。
	臨時災害放送局用機器（FM局）	機器貸与：無償 運用経費：要	1台	他の総合通信局に配備されている臨時災害放送機器についても貸与可能である。
KDDI中国総支社	携帯電話		約100台	電話による要請で調達可能。
	衛星携帯電話		約10台	
NTTドコモ中国支社	携帯電話		280台（うち鳥取支店30台）	・電話による要請で調達可能。 ・不足した際には本社、他支社より調達する。
	衛星携帯電話		105台（うち鳥取支店10台）	
ソフトバンク	携帯電話・衛星携帯電話等		全国で1500台、台数は災害規模・他地域の状況により判断	
楽天モバイル	携帯電話・衛星携帯電話等		全国で150台（内訳：携帯電話100台、衛星携帯電話50台）、台数は災害規模・他地域の状況により判断	

*電気通信事業者の貸し出し条件等は、各事業者の判断による

5 ネットワーク機器等の予備資機材等の借受

県（令和の改新戦略本部）は、災害等の発生により情報通信ネットワーク、情報システムに支障が生じた場合には、必要に応じて岡山県との「災害等発生時における情報発信等に関する相互支援協定」（資料編参照）に基づき、岡山県に対し、岡山県が所有・保管している光ファイバーケーブル及びネットワーク機器等の予備資機材やパソコン等の予備機材の借受について依頼するものとする。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 災害発生時の市町村の通信体制の確立
- 2 災害対策用移動通信機器等の借受

別表「通信手段一覧」

(県庁からの発信の場合)

通信手段	県庁電話 通信可否	使用可能施設	通信可能な相手			備考
			中央 省庁	都道 府県	総合事務所・市町 村・消防・自衛隊米 子、航空センター	
県防災行政無線設備（地上系・衛星系）	○	総合事務所（東部においては東部庁舎）、市町村、消防局、自衛隊等	○	○	○	防災行政用
電気通信事業者回線設備（一般）	○		○	○	○	
〃（災害時優先）	△（指定電話のみ）		○	○	○	一般回線輻輳時に、通話制限がかけられにくい
国土交通省通信設備（中央防災無線）	○	内閣府等中央省庁、指定行政機関等	○	×	×	国の通信網（都道府県は、国との緊急連絡用に利用）
〃（消防防災無線）	○	消防庁、都道府県	○	○	×	消防防災用
〃（水防無線）	○	国土交通省機関、都道府県等	○	○	△	水防道路用
警察通信設備	×	警察本部等警察機関	○	△	△	警察用
海上保安部通信設備	×	境海上保安部等海上保安庁機関	○	△	×	海上保安用
電力通信設備	×	中国電力鳥取支社 中国電力ネットワーク等	○	△	△	電気事業用
鉄道通信設備	×	鳥取駅、米子駅等	×	×	△	鉄道軌道事業用
消防用通信設備（鳥取県東部広域行政管理組合、鳥取中部ふるさと広域連合、鳥取県西部広域行政管理組合）	×	各管内の消防局施設等	×	×	△（管内のみ）	消防用
気象庁通信設備	×					気象用
自衛隊通信設備	×					防衛用

○中央防災無線

国の災害対策を円滑に実施するため、内閣府を中心に指定行政機関（中央省庁等 26 機関）、指定公共機関（NTT、日本放送協会、電力等 49 機関）、防災関係機関等を結ぶ無線通信網

○消防防災無線

総務省消防庁と全都道府県の間を結ぶ無線通信網

△・・・最寄りの使用可能施設への使送が可能

災害応急対策編（共通）第4部 防災関係機関の連携推進計画

第1章 応援活動の調整

（第八管区海上保安本部、自衛隊、県危機管理部、警察本部、消防局、市町村）

第1節 目的

この計画は、大規模災害により著しい被害が発生した場合において、県内及び当該市町村内の消防防災力をもってはこれに対処できない場合に、県内若しくは県外の防災関係機関の応援を求め、災害応急対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 受入体制の確立

1 県の受入体制の確立

- （1）県本部事務局は、関係機関や国の情報先遣チーム等の応援又は派遣を受ける場合、県庁内外に連絡要員等の受入スペース及び通信機器等を確保又は設置し、受入体制を確立するものとする。
- （2）県本部での受入が想定される機関のうち主なものは以下のとおり
 ア 自衛隊 イ 海上保安庁 ウ 緊急消防援助隊 エ 中国地方整備局 オ 国情報先遣チーム
 カ 中国ブロック、四国ブロック キ 兵庫県 ク 徳島県 ケ DMAT
- （3）必要に応じて、現地本部における受入体制を同様に確立するものとする。
- （4）県本部事務局は、国や県外自治体・関係機関等の応援職員の宿泊先の確保について調整すると共に、必要に応じて宿泊施設として活用可能な施設の調整及び確保を行う。

2 市町村の受入体制の確立

- （1）市町村は、国や関係機関等の応援を受ける場合、必要に応じて市町村役場庁舎等に連絡要員の受入スペースを確保し、受入体制を確立するものとする。
- （2）市町村は、国や関係機関等の応援職員の宿泊先の確保について調整すると共に、必要に応じて宿泊施設として活用可能な施設の調整及び確保を行う。

3 政府の現地対策本部との連携の確立

- （1）県及び市町村は、政府の現地対策本部が設置された場合は、調整の上、庁舎内等に受入れスペースを確保するとともに、国の支援活動が円滑に行われるよう、密接な連携体制の確保に努めるものとする。
- （2）また、災害対策本部会議や、現地対策本部との合同会議等を通じて、関係機関も含め、情報の共有と状況認識の統一を図るものとする。
- （3）国の現地対策本部は、次の構成員とされている。
 ア 現地対策本部長 内閣府副大臣又は大臣政務官（事故災害の場合は担当省庁の副大臣又は大臣政務官）
 イ 本部長 本省庁の課長級職員又は地方行政機関の部長級職員

4 関係機関の合同協議スペースの確保

県本部事務局は、国現地災害対策本部・警察本部・消防・海上保安庁・自衛隊・県外応援自治体・災害専門NPO等の関係機関による合同での災害対応が円滑にできるよう、県庁第二庁舎の災害オペレーション室を中心として関係機関の待機場所を確保する。

5 関係機関とのシステムを活用した情報共有

県警本部・消防・自衛隊等の防災関係機関は、鳥取県総合防災情報システムにより県本部事務局と被害状況等を共有する。

第3節 関係機関調整会議の開催

県本部事務局は、警察本部・消防・海上保安庁・自衛隊等の複数の機関から応援を受けた場合は、部隊の活動区域、活動内容等を調整するため、「関係機関調整会議」を適宜開催し、迅速的確な応急活動の実施を図る。

1 開催目的

関係機関による各種災害応急活動が円滑に実施されるため、活動を調整することを目的とする。

2 開催時期

応援を受ける際、又は応援を受けた早期の段階に開催することとし、以降は必要に応じて開催する。

3 開催場所

開催場所は、次のいずれかの場所とする。なお、必要に応じてウェブ会議による開催を調整する。

- （1）県本部
- （2）支部
- （3）現地本部
- （4）その他関係機関で協議の上定めた場所

4 参加者

- （1）県本部事務局（主催）

(2) 次の各応援機関の連絡責任者等

ア 警察本部 イ 緊急消防援助隊指揮支援部隊長、代表消防機関（東部消防局又は西部消防局）及び被災地消防局 ウ 陸上自衛隊 エ 海上自衛隊 オ 航空自衛隊 カ 海上保安庁 キ 鳥取地方気象台 ク DMAT ケ 中国地方整備局 コ 国の現地対策本部

(3) 県実施部の連絡責任者

ア 令和の改新戦略本部 イ 福祉保健部 ウ 県土整備部 エ その他必要な部局

(4) その他県本部が必要と認める者

5 調整内容

(1) 情報共有事項

ア 被害状況（建物被害、人的被害）
イ 被災者の要求事項
ウ 地震活動状況又は気象状況
エ 各機関の活動状況（体制、装備、通信体制）
オ 道路等の状況
カ 県、市町村の受援体制

(2) 活動調整事項等

ア 情報の入手及び提供
イ 各関係機関の役割、活動区域、活動内容、活動要領
ウ 部隊進入要領、到着日時、活動拠点
エ 部隊応援
オ 機動運用調整（航空・海上・陸上）
カ 統制、調整要領
ク 撤収時期、撤収要領

6 活動拠点の確保

(1) 活動拠点については、関係機関調整会議においてあらかじめ定めた候補地から選定するものとする。

(2) 各応援機関又は県本部事務局は、施設の被害状況、避難者等の状況を勘案して選定し、次の区分に従い、使用方法等について施設管理者又は所有者と調整するものとする。

ア 自衛隊の災害派遣に係る受援・・・県本部事務局
イ 緊急消防援助隊に係る受援・・・活動拠点等を管轄する消防局

(3) 各受援計画であらかじめ定められた活動拠点等のうち、主なものは次表のとおり。

地区	活動拠点等	地上部隊		航空部隊		海上部隊
		緊急消防援助隊	自衛隊	緊急消防援助隊	自衛隊	自衛隊
東部地区	砂丘県営駐車場（鳥取市浜坂）	●				
	千代川緑地【市民スポーツ広場】（鳥取市古市）	●				
	千代川倉田緑地【千代川倉田スポーツ広場】（鳥取市円通寺）	●				
	鳥取空港（鳥取市湖山町西）			●	●	
	鳥取港（鳥取市港町）	●				●
	ヤマタスポーツパーク（鳥取市布勢）※広域防災拠点	●		●		
	鳥取砂丘オアシス広場（鳥取市福部町湯山）	●				
	河原ＩＣ駐車場（鳥取市河原町山手）	●				
	リンピアいなば（鳥取市河原町山手）	●				
	青谷農村広場（鳥取市青谷町青谷）	●				
	用瀬運動公園（鳥取市用瀬町用瀬）		●		●	
	八束水チェーン脱着場（鳥取市気高町八束水）	●				
	岩美町民総合運動場（岩美町高山）	●				
	道の駅きなんせ岩美（岩美町新井）	●				
	旧若桜町森林組合貯木場跡地（若桜町若桜）	●				
	須澄チェーン脱着場（若桜町須澄）	●				
	智頭町民運動場（智頭町智頭）	●				
	道の駅はっとう（八頭町徳丸）	●				

地区	活動拠点等	地上部隊		航空部隊		海上部隊
		緊急消防援助隊	自衛隊	緊急消防援助隊	自衛隊	自衛隊
中部地区	久米農村広場（倉吉市福富）		●			
	倉吉市陸上競技場（倉吉市葵町）				●	
	天神川河川防災ステーション（倉吉市福守町）	●				
	倉吉市関金総合運動公園（倉吉市関金町関金宿）	●				
	東郷湖羽合臨海公園（湯梨浜町南谷）	●		●		
	道の駅琴の浦（琴浦町別所）	●				
	道の駅ほうじょう（北栄町国坂）※広域防災拠点					
	お台場公園（北栄町由良宿）	●				
西部地区	鳥取県消防学校（米子市流通町）	●		●		
	米子市東山運動公園補助グラウンド（米子市東山町）	●				
	米子市東山運動公園スポーツ広場（米子市車尾）	●				
	米子市弓ヶ浜公園（米子市両三柳）	●				
	米子市淀江運動公園スポーツ広場（米子市淀江町西原）	●				
	境港（境港市大正町）					●
	境港市民スポーツ広場（境港市夕日ヶ丘）	●				
	米子空港（境港市佐斐神町）			●	●	
	大山町大山農村広場（大山町今在家）	●				
	大山町中山運動場（大山町下甲）	●				
	大山町名和総合運動公園（大山町名和）	●				
	とっとり花回廊（南部町鶴田）※広域防災拠点					
	南部町西伯カントリーパークグラウンド（南部町能竹）	●				
	南部町民運動場（南部町浅井）	●	●			
	伯耆町総合スポーツ公園グラウンド（伯耆町大原）	●				
	伯耆町民グラウンド（伯耆町吉長）	●				
	伯耆町立溝口中学校グラウンド（伯耆町長山）	●				
	日南町総合運動場（日南町生山）	●				
	日南町立日野上小学校跡地（日南町三栄）	●				
	日野町立日野中学校グラウンド（日野町野田）	●				
	江府町総合グラウンド（江府町大字州河崎）	●				

※地上部隊の活動拠点については、自衛隊や緊急消防援助隊の派遣規模、災害発生場所等により、緊急消防援助隊の活動拠点を自衛隊、警察部隊が使用することがある。

第4節 災害現場における各機関の連携

災害現場においては、消防局、消防団、警察、県、市町村等の関係機関・団体及び地域住民が混在し、合同で活動する機会が多いことから、各関係機関・団体の現場責任者は、二次災害の防止に配慮しつつ、活動上必要な事項（相互の体制、活動区域及び活動内容等）についての確認に努めたり、必要に応じて合同調整を行う場を設置する等、十分な連携を図るものとする。（鳥取県災害初動対処計画参照）

第5節 防災関係機関の動員計画及び主な対応等

配備基準等は地震災害によるもの

1 東部広域行政管理組合消防局

配備基準	配備体制		対応等
震度3	警戒配備体制		準備体制又は警戒体制をとる
震度4	災害配備体制	第1配備	増強隊、偵察隊を編成し災害活動実施
震度5弱～5強		第2配備	地震災害等消防対策本部を設置、緊急消防援助隊要請時は消防局指揮本部に移行、初動活動及び情報収集実施
震度6弱以上		第3配備	第2配備までの体制に加え、応援受援体制をとる

2 中部ふるさと広域連合消防局

配備基準	配備体制		対応等
震度4以上	警防本部	第1次運用	被害情報収集及び警戒体制
震度5弱以上		第2次運用	特別警戒体制
震度5強・6弱		第3次運用	地震災害警防本部、指揮本部を設置 応援受援体制
震度6強以上		第4次運用	

3 西部広域行政管理組合消防局

配備基準	対応等
震度4	消防局警戒本部を設置
震度5弱以上	消防局指揮本部を設置

4 警察本部

配備基準	配備体制	対応等
震度4～5弱	準備体制	災害警備連絡室を設置
震度5強以上	警戒体制又は非常体制	総合災害警備本部、特別災害警備本部又は非常災害警備本部を設置（被害の程度により配備体制、本部長が異なる）

5 自衛隊（第8普通科連隊等）

- (1) 震度5強以上で直ちに航空偵察を実施する。なお、状況により地上偵察を実施する。
 (2) 発生した事態に応じて、自治体に連絡員を派遣する。

6 第八管区海上保安本部（境海上保安部）

配備基準	対応等
震度5強	職員の自主参集
震度6弱以上	災害対策本部を設置

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 関係機関等の応援の受入体制の確立
- 2 現場活動における関係機関相互の連携

第2章 資機材等の調達及び受援

（中国地方整備局、県危機管理部、県生活環境部、県農林水産部、県県土整備部）

第1節 目的

この計画は、災害に際し、必要な資機材（建設機械、資材）の現況把握、緊急使用等について定め、応急対策を円滑に実施することを目的とする。

第2節 資機材の調達受援

1 実施機関

- （1）応急対策に必要な資機材は、原則として県、市町村、各実施機関が各々調達するものとする。
- （2）県（実施部）は、あらかじめ把握している調査結果を基に、県内の防災関係機関及び建設事業者等が保有する資機材の現況把握を行う。
- （3）県（実施部）は、必要に応じて上記の資機材から緊急調達又は技能者等要員等の応援要請するものとする。
（市町村から応援要請があったときを含む）
- （4）必要に応じて、市町村が使用する資機材を、県が一括して調達するものとする。
ア 複数市町村及び複数現場で大規模に被災し、調達要請が輻輳するおそれがあるとき等は、県が、調達元、調達先、調達数量などの総合的な調整を行う。
イ 市町村等の要請元に対して県が一括して調達する旨を連絡し、必要な資機材を県に申し出るよう助言。
- （5）県（実施部）は、県内調達で不足するとき、中国地方整備局等関係指定地方行政機関及び西日本高速道路（株）に対する応援要請により所要の資機材の確保を図る。
- （6）県（県本部事務局又は危機管理部）は、必要に応じ、自衛隊に対する災害派遣要請等により応急対策を図る。

2 資機材等の応援要請

- （1）建設事業者等に対する応援要請
ア 建設事業者等との提携
県は、資機材及び技能者等要員の調達、提供について各県土整備事務所・県土整備局ごとに、建設業協会、造園建設業協会及び管工事業協会、石油商業組合との協定に基づき、応援要請を行う。
イ 調達資機材等の集積及び技能者等要員の派遣場所
県と建設業協会等との協定により調達された資機材の集積場所及び技能者等要員の派遣場所は県の指示する場所とする。
- （2）中国地方整備局に対する応援要請
ア 県は、大規模な災害が発生し本部長が必要と認める場合、中国地方整備局（統括防災官室）に対し、同整備局所管の災害対策用の建設機械等の貸付要請を行うものとする。
イ オペレーター等の費用については、原則として要請側の負担とする。
- （3）西日本高速道路（株）に対する応援要請
ア 県は、大規模な災害が発生し本部長が必要と認める場合、西日本高速道路（株）中国支社に対し、同社及びグループ会社等の建設機械等の提供について要請するものとする。
イ 資機材の提供に係る費用は、原則として要請側の負担とする。

3 資機材等の調達・受援及び運用等に係る調整

- 県（県土整備部）は、必要に応じ、資機材等の調達・受援及び運用などについて調整を行う。
- （1）複数の地区で必要な資機材等について、優先的、重点的に投入する地区などの調整
 - （2）被災者の救出救助と道路の応急復旧など、複数の用途で同時に必要となる資機材に係る調整
 - （3）道路管理者など、複数の機関で同時に必要となる資機材に係る調整

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 資機材等の調達及び受援

第3章 自治体の広域応援

（県危機管理部、県令和の改新戦略本部、市町村）

第1節 目的

この計画は、大規模災害により著しい被害が発生した場合において、県内及び当該市町村内の消防防災力をもってはこれに対処できない場合に、県内若しくは県外の自治体の応援を求め、災害応急対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 県内自治体の相互応援

1 県内自治体への応援要請

（1）被災市町村は、災害応急措置実施のため必要があるときは、災害対策基本法第67条、第68条の規定及び相互応援協定に基づき、県（県本部事務局又は危機管理部）及び被災地外の県内市町村に応援を要請する。

（2）応援の種類は以下のとおり

- ア 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- ウ 救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供
- エ 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- オ 被災者を一時受入れするための施設の提供
- カ その他特に要請のあった事項

（3）応援の要請に当たっては、次に掲げる事項を明らかにして応援要請を行う。（後日、文書を提出）

- ア 被害の状況 イ 応援を要する物資等の品名、数量等 ウ 応援を要する職種別人員
- エ 応援職員を一時受入れするための施設の規模 オ 応援場所及び応援場所への経路
- カ 応援の期間 キ その他必要な事項

（4）また、被災地外の市町村は、特に緊急を要すると判断した場合、要請を持たずに必要な応援を行うものとする。（被災市町村からの要請があったものとみなす。）

2 連携備蓄の応援

（1）被災市町村は、発災当初、避難者等が多数発生し物資の供給が必要となることが予想される場合、県（県本部事務局又は危機管理部）に必要となる物資の種類及び数量について報告するものとする。

（2）被災市町村を応援する市町村は、原則として県が調整して決定するものとする。

（3）被災地外の市町村は、一定以上の震度の地震の発生等大規模な被害が想定される場合は、連携備蓄物資が災害発生当初において必要となることに鑑み、県の調整を待たずして、自主的に被災市町村を応援するよう努めるものとする。

3 費用負担

（1）応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町村の負担とする。

（2）応援を受けた被災市町村から要請があった場合には、応援した市町村は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

第3節 県外自治体への応援要請

1 災害発生時の県外自治体への応援要請

（1）県（県本部事務局）は、大規模な災害等が発生し、県内の防災力のみでは十分な応急措置をとることができず必要があると認めるときは、災害対策基本法第74条の規定又は各相互応援協定に基づき、他都道府県に応援を求める。

なお、応援要請の順序及び基準の目安は次のとおり。（この際、それぞれの協定は他の協定による応援を妨げるものではないことに留意。）

ア 中国ブロックの県、兵庫県、徳島県

県内の人員・物資では、早急な応急措置をとることができない又は物資が不足すると認めるとき

イ 四国ブロックの県（中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定）

中国ブロック、兵庫県、徳島県の応援を受けても、早急な応急措置をとることができない又は物資が不足すると認めるとき

ウ 他ブロック都道府県（全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定）

中国・四国ブロック、兵庫県、徳島県の応援を受けても、早急な応急措置をとることができない又は物資が不足すると認めるとき

（2）応援要請に係る手順

ア 応援要請は、電話、ファクシミリその他迅速な方法で行うこととし、事後に必ず文書による要請を行うものとする。

- イ 応援要請に当たっては次の事項を明確にし、応援が迅速、確実に実施できるようにする。
- (ア) 応援を必要とする理由、業務の種類、場所、数量（災害応急対策要員、労務、機械、物資）
 - (イ) 災害応急対策要員、労務、機械、物資等の輸送場所、日時、応援を必要とする期間等
 - (ウ) その他応援に関し必要な事項
- ウ 必要に応じてブロックの幹事県に対して、広域応援の調整業務を行う職員の派遣を求めるものとする。
- エ 県内の被災市町村から、短期の事務要員に係る人的支援の要請等があった場合は、県（県本部事務局）は、総務省及び同省の「応急対策職員派遣制度」におけるブロック幹事県にその旨を連絡し、必要に応じて当該システムによる対口支援の実施について調整を行うものとする。

2 主な応援業務

- (1) 災害時における職員派遣（看護師、保健師、応急危険度判定要員、被災度判定要員等）
- (2) 災害時における物資の提供（毛布、ブルーシート、紙おむつ等の生鮮品以外の物資等）

3 応援費用の負担

応援に要した経費は、原則として要請県（要請市町村）の負担とするが、応援業務の内容により所要経費が極めて軽微なものについては、協定により応援実施者の負担とすることができるようにする。

第4節 中国ブロックにおける広域支援体制

1 カウンターパート制による支援

- (1) 中国ブロック内で大規模な災害が発生した場合、中国5県は、被災県に対する支援を行う県を予め定めたカウンターパート制により災害等発生当初から円滑かつ迅速に支援を実施する。
 - (2) 支援担当県は、以下のとき支援対象県と相互に連絡し、被害状況等の情報共有を開始する。
 - ・ 支援対象県に災害対策本部が設置されたとき
 - ・ 支援対象県で、震度6弱以上の地震が観測されたとき又は大津波警報が発表されたとき
 - ・ 支援対象県で、被害の規模が甚大な災害等が発生したとの情報を得たとき
 - (3) 支援担当県は、以下のとき支援対象県に情報連絡員を派遣し、情報収集を行う。
 - ・ 支援対象県から支援担当県に支援要請の意向が示されたとき
 - ・ 支援担当県が支援が必要と判断し情報連絡員派遣の申し出を行い、支援対象県がその受入れを了承したとき
 - ・ 通信途絶等により、支援対象県の被害状況等の情報を収集することが困難な場合で、支援対象県に甚大な被害が推測されるとき
- ※支援担当県が支援対象県に情報連絡員を派遣したときには、中国地方知事会会長県にその旨を連絡する。

[カウンターパート制による支援順位]

支援対象県	支援担当県			
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
鳥取県	岡山県	島根県	広島県	山口県
島根県	鳥取県	広島県	山口県	岡山県
岡山県	広島県	鳥取県	山口県	島根県
広島県	山口県	岡山県	島根県	鳥取県
山口県	島根県	広島県	鳥取県	岡山県

[広域応援担当部局連絡先（令和7年4月現在）＊勤務時間内に限る]

連絡担当部局	島根県	岡山県	広島県	山口県	全国知事会
	防災危機管理課	危機管理課	危機管理課	防災危機管理課	調査第二部
電話（NTT）	0852-22-5885	086-226-7293	082-513-2785	083-933-2360	03-5212-9131
FAX（NTT）	0852-22-5930	086-225-4659	082-227-2122	083-933-2408	03-5212-9129
電話（衛星）	032-300-25885	033-101-2211	034-101-2785	035-201-2360	048-300-9-5092
FAX（衛星）	032-300-25930	033-101-2228	034-101-119	035-201-2408	—
電話（消防無線）	32-25885	33-2211	34-84	35-7-2360	—
FAX（消防無線）	32-25930	33-2228	34-89	35-7-2408	—

＊勤務時間外の連絡先については、全国知事会作成の担当部局名簿による。

2 中国5県広域支援本部による支援

- (1) 中国5県は、被災状況に応じた、よりの確な支援の実施のため、中国地方知事会会長県に必要に応じて中国5県広域支援本部を設置する。
- (2) 中国5県広域支援本部に対する支援の要請は、被災県から中国地方知事会の会長県に対し、所定の方法により行う。
- (3) 中国5県広域支援本部は、中国ブロック内各県、他ブロック及び全国知事会等と広域支援に係る包括的な調整を行う。

- (4)被災県以外の各県は、必要に応じて広域支援本部に連絡調整員を派遣するとともに、広域支援本部の調整の下、被災県が必要とする支援を行う。
- (5)支援担当県は、被災地ニーズ、支援状況等を広域支援本部に報告する。

第5節 全国知事会における広域相互応援体制

1 全国知事会による情報収集

いずれかの都道府県で、震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合、全国知事会は、災害対策都道府県連絡本部を設置し、被災県及び被災県が所属するブロック知事会の幹事県などから被災情報等の収集を行う。

2 全国知事会による応援

(1)被災県は、広域応援の要請をしようとするときは、自らが所属するブロック知事会幹事県に対し、被害状況等を報告するとともに所定の方法により応援要請を行う。ブロック知事会幹事県は、ブロック内での支援では対策が十分に実施できない場合には、全国知事会に対し、広域応援の要請を行う。

(2)全国知事会は、被災県が所属するブロック知事会幹事県から応援要請があった場合には、全国的な広域応援を実施するため、各都道府県に対して応援の要請を行う。

3 他都道府県の応援実施のための情報収集

他県等で、次のいずれかの災害が発生した場合は、県（危機管理部）は、中国ブロック幹事県等を通じて被害程度や応援の必要性等の情報収集を実施し、必要であれば中国ブロック幹事県を通じて応援を実施する。

- (1)震度6弱以上の地震が発生したとき
- (2)自衛隊又は緊急消防援助隊の派遣を伴う災害が発生したとき

第6節 大規模災害発生時における県内市町村への応援の要請

大規模災害発生時において、県は、被災都道府県からその区域内の被災市町村に対する応援職員の派遣要請を受けた場合、災害対策基本法の規定に基づき、県内市町村に対し当該被災市町村の応援を求めることができる。

県内の市町村からの応援職員だけでは、被災市町村からの要請に対応できない場合は、必要に応じて、県外自治体に応援要請を行う。

第7節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 災害発生時の県及び県内市町村への応援及び応援の要請

- (1)応援の種類
- (2)応援要請の方法
- (3)緊急を要する場合の自主応援

2 災害発生時の県外の市町村への応援及び応援の要請

- (1)応援の種類
- (2)応援要請の方法
- (3)緊急を要する場合の自主応援

3 連携備蓄の応援

第4章 消防活動

（消防局、市町村、県危機管理部、警察本部）

第1節 目的

この計画は、消防施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を風水害その他の災害から保護するとともに、これらの災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

第2節 消防活動

消防局、市町村、県等は、災害発生時に、県民の生命、身体及び財産を早期に保護するため、火災防御、救急、救助活動等を実施する。

1 実施機関及び活動内容

（1）消防局

消防局は、人員、装備を動員し、次の活動を行う。

- | | | |
|------------|----------|-----------|
| ア 情報収集伝達活動 | イ 火災防御活動 | ウ 救助活動 |
| エ 救急活動 | オ 水防活動 | カ 住民の避難誘導 |

（2）市町村

ア 市町村は、消防団を動員し、次の活動を行う。

- | | | |
|-------------|------------|---------|
| （ア）情報収集伝達活動 | （イ）火災防御活動 | （ウ）救助活動 |
| （エ）水防活動 | （オ）住民の避難誘導 | |

イ 鳥取県水難救済会の救難所を有する沿岸市町村は、海上保安部（署）から出動要請があったときは、救難所所属の救助員及び船等を出動させ水難救助活動及び行方不明者の捜索を行う。

ウ 消防団は、大規模な災害が発生し、常備消防の到着が遅れている等の場合、市町村と併せて県本部事務局（県本部を設置していない場合、危機管理部）又は消防局に対して被害情報の提供を行う。

エ また、市町村は、自主防災組織と連携し、自主防災組織の実施する救助、救援活動を支援するものとする。

（3）県（危機管理部）

県（危機管理部）は、消防局及び市町村等と連携し、関係機関との必要な連絡調整等を行う。

（4）警察本部

警察本部は、消防活動について、消防局と相互に協力する。

（5）自主防災組織、事業所等地域の防災組織

自主防災組織及び事業所等地域の防災組織は、次により自主的に活動を行うものとする。

- ア 災害情報を収集し、地域住民や関係者への伝達を行う。
- イ 地域内の被害状況を調査し、被害の早期把握に努める。
- ウ 地域住民や関係者を、指定された避難所等の安全な場所へ誘導する。
- エ 保有資機材を活用し、被災者の救助活動を行う。
- オ 地域や事業所の被災状況、避難状況及び救助活動の状況等を市町村、消防局、警察等へ通報する。
- カ 活動を行うときは、可能な限り市町村、消防局、警察等の防災関係機関と連携を図る。

第3節 消防広域応援計画

1 県内の広域消防相互応援

（1）被災地の広域行政管理組合又は広域連合（以下「被災地組合」という。）は、被災地消防局の消防力だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに県内の他の消防局に対して応援を要請する。

（2）応援費用は、鳥取県下広域消防相互応援協定に定める負担区分による。

2 県による航空消防支援

（1）被災地の消防局は、県消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動、火災防御活動、救急活動、救助活動のいずれかの活動が必要と判断したときは、県に対して支援の要請を行う。

（2）受入体制

支援要請をした消防局は、消防防災航空センターと緊密な連絡をとるとともに、必要に応じて次の受入体制を整えるものとする。

- ア 離着陸場所の確保及び安全対策
- イ 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手配
- ウ その他必要な地上支援

（3）県消防防災ヘリコプターの運航経費は、原則として県が負担する。

3 隣県の消防機関との相互応援

被災地組合は、被災地消防局の消防力だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、相互応援協定に基づ

く応援要請を行う。

4 緊急消防援助隊による応援

(1) 県への応援要請

被災地組合は、県内の消防応援だけでは十分な体制を取ることができないと判断したときは、速やかに県（危機管理部）に緊急消防援助隊の応援を要請する。

(2) 消防庁への応援要請

県（危機管理部）は、(1)の要請を受けたときは、消防組織法第44条第1項に基づき県内の被災状況を勘案の上、消防庁に対し応援の要請を行う。

なお、被災地組合から応援要請がない場合であっても、代表消防機関（東部消防局）又は代表消防機関代行（西部消防局）と協議し、緊急消防援助隊の出動が必要だと判断した場合は、消防庁に対し応援の要請を行う。

(3) 緊急消防援助隊の活動内容

ア 災害に関する情報の収集及び伝達

イ 陸上部隊及び航空部隊による消火活動、要救助者の捜索・救助活動及び救急活動

ウ 特殊な災害（毒劇物、大規模危険物災害等）に対応する消防活動及び特別な装備を用いた消防活動

エ 緊急消防援助隊に係る指揮の支援活動

オ その他必要な活動

(4) 消防応援活動調整本部の設置

ア 県は、緊急消防援助隊が出動する災害が発生したときは、直ちに下表の区分により消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置するとともに、「鳥取県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、調整本部を運営するものとする。

調整本部の名称	設置者	本部長	副本部長	設置場所
鳥取県消防応援活動調整本部	知事	知事	危機管理部消防防災課長 指揮支援部隊長	県庁第二庁舎4階
（調整本部の事務） (1) 現地消防局の活動、応援部隊の活動及び緊急消防援助隊の活動調整に関する事 (2) 緊急消防援助隊の部隊移動に関する事 (3) 各種情報の集約及び整理に関する事 (4) 自衛隊、警察等関係機関との連絡調整に関する事 (5) その他必要な事項に関する事				

イ 県は調整本部を設置したときは、その旨を消防庁及び調整本部の関係機関に連絡するとともに、本部員の派遣を要請するものとする。

ウ 県は、緊急消防援助隊の応援決定通知を受けたときは、その旨を被災地組合及び代表消防機関（東部消防局）に通知するものとする。

(5) 指揮本部の設置等

ア 指揮者（被災地消防局長）は、緊急消防援助隊が出動する災害が発生したときは、直ちに自らを本部長とする指揮本部を設置するものとする。

イ 指揮者は、早期に被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域の確認を行い、調整本部に報告するとともに、緊急消防援助隊の受入体制を整える。

ウ 調整本部は、イの報告を取りまとめて消防庁に報告する。

(6) 進出拠点の決定

ア 調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び被災地組合と協議

イ 調整本部は、消防庁から進出拠点の決定を受け、進出拠点を担当する消防局に連絡

ウ 進出拠点を担当する消防局は、進出拠点に連絡員等を派遣

(7) 宿営場所の決定

調整本部は、被災地組合と協議して緊急消防援助隊の宿営場所を決定し、消防庁に報告する。

(8) 燃料等調達要請

調整本部は、緊急消防援助隊の燃料、重機、物資等の調達が必要と判断した場合は、県災害対策本部と協議し、鳥取県が締結する災害時応援協定の例により要請するものとする。

(9) 知事の緊急消防援助隊に対する指示

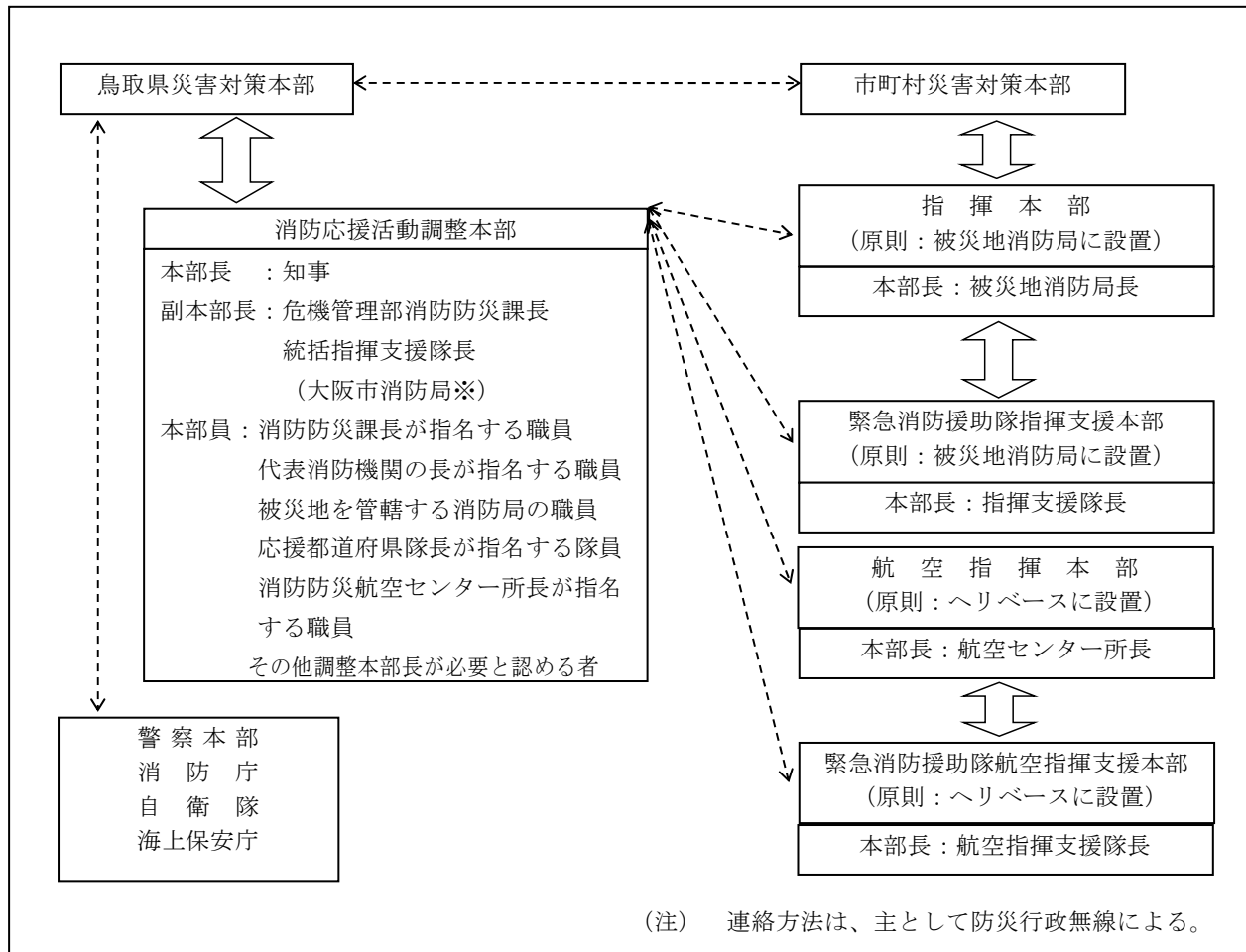
知事は県内において災害発生市町村が二以上ある場合において、緊急消防援助隊行動市町村以外の災害発生市町村の消防の応援に関し緊急の必要があると認めるときは、当該緊急消防援助隊行動市町村以外の災害発生市町村のため、緊急消防援助隊行動市町村において行動している緊急消防援助隊に対し、出動することを指示することができる。（消防組織法第44条の3）

(10) その他、緊急消防援助隊の受援に関することは、「鳥取県緊急消防援助隊受援計画」の定めるところによる。

5 広域航空消防応援

- (1) 概要は、第7部第5章「ヘリコプターの活用」のとおり。
 (2) 応援費用は、被災地消防局において負担する。

緊急消防援助隊の主な連絡系統図



※ 大阪市消防局が被災等により指揮支援を行うことができないときは、京都市消防局がその任に当たる。

第4節 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
 また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 災害発生時の火災防御、救急、救助活動等の実施

- (1) 消防団の動員による次の活動の実施

- ア 情報収集伝達活動
- イ 火災防御活動
- ウ 救助活動
- エ 水防活動
- オ 住民の避難誘導

- (2) 鳥取県水難救済会の救難所救助員及び救助船等による水難救助活動及び行方不明者の搜索（該当市町村のみ）
 (3) 大規模災害時の、消防団による県本部事務局又は消防本部への被害情報の提供
 (4) 自主防災組織の実施する救助、救援活動への支援

第５章 災害警備の実施

（警察本部）

第１節 目的

この計画は、県内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合の警察活動及び災害発生に備えて平素から実施すべき警察活動について必要な事項を定め、もって災害警備の適切な実施を図ることを目的とする。

第２節 警備実施計画

災害警備活動については、警察本部の定める「鳥取県警察災害警備計画」による。その災害警備活動の基本的事項は次のとおりである。

１ 災害警備本部等の設置

警備体制を発令した場合は、警察本部及び警察署に次の警備本部等を設置する。

- （１）第一次体制（準備体制）の場合は、災害警備連絡室
- （２）第二次体制（警戒体制１）の場合は、総合災害警備本部（本部長：警備部長）及び現地災害警備本部
- （３）第三次体制（警戒体制２）の場合は、特別災害警備本部（本部長：警察本部長）及び現地災害警備本部
- （４）非常体制の場合は、非常災害警備本部（本部長：警察本部長）及び現地災害警備本部

２ 災害応急対策

災害応急対策は、事案に応じて概ね次の各号に掲げる活動を行う。

- （１）災害に備えての措置
 - ア 災害警備計画の策定
 - イ 災害危険箇所等の把握
 - ウ 災害警備用装備資機材の整備
 - エ 災害警備用物資の備蓄等
 - オ 警察施設等の災害対策
 - カ 教養訓練
 - キ 情報通信の確保
 - ク 業務継続性の確保
 - ケ 交通の確保等に関する体制及び施設の整備
 - コ 避難誘導体制の整備
 - サ 関係機関との相互連携
 - シ ボランティア受け入れのための体制整備
- （２）災害発生時における措置
 - ア 初動体制の確立
 - イ 情報の収集・伝達
 - ウ 救出救助活動等
 - エ 警戒区域の設定
 - オ 避難誘導等
 - カ 緊急交通路の確保
 - キ 行方不明者の調査及び捜索
 - ク 検視・死体調査、身元確認等
 - ケ 社会秩序の維持

３ 通信の組織に関する措置

この計画における警察本部には、中国四国管区警察局鳥取県情報通信部の組織を含むものとする。

第３節 警察による広域応援

１ 警察災害派遣隊の災害派遣要請

公安委員会は、災害の規模、態様等から判断して、県内警察力だけでは警備が困難と認めるときは、警察法第60条の規定に基づき、他の都道府県警察に対して警察災害派遣隊及び装備資機材等の援助要請を行う。

２ 警察ヘリコプターの応援

概要は、災害応急対策編（共通）第７部第５章「ヘリコプターの活用」のとおり。

第6章 海上保安庁の応援要請

（第八管区海上保安本部、県危機管理部）

第1節 目的

この計画は、大規模災害により著しい被害が発生した場合において、海上保安庁の応援を要請し、災害応急対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 救援協力要請

1 救援協力要請者

（1）知事

（2）市町村長は、海上保安庁に救援協力の要請を行う必要があると認めるときは、知事に対し、海上保安庁への救援協力の要請を求めるものとする。

2 救援協力の要請基準

災害による被害が拡大し、県等で保有する船艇、航空機では対応ができなくなり、海上保安庁が保有する巡視船艇・航空機による救援活動が必要と認められる場合、県（県本部事務局又は危機管理部）は速やかに海上保安庁に対し、救援協力要請を行うものとする。

3 救援協力の要請準備体制

（1）県（県本部事務局又は危機管理部）は、救援協力の要請を行う見込みがあるときは、あらかじめ出動準備の要請を行うものとする。

（2）県（県本部事務局又は危機管理部）は、災害の状況等により、海上保安庁との情報共有及び救援協力に関し、連絡調整を密にする必要があるときは、連絡要員の派遣を依頼する。（県本部又は県危機管理部へ）

4 救援協力の要請手続き

（1）県（県本部事務局又は危機管理部）は、災害救援活動において海上保安庁の巡視船艇・航空機を必要とする場合、次の事項を記載した文書により要請するものとする。ただし、文書による要請をするいとまがない場合は、電話等で口頭による要請を行い、後刻、第八管区海上保安本部長に対して速やかに文書を提出するものとする。

ア 災害の概要及び救援活動を要請する理由

イ 救援活動を必要とする期間

ウ 救援活動を必要とする区域及び活動内容

エ 前各号に掲げるもののほか、救援活動に必要な事項

（2）要請先（連絡窓口）については、下表のとおりである。

機関名	所在地	NTT回線
		電話番号／ファクシミリ
第八管区海上保安本部 （警備救難部）	京都府舞鶴市宇下福井901	0773-76-4100
		0773-78-2375

5 救援協力の内容

（1）応援要請の範囲は、概ね次のとおりである。

ア 海上、港湾、河口付近における救急救命、被災者の捜索

イ 救援に関する輸送（航空機、船艇）

（ア）救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資の緊急輸送

（イ）消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資の緊急輸送

（ウ）県、市町村、ライフライン事業者等の災害応急対策要員等の緊急輸送

（エ）負傷者等の後方医療機関への搬送

（オ）緊急輸送に必要な施設等の復旧等に必要な人員及び物資の輸送

（カ）食糧、水等生命の維持に必要な物資の輸送

（キ）傷病者及び被災者の被災地外への輸送

（ク）輸送施設の応急復旧等に必要な物資の輸送

（ケ）災害復旧に必要な人員及び物資の輸送

ウ 陸上におけるヘリを活用した捜索、輸送等の活動

エ 巡視船艇を活用した沿岸部の消火活動

（2）海上保安庁は、陸上における救助・救急活動等についても海上における災害応急対策業務の実施に支障がない範囲で支援を行うものとする。

6 海上保安庁の指揮組織の活用

知事は、県本部に海上保安庁の指揮組織を連携させ、組織的な救援活動を行う。

7 受入体制

知事は、救援協力が決定したときは、以下のとおり受入体制を整備する。

- (1) 必要に応じて受入場所を指定し、土地及び施設管理者と土地等の使用について調整する。
- (2) 関係市町村長等に通知し、受入体制の整備を依頼する。
- (3) 必要に応じて関係部課職員を派遣して、県、海上保安庁及び応援を受ける関係市町村長等相互間の連絡に当たらせる。

8 負担区分

海上保安庁の救援活動に要した経費は、原則として、要請した県が負担するものとする。ただし、その区分を定めがたいものについては、県、市町村等及び海上保安庁が協議して、その都度決定し協定するものとする。

9 応援の終了

海上保安庁は、知事から撤収の要請があった場合、又は自らの判断において応援の必要がなくなったと認める場合は応援を終了し、撤収するものとする。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 海上保安庁の救援協力の要請に係る知事への要求
- 2 海上保安庁の救援協力の受入時の受入体制の整備

第7章 自衛隊の災害派遣要請

（自衛隊、県危機管理部、市町村）

第1節 目的

この計画は、大規模災害により著しい被害が発生した場合において、自衛隊の災害派遣を求め、災害応急対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 災害派遣要請

1 災害派遣要請者

- (1) 知事
- (2) 海上保安庁長官、管区海上保安本部長
- (3) 空港事務所長（地方航空局組織規制（平成13年1月6日国土交通省令第25号）に定める空港事務所長をいう。）
- (4) 市町村長が応急措置を行う必要があると認めるときは、知事に対し、災害派遣の要請を要求することができる。（市町村長が直接自衛隊に通知を行う場合については後述）

2 災害派遣の要請基準

- (1) 災害に際して災害応急対策の実施がそれぞれの市町村長において不可能又は困難であり、当該市町村等が部隊等の派遣要請を知事に申請した場合において知事が必要と認めるとき、又は知事が自らの判断において部隊等の派遣を必要と認めるときは、知事は部隊等の派遣を要請するものとする。

なお、災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合においても予防派遣として、その要請を行うことができる。

- (2) 自衛隊は、災害に際して特に緊急を要し、(1)の要請を待ついとまがないと認めるとき（通信等の途絶により自衛隊の部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、市町村から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置を取る必要があると認められる場合を含む）は、自衛隊法第83条第2項ただし書きの規定により知事の要請を待たないで部隊を派遣することができる。

3 救援協力の要請準備体制

県（危機管理部）は、災害の状況等により、自衛隊との情報共有及び部隊等の派遣に関し、連絡調整を密にする必要があるときは、自衛隊連絡幹部の県本部（現地対策本部を含む）又は危機管理部への派遣を依頼する。

4 災害派遣の要請手続き

- (1) 市町村長は、部隊等の派遣を必要とするときは、部隊等の災害派遣要請申請書（様式は資料編のとおり）に次の事項を記載し、知事に部隊等の派遣要請を要求するものとする。ただし、事態が緊迫し、文書で申請することができないときは、電話等で通知し、事後速やかに申請書を提出する。この際、要請事項が未定の場合であっても、時機を失することなく県に要請を求めるよう努めるものとする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する理由 イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ その他参考となるべき事項

- (2) 市町村は、(1)の要求ができない場合は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。

なお、市町村はその通知をした時は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

- (3) 知事は、市町村から(1)の要求を受けたときは、直ちにその適否を決定し、陸上自衛隊第8普通科連隊長等に対して派遣要請を行う。この際、要請事項が未定の場合であっても時機を失することなく要請するよう努めるとともに、市町村の申請の要件不備を理由に差し戻すことなく自衛隊に要請するものとする。

- (4) 災害派遣要請の窓口は、県本部事務局又は危機管理部（危機対策・情報課）とする。

- (5) 要請先（連絡窓口）については、下表のとおりである。

機関名	所在地	N T T回線	地域衛星電話
		電話番号／ファクシミリ	電話番号／ファクシミリ
陸上自衛隊第8普通科連隊（第3科）	鳥取県米子市両三柳2603	0859-29-2161 内線235（当直302）	17-5600-11 17-5600-12（当直） F A X 17-5600-19
海上自衛隊舞鶴地方総監部（防衛部第3幕僚室）	京都府舞鶴市字余部下1190	0773-62-2250/0773-64-3609 内線2222又は2223	
航空自衛隊第3輸送航空隊（防衛部運用班）	鳥取県境港市小篠津町2258	0859-45-0211 内線231（当直225）	
自衛隊鳥取地方協力本部	鳥取市富安2丁目89-4	0857-23-2251/0857-23-2253	
（注意事項）・派遣の連絡は、陸上自衛隊とともに、海上自衛隊又は航空自衛隊の派遣が想定される場合でも、陸上自衛隊第8普通科連隊（第3科）に対して行うことで足る。 ・自衛隊鳥取地方協力本部に対し、上記の連絡を依頼することができる。			

5 部隊等の活動内容

派遣された部隊等は、主として人命又は財産の保護のため市町村長等と緊密に連絡、協力して、支援に当たる。

(1) 災害派遣の3原則（公共性・緊急性・非代替性）

- ア 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること
- イ 差し迫った必要があること
- ウ 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと

(2) 災害派遣の活動基準

- ア 部隊等の活動は、人命救助を第一義的に行うものとする。
- イ 部隊等は、緊急度の高い施設等の最小限の応急復旧のみを行い、その後の一般的な復旧は行わないものとする。
- ウ 部隊等の活動は、公共的な施設などの応急復旧作業に従事し、個人的な整理、復旧作業は行わないものとする。

(3) 災害派遣の活動は、次のとおり。なお、既往の災害では天幕設営（宿営用天幕の場合、1張が6人用）や入浴支援を行った実績があるので留意すること。

（災害派遣時に実施する救援活動の一例）

分類	救援活動区分	救援活動の内容
救急救助	避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
	遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
応急対策	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
	水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
	消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
	道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
	応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
	人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
	危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する（機雷の除去、陸上において発見された不発弾の除去等を除く）。
避難者支援	給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
	物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸し付けし、又は救じゅつ品を譲与する。
その他	その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。
	（予防派遣）	災害に際して被害がまさに発生しようとしている場合、災害派遣の要請を受け、事情やむを得ないと認めるときは、部隊等を派遣する。

6 自衛隊の指揮組織の活用

知事は、県本部と自衛隊の指揮組織を連携させ、組織的な救援活動を行う。

7 部隊等の受入れ措置

(1) 県は、「自衛隊受援計画」に基づき、部隊等の受入れを行う。

(2) 知事は、部隊等の災害派遣が決定したときは、以下の通り受入体制を整備する。

- ア 派遣部隊の集結場所を指定し、土地及び施設管理者と土地等の使用について調整する。
- イ 関係市町村長等に通知し、受入体制の整備を依頼する。
- ウ 必要に応じて関係部課職員を派遣して、県、部隊等及び派遣を受けた関係市町村長等相互間の連絡に当たらせる。

(3) 部隊等の派遣を受け入れた市町村長等は、次の点に留意して、部隊等の活動が十分に達成されるよう努めなければならない。

- ア 部隊等は災害応急措置を行うものであって、本格的な災害復旧工事は行わないものであること。
- イ 部隊等の活動が速やかに開始できるよう、応急措置に必要な資機材等について準備しておくこと。

ウ 部隊等を受け入れた現地には、必ず責任者を派遣し、部隊等の現地指揮官と連絡協議させ、作業に支障を来さないよう努める。

8 負担区分

災害派遣に際し要した経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分を定めがたいものについては、県、市町村等及び自衛隊が協議して、その都度決定し協定するものとする。

(1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として、要請した県が負担するものとする。

(2) 県が負担する経費は、以下のとおりである。

ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資器材等（自衛隊装備に係るものを除く）の購入費、借上料及び修繕費

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料、借上料、入浴料及びその他付帯する経費

ウ 派遣部隊の救援活動に伴う光熱水料及び電話料等

(3) 自衛隊が負担する経費は、以下のとおりである。

ア 派遣部隊の食糧費、被服維持費、医療費、車両等の燃料及び修理費

イ 写真用消耗品費

ウ 派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する賠償費

9 部隊等の撤収

(1) 派遣された部隊等は、知事から撤収の要請があった場合、又は自らの判断において派遣の必要がなくなったと認める場合は撤収するものとする。

(2) 市町村は、派遣の必要がなくなったと認めるときは、撤収要請申請書（資料編のとおり）により、知事に部隊等の撤収要請を申請するものとする。

(3) 知事は、派遣の必要がなくなったと認めるときは、3に準じ部隊等の撤収要請を陸上自衛隊第8普通科連隊長等に対して申請するものとする。

10 部隊等に関する報告

部隊等の派遣を受け入れた市町村長等（派遣要請を知事に申請した者、又は4(2)により部隊等の派遣を受け入れた場合にあっては、当該派遣の受入れをした市町村長）は、部隊等活動状況を逐次知事に報告するとともに、部隊等が撤収した後速やかに部隊等に関する報告書（資料編のとおり）により知事に報告するものとする。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 自衛隊の災害派遣の要請手続き

(1) 知事への要請の要求

(2) 知事に対して要求ができない場合の自衛隊への通知及び自衛隊の連絡先

2 派遣部隊等の受入に関する事項

(1) 受入体制の整備

(2) 受入に当たっての留意事項

(3) 費用の負担区分

(4) 部隊等の撤収の要請

(5) 部隊等に関する報告

第8章 応援・受援計画

（国、県、市町村、消防、海上保安庁、自衛隊ほか）

第1節 目的

本計画は、災害が発生した場合において、県及び市町村が災害応急対策を含む業務の継続に必要な資源を確保するため、災害の規模や被災地のニーズに応じて他の地方公共団体等から円滑に応援を受け、又は応援することを目的とする。

第2節 受援計画

1 組織体制

（1）県

- ア 県は、災害対策本部（事務局）に応援・受援の機能を担う班（本章において以下「広域応援・受援班」という。）を設置する。
- イ 広域応援・受援班は、災害の状況に応じ、災害対策現地本部や被災市町村庁舎に職員を配置して、その機能を担わせることが有効なことに留意する。

（2）市町村

- ア 市町村は、災害対策本部体制に、組織の規模や特性等を踏まえて、受援に関するとりまとめ業務を専任する班・担当として「受援班」もしくは「受援担当」（本章において以下「受援班等」という。）を設置する。
- イ また、災害対策本部の各班や各課に、各業務についての受援に関する専門的な業務を行うため、受援の業務担当窓口を配置する。

2 所掌事務

（1）県（広域応援・受援班）

広域応援・受援班の主な役割は次のとおりとする。

- ア 受援に関する状況把握・とりまとめ
 - 被災市町村における人的・物的資源ニーズ（品目、期限、数量など）及び受入状況のとりまとめを行う。
- イ 応援に関する状況把握・とりまとめ
 - 地方公共団体や関係機関からの応援申し出（応援可能性）や、応援状況を把握し、とりまとめる。
- ウ 応援・受援調整及び調整会議等の実施
 - ・応援に当たる国、地方公共団体や関係機関と調整し、必要に応じて被災状況、支援ニーズ、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等を情報共有するため、合同の連絡会議や調整会議を開催する。
 - ・応援が必要な被災市町村と調整する。
 - ・関係課を交えた庁内の調整会議を開催・運営する。
- エ 応援職員の調整及び庁内からの応援に関する状況把握・とりまとめ
 - ・被災市町村の業務支援のための庁内職員の応援に関して全体調整する。
 - ・県内の被災していない市町村と応援職員に関して全体調整する。
 - ・被災市町村向け庁内応援の把握・とりまとめ（被災県への応援も含む）
- オ 資源の調達・管理
 - ・人的・物的資源に関するニーズと、現状の受入れ状況から、資源の過不足を整理する。
 - ・被災地の状況を踏まえ、今後求められる業務内容を検討し、必要となる資源を見積もる。
 - ・今後、必要となる人的・物的資源を要請する。

（2）市町村（受援班等）

受援班等の主な役割は次のとおりとする。

- ア 受援に関する状況把握・とりまとめ
 - 庁内における人的・物的資源ニーズ（品目、期限、数量など）及び受入状況のとりまとめを行う。
- イ 資源の調達・管理
 - ・人的・物的資源の過不足を整理する。
 - ・被災地の状況を踏まえ、今後求められる業務内容を検討し、必要となる資源を見積もる。
 - ・今後、必要となる人的・物的資源の応援を要請や調整を行う。
- ウ 庁内調整
 - ・受援に関する状況について、災害対策本部内で共有する。
 - ・庁内の実施部、災害対策本部事務局の各担当等との調整の必要性を検討する。
- エ 調整会議の開催
 - 必要に応じて、受援に関する調整会議を開催する。
- オ 応援職員への支援

応援職員の応援活動等が円滑に行われる環境（待機場所、資機材等）を提供する。

(3) 市町村（受援業務の担当窓口）

受援業務の担当窓口の主な役割は次のとおりとする。

ア 受援に関する状況把握

各々の業務における人的・物的資源ニーズ（品目、期限、数量など）及び受入状況を取りまとめる。

イ 資源の調達・管理

- ・人的・物的資源の過不足を整理する。
- ・業務担当班・課の中で、被災自治体の職員と応援職員の業務分担を明らかにする。
- ・業務の実施状況を踏まえ、今後、求められる業務内容を検討し、必要となる資源を見積もる。
- ・今後、必要となる人的・物的資源を要請し、配置の計画をする。

ウ 受援班等への報告

受援に関する状況について、受援班等に報告する。

エ 調整会議への参加

受援班等が実施する調整会議に参加する。

オ 応援職員への支援

個別の業務を実施するに当たり、応援職員の応援活動等が円滑に行われる環境（待機場所、資機材等）を提供する。

3 応援要請の手順及び受入

(1) 自治体の応援

各ブロック等で定める応援・受援に関する計画のほか、災害応急対策編（共通）第4部第3章「自治体の広域応援」による。

(2) 緊急消防援助隊の応援

「鳥取県緊急消防援助隊受援計画」のほか、災害応急対策編（共通）第4部第4章「消防活動」による。

(3) 海上保安庁

災害応急対策編（共通）第4部第6章「海上保安庁の応援要請」による。

(4) 自衛隊

「自衛隊受援計画」のほか、災害応急対策編（共通）第4部第7章「自衛隊の災害派遣要請」による。

(5) ヘリコプター

各関係機関のヘリコプターの受入は、災害応急対策編（共通）第7部第5章「ヘリコプターの活用」による。

4 応援機関等との活動調整及び活動拠点

災害応急対策編（共通）第4部第1章「応援活動の調整」による。

5 資機材の受援

災害応急対策編（共通）第4部第2章「資機材等の調達及び受援」による。

6 受援の際に配慮すべき事項

県、市町村は、応援職員の受入に当たり、次の点に配慮するよう努める。なお、応援のため参集した他の機関については、被災自治体への負担を避けるためできる限り自己完結型とすることを原則としている場合があることから、応援や被災状況等の実態を踏まえて対応することとする。

(1) スペースの確保

応援側の現地本部として執務できるスペースや、活動拠点における作業スペース、待機・休憩スペース、駐車スペースを可能な限り提供する。

(2) 資機材の提供

執務を行う上で必要な文具や、活動を行う上で必要な資機材を可能な範囲で提供する。

(3) 執務環境の整備

執務できる環境として、可能な範囲で机、椅子、電話、インターネット回線等を用意する。

(4) 宿泊場所に関するあつせん等

応援職員の宿泊場所の確保については、応援側での対応を要請することを基本とするが、状況に応じて宿泊可能な場所の情報提供やあつせんなどを行う。

被害状況によってホテル等の確保が困難な場合は、避難所となっていない公共施設や庁舎等の会議室、避難所の片隅等のスペースの提供を検討する。

7 その他

県が実施する受援事務に関する体制及び手順等の基本的な事項については、「鳥取県広域受援実施大綱」によるものとする。

第3節 応援計画

1 応援の基本方針等

(1) 県における応援の基本方針は次のとおりとする。ただし、被災地の状況に応じて適宜修正する。市町村は、

県に準じて方針を定める。

ア 安全を第一に考える

イ 被災者・被災自治体の目線での対応を心掛ける

ウ 指示待ちをせず、積極的に被災自治体の職員を支援する

エ 応援にあたり、衣食住等は自己完結を目指し、被災自治体の手をできるだけ煩わさない

オ 健康管理に十分気をつける

カ 後に入る応援職員への引継ぎまでが応援業務であることを意識する

(2) 応援職員の携行品としては、次に例示するものとする。

食料、飲料水、寝袋、毛布、パソコン（タブレット端末）、通信機器、デジタルカメラ、地図、車両等の移動手段、燃料の携行缶、個人装備（防寒着、ライト、ヘルメット、手袋、マスク、筆記用具等）、その他（トイレパック、ウェットティッシュ、充電器等）

2 組織体制

県は、県外における災害で他県を応援する場合、その状況に応じ、応援業務を総括するための組織として支援本部を設置する。

市町村は、県に準じて応援業務を総括する組織の設置や、防災担当課において「支援担当窓口」等を設置するよう努める。

3 所掌事務

県の支援本部の主な役割は次のとおりとする。市町村においては、県の例に準じて役割を定める。

(1) 応援に関する状況把握・とりまとめ

庁内における人的・物的資源の応援状況（品目、期限、到達状況、数量など）をとりまとめる。

(2) 応援に係る資源管理

- ・被災県・市町村における人的・物的資源に関するニーズと、現状の応援状況を整理する。
- ・今後、必要となる人的・物的資源の内容を検討し、必要に応じて応援計画の作成や事前準備を行う。

(3) 庁内調整

- ・応援状況について、庁内において共有する。必要に応じて関係機関等とも共有する。
- ・他の応援との調整の必要を検討する。

(4) 応援の検討

必要に応じて、支援本部会議等により応援の要否、内容等について調整・検討を行う。

(5) 応援職員に対する支援

- ・派遣する応援職員に、被災地の状況について情報提供を行う。
- ・派遣する応援職員の応援先での宿泊場所と被災地内外の車両など移動手段を用意する。
- ・応援に入る際の携行品、応援業務に必要な資機材について準備する。（応援職員に準備をさせる場合もある）
- ・派遣中の応援職員向けの調整・相談窓口を設け、応援業務の後方支援を行う。
- ・適切な業務の引継ぎを可能とする応援ローテーション計画を作成し管理する。

4 応援の手順

各ブロック等で定める応援・受援に関する計画のほか、災害応急対策編（共通）第4部第3章「自治体の広域応援」による。

また、南海トラフ地震に対する対応は、震災対策編第1部第8章「南海トラフ地震の対応」による。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 受援・応援の体制及び手順に関すること
- 2 受援の際に配慮すべき事項

災害応急対策編（共通）第5部 避難対策計画

第1章 避難の実施

（第八管区海上保安本部、自衛隊、市町村、県危機管理部、県総務部
県福祉保健部、県子ども家庭部、県県土整備部、県教育委員会、警察本部）

第1節 目的

この計画は、災害時において市町村長等が行う避難指示等を的確に発出することにより、危険区域内の住民を適切に避難させ、人的被害の軽減を図ることを目的とする。

第2節 避難指示等の発出

1 実施責任者

- （1）災害による避難指示等は、それぞれの法律に基づき行いが、災害応急対策の第1次的責任者である市町村長を中心として相互に連携を取り、住民・滞在者の避難措置を実施するものとする。
- （2）なお、学校における児童・生徒の集団避難は、市町村長等の避難措置によるほか、市町村立学校においては、市町村教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）の指示により、学校長が実施するものとする。ただし、緊急を要する場合、学校長は、市町村長・教育長の指示を待つことなく実施できる。
- （3）県、指定行政機関、指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合その他適宜適切に、避難指示等の対象地域、判断時期について助言するものとする。また、県は時期を失することなく避難指示等が発出されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。なお、避難指示等の発出判断に直結するような情報については、市町村からの求めの有無に関わらず、ホットラインの活用等により速やかに市町村長（避難指示等を判断する長）等に伝達するものとする。

2 避難指示等の類型

（1）立退き避難型の安全確保行動（その場から移動する）

情報の種類	発出時の状況	住民に求める行動	避難指示等が発出する際の住民への周知内容 （上段：要旨、下段：周知文例）
高齢者等避難	災害が発生するおそれがあり、高齢者等の避難行動に時間を要する住民の避難が必要な状況	高齢者等の避難行動に時間を要する住民や避難支援者は計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）。 これ以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始。	「避難に時間が要する人は避難を開始」 「いつでも避難できるよう準備を開始」 高齢者等避難情報を〇〇地域に発令しました。 高齢者など特に避難行動に時間が必要な方は避難場所への避難行動を、避難支援者は避難支援の行動を開始してください。 そのほかの方も、いつでも避難できるよう、家族等との連絡や非常用持出品の用意等、避難準備を開始してください。
避難指示	災害が発生するおそれが高く、危険な場所から住民の避難が必要な状況	計画された避難場所へ立退き避難を行う。 高齢者等避難の発出後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了する。	「人的被害の危険性が非常に高い状況であり直ちに避難」 避難指示を〇〇地域に発令しました。 直ちに避難所等への避難を開始してください。
緊急安全確保	・災害が発生又は切迫している状況 ・住民が避難所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる場合、いまだ危険な場所にいる住民に対し、直ちに安全確保を図るよう促す必要があると判断される状況	指定緊急避難場所等へ立退き避難をすることがかえって危険である場合、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避を行うなど、直ちに安全を確保する。	「命の危険が迫っており、直ちに安全確保」 緊急安全確保を〇〇地域に発令しました。 命の危険が迫っています。避難場所等への立退き避難が危険な場合には、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避など、直ちに身の安全を確保してください。

※状況に応じて、実況の気象状況や河川の水位状況を付加したり、市町村の実情に応じた共助に関する呼びかけを付加することなども有効。

（2）屋内退避型の安全確保行動（その場にとどまる場合を含む）

情報の種類	発出時の状況	住民に求める行動
屋内での退	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている	自宅等の屋内に留まる、建物の2階以上や屋

情報の種類	発出時の状況	住民に求める行動
避等の安全確保措置	場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき	上などの上階への移動（垂直避難）

3 避難の指示等の実施責任者及び根拠法令

区分	実施責任者	根拠法令	種類	措置する内容	措置内容
高齢者等避難	市町村長	災対法第56条	災害全般	災害に関する予警報又は通知に係る事項を関係機関等に伝達する場合で、必要があると認めるとき	予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置
避難指示	市町村長	災対法第60条	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があり、急を要すると認めたとき	避難のための立退き、立退き先の指示（知事に報告）
	知事	災対法第60条	災害全般	上記の場合において市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき（事務の代行）	避難のための立退き、立退き先の指示（公示し、市町村長に事務を引き継ぐとともに、事務代行終了を市町村長に通知）
	警察官 海上保安官	災対法第61条	災害全般	1. 同上において市町村長が指示できないと認めたとき 2. 同上において市町村長から要求があったとき	避難のための立退き、立退き先の指示（市町村長に通知）
	知事（その命を受けた県職員、水防管理者）	水防法第29条	洪水 高潮 津波	洪水、高潮、津波により危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域内の居住者に避難のための立退きを指示（水防管理者のときは、当該区域を所轄する警察署長に通知）
	知事（その命を受けた職員）	地すべり等防止法第25条	地すべり	地すべりにより危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域内の居住者に避難のための立退きを指示（当該区域を所轄する警察署長に通知）
	警察官	警察官職務執行法第4条	災害全般	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合	関係者に警告を発し、引き留め、避難させ、又は危害防止のための措置を命ずる（公安委員会に報告）
	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般	同上の場合において、警察官がその場にいないときに限り、災害派遣を命ぜられた自衛官について警察官職務執行法第4条の規定が準用される	同上（公安委員会に報告）
	市町村長	災対法第60条	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき	高所への移動、近傍の堅固な建物への退避等の緊急安全措置の指示（知事に報告）
緊急安全確保	知事	災対法第60条	災害全般	上記の場合において市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき（事務の代行）	緊急安全措置の指示（公示し、市町村長に事務を引き継ぐとともに、事務代行終了を市町村長に通知）
	警察官 海上保安官	災対法第61条	災害全般	1. 同上において市町村長が指示できないと認めたとき 2. 同上において市町村長から要求があったとき	緊急安全確保の指示（市町村長に通知）
	市町村長	災対法第60条	災害全般	同上	同上

4 避難行動要支援者対策

市町村は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿等を効果的に利用し、避難行動要支援者についての迅速な安否確認等の実施、個別避難計画等に基づく避難行動要支援者の迅速・的確な避難支援を実施する。

また、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の危険箇所にある要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医

療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）については、あらかじめ各施設の避難確保計画に定めた避難方法に応じて、施設と連携しながら必要な避難支援を行う。

5 高齢者等避難の発出

市町村は、避難が必要となるおそれがある場合は、避難行動要支援者の避難に要する時間を考慮し、早めのタイミングで避難行動要支援者及び支援者並びに危険箇所にある要配慮者利用施設に対して避難を呼びかけるとともに必要な対策を実施するものとする。

6 避難指示等発出時の県への報告

- (1) 避難指示等を発出した市町村は、災害対策基本法第60条第4項の規定に基づき、速やかに県（危機対策・情報課）に報告するものとする。
- (2) 県は避難指示等が発出されたときは、県のホームページ等により、住民に避難情報を広報するものとする。

7 避難指示等の伝達

(1) 市町村の避難指示等の伝達

ア 市町村は、避難指示等を発出したときは、あらかじめ定めた方法により住民へ情報伝達を行う。伝達方法を定めていない場合にあっては、早急に手段を確立し、あらゆる手段を用いて情報伝達に努めるものとする。

特に避難指示に当たっては、事態の進捗に応じて、緊急性や危機感が住民に正しく伝わり、避難行動を起こすきっかけとなるよう、首長による呼びかけや命令口調での伝達を行うなど工夫するものとする。

イ 避難指示等の伝達に当たっては、防災行政無線、テレビ・ラジオ（報道機関への放送要請）、緊急速報メール等の活用など複数の伝達手段を用いるとともに、必要に応じて職員や消防団の訪問等による口頭伝達、受信確認の実施等により、障がいのある者等多様な者を含めた地域全体への確実な情報伝達を行い、その対象者ごとのとるべき避難行動もわかりやすく伝達することで、積極的な避難行動につなげるものとする。その際、情報を伝達する者の避難時間を考慮して早めの伝達に努める等、安全確保に留意する。

また、避難の際に安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等への避難（分散避難）も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味も含めて伝達に努めるものとする。

ウ 保育所、幼稚園、福祉施設、医療機関等の早期に避難の準備が必要な施設に対しては、早期の情報伝達に努めるものとする。

また、大規模事業所、私立学校、国立学校等の多くの人間が集まる施設が区域内にある場合は、当該施設等への伝達についても留意するものとする。

(2) 放送機関への避難指示等発出情報の伝達

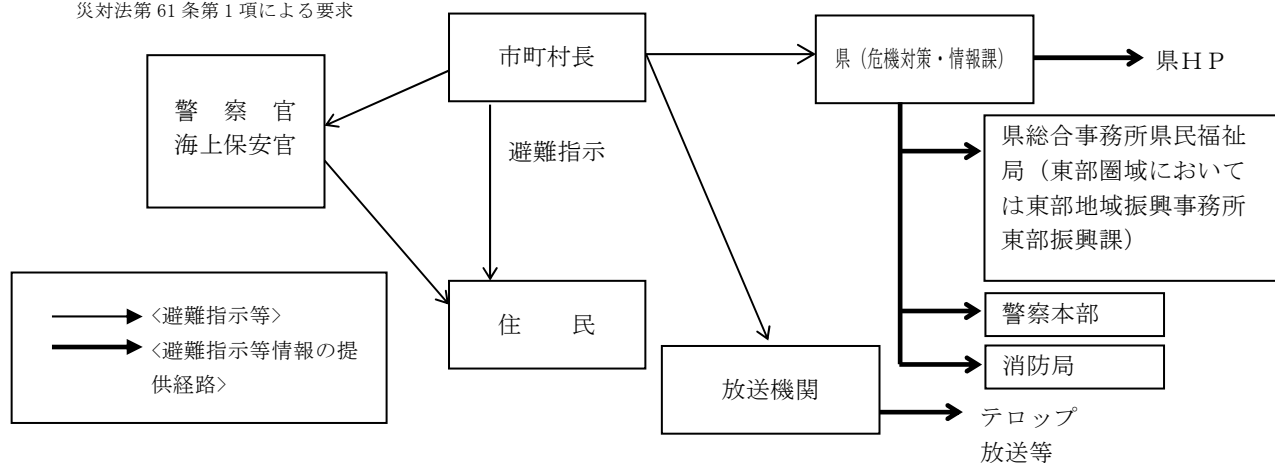
避難指示等を発出した市町村は、当該情報を放送機関にアラートにより配信するものとする。その際、各放送機関にはテロップ放送やアナウンス等できるだけ文字及び音声の両方により、県（危機管理部）には県ホームページにより住民に避難情報を伝達するよう依頼するものとする。

(3) 放送機関による避難指示等の放送

避難指示等の発出情報の伝達を受けた放送機関は、テロップ放送やアナウンス等できるだけ文字及び音声の両方により、住民に避難情報を伝達するよう努めるものとする。

避難指示等の伝達フロー

災対法第61条第1項による要求



8 避難指示等の発出・伝達に当たっての留意事項

(1) 避難指示等の発出

ア 市町村長は、あらかじめ作成した基準に基づき、避難指示等を発出する。また、その際は、避難指示等の対象地域をできるだけ絞りこむとともに、避難指示等の類型それぞれについて、災害の状況、対象者ごとに

とるべき避難行動が具体的でわかりやすい内容となるよう配慮するものとする。

イ 基準に達しない場合であっても、気象等の状況を勘案し、災害による危険が明白かつ切迫している場合は、直ちに避難指示等を発出する。

ウ 市町村は、避難指示等の発出の参考とするため、国、県、その他関係機関の情報を能動的に入手するものとし、発出の判断に当たっては、必要に応じ、技術的な助言を求めるものとする。

エ 県及び国（指定地方行政機関）は、市町村からの求めがない場合であっても、積極的に技術的な助言を行うものとする。

（2）夜間の避難

市町村は、夜間の避難は危険を伴うため、日没前に避難が完了できるよう早期の発出に努めるものとする。ただし、急を要する場合は夜間等であっても避難情報を発出するものとするが、周囲の状況等から判断して、屋内での安全確保措置についても次善の策として検討する。

（3）ダム・ため池に係る避難指示等の発出等

市町村は、災害の発生が予測されるときは、ダム・ため池の状況やダム・ため池に関する操作、措置等の情報について危害防止のために必要があるときは、住民に対して注意喚起や、避難指示等を行う。

（4）立入制限等の措置

避難指示等や、その他立入制限措置等の一覧は、次のとおりである。

区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	措置する場合	措置内容
立入制限 退去命令	市町村長	災対法 第63条第1項	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定したとき	災害応急対策従事者以外の者の立入制限、禁止、警戒区域からの退去命令
	警察官 海上保安官	災対法 第63条第2項	災害全般	上記の場合において 1 市町村長又は委任を受けた市町村の吏員が現場にいないとき 2 市町村長が要求したとき	同上（市町村長に通知）
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災対法 第63条第3項	災害全般	市町村長その他災対法第63条第1項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合	同上（市町村長に通知）
	水防団長 水防団員 消防機関に属する者	水防法 第21条第1項	洪水、高潮、津波	水防上緊急の必要があるため警戒区域を設定したとき	区域への立入禁止、制限又は区域からの退去命令
	警察官	水防法 第21条第2項	洪水、高潮、津波	上記の場合において水防団長が現場にいないとき、又は水防団長等の要求があったとき	同上
出入制限 退去命令	消防吏員 消防団員	消防法 第28条第1項	火災	火災について消防警戒区域を設定したとき	区域への出入禁止、制限又は区域からの退去命令
	警察官	消防法 第28条第2項	火災	上記の場合において、消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき	同上
出入制限 退去命令 火気使用 禁止	消防長又は 消防署長	消防法 第23条の2 第1項	ガス、火薬 危険物の漏 えい飛散、 流出	火災の発生のおそれ、かつ発生した場合に人命又は財産に対する被害を防止するため、火災警戒区域を設定したとき	区域への出入禁止、制限又は区域内からの退去命令及び区域内の火気使用禁止
	警察署長	消防法 第23条の2 第2項	ガス、火薬 危険物の漏 えい飛散、 流出	同上の場合において、消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき	同上

9 住民による適切な避難行動の実施

住民は、災害が発生するまでに計画された避難場所への避難を終えることが原則であるが、自然災害においては不測の事態も想定されることから、計画された避難場所に避難することが常に適切とは限らない。災害の状況等に応じて別の場所（自宅又は近隣家屋の上階、近くの高台など）に退避する方が適当な場合もある。事態の進

行や災害の状況に応じて適切な避難行動を取ることが必要となる。

このことについて、避難行動時には下記の点に留意するよう、市町村から住民に対して平時からあらかじめ十分に周知を図るとともに、災害が発生するおそれのあるときや、避難情報を発出したときには、住民への周知徹底に努めるものとする。

- (1) 道路冠水、台風、夜間など、危険な状況下で避難を強行するようなことにならないよう、避難行動をとる際には、余裕を持って十分安全を確保すること。
- (2) 切迫した状況下であると住民自身が判断したときは、無理をせず生命を守る最低限の行動（自宅や施設内の安全な部屋での自宅退避、最寄りのより安全な場所への避難など）を選択すること。

第3節 事象ごとの避難指示等の発出基準等

1 河川の氾濫等に係る避難指示等の発出

(1) 避難指示等の発出

市町村は、河川の氾濫等について、水位等の情報に応じて、あらかじめ定めた避難指示等の基準に基づき、住民への危険性を勘案し、避難指示等を発出するものとする。

(2) 発出の目安となる情報

発出等の目安となる水位情報等については、以下の国土交通省や県がホームページ等で提供している洪水予報河川、水位周知河川（水位情報周知河川）の水位等によるものとするほか、実際の水位の上昇速度、降雨や雨域の変化の状況等の河川状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

また、気象庁による長期・短期の降雨予測等を活用し、日没前に避難行動を完了できるように早期に避難指示等を発出する等、判断に活用するものとする。

- 鳥取県防災情報ポータル インターネットURL <https://tori-bousai.jp/>
- 国土交通省「川の防災情報」 インターネットURL <https://www.river.go.jp/>
- 鳥取県土砂災害警戒情報システム インターネットURL <https://d-keikai.sabo-tottori.jp/Top.aspx>
携帯電話URL <https://d-keikai.sabo-tottori.jp/sp/Top.aspx>
- 鳥取県河川監視カメラ提供システム インターネットURL <http://tottori-kasen.info/>

(3) 避難指示等発出の参考となる水位等（河川等の氾濫）

ア 洪水予報河川

発出の目安となる水位	避難情報	洪水予報	水防警報
水防団待機水位（指定水位）	—	—	待機・準備
氾濫注意水位（警戒水位）	高齢者等避難	氾濫注意情報（洪水注意報）	出動・指示
避難判断水位（氾濫危険水位（危険水位）に達する一定時間前の水位）	避難指示	氾濫警戒情報（洪水警報）	出動・指示
氾濫危険水位（危険水位）		氾濫危険情報（洪水警報）	
氾濫発生	緊急安全確保 （必ず発令される情報ではない）	氾濫発生情報（洪水警報）	出動・指示

イ 水位周知河川（水位情報周知河川）

発出の目安となる水位	避難情報	洪水予報	水防警報
水防団待機水位（指定水位）	—	—	待機・準備
氾濫注意水位（警戒水位）	高齢者等避難	—	出動・指示
避難判断水位（特別警戒水位）	避難指示	—	出動・指示
氾濫危険水位（危険水位）に相当する水位			
氾濫発生	緊急安全確保 （必ず発令される情報ではない）	—	出動・指示

ウ その他の河川

洪水予報河川及び水位周知河川以外の中小河川、雨水出水等では、浸水等の現地状況や河川、気象状況等を参考に避難指示等の発出を判断するものとする。

気象状況等	発出の目安となる避難情報
近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い（洪水警報発表）※キクル危険度分布（気象庁ホームページ（ https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html ）	高齢者等避難

気象状況等	発出の目安となる避難情報
を参照のこと）は、洪水警報が発表された市町村内において、水位周知河川及びその他河川等について、実際にどこで洪水発生危険度が高まっているか、3時間先までの予測が面的に概ね確認できる。水位周知河川及びその他河川の3時間先までの洪水発生危険度の高まりの面的な把握の参考になる。	
近隣で浸水が拡大、排水先の河川の水位が高くなり排水ポンプの運転停止水位に到達する見込み	避難指示
近隣で床上浸水、排水先の河川の水位が高くなり雨水出水（河川に排水できずに氾濫した水）排水ポンプの運転停止や水門閉鎖	緊急安全確保 （必ず発令される情報ではない）

(4) 水位以外の状況

市町村長は、その他、水位以外の状況についても勘案し、避難指示等の発出を判断するものとする。

水位以外の状況	発出の目安となる避難情報
堤防の決壊（破堤）につながるような漏水等の発見	避難指示
堤防の決壊（破堤）につながるような大量の漏水や亀裂等の発見など	緊急安全確保 （必ず発令される情報ではない）

(5) 発出の範囲

- ア 高齢者等避難については、避難行動要支援者及び避難行動要支援者の支援者のほか、市町村が把握している避難行動要支援者のうち洪水浸水想定区域等の危険な地域にあるため早急の避難準備が必要な者
- イ 避難指示等の判断・伝達マニュアルに定められた水位等に応じた地域にある者
- ウ 避難指示等の発出基準等を定めていない場合にあっては、破堤・溢水等により被害が及ぶおそれがある地域の洪水浸水想定区域にある住家等のある地域にある者
- エ 発出に当たっては、洪水浸水想定区域の住家に限らず集落・地域単位での発出を行う

2 土砂災害に係る避難指示等の発出

(1) 避難指示等の発出

市町村は、土砂災害について、県県土整備部と鳥取地方気象台が共同発表する土砂災害警戒情報に応じて、避難指示等を発出するものとする。

(2) 発出の目安となる情報

発出の目安となる情報については、以下のホームページ等で提供している土砂災害警戒情報等によるものとする。

●鳥取県土砂災害警戒情報システム

インターネットURL <https://d-keikai.sabo-tottori.jp/Top.aspx>

携帯電話URL <https://d-keikai.sabo-tottori.jp/sp/Top.aspx>

(3) 大雨警報及び土砂災害警戒情報による判定の目安

大雨警報及び土砂災害警戒情報における市町村長の避難指示等発出の目安は下表のとおりである。

また、避難指示等の解除に当たっては、大雨警報の土砂災害・洪水・浸水のピーク時間を参考として、現地の安全性を確認の上、解除する。

なお、土砂災害警戒情報は、比較的規模の大きい土砂災害の発生のおそれを示すものであり、発表前もしくは解除後であっても土砂災害が発生するおそれがあることを、情報利用者は十分認識する必要がある。

区分	土砂災害に関する情報		目安として発出する避難情報
大雨警報（警戒土砂災害）	警戒	—	高齢者等避難
土砂災害警戒情報	危険	人命や身体に危害を生じる土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況	避難指示
大雨特別警報（土砂災害）	災害切迫	命に危険が及ぶ土砂災害が切迫土砂災害がすでに発生している可能性が高い	緊急安全確保（必ず発令される情報ではない）

※スネーク曲線：土砂災害警戒判定図における実況雨量及び1、2時間先予測雨量の推移の線

※CL（Critical Line）：土砂災害警戒判定図における土砂災害警戒情報の基準となる土砂災害発生危険基準線

(4) 警戒情報以外の状況

市町村長は、その他、警戒情報以外の状況についても勘案し、避難指示等の発出を判断するものとする。

警報情報以外の状況	目安として発出する避難情報
強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	高齢者等避難
土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	避難指示
近隣で土砂災害が発生、近隣で土砂移動現象や前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）の発見	緊急安全確保 (必ず発令される情報ではない)

(5) 発出の範囲

- ア 高齢者等避難については、避難行動要支援者及び避難行動要支援者の支援者のほか、市町村が把握している避難行動要支援者のうち土砂災害警戒区域等の危険な地域にあるため早急の避難準備が必要な者及び要配慮者利用施設
- イ 避難指示等の判断・伝達マニュアルに定められた土砂災害危険度情報のメッシュ図に応じた土砂災害警戒区域等にある地域にある者及び要配慮者利用施設
- ウ 避難指示等の発出基準等を定めていない場合にあっては、土砂災害危険度情報のメッシュ図とその周辺の土砂災害警戒区域等にある地域にある者及び要配慮者利用施設
- エ 土砂災害の前兆現象を発見した場合にあっては、該当する前兆現象の発見箇所の土砂災害警戒区域等にある地域にある者及び要配慮者利用施設
- オ 発出に当たっては、危険箇所にある住家に限らず、山崖側にある周辺の住家等を含めて発出を行う

3 高潮災害に係る避難指示等の参考情報

(1) 避難指示等の発出

市町村は、高潮災害について、気象庁が発表する高潮に関する気象情報及び台風情報等に応じて、あらかじめ定めた避難指示等の基準に基づき、住民への危険性を勘案し、避難指示等を発出するものとする。

(2) 避難指示等の判断の基準となる情報等

気象庁が発表する高潮に関する気象情報及び台風情報等の種類及び情報の内容は以下のとおりである。
 なお、市町村は、具体の発出に当たっては、人家の状況、地形の状況、港湾・護岸等の状況、水防警報（海岸）の発出状況を総合的に考慮して発出するものとする。

区分	発表される情報
高潮特別警報・警報・注意報	高潮に警戒すべき時間帯、ピーク時の最大水位とその時刻
台風情報	台風の状況に関する情報（台風の中心位置、気圧、最大風速、進路予想等）

(3) その他参考情報

市町村長は、その他、以下の情報についても勘案し、避難指示等の発出を判断するものとする。

区分	項目
高潮時の危険箇所	海岸付近の低地、湾奥部、V字谷等、急峻な海底地形、河口部（高潮と洪水の両方の危険性）
高潮の危険性がある時	台風の接近・上陸時、満潮時刻及び満潮時刻の前後数時間

(4) 発出の範囲

- ア 高齢者等避難については、避難支援プランに定められた避難行動要支援者及び避難行動要支援者の支援者のほか、市町村が把握している避難行動要支援者のうち高潮により浸水するおそれのある地域にあるため早急の避難準備が必要な者
- イ 避難指示等の判断・伝達マニュアルに定められた高潮により浸水するおそれのある地域にある者
- ウ 避難指示等の発出基準等を定めていない場合にあっては、高潮により浸水するおそれのある地域にある者
- エ 発出に当たっては、危険箇所にある住家に限らず、沿岸部にある周辺の住家等を含めて発出を行う

4 高波災害に係る避難指示等の参考情報

(1) 避難指示等の発出

市町村は、高波災害について、気象庁が発表する気象注意報及び警報等に応じて、あらかじめ定めた避難指示等の基準に基づき、住民への危険性を勘案し、避難指示等を発出するものとする。

(2) 避難指示等の判断の基準となる情報等

気象庁が発表する高波に関する気象情報及び台風情報等の種類及び情報の内容は以下のとおりである。
 なお、市町村は、具体の発出に当たっては、人家の状況、地形の状況、港湾・護岸等の状況、水防警報（海岸）の発出状況を総合的に考慮して発出するものとする。

区分	発表される情報
波浪特別警報・警報・注意報	波浪に警戒すべき時間帯、最大波高
台風情報	台風の状況に関する情報（台風の中心位置、気圧、最大風速、進路予想等）

(3) その他参考情報

市町村長は、その他、以下の情報についても勘案し、避難指示等の発出を判断するものとする。

区分	項目
高波時の危険箇所	過去に高浪による被害が生じた箇所、海岸沿いに施設が設置されている箇所、弱堤箇所（土地利用上、地質上）、堤標高箇所

(4) 発出の範囲

- ア 高齢者等避難については、避難支援プランに定められた避難行動要支援者及び避難行動要支援者の支援者のほか、市町村が把握している避難行動要支援者のうち高波により被害がある地域にあるため早急の避難準備が必要な者
- イ 避難指示等の判断・伝達マニュアルに定められた高波により被害がある地域にある者
- ウ 避難指示等の発出基準等を定めていない場合にあっては、高波により被害がある地域にある者
- エ 発出に当たっては、危険箇所にある住家に限らず、沿岸部にある周辺の住家等を含めて発出を行う

5 津波災害に係る避難指示等の発出

(1) 避難指示等の発出の基本的な考え方

- ア 市町村は、どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発出せず、基本的には「避難指示」のみを発出する。ただし、遠地地震のように津波が到達するまでに相当の時間があるものについては、気象庁が到達予想時刻等を「遠地地震に関する情報」として発表した情報等から、「高齢者等避難」の発出を検討する。
- イ 市町村は、停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは揺れは弱くとも1分程度の長い揺れを感じた場合においても、津波が起きることを想定して避難指示を発出する。

(2) 避難指示等を発出する対象区域

- ア 避難指示等を発出する対象区域は、平成23年に県が「鳥取県津波対策検討委員会」において作成した津波浸水予測図（津波災害対策編第1部第1章「計画的な津波対策の推進」参照）により、浸水が想定される区域をもとに、市町村が地域の実情に応じてあらかじめ定めるものとする。
- イ 市町村は、上記アの津波浸水予測図の想定を超えた浸水被害が発生するおそれがあることを踏まえ、具体の発出に当たっては、人家の状況、地形の状況、港湾・護岸等の状況、水防警報（海岸）の発出状況を総合的に考慮の上、より安全性が高まるよう、避難指示等を発出する対象区域を決定するものとする。

(3) 発出に当たっての留意点

市町村は、避難指示等を発出する際には、住民に対し、津波は局所的に高くなる場合があること及び、想定を越える範囲で浸水が拡大するおそれがあることを併せて周知するものとする。

（参考：気象庁が発表する津波に関する警報等の区分及び、目安となる避難情報）

区分	発表される津波の高さ (数値での発表)	発出の目安となる避難情報	必要となる避難行動
大津波警報	10m超、10m、5m	避難指示	速やかな安全な場所（高台）への避難
津波警報	3m		
津波注意報	1m		海岸堤防が無い地域で地盤の低い区域では、立ち退き避難が必要となる場合がある

6 その他避難指示等の参考情報

(1) 避難指示等の発出

- ア 市町村は、その他気象庁が発表する気象等の警報等及び気象情報等並びに住民等からの異常情報の通報を参考として、住民への危険性を勘案し、避難指示等を発出するものとする。
- イ 特に、記録的短時間大雨情報、顕著な大雨に関する気象情報については、重大な災害に結びつく場合が多いことから、発表のあった地域内及び地域に隣接する市町村は、より一層の警戒に努めるよう、体制を強化するものとする。

(2) 避難指示等の判断の基準となる情報等

気象庁等が発表する気象等の警報等及び気象情報等の概要については、第3部第1章「気象情報の伝達」を参照。

第4節 避難誘導

1 避難者の誘導方法

- (1) 避難のための立退きは避難者が各個に行うことを原則とするが、自力での避難、立退きが不可能な場合においては、市町村において車両、舟艇、ロープ等の資機材を利用して安全に行うものとする。
- (2) また、自力での避難が困難な避難行動要支援者については、市町村においてあらかじめ定めた責任者が、あらかじめ定めた方法によりそれぞれ避難させるものとする。

- (3) 避難場所が比較的遠距離にある場合又は危険を伴う場合等は、避難のための集合場所、誘導責任者を定め、できるだけ集団で避難するものとする。
- (4) 避難先の選定にあたっては関係機関と連携し、障害物の除去等を行って、必要に応じて、交通規制、障害物の除去等を行って避難路及び避難者の安全を確保する。
- (5) 被災地が広域で大規模な立退き移送を要し、市町村において処置できないときは、市町村長は、知事に避難者移送の要請をするものとする。
- (6) 知事は(5)の要請を受けたときは、必要に応じて、自衛隊の災害派遣要請等を行う等により輸送手段を確保し、陸上、水上輸送及び空輸により避難させるものとする。
- (7) 知事は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。なお、知事は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無く、要請に応じないときは、被災者の保護の実施のため特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

2 避難順位及び携行品の制限

- (1) 避難の順位は高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、子ども、病人等を先に行い、次いで、一般青壮年女性、一般青壮年男性の順で避難するものとする。
- (2) 災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して、先に災害が発生すると認められる地域内の居住者の避難を優先するように努めるものとする。
- (3) 携行品は、必要最小限度にとどめるものとする。
- (4) 自動車（自家用車）による避難は、極力自粛するものとする。

第5節 児童・生徒等の集団避難

1 避難実施の基準

- (1) 教育長は、管内児童・生徒の集団避難計画を作成するとともに、各学校長に対し、各学校の実情に適した具体的な避難計画を作成するよう指導するものとする。
- (2) 避難措置は、何よりも児童・生徒の生命、身体、心の安全に重点をおいて実施するものとする。

2 実施要領

- (1) 教育長は、安全性や状況を勘案して、市町村長等の指示によらずして、できるだけ早期に児童、生徒及び教職員の避難を実施するものとする。
 - ・ 県教育長・・・県立学校、特別支援学校の学校長に指示
 - ・ 市町村教育長・・・小学校、中学校及び義務教育学校の学校長に指示
- (2) 教育長は、避難の指示等に際し、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、危険のせまっている学校から順次指示するものとする。
- (3) 児童・生徒の避難順位は、低学年、障がい者等を優先に行うものとする。
- (4) 学校長は、非常時の登下校時には、登下校経路の主要な地点（駅など）に教職員を派遣し、安全を確保する。
- (5) 学校長は、避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難指示の段階において、児童・生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡すものとする。実施に当たっては、保護者に連絡を取り、迎えに来てもらい引き渡すこととなるが、迎えに来られない場合については、学校で保護を行うものとする。
- (6) 学校長は、集団避難が必要なときは、市町村等と連携して速やかに避難行動を開始する。なお、市町村は、児童生徒が帰宅困難な場合に学校や避難所で待機させるときは、「教育関係機関の災害情報収集要領」により、県教育委員会へ報告を行う。
- (7) 市町村は、夜間・休日等に地震が発生したときは、発生した地震の程度に応じて、児童・生徒の安否確認を行うとともに、県教育委員会へ報告を行う。

3 留意すべき事項

学校長は、災害が発生するおそれのある場合は、児童・生徒の安全確保の観点から、以下の点に留意するものとする。

- ア 予想される災害の種別、時期、程度等についての情報等を常に把握。
- イ 必要に応じて臨時休校や授業打ち切り等の措置を講じる。
 - (ア) 「教育関係機関の災害情報収集要領」により、直ちに県教育委員会へ報告。
 - (イ) 措置の内容を速やかに児童・生徒及び保護者に連絡。
 - (ウ) 児童・生徒の下校を伴う場合には、安全確保に努める。

なお、対応困難時は市町村等の関係機関に応援要請を行う。また、帰宅困難な場合に学校で待機させる児童がいるときは、職員の待機等の措置を講じるものとする。

- (エ) 登下校と台風等の襲来が重ならないよう、適切な時期に判断を下す。

4 県立学校・私立学校等の避難措置

(1) 県立学校の避難措置

ア 県立学校においても、上記1から3に準じ避難措置を行う。

イ 県（教育委員会）は、災害発生のおそれがある場合、避難に必要となる情報及び避難指示等についての情報伝達を行う。

(2) 私立学校、国立学校等の避難措置

ア 私立学校及び国立学校においても、上記1から3に準じ避難措置を行うものとする。

イ 県（総務部）及び市町村は、災害発生のおそれがある場合、避難に必要となる情報及び避難指示等についての情報伝達を行う。

5 保育所等の避難措置

(1) 保育所等については早期の避難準備が必要となることから、市町村は通常の避難指示等の発出よりも早い段階での避難情報等の発出に努めるものとする。

(2) また、災害の発生が予期される場合には、市町村は早い段階での園児の保護者への引き渡しについて、保育所等に指示するものとする。

第6節 広域一時滞在**1 県内における広域一時滞在****(1) 被災市町村**

被災市町村は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町村域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町村に被災住民の受入れについて協議することができる。

また、被災市町村は、県に対し、広域一時滞在の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。

(2) 協議先市町村

協議を受けた市町村は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。

(3) 県

県は、被災市町村から、広域一時滞在の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言等を求められたときは、助言を行うなど、必要な協力を行うよう努める。

2 県外における広域一時滞在**(1) 被災市町村**

被災市町村は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入れについて協議するよう求めることができる。

(2) 県

県は、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、関西広域連合等に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、広域一時滞在の協議先とすべき都道府県について調整を求めることができる。

また、県は、他の都道府県に被災住民の受入れについて協議しようとするときは、内閣総理大臣に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して協議する。

3 県の対応

県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災により著しく低下した場合には、市町村からの要求を待つことなく、広域一時滞在のための協議を市町村に代わり、実施するものとする。

4 他の都道府県から協議を受けた場合**(1) 県**

県は、他の都道府県から被災住民の受入れについて協議を受けたときは、県内の被災状況を勘案の上、受入れが可能と考えられる市町村に協議する。

(2) 市町村

市町村は、県から（1）の協議を受けたときは、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。

5 被災住民に対する情報提供と支援**(1) 県**

県は、大規模災害等により県外における広域一時滞が行われた場合、都道府県を通じて避難者の情報把握を行い、被災市町村への避難者の情報提供（同意があった者に限る。）に努めると共に、県外への避難者に対

する情報提供の仕組みを構築し、避難者に対して復旧状況や支援情報等の情報提供を行う。

(2) 市町村

被災市町村は、広域一時滞在を受け入れた市町村の協力を得て、広域一時滞在を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。

また、広域一時滞在を受け入れた市町村は、被災市町村と連携し、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

第7節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 避難指示等の発出

(1) 災害の種類に応じた避難指示等の発出の基準又は参考情報（河川の氾濫等、土砂災害、高潮災害、高波災害、津波、その他（記録的短時間大雨情報等））

(2) 避難指示等発出時の県への報告

2 避難指示等の伝達

(1) 住民等への伝達

(2) 放送機関への避難指示等発出情報の伝達

3 避難誘導

(1) 避難者の誘導方法

(2) 知事への要請

4 児童・生徒等の集団避難

(1) 児童・生徒の集団避難計画及び各学校の避難計画の作成

(2) 教育長による早期の避難の実施

(3) 夜間・休日等の災害発生時の児童・生徒の安否確認及び県教育委員会への報告

5 保育所等の避難措置

第2章 指定緊急避難場所・指定避難所の開設

（市町村、県教育委員会、県危機管理部、県輝く鳥取創造本部、県生活環境部）

第1節 目的

この計画は、災害が発生し住家被害の発生及び危険回避のため、緊急避難場所の開放及び避難所の開設運営を適切に行うことを目的とする。

- ※ 本章において、住民が災害から身を守るために一時的に滞在する施設を単に「緊急避難場所」という。
- ※ 本章において、避難のために立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に相当期間滞在させるための施設を、単に「避難所」という。

第2節 避難所の開設等

1 緊急避難場所の開放

（1）市町村は、避難指示の発令等を行ったときは、発生した災害の種類に応じた緊急避難場所を開放する。ただし、災害の種類によっては、時間的に余裕がなく施設管理者や避難者の判断によらざるを得ない場合があることに留意する。

ア あらかじめ指定した指定緊急避難場所から選定

イ 浸水想定区域や堤防決壊等の状況及び土砂災害など危険性を踏まえ、必要に応じて指定緊急避難場所以外の施設等を選定（2）市町村は、夜間等に施錠されている施設を緊急避難場所として使用するときには、施設管理者とあらかじめ定めた手順により速やかに緊急避難場所を開放する。

2 避難所の開設

（1）市町村は、避難情報の発令や災害により住宅を失う等住民が一定期間避難生活をする必要がある場合又は災害発生のおそれにより自主的に避難する者を受け入れる必要がある場合には指定避難所等から避難所を開設するものとする。

なお、地震災害時は、耐震性が確保されている施設について避難所として開設すると共に、必要に応じて余震等による危険性がないかどうか応急危険度判定を実施した上で避難所を開設するものとする。

（2）適当な避難所が確保できない場合、自衛隊等に応援を求め天幕設置を行うなど、仮受入れ施設を確保すると共に、その他の施設を確保して避難所を開設する。

（3）災害救助法適用の場合、以下の項目に留意して避難所を確保する。

ア 災害救助法による避難所は、原則として、学校、公民館、福祉センター等の公共施設等を利用することとされているが、これらの施設で適当な施設が確保できない場合、その他の既存の施設を利用（公の施設については原則無償借り上げ）

イ 民営の旅館又はホテル等を借り上げて避難所を設置することも可能（緊急やむを得ない切迫した事情がある場合を除き、県（福祉保健部）は内閣府と連絡調整を図って実施）

ウ 既存の建物を確保できない場合、野外に応急仮設建築物の設置又はテント等の設営が可能

エ 開設期間が7日間を超えると予想される場合、県（福祉保健部）は内閣府と協議

（4）避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合、避難所の設置・維持について適否を検討する。

（5）市町村は、避難所を開設したときは、県（県本部事務局又は危機管理部）に次の事項を報告するものとする。

また、県はこの情報を国と共有するものとする。

ア 避難所の開設の日時及び場所 イ 避難所の開設数及び受入れ人員（車中泊を含む）

（6）市町村は、住民が自主的に設ける避難のための施設（支え愛避難所）の開設及び避難者の状況等の把握に努めるものとし、県（県本部事務局又は危機管理部）からの要請に応じ開設状況及び避難者数を報告するものとする。その際、市町村が開設した避難所単位で情報を集約するものとし、避難所同様の救助を提供するよう努める。

（7）県（危機管理部）は市町村の避難所が不足する等、市町村が開設する避難所のほかに避難所を確保する必要がある場合に県営避難所を開設する。

3 避難所の運営

市町村は、あらかじめ市町村が定めた避難所運営マニュアル等に基づき、以下の事項に留意して避難所を運営するものとする。その際、市町村は、避難所の運営に関し、役割を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

（1）市町村は、地域住民や自主防災組織等の協力を得て避難所を運営する。（あらかじめ運営組織及び役割分担

が定められている場合、当該分担に従い当該運営組織による運営を支援する。）なお、地域住民や自主防災組織等は、避難所の良好な生活環境を実現するため、発災当初から主体的に避難所運営に参画するよう努めるものとする。

- (2) 避難所には、避難所等の運営を行うために必要な市町村職員を配置する。その際、障がい者、妊産婦、乳幼児、高齢者等の要配慮者のニーズを的確に把握するため、育児や介護経験のある職員の配置を検討するものとする。
- (3) 男女のニーズの違いを踏まえ、男女両性の視点から運営状況がチェックできるよう、男女の役割を固定的に考えることなく、避難所運営の役員に女性を登用し、女性が積極的に避難所運営に関われる環境を構築するなど男女共同参画による避難所運営ができるよう配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。また、日本語の意思疎通ができる外国人を運営要員として加えるなど多様な主体で避難所運営ができるよう努める。
- (4) 男女別だけでなく、LGBT等の性的少数者への配慮も必要であることに留意する。

また、周囲の理解不足により不安を抱えていたり、周囲に話せない状況である可能性があることにも留意する。具体的には、相談できる窓口、男女共用スペースやユニバーサルトイレ（最低1基）の設置、風呂等を個別利用できる時間設定、男女別の救援物資を人目に触れず支給できるよう配慮するとともに、周囲へ理解を求めるよう努める。

- (5) 必要に応じ、避難所の安全確保と秩序の維持のため、警察官を配置する。
- (6) 避難所の運営に当たっては、避難者の心のケアやプライバシーの確保、要配慮者に配慮した生活環境を念頭に置きつつ実施するものとする。また、老若男女のニーズの違い等を踏まえ、各々に配慮するものとする。
- (7) 避難所生活で子どもの心の健康が損なわれないように、子どものためのプレイスペースを設置したり、親ボランティアが子どもの遊び相手となるよう努めるほか、学生が勉強できる場所、懇談の場等を確保し、避難者が暮らしやすい環境とするよう努める。
- (8) 新型コロナウイルスなどの感染症が流行している状況においては、市町村は、災害予防編（共通）第5部第7章「感染症対策の強化」により、感染症対策を講じるよう努めるものとする。
- (9) 災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。また、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用により、避難所の早期解消に努める。
- (10) 市町村及びN T T西日本は、大規模災害時において、被災地の通信の途絶等があった場合、被災者等の通信の確保を目的として、事前設置している特設公衆電話の利用を開始する。
- (11) 県及び市町村は、LGBT等、多様な性のあり方について理解するとともに、尊重するよう努め、避難所運営について配慮するよう努める。

また、県及び市町村は、新型コロナウイルスなどの感染症患者等への差別やデマなどによる人権問題の発生防止等に努めるものとする。

- (12) 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難した住民以外の避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。
- (13) 市町村は、避難所で停電が発生している状況において、早急に電源を確保する必要があるが市町村では対応が困難と判断する場合は、県に支援を要請するものとし、県は備蓄する発電機のほか、とっとりEV協力隊や事業者と締結する協定に基づき事業者から発電機や外部給電機能のある電動車両を確保する等して、市町村へ提供するものとする。
- (14) 市町村は、避難所の敷地において車中泊避難を行う者に対し、資機材の提供や定期的な見まわり等でエコノミークラス症候群の防止を図ると共に、車中泊避難の早期解消を図るものとする。
- (15) ペットの同行避難に当たっての避難所でのペットの受入については、鳥取県避難所運営マニュアル作成指針（平成30年3月鳥取県危機管理部）等に基づき以下のとおり取り扱うものとし、飼養スペースと必要な資機材を確保すると共に、ペットとの車中避難を選択する者をサポートする体制についても検討する。

〔ペット受入の対応方針〕

- ・ 特別な事情がある場合を除き、原則としてペットの受け入れを行う。
 - ・ 避難所は集団生活の場であるため、ペットは原則として居住スペースには入れず、専用スペース（雨風が防げる場所でケージに入れる、リードでつなぐ）で受け入れる。
- ※盲導犬等は受け入れや同伴を拒んではならない。

4 要配慮者対策

市町村は、鳥取県避難所機能・運営基準（平成19年2月鳥取県災害対策研究会策定）や鳥取県避難所運営マニュアル作成指針（平成30年3月鳥取県危機管理部）等に基づき、要配慮者の避難生活への支援を的確に実施する。

- (1) 避難所での対策

市町村は、避難所において、次の事項について十分配慮するものとする。

- ア 要配慮者のための相談窓口の設置
 - イ 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設への緊急入所等
 - ウ 要配慮者に配慮したスペースの確保（畳等の設置、妊産婦・乳幼児専用居室の確保、高齢者・障がい者等はトイレに近い場所に専用居室を設定、専用居室が確保できない場合の間仕切り等によるプライバシーへの配慮、介護者を考慮して広くスペースを確保など）
 - エ 避難所における要配慮者の把握と支援ニーズの把握
 - オ 避難所のバリアフリー化への配慮
 - カ おむつ、簡易トイレ、補装具等生活必需品の配慮
 - キ 母乳保育を継続するための支援
 - ク 粉ミルク、哺乳瓶・乳首、やわらかい食品等食事内容の配慮
 - ケ 手話通訳者、外国語通訳者、ボランティア等の協力による避難所での生活支援
 - コ 特に医療的ケアを必要とする者の受入が想定される場合は非常用電源の確保
- (2) その他災害時に配慮すべき事項
- ア 巡回健康相談や栄養指導等の重点実施
 - イ 仮設住宅の構造、仕様についての配慮
 - ウ 仮設住宅の優先的入居
 - エ 仮設住宅入居者等からの相談、当該者への訪問、安否確認
 - オ ケースワーカーの配置や継続的な精神面での支援
 - カ 福祉相談窓口の設置
 - キ 風邪等の感染症対策
 - ク 避難所に要配慮者担当を配置（女性や乳幼児のニーズを的確に把握するため、女性の配置も検討）
 - ケ 障がい者等要配慮者の多様な態様へ配慮した適切な方法による情報提供
 - コ 学校の教室や保健室の活用、段差の解消、手すりの設置等を検討
 - サ 介護者の有無や障がいの種類・程度等に応じて優先順位を付けて対応
 - シ 食物アレルギーの症状を示すなど食事への配慮が必要な方への対応
- (3) 災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣
- ア 市町村は、大規模災害等の発生等により災害救助法が適用され、又は適用される可能性のある場合、高齢者・障がい者等要配慮者への適切な福祉支援を実施するため、県に対してDWA Tの派遣を要請する。
 - イ 県は、「鳥取県災害派遣福祉チーム設置運営要綱」及び「鳥取県災害派遣福祉チーム派遣マニュアル」に基づき、鳥取県災害福祉支援センター（鳥取県社会福祉協議会内）に設置するDWA T事務局に依頼してチームの組成を行った上で、被災地市町村と派遣調整等を行い、DWA Tを派遣する。

第3節 避難所等の良好な生活環境の確保

1 避難所の良好な生活環境の早期確保

- (1) 県及び市町村は、避難所の運営に当たり、避難者の良好な健康状態の確保のため、主として次に掲げる事項について連携して生活環境の改善に努めるものとする。

環境改善項目	主な環境改善内容
居住スペース・就寝環境	・収容定員（1人あたり3.5㎡）以内の避難者数となるよう調整（避難所の追加開設や避難所間の移動等を措置） ・プライバシー確保のためのテント・パーティション等を配置 ・避難者1人ごとにベッド等を配備し就寝環境を確保
寒暖対策	・快適に過ごせる室温を確保できるよう、追加の冷暖房器具を配備 ・空調や冷暖房器具が確保できないときは、冬季においては防寒着やカイロ等を確保、夏季においては環境が整った施設への移動を進める
トイレ	・避難者数に応じ十分な数のトイレを配置（発災当初50人当たり1基、長期化時20人当たり1基） ・女性用3：男性用1の比率で配置 ・トイレカーの配備等により可能な限り水洗トイレ環境を確保
食事	・十分なエネルギー量の食事を供給（1人1日当たり2,100kcal以上を目安） ・専門家のアドバイスを踏まえ健康に配慮し栄養状態の向上を図る ・長期の避難生活での避難者のメンタルケアに配慮して適宜温食を提供
入浴	・仮設浴場の設置などにより入浴できる環境を確保（シャワールーム等入浴施設設備は1箇所あたり50人を目安） ・給水等の環境が整い次第、公衆浴場等での無料入浴サービスを提供

環境改善項目	主な環境改善内容
ペットへの対応	・ペットの同行避難・同伴避難できる環境を確保（最低限同行避難を受入） ・車中避難した者について、必要な環境確保 ・ペット同伴避難が可能な専用避難所、ペット収容施設を開設

(2) 県（県本部事務局又は危機管理部）は、生活環境向上のために必要となる資機材等について避難所開設市町村からニーズを収集し、資機材の調達及び手配等の支援を行うものとする。その際、公衆衛生チームやDWA T等の派遣チームの避難所環境に関する情報やアドバイスを踏まえて環境改善を図る。

(3) その他、生活環境確保に係る具体的計画等については、次に掲げる計画による。

災害応急対策編（共通）第8部第1章 食糧の供給

災害応急対策編（共通）第9部第1章 トイレ対策

災害応急対策編（共通）第9部第4章 入浴支援

2 良好な生活環境の確保に向けた被災者の移行

(1) 被災者の移行の方針

ア 災害時要配慮者について良好な避難生活環境の確保が困難な場合、避難所以外の良い生活環境が確保できる施設への早期移行を図る。

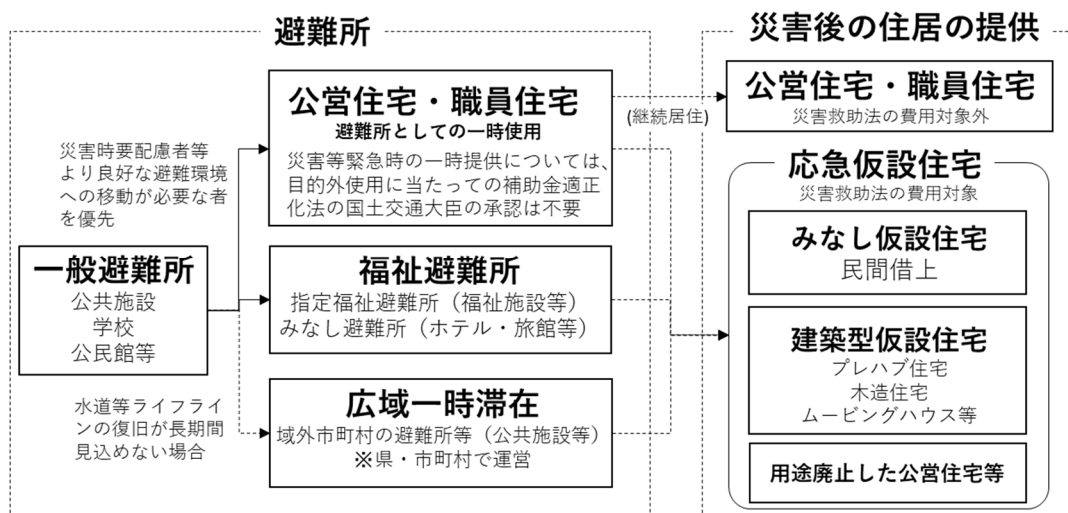
イ 被災地の被害が甚大で上下水道等のライフラインの復旧が長期にわたり、生活環境の早期復旧が見込めないと判断される場合、被災地外の施設を確保して被災者の移行を図る。

(2) 被災者の移行先の確保

ア 県（危機管理部、輝く鳥取創造本部、生活環境部）及び市町村は、主として次に掲げる施設を被災者等の移行先として確保して被災者等の早期の移行を図るものとする。その際、健康リスクの高い災害時要配慮者を優先的に移行するものとする。

イ 県は被災者等の移行に当たり、被災地外市町村への移行など広域調整を図るものとする。

区分	施設	運用等
避難所	公営住宅・職員住宅	国・県・市町村等の公営住宅・職員住宅で受入可能な箇所を避難所として開設 災害等緊急時の一時提供については、目的外使用に当たっての補助金適正化法の国土交通大臣の承認は不要
	福祉避難所	指定福祉避難所（福祉施設等）の開設や、ホテル・旅館等の借上げにより、避難所として開設し災害時要配慮者を受入
	広域一時滞在施設	上下水道等のライフラインの復旧が長期にわたり見込めない場合において、被災地外の市町村での避難所や宿泊施設の借上を調整し、被災地外の避難所を開設
住居等	応急仮設住宅	早期に以下のような仮設住宅を確保し、被災者の移行を調整 ・みなし仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げ） ・建設型仮設住宅（プレハブ住宅、木造住宅、ムービングハウス等） ・用途廃止した公営住宅等



第4節 避難所外の被災者の救助

- 市町村は、やむを得ず避難所に滞在することができない在宅避難者、車中泊避難者、支え愛避難所の避難者等に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師、災害派遣福祉チーム（DWA T）等による巡回健康相談の実施等保健医療福祉サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めると共に、早期の生活復旧に向け被災者支援情報の提供及び支援を行う。

- 市町村は、地域を巡回する保健師、福祉関係者等との連携により、被災した住居内にいる在宅の被災者や車中

避難している被災者など避難所以外で避難生活を送っている者の早期把握に努め、生活物資等の支援を行うとともに、被災者支援情報を提供し、必要に応じ避難所への移動を促すものとする。

また、避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県（県本部事務局又は危機管理部）への報告を行うものとする。特に食事のみを受け取りに来ている者については、食事を渡す機会を活用して現状把握に努める。

- 3 車内生活等送っている者に対しては、いわゆるエコノミークラス症候群発症の恐れがあるため、早期解消に向けて必要な支援の実施等に配慮するよう努めるとともに、必要に応じて健康診断等を受診させるものとする。
- 4 避難所外の被災者の救助に当たっては、必要に応じて県・警察等の協力を要請するものとする。

第5節 避難所運営支援システム

1 県による避難所運営支援

避難所における避難者の救助及び必要な物資の確保については原則被災市町村が行う。ただし、災害救助法が適用されるような大規模災害が発生し当該市町村だけでは対応が困難な場合は、県が避難所運営の支援を行う。

2 物資の確保及び運営人員の派遣

(1) 避難所開設及び受入れのための所要物資は、当該市町村長において確保するものとする。ただし、現地において確保できない等市町村での確保が困難なときは、市町村は物資の確保について知事に要請するものとし、県は物資を確保して避難所等に配送するものとする。

(2) 県（本部事務局又は危機管理部）は、市町村から避難所運営に必要な物資や人員のニーズを把握し、実施部や県内市町村等と連携して必要な物資や運営要員を確保する。

特に、避難所運営や物資の受入・集配・配送については多くの人員を要することから、県外自治体からの応援を含め、早めに人員派遣を調整するものとする。

3 物資確保の一元化

県は、県と国の物資支援を一元的に管理すると共に、できるだけリスト化し、定期的な配給ができる仕組みを地域の実情に応じながら確立する。その際、ニーズ把握や集配状況の管理に当たり、状況に応じ総合防災情報システムや物資輸送・輸送調整等支援システムの活用も検討する。

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 避難所の開設及び開設時の県への報告
- 2 避難所の運営
- 3 所要物資の確保及び県への要請
- 4 避難所外等における避難生活者への対応
- 5 県に対する災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣要請

第3章 孤立発生時の応急対策

（県危機管理部、県土整備部、警察本部、市町村）

第1節 目的

この計画は、水害や地震による土砂崩落や積雪等により孤立が発生した場合の支援及び復旧対策等について定めることを目的とする。

第2節 孤立状況の把握

県、市町村、道路管理者及びライフライン施設を所管する事業者等の管理者は、必要に応じてドローンを活用する等して早期に孤立の発生状況を把握するとともに、関係機関で情報共有を図り、緊密に連携して応急対策の検討・実施を行う。

1 交通状況の把握

水害等による土砂崩落等や、積雪、雪崩等により交通が途絶した地域、特に山間へき地の集落等においては、食糧、医薬品の不足あるいは急病患者の搬送等について著しい支障が生じることが予想されるため、県（危機管理部、県土整備部、総合事務所県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課））及び市町村は、次に掲げる災害等が発生した場合、当該災害により孤立集落が発生していないか点検するものとする。

- （1）道路の崩壊
- （2）道路への土砂崩れや雪崩の流入
- （3）大雨、大雪に伴う事前通行止め 等

2 通信設備の状況の把握

県（危機管理部、県土整備部、各総合事務所県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課））及び市町村は、交通の途絶による孤立が発生した場合、当該孤立地域との通信設備の状況を確認する。（電話、携帯電話、防災行政無線等）

3 道路及びライフライン施設の状況の把握

- （1）道路管理者及び通信・電気・ガス・上下水道等のライフライン施設を所管する事業者等は、所管する道路及びライフライン施設の状況及び復旧状況を把握する。
- （2）県（危機管理部、県土整備部、各総合事務所県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課））及び市町村は、交通の途絶による孤立が発生した場合、当該孤立地域のライフライン等の状況について確認する。（電気、水道、食糧の有無等）

4 孤立集落に所在する者の状況把握

県（危機管理部、県農林水産部、県土整備部、総合事務所県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課））及び市町村は、交通の途絶による孤立が発生した場合、当該孤立地域にある者の状況について確認する。（傷病者の有無、要通院患者の有無、定期的な通院の必要な者の有無、支え愛避難所（自主避難所）の開設状況 等）

5 孤立状況の共有

- （1）市町村は、孤立集落の発生について把握した場合、県本部事務局（本部未設置の場合は危機管理部）及び県総合事務所（県民福祉局）（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課）に報告するものとする。
- （2）県本部事務局（本部未設置の場合は危機管理部）及び県総合事務所（県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課））は、孤立集落発生について把握した場合、WEB会議システムの活用等により関係部局及び関係機関（市町村、警察本部、消防局、自衛隊等）と情報を共有し、応急対策の検討・実施を行う。

第3節 物理的な孤立の解消

1 道路及びライフライン施設の復旧

道路等の途絶により孤立が発生した場合、道路及び孤立地域のライフライン施設の管理者は、早急の復旧に努める。このうち、道路の啓開については、道路管理者（国土交通省中国地方整備局、県、市町村等）が「鳥取県道路啓開計画」に基づき実施するものとする。

道路及びライフライン施設の復旧にあたっては、WEB会議システムを活用して関係機関と情報の即時共有・調整を行い、早期復旧を図るものとする。

2 代替交通の確保

孤立が発生した場合、県（危機管理部、県土整備部、総合事務所県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課））及び市町村は、ヘリコプターの手配・林道等の代替道路の確保等、代替手段となる交通を確保する。

3 物資の供給

県（危機管理部、県土整備部、総合事務所県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興

課））及び市町村は、物理的に孤立し、孤立の長期化が予期される場合、海路及び空路を含めた物資の供給体制について調整を図り、物資の供給体制を確立するものとする。

4 住民の救出救助

孤立集落内に傷病者等の早期に救出救助を行う必要がある者を把握した場合又は孤立の長期化が予期され住民を域外に避難させることが必要と判断される場合等は、市町村及び消防等関係機関は、関係機関と連携して住民の救出救助を実施する。

市町村及び消防等関係機関は、住民の救出救助にあたり、海路又は空路により行うことが必要な場合等は、県及び関係機関へ船舶又はヘリコプター等の確保・運用の調整を依頼する。

5 帰宅困難者の支援

県（危機管理部、県土整備部、総合事務所県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課））及び市町村は、孤立の発生等に伴い、通勤者、通学者等で自宅に帰ることができない人達について、情報の提供、避難所の開設等により支援を行うものとする。

なお、滞在場所の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めるものとする。

第4節 情報孤立の解消

県及び市町村は、孤立集落との連絡を確保し、住民の不安を除くよう努めるものとする。

- 1 災害により、通信手段が使用できなくなった地域が発生した場合には、市町村は、外部との通信を確保するためにあらかじめ配備した災害に強い情報通信設備（衛星携帯電話、移動系防災行政無線等）を用いて、孤立している集落と連絡をとるものとする。
- 2 集落にあらかじめ災害に強い情報通信設備が配備されていない場合、市町村、県（危機管理部、県土整備部、総合事務所県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課））等は、関係機関（警察本部、消防局、自衛隊等）及び当該地域の住民と協力して衛星携帯電話、衛星通信を活用したインターネット機器等の確保・配備により、情報の孤立の解消に努める。
- 3 県、市町村及びライフライン施設を所管する事業者は、住民の不安を軽減するため、道路やライフライン施設の復旧状況・復旧見込み等についてホームページ、SNS等により情報発信するよう努める。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 孤立状況の把握及び共有
- 2 市町村管理道に係る交通の復旧
- 3 代替交通の確保
- 4 物資の供給
- 5 帰宅困難者の支援
- 6 ヘリコプターによる緊急輸送の要請
- 7 衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の災害に強い通信設備の配備又は配備の要請

災害応急対策編（共通）第6部 医療救助計画

第1章 保健医療福祉の実施

（中国四国厚生局、日本赤十字社、県医師会、県危機管理部、県福祉保健部、県病院局、県教育委員会、市町村）

第1節 目的

この計画は、災害により、被災地の住民が医療及び助産の途を失った場合や避難所等での生活における要配慮者への支援が必要となった場合等において、県、市町村その他関係機関が医療救護、公衆衛生及び福祉支援活動（以下「医療救護活動等」という。）を迅速に実施し、人命の安全確保、健康被害の予防及び生活機能の維持等を図ることを目的とする。

また、被災地の住民が、自らの健康の維持に努めるとともに、共助による応急手当等を行うことで、真に救護が必要な者に対する保健医療福祉活動が十分に実施できる体制づくりを目指す。

第2節 支援体制

県（福祉保健部）は、次に掲げる場合、医療救護活動等の必要性について情報収集を行い、必要に応じて本庁に保健医療福祉対策本部、各保健所に保健医療福祉対策支部を設置するものとする。（設置者：県福祉保健部長）

ア 県本部が設置されたとき

イ 県本部は設置されていないが、医療救護活動等が必要となるおそれがあるとき

なお、県内の保健医療福祉に係る災害派遣チーム等だけでは対応しきれないことが確実に見込まれる甚大な災害が発生した場合は、「鳥取県保健医療福祉対策統合本部実施要領」に基づく緊急体制を敷くこととし、国、他都道府県、全国団体、自衛隊及び県内関係団体等へ速やかに応援要請を行うとともに、同一フロア（県庁第二庁舎4階）で関係機関と密に情報共有を図り、連携、調整、他地域からの保健医療福祉活動チームの受援調整等も含めた総合調整を行う。

また、医療機関、福祉施設等の被災情報等を直接情報収集するなど支援ニーズ等を迅速に把握し、各種災害派遣チーム等の派遣調整のほか、被災状況に応じた物資輸送、応援職員の派遣、他施設への搬送などの調整を行う。

第3節 災害時健康危機管理チーム（DHEAT）の派遣要請

- 1 大規模災害の発生等により、保健医療福祉対策本部における保健医療福祉活動の総合調整が困難となった場合は、国に対し全国の都道府県及び指定都市からのDHEATの応援派遣に関する調整を依頼する。
- 2 上記の場合、応援派遣の開始時期、必要な期間、必要とされる構成員の職種及び人数、想定される業務及び活動場所を明らかにするものとする。また、保健医療福祉対策本部に、大規模災害発生直後から必要な期間、県内で活動する全てのDHEATを統括するDHEAT県調整本部を設置する。

第4節 医療機関の機能の確保

県は、災害時における医療機関の機能を確保するため、水道、電気、ガス等の関係事業者に対し、医療機関のライフラインの確保又は早期復旧のための協力を要請する。

第5節 医療救護活動

県内の災害発生時における医療救護活動を、医療関係機関で相互に連携して、次のとおり実施する。

なお、医療救護に準じて助産の救護を行う。

1 県

県は、「鳥取県災害医療活動指針」及び「鳥取県災害医療救護マニュアル」に基づき、迅速な救護活動を行う。

（1）保健医療福祉対策支部による医療救護班・保健師の派遣

ア 次に掲げる場合、医療救護班と保健師を現場での初期治療及びトリアージ等を行うため、災害現場等に派遣するものとする。

なお、被災市町村からの派遣要請があった時点で保健医療福祉対策本部等が設置されていない場合は、県福祉保健部は速やかに当該組織を設置するものとする。

（ア）被害状況や患者の収容状況等を勘案の上、派遣が必要と認められるとき

（イ）被災市町村から要請があったとき

イ 県による医療救護班等の派遣では十分な対応ができないと認められる場合は、関係機関に医療救護班の派遣要請をする。

ウ 県内の医療機関で対応できない規模（医療機関の受入体制、傷病の程度によって適宜判断する。）の傷病者が発生したとき、又は発生する恐れがあるときは、保健医療福祉対策本部に対し、他県等からの応援要請を行うよう求める。

エ 保健医療福祉対策支部で十分な対応ができない場合は、保健医療福祉対策本部へ支援を要請する。

(2)保健医療福祉対策本部による応援要請

ア 保健医療福祉対策本部は、次に掲げる場合、他県等に対して医療救護班の派遣等についての応援要請を行う。

(ア)保健医療福祉対策支部から他県等への応援要請を求められたとき

(イ)他県等への応援要請が必要と自ら判断したとき

イ 保健医療福祉対策本部は、他県等から派遣された医療救護班が所属する保健医療福祉対策支部を決定する。

(3)県・地域災害医療コーディネートチームの設置

保健医療福祉対策本部及び保健医療福祉対策支部は、災害医療関係団体等の災害医療コーディネーターを招集し、医療救護班等の医療救護活動を調整する機能を担うコーディネートチームを設置する。

(4)航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設営

保健医療福祉対策本部は、傷病者の航空搬送を行う拠点として、DMAT及びSCU設営協力医療機関と連携し、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置運営を行う。

2 保健所設置市

保健所設置市（鳥取市）は、鳥取市と県が連携して定める「鳥取市災害医療活動指針」に基づき、東部圏域の医療救護支部の機能を担い救護活動を行う。

（医療救護活動のための県・保健所設置市の活動概要）

組織等	実施する医療救護活動等
保健医療福祉対策本部	・関係機関からの情報収集や、関係機関との連絡調整業務 ・保健医療福祉対策支部に対する指導、助言、支援等 ・関係機関に対する災害派遣医療チーム及び医療救護班等の派遣要請 ・統括DMAT登録者及び県災害医療コーディネーターの招集と医療救護班等の派遣調整機能を担う組織の確立 ・他県等に対する応援要請及び調整 ・収集した情報を整理し、県本部（危機管理部）へ報告
保健医療福祉対策支部及び鳥取市保健所（以下「医療救護支部等」という。）	・地域の医療機関、医師会、市町村等の現地関係機関との連絡調整 ・現地関係機関からの情報収集及び情報の集中管理 ・収集した情報を整理し、保健医療福祉対策本部及び県災害対策地方支部へ報告 ・地域災害医療コーディネーターの招集と医療救護班等の派遣調整機能を担う組織の確立 ・医療救護班、保健師の派遣及び、医療救護班の配置先の決定 ・関係機関に対する医療救護班の派遣要請
医療救護班	・要請を受け、県立病院から派遣 ・災害現場又は救護所での初期治療及び、必要と認めたときはトリアージの実施
保健師	・要請を受け、被災していない保健所から派遣。医療救護班等と連携して活動

3 被災市町村

(1)被災市町村は、あらかじめ指定した施設等（学校、地区公民館、その他の避難所、災害現場等）に救護所を設置し、自治体病院より医療救護班を派遣する。

(2)被災市町村は、災害の程度により必要と認めたときは、保健医療福祉対策支部等及び地区医師会に対し医療救護活動につき協力要請を行う。

(3)被災市町村は、救護所における初期治療では対応しきれない中等症患者及び重症患者を、後方医療機関へ搬送する。

(4)被災市町村は、医療救護活動等の調整を図るため、医療救護班等の派遣調整を担う組織への参加。

4 関係機関、被災していない市町村

関係機関名	実施する医療救護活動の内容
被災していない市町村	・県、被災市町村の要請に基づき、自治体病院等の医療救護班、保健師を派遣
独立行政法人国立病院機構	・県の要請に基づき、医療救護班を派遣 ・県が要請を行う際の連絡調整窓口は、中国四国厚生局である
日赤鳥取県支部	・県の要請に基づき、医療救護班を派遣（医薬品調達は別掲） ・県の要請に基づき、災害医療コーディネーターを派遣する ・傷病者の規模等に応じ、近隣県の日赤支部、日赤本社へ応援要請
県医師会	・県の要請に基づき、医療救護班及び県災害医療コーディネーターを派遣
地区医師会	・市町村の要請に基づき、医療救護班を派遣 ・県の要請に基づき、災害医療コーディネーターを派遣
国立大学法人鳥取大学	・県の要請に基づき、医学部附属病院より医療救護班（DMAT、DPAT含む）及び災害医療コーディネーターを派遣
自治体病院・公的病院	・県の要請に基づき、医療救護班（DMAT、DPAT含む）を派遣

関係機関名	実施する医療救護活動の内容
（災害拠点病院）	・ 県の要請に基づき、災害医療コーディネーターを派遣する
県歯科医師会	・ 県の要請に基づき、歯科医療救護班及び災害医療コーディネーターを派遣
県薬剤師会	・ 県の要請に基づき、薬剤師及び災害医療コーディネーターを派遣（医薬品調達は別掲）
県看護協会	・ 県の要請に基づき、災害支援ナースを派遣 ・ 県の要請に基づき、災害医療コーディネーターを派遣
県助産師会	・ 県の要請に基づき、助産師を派遣
鳥取大学医学部附属病院 公立豊岡病院 島根県立中央病院	・ 県の要請に基づき、ドクターヘリを派遣する（ドクターヘリ運航要領による）

5 自治医科大学医療チームの派遣

学校法人自治医科大学による自治医科大学医療チーム（医師、看護師、事務職員等から構成する5名程度）の医療支援については以下のとおり。

- （1）要請は、県（福祉保健部）が行う。
- （2）派遣の対象となる災害は、地震その他自然災害に起因するものとする。
- （3）派遣要請に当たっては、自治医科大学地域医療推進課（電話 0285-58-7053）に連絡を行い、派遣場所を指定するとともに、被災状況等を提供するものとする。
- （4）報道機関の報道等により甚大な被害が発生していることが明白であって、医療チームの派遣要請がない場合には、自治医科大学から県に対して派遣の必要性について連絡がなされる。
- （5）当該支援は自治医科大学を卒業した医師の支援も兼ね、当該医師から派遣要請を行うこともできるが、その際には県を経由して派遣要請する必要がある。
- （6）医療の範囲は初期救急とし、派遣期間は5日程度を基本とする。

6 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣

- （1）保健医療福祉対策本部は、DMATの派遣要請をした場合、統括DMAT登録者（サポート要員を含む）を招集し、保健医療福祉対策本部の下に、統括DMAT登録者を本部長とするDMAT県調整本部を設置し、DMAT等の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）や必要に応じた参集拠点の確保を図るものとする。
- （2）全国からのDMATは、派遣後の被災地内での機動的な移動を考慮し、原則として車両による陸路参集を行うこととしている。なお、遠方のDMATの参集に当たっては、空路参集となる場合がある。

7 災害支援ナースの派遣

- （1）県看護協会は、保健医療福祉対策本部（支部）の要請により、災害支援ナースの派遣に係る調整を行うものとする。
- （2）全国からの災害支援ナースは、派遣後の被災地内での機動的な移動を考慮し、原則として車両による陸路参集を行うこととしている。なお、遠方の災害支援ナースの参集に当たっては、空路参集となる場合がある。

第6節 医療救護班等の活動

災害発生時には必要に応じ、県・市町村・各関係機関であらかじめ編成されている医療救護班が人命救助を最優先とした活動実施のため災害現場や救護所に派遣され、現場での初期治療やトリアージを実施する。

1 医療救護班の業務内容

- （1）診療（分娩の介助及び分娩前後の処置を含む）
- （2）処置、手術、その他の治療及び施術
- （3）薬剤、又は治療材料の支給
- （4）看護
- （5）後方医療機関への患者の収容

2 医療救護班の構成基準

標準的な医療救護班の構成は、次の職種とし、1班あたり、概ね次の人数以上を確保するものとする。

医師（1人）、看護師（2人）、薬剤師（1人）、業務調整員（1人）

3 薬剤師会による薬剤師の派遣

医療救護班等に薬剤師が不足する場合には薬剤師会所属薬剤師の派遣を受けることとする。

第7節 公衆衛生活動

災害発生時における公衆衛生活動を次のとおり実施する。

1 県

- （1）県は、「鳥取県災害時公衆衛生活動マニュアル」に基づき、被災地を管轄していない総合事務所保健所（東部

圏域は鳥取市保健所）や被災地以外の市町村のほか、必要に応じて公衆衛生関係機関や他都道府県と派遣調整等を行い、公衆衛生チームを派遣する。

- (2) 公衆衛生チームは、災害派遣福祉チーム（DWA T）、災害派遣医療チーム（DMA T）、日本医師会災害医療チーム（JMA T）、日本災害歯科支援チーム（JDA T）、災害支援ナース、対口支援自治体、災害支援NPO等と連携して活動を実施するものとする。

2 公衆衛生関係機関及び活動内容

関係機関名	実施する公衆衛生活動の内容
県助産師会	・ 県の要請に基づき、助産師を派遣 ・ 避難所等における妊産婦、じょく婦又は乳幼児に対する保健指導、分娩の介助
県栄養士会	・ 県の要請に基づき、栄養士を派遣 ・ 被災者の栄養指導、避難所や在宅被災者の栄養状態に関する調査等
県臨床心理士会	・ 県の要請に基づき、臨床心理士及び精神保健福祉士を派遣
県精神保健福祉士会	・ 避難所でのこころの相談巡回、在宅者・要配慮者訪問、支援者のメンタルケア
県柔道整復師会	・ 県の要請に基づき、柔道整復師を派遣 ・ 避難所等における柔道整復師法に規定された柔道整復業務（骨折・脱臼・捻挫等の負傷者に対する応急手当）
鳥取県リハビリテーション支援協会	・ 県の要請に基づき、鳥取JRAT（リハビリテーション支援チーム）を派遣 ・ 避難所生活環境のアセスメント、支援対象者の生活不活発病等を予防する活動など

第8節 福祉支援活動

1 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣

- (1) 保健医療福祉対策本部は、DPATの派遣要請をした場合、DPAT統括者を招集し、保健医療福祉対策本部の下にDPAT県調整本部を設置し、DPAT等の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（医療機関、救護所等）や必要に応じた参集拠点の確保を図るものとする。
- (2) 全国からのDPATは、派遣後の被災地内での機動的な移動を考慮し、原則として車両による陸路参集を行うこととしている。なお、遠方のDPATの参集に当たっては、空路参集となる場合がある。

2 災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣

- (1) 保健医療福祉対策本部は、DWA Tの派遣要請をした場合、保健医療福祉対策本部の下にDWA T県調整本部を設置し、DWA T等の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（避難所、福祉避難所、被災者宅等）や必要に応じた参集拠点の確保を図るものとする。
- (2) 県は、「鳥取県災害派遣福祉チーム設置運営要綱」に基づき、鳥取県災害派遣福祉チーム（鳥取県DWA T）の派遣を決定するとともに、事務局である鳥取県災害福祉支援センターにより、鳥取県DWA Tの派遣等に係る調整を行うものとする。
- (3) 全国からのDWA Tは、派遣後の被災地内での機動的な移動を考慮し、原則として車両による陸路参集を行うこととしている。なお、遠方のDWA Tの参集に当たっては、空路参集となる場合がある。
- (4) DWA Tは、公衆衛生チーム、DMA T、日本医師会災害医療チーム（JMA T）、日本災害リハビリテーション支援チーム（JRAT）等と連携して活動を実施するものとする。

第9節 医薬品等の確保

1 県・保健所設置市

- (1) 保健医療福祉対策本部は、医薬品等の取扱い事業者の被害状況を速やかに把握するとともに、関係機関との連携を図り医薬品等の調達に努める。
- (2) 保健医療福祉対策支部等は、被災市町村等から医薬品等の確保について応援要請を受けたときは、保健医療福祉対策本部に連絡し、保健医療福祉対策本部は、各圏域の病院に県及び保健所設置市が備蓄している医薬品等を供給し、又は取扱事業者「医薬品等の調達に関する協定書」に基づき発注し調達補給する。
- (3) 保健医療福祉対策支部等は、医療機関の医薬品等の在庫及び必要量を把握し、多数の医療機関において医薬品等の不足が生じた場合は、保健医療福祉対策本部に連絡し、保健医療福祉対策本部は必要に応じて取扱事業者に発注を行い、医薬品等の確保を支援する。
- (4) 被災地におけるインフルエンザ対策として、ワクチンが不足するおそれがある場合には、国（厚生労働省）に対し、被災地用ワクチンの融通を要請する。

2 日赤鳥取県支部

- (1) 鳥取赤十字病院に日赤の救護活動に必要な医薬品等の備蓄を図るとともに、取扱事業者が発注し、調達補給する。
- (2) 日赤鳥取県支部は、自ら調達できる医薬品等では十分な対応ができないと判断したときは、速やかに隣接県日赤支部又は日赤本社に要請し調達する。

3 鳥取県赤十字血液センター

必要な輸血用血液製剤について、日赤中四国ブロック血液センターと連携して、広域的に調達する。

4 県薬剤師会

一般用医薬品の取扱事業者の被害状況を速やかに把握するとともに、関係機関との連携を図り、医療救護活動に必要な一般用医薬品の調達に努める。

5 鳥取県医薬品卸業協会

医薬品取扱事業者の被害状況を速やかに把握するとともに、関係機関との連携を図り、医療救護活動に必要な医薬品等の調達に努める。

6 一般社団法人日本産業・医療ガス協会 中国地域本部

医療ガスボンベ等取扱事業者から必要な医療ガス、ボンベ等の調達に努める。

7 山陰医療機器販売業協会

医療機器取扱事業者の被害状況を速やかに把握するとともに、関係機関との連携を図り、医療救護活動に必要な医療機器等の調達に努める。

第10節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 救護所の設置
- 2 自治体病院の医療救護班及び保健師の派遣
- 3 県及び地区医師会に対する医療救護活動の協力要請
- 4 中等傷患者及び重傷患者の後方医療機関への搬送
- 5 医療救護活動の調整機能を担う組織への参加

第2章 搬送の実施

（県危機管理部、県福祉保健部）

第1節 目的

この計画は、災害発生時の傷病者の搬送及びその調整等について定めることを目的とする。

第2節 実施者

- 1 傷病者等の後方医療機関（救急指定病院等）への搬送は、消防局が実施する。
- 2 消防局の救急車が確保できない場合は、県、市町村で確保した車両等により、搬送する。

第3節 搬送先の決定

- 1 保健医療福祉対策支部等は、地域の病院でどの程度傷病者の受入が可能か把握に努め、地理的に近い病院に対応能力以上の患者が集中することのないよう、消防局と協力して調整を図るものとする。
- 2 特に、脳外科等、搬送先に限られる傷病については、病院の受入可能人数が極めて少ないことが想定されるため、早期に県外の病院に受入要請を行う等、搬送先の確保に十分留意すること。
- 3 また、重症患者についても、病院側は同時に複数の患者を受け入れることは困難であるため、同様に搬送先の確保に留意すること。
- 4 保健医療福祉対策本部は、県内病院の空床状況等の把握に努め、保健医療福祉対策支部等の支援を行う。また、災害が広域にわたる場合には、保健医療福祉対策本部が県外病院の受入れ状況の把握に努め、搬送先の調整を図るものとする。
- 5 多数の傷病者が発生した場合において、圏域外（県内）あるいは県外の医療機関に搬送する必要もあることから、広域的な搬送体制を確保しておかなければならない。また、消防機関は、DMA T等と連携を図りながら、災害時の救急搬送を実施するものとする。

第4節 搬送の要請

- 1 県（県本部）は、消防局等と連絡調整を行い、下記に例示する場合は、必要に応じて自衛隊、第八管区海上保安本部等の出動を要請し、ヘリコプター、船舶等を活用して搬送を行う。
 - （1）道路の損傷、集落・施設の孤立化等により陸路の搬送が困難な場合
 - （2）傷病者等を遠隔地の施設へ搬送する必要がある場合
 - （3）病院等の被災により多数の傷病者等を移送する必要がある場合
 - （4）傷病者等について、直ちに搬送する必要がある場合
 - （5）その他、ヘリコプターによる傷病者の搬送が有効と認められる場合
- 2 重症患者についてはできる限り分散搬送を行うものとする。
- 3 保健医療福祉対策本部は、多数の傷病者が発生し、他府県への搬送が必要と判断した場合は、県本部を通じて、国が主体的に行う広域医療搬送を要請する。

第5節 傷病者の医療搬送体制

多数の傷病者が発生し、被災地域内の県内医療機関では、収容及び高度救命治療や専門的治療が困難と判断される重症患者を、被災地外に送る医療搬送が必要になる。県は、搬送の必要性により、次の順に実施する。

なお、航空搬送拠点は、想定される輸送量等を踏まえ、原則として県が関係機関等と調整の上確保・運営する。

- 1 県内被災地外や近隣県への地域医療搬送
重症患者を被災地域外の病院に分散することで、最善の治療体制を確保するために行う。
- 2 県が主体的に実施する県外への地域医療搬送
県内医療機関では収容及び高度救命、専門治療が困難と判断される重症患者に対し、県が主体的に行う。
- 3 広域医療搬送SCU設営
更に多数の傷病者が発生し、他県への搬送が必要となった場合、県の要請に応じて被災地内の医療搬送拠点から被災地外の医療搬送拠点に、自衛隊の固定翼輸送機や大型回転翼機等によって行う。広域輸送機関と医療機関との間の搬送は、県本部が消防局等と連絡調整を行い実施するものとする。
なお、被災地及び搬送先の航空搬送拠点については、国（非常本部等）が広域後方医療施設の選定や搬送手段を踏まえて選定し、その結果が関係機関に通知される。

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 消防局の救急車が確保できない際の搬送車両の確保

第3章 搜索、遺体対策及び埋葬

（県危機管理部、県福祉保健部、県生活環境部、県商工労働部、警察本部、市町村、第八管区海上保安本部、日本赤十字社鳥取県支部）

第1節 目的

この計画は、災害により死亡又は行方不明となった者の搜索、遺体対策及び埋葬を行うことを目的とする。

第2節 行方不明者の搜索

1 実施機関

- （1）行方不明者の搜索は市町村のほか警察本部、海上保安庁等の関係機関が連携し行う。
- （2）災害救助法が適用され、特に必要があると認めるとき、県（福祉保健部）は、その救助の全部又は一部を実施する。

2 実施の方法

- （1）実施の方法及び実施基準等については、災害救助法の適用がある場合においては同法により、同法の適用がない場合においては同法に準じて行う。
- （2）災害救助法の適用がある場合における実施の基準は、次のとおり。
 - ア 搜索は、災害により現に行方不明の状態にある者に対して行うものとする。
 - イ 搜索を行う期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、県（福祉保健部）は国（内閣府）に協議し、その同意を得た上で必要最小限度の期間を延長するものとする。
 - ウ 搜索のために支出する費用の範囲は、船艇その他搜索のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とする。
- （3）特に初動時においては、救急救助活動と重複した活動となることが予想されるため、相互に連携を図りながら活動する必要がある。
- （4）警察、海上保安庁、消防、県・市町村災害対策本部その他これに準ずる機関は、救助を要する者の生命又は身体に対する重大な危険が切迫しており、かつ、その者を早期に発見するために当該位置情報を取得することが不可欠であると認められる場合に限り、その者の位置情報の提供を携帯電話事業者に対して要請し、位置情報を取得することが可能であるため、必要に応じてこれを行う。
- （5）災害による多数の行方不明者及び安否不明者並びに死者が生じた場合は、救出・救助活動の迅速化等を図るため、「災害時における安否不明者等の氏名等公表実施要領」に基づき、氏名等情報の収取及び公表を行う。（第3章「災害情報等の収集及び伝達」第8節「個人情報への取扱い」を参照）

第3節 遺体対策

1 実施機関

- （1）遺体の検視は警察本部が行う。
- （2）遺体検視後の処理は市町村が行う。
- （3）県（福祉保健部）は災害救助法が適用され、特に必要があると認めるときは、市町村が行う救助の全部又は一部を実施する。
- （4）海上で遺体が揚収された場合には海上保安庁が検視を行う。

2 遺体対策の内容

警察本部は、遺体の検視、身元不明遺体の確認等のため、次の活動を行う。

- （1）検視体制の確保
 - ア 死者数及び遺体の状況等を迅速的確に把握し、検視対象数に相応する規模の検視隊を編成する。
 - イ 検視要員の不足が見込まれるときは、他の都道府県警察への応援要請を検討する。
 - ウ 検視対象数に相応する必要な資機材の迅速な調達を図る。
 - エ 遺体収容用の毛布、線香が不足する場合は市町村を通じて調達を図ることとするが、それでも調達困難な場合は県本部に要請する。
 - オ 検案医師及び歯科医師の派遣要請
 - （ア）警察本部は、検視対象数及び遺体の損傷程度に応じた必要な医師及び歯科医師数を的確に判断し、速やかに県医師会、県歯科医師会、県（県本部事務局又は危機管理部）を通じて検案医師及び歯科医師の派遣要請を行う。
 - （イ）必要により日本医師会に検案医師等の応援要請を行う。
- カ 多数遺体収容場所の確保
 - 死者が多数に及ぶ場合には、警察施設における検視及び遺体収容が困難となるため、速やかに県（県本部事務局又は危機管理部）又は市町村を通じて、検視場所及び遺体安置所の確保を依頼する。

(2) 検視活動

遺体を発見した場合には、発見状況の確認・記録から、遺体の搬送、検視・検案、身元確認作業、遺品管理等まで、一連の検視活動を適正に実施する。ただし、身元不明遺体、引取人のない遺体については、市町村に引き継ぐ。

3 遺体対策を行う場合

(1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

市町村又は委託を受けた機関は、遺体の識別のための処置として遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置を行う。

(2) 検視場所及び遺体安置所の確保

市町村は、遺体の検視についてはあらかじめ検視場所及び遺体安置所を定めるなどにより、医療救護施設における医療救護活動が阻害されないよう対策を講じる。遺体安置にあたって納棺用の棺、納棺時の供花、ドライアイス等が不足する場合は、県本部を通じて調達を図る。

(3) 遺体の一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日の間に埋葬ができない場合等において、遺体を特定の場所（体育館・寺院等の施設の利用又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集めて、埋葬等の処置をするまで保存する。

(4) 日本赤十字社鳥取県支部による委託業務の実施

県内に災害救助法が適用された場合、日本赤十字社鳥取県支部は「災害救助法第16条の規定に基づく委託契約書」の規定に基づき、以下の遺体対策に関する委託業務を実施する。

ア 遺体の検案 イ 遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置

第4節 応急的な埋葬

1 実施機関

(1) 埋葬は原則市町村が行う。

(2) 県は災害救助法が適用され、特に必要があると認めるときは、その救助の全部又は一部を実施する。

2 応急埋葬を行う場合

遺体の応急的な埋葬を実施する場合は、次のとおりである。

(1) 災害の混乱時に死亡した場合（災害発生前に死亡した者で葬祭が終わっていないものを含む。）

(2) 災害のため次のような理由で埋葬を行うことが困難な場合

ア 緊急に避難を要するため、時間的、労力的に埋葬を行うことが困難であること。

イ 墓地又は火葬場が浸水又は流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難であること。

ウ 経済的機構の一時的混乱のため、棺、骨つぼ等が入手できないこと。

エ 埋葬すべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であること。

3 埋葬の方法

埋葬は、救助の実施機関（市町村）が、棺、骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供を行う。埋葬は、原則として遺体を火葬に付し、遺骨等を家族に引渡すこととする。なお、埋葬に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 事故等による遺体については、警察から引継ぎを受けた後埋葬する。

(2) 身元不明の遺体については警察と連携し、その調査に当たるとともに、遺体の取扱いについては遺品の保管、遺体の撮影及び性別、年齢、容ぼう、特徴等を記録する。

(3) 棺の調達

ア 県は、県葬祭業協同組合や県トラック協会（霊柩車事業部会）に対し、協定に基づき棺の提供を要請する。

イ それでも不足する場合は、協定を締結する他県のうち速やかに調達が見込まれるところから調達について要請する。

ウ 棺の輸送は、事情の許す限り当該物資調達先に依頼し、当該物資調達先に依頼できないときは、第7部第1章「緊急輸送の実施」の定めるところにより輸送する。

(4) 緊急火葬支援体制

ア 市町村は、死体多数等のため市町村の火葬場のみで対応できないときは、県に連絡し他市町村に応援を要請する。

イ 県は、近隣の焼却場で火葬ができない場合は、県内の他地域の火葬場もしくは地域性を考慮し協定を締結する他県の最寄りの火葬場に応援を求めて対応するものとする。それでも対応が不可能な場合、厚生労働省に連絡するとともに他地域の府県へ火葬応援要請をする。なお、県内の火葬場処理能力の上限は1日あたり約70体であることを踏まえ、早期に応援要請の意志決定を行うものとする。（県内及び近隣県の火葬場処理能力の状況は資料編のとおり。）

ウ 市町村は遺体の搬送について、市町村のみで対応できないときは、県に応援を要請する。

エ 「緊急火葬支援体制」の連絡体制等は、別図「緊急火葬支援体制」による。

第5節 広域火葬計画

厚生労働省の防災業務計画及び、「広域火葬計画の策定について（平成9年11月13日付衛企第162号厚生省生活衛生局通知）」に基づき、大規模災害時等において、被災市町村が有している通常の火葬能力だけでは対処できなくなった場合に備え、円滑に火葬を行うための標準的な処理手順として本節のとおり広域火葬計画を定める。

1 基本方針

大規模な災害が発生した場合等、広域火葬が必要となる場合においては、本計画に基づき広域火葬を実施するものとする。

2 広域火葬の実施のための体制

県は、広域火葬が必要であると判断した場合には、災害対策本部及び実施部において広域火葬実施のための体制を整え、全体調整を行うものとする。

3 被災状況の把握

(1) 市町村は、災害発生後、速やかに区域内の死者数並びに火葬場の被災状況等の把握に努め、県に報告を行うものとする。

(2) 県は、被害状況を取りまとめ、速やかに国（厚生労働省）に報告するものとする。

(3) 被害情報収集の手順は、災害応急対策編（共通）第3部第3章「災害情報の収集及び伝達」による。

4 広域火葬の応援・協力の要請

(1) 被災市町村は、死体多数等のため市町村の火葬場のみで対応できないときは、県に連絡し他市町村に応援を要請する。

(2) 県は、近隣の焼却場で火葬ができない場合は、県内の他地域の火葬場もしくは地域性を考慮し協定を締結する他県の最寄りの火葬場に応援を求めて対応するものとする。それでも対応が不可能な場合、厚生労働省に連絡するとともに他地域の府県へ火葬応援要請をする。なお、県内の火葬場処理能力の上限は1日あたり約70体であることを踏まえ、早期に応援要請の意志決定を行うものとする。（県内及び近隣県の火葬場処理能力の状況は資料編のとおり）

(3) 被災市町村は遺体の搬送について、市町村のみで対応できないときは、県に応援を要請する。

(4) 「緊急火葬支援体制」の連絡体制等は、別図「緊急火葬支援体制」による。

(5) その他、災害応急対策編（共通）第4部第3章「自治体の広域応援」による。

5 火葬場の選定

(1) 県は、応援可能な自治体の状況を整理し、被災市町村ごとに火葬場の調整を行う。調整の結果は、被災市町村と応援を依頼する自治体の双方に通知するものとする。

(2) 被災市町村は、県の調整に基づき火葬場の割り振りを行い、遺族へ周知するものとする。仮葬の実施方法の詳細については、応援を行う自治体又は火葬場と調整を図るものとする。

(3) なお、円滑な広域火葬を行うため、遺族に対しては、非常事態のため火葬が可能な火葬場が限定されていることや、交通規制等により当該火葬場までの搬送が困難であること等を説明し、遺族の心情に配慮しつつ、遺体安置所から火葬場に直接遺体を搬送することについて同意を求めるよう努めるものとする。

6 火葬要員の派遣要請及び受入

(1) 被災市町村は、職員の被災のため火葬場が稼働できない場合は、県に連絡し、要員の派遣の手配を要請するものとする。

(2) 県は、被災市町村からの要請に基づき、被災していない市町村や近隣県等へ要員の派遣を要請するとともに、国（厚生労働省）へその旨を報告するものとする。

(3) その他、災害応急対策編（共通）第4部第3章「自治体の広域応援」による。

7 遺体保存対策

火葬の実施までに時間を要する場合は、県及び被災市町村は、遺体数に応じた遺体安置所の確保、遺体の保存のために必要な物資や人員の確保など、第4節に準じて必要な措置を講じるものとする。なお、交通規制が行われている場合には、措置に必要な資機材の搬入については緊急通行車両の活用を図るものとする。

8 遺体搬送手段の確保

火葬場までの遺体の搬送については、災害応急対策編（共通）第7部第1章「緊急輸送の実施」による。

9 相談窓口の設置

県及び被災市町村は、相談窓口を設置し、広域火葬についての情報を提供するものとする。

10 災害以外の事由による遺体の火葬

災害以外の事由による遺体の火葬についても、広域火葬の対象とするものとする。

11 火葬状況の報告

県（応援県を含む）は、火葬の状況について日報をとりまとめ、災害による遺体とそれ以外の遺体を区別して、国（厚生労働省）へ報告するものとする。

12 火葬許可の特例的取扱

被災市町村において迅速な火葬許可事務が困難と認められる場合、市町村又は火葬場は、戸籍確認の事後の実施等、実態に応じた事務処理を行うものとする。

13 引取者のない焼骨の保管

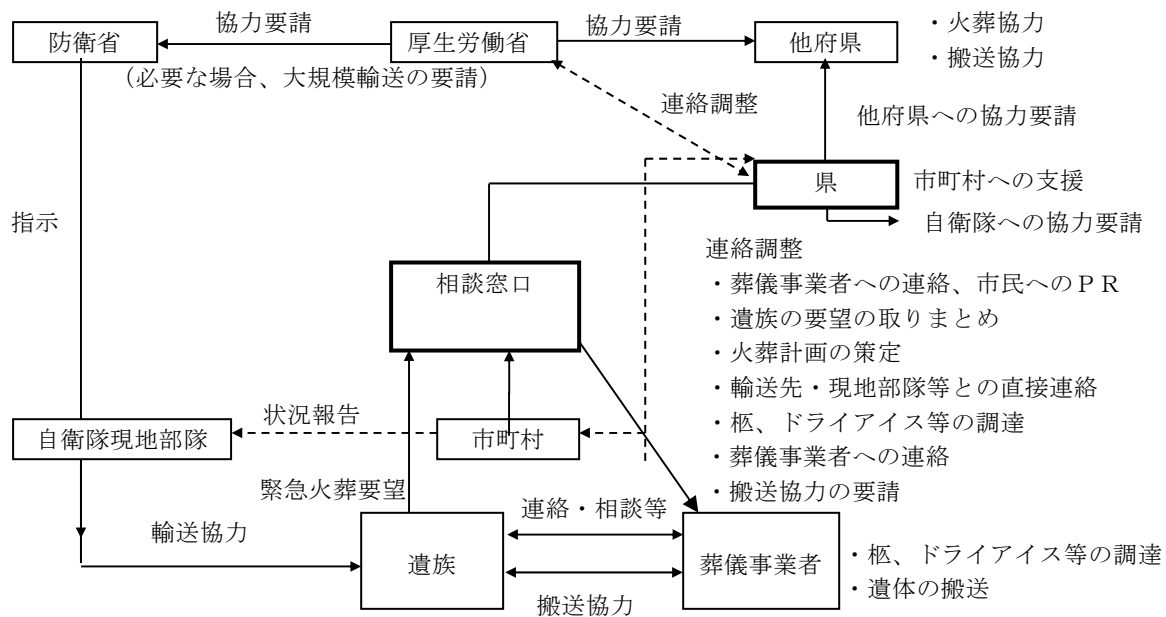
引き取り者のない焼骨については、市町村が火葬場から引き取り、引き取り者が現れるまでの間、保管するものとする。

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 行方不明者の搜索
- 2 遺体対策
- 3 検視場所及び遺体安置所の確保
- 4 応急的な埋葬の実施
- 5 広域火葬計画による火葬の実施

【緊急火葬支援体制】



災害応急対策編（共通）第7部 交通・輸送計画

第1章 緊急輸送の実施

（中国運輸局、県トラック協会、県バス協会、中国地方整備局、第八管区海上保安本部、県危機管理部、県農林水産部、県県土整備部、警察本部、県輝く鳥取創造本部部、県商工労働部、県総務部、市町村）

第1節 目的

この計画は、災害応急対策に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送体制をあらかじめ整備し、広域的な輸送を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

第2節 輸送の実施

1 輸送の原則

- （1）人、物を提供する者が目的地まで届けることを原則とする。（困難な場合は、輸送拠点を設置）
- （2）自らの輸送力（自動車、鉄道、船舶、航空機等）による輸送を原則とし、輸送力の確保が困難な場合は、応援を要請するものとする。
- （3）輸送に当たっては、荷下ろし・荷さばき等の人員の確保に努めるものとする。

2 輸送の連絡調整

- （1）県、市町村は、自らの保有する手段のみでは輸送力が不足する場合、必要に応じ、各輸送機関・団体（鉄道、バス、トラック、航空機、船舶など）に、輸送の応援を求めるものとする。
- （2）県本部は、被災市町村等からの輸送手段の確保の要請があった場合、輸送手段等を調整・決定し、県実施部及び応援機関に対し、輸送手段の確保を指示又は要請するものとする。なお、災害時物流の輸送については別に定めるマニュアルによる。

[輸送手段別の実施部調整窓口]

- ・ 公用車（県庶務集中課、各総合事務所県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課）ほか）
- ・ 鉄道・バス（県交通政策課）
- ・ トラック（県通商物流課）
- ・ 船舶（県消防防災課）、漁船（県漁業調整課）＊県有船舶（第一鳥取丸、はやぶさ等）
- ・ 県消防防災ヘリコプター（県消防防災課）
- ・ 自衛隊関係（県危機対策・情報課）
- ・ その他応援機関（県危機管理政策課）

3 輸送力の確保

- （1）関係機関の保有する輸送手段

各機関の保有する輸送手段は以下のとおりである。

輸送手段	応援機関・応援手段	備考
陸路（鉄道）	J R 西日本、若桜鉄道、智頭急行	・ 中国運輸局（鳥取運輸支局）を通じて、輸送力確保のあつせん依頼 ・ 「災害発生時等の物資の輸送、保管等に関する協定」に基づき、県トラック協会に応援要請 ・ 「バスによる緊急輸送に関する協定書」に基づき、県バス協会等に応援要請
陸路（トラック）	日本通運、福山通運、佐川急便、ヤマト運輸、日ノ丸西濃運輸、県トラック協会	
陸路（バス）	日ノ丸自動車、日本交通、県バス協会	
海路（船舶）	公共的団体等の所有船舶 海上保安部・海上保安署の所属巡視船艇 海上自衛隊の所属艦艇 県水難救済会各救難所の所属救助艇	・ 「船舶による輸送等災害応急対策に関する協定」に基づき、県水難救済会に応援要請
空路（航空機）	第八管区海上保安本部航空機 陸上、海上、航空自衛隊所属航空機 地方公共団体のヘリコプター 緊急消防援助隊ヘリコプター	

- （2）輸送手段の確保

ア 県及び応援要請を受けた関係機関は、原則として以下のいずれかにより輸送方法を確保する。

（ア）自らが直接輸送を行う。

（イ）自ら輸送を代行する者を確保し、輸送を請け負わせる。

イ 県は、県トラック協会との間に締結した「災害発生時等の物資の輸送、保管等に関する協定」、県バス協会

等との間に締結した「バスによる緊急輸送に関する協定書」及び県水難救済会との間に締結した「船舶による輸送等災害応急対策に関する協定」に基づき、災害時に輸送支援を要請する。

ウ 孤立発生地域等に緊急の物資輸送が必要なとき、医薬品等のドローンでの運搬が可能なものについては、ドローン保有機関と調整を行い運搬を実施する。

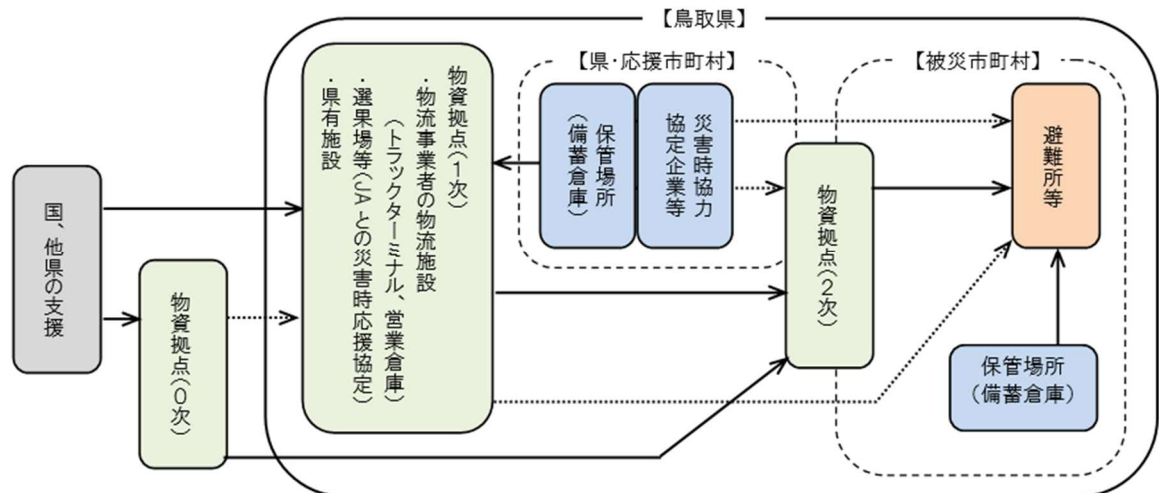
4 輸送拠点の設置及び管理

- (1) 県及び市町村は、災害の状況に応じ、被災地近辺で使用可能な災害時物流拠点又は広域防災拠点等を選定し、各施設の管理者と協力して、県外等からの物資の受入れ・保管のための段階に応じた輸送拠点を開設する。

＜災害時物流拠点の機能等＞

種別	運営主体	機能	想定施設
0次物資拠点	応援県	・国、他県等からの支援物資の受入れ及び仕分け ・2次物資拠点等への支援物資の輸送	・鴻池運輸(株)真庭配送センター（岡山県真庭市）〔協定あり〕 ・応援県が選定する施設
1次物資拠点	被災県（鳥取県）	・国、他県又は応援市町村等からの支援物資の受入れ・仕分け ・2次物資拠点等への支援物資の輸送	・広域防災拠点 ・民間物流事業者のトラックターミナル、営業倉庫〔協定あり〕 ・JA選果場等〔協定あり〕
2次物資拠点	被災市町村	・0次物資拠点又は1次物資拠点等からの支援物資の受入れ・仕分け ・避難所等への支援物資の輸送	・市町村が選定する施設

[災害時物流の流れ]



- (2) 0次物資拠点及び1次物資拠点については、災害の状況及び広域応援の状況に応じて、主として以下の候補施設から、施設管理者と協議の上で県が選定する。

ア 県外施設

圏域	施設名	所在地
県外	鴻池運輸（株）真庭配送センター	岡山県真庭市中原（真庭産業団地）

イ 広域防災拠点等

圏域	施設名	所在地
東部	ヤマタスポーツパーク	鳥取市布勢 146 - 1
	公立大学法人公立鳥取環境大学（予備施設）	鳥取市若葉台北 1-1-1
中部	東郷湖羽合臨海公園南谷地区及びその周辺施設（旧健康増進センター、湯梨浜町有の羽合野球場、トレーニングセンター）（予備施設）	東伯郡湯梨浜町藤津 650
	道の駅ほうじょう	東伯郡北栄町国坂 1525-92
	倉吉市関金総合運動公園（予備施設）	倉吉市関金町関金宿
	とっとり花回廊	西伯郡南部町鶴田 110
西部	どらドラパーク米子（予備施設）	米子市東山町及び車尾

ウ 物流事業者の物流施設

「災害発生時等の物資の輸送、保管等に関する協定（鳥取県、鳥取県トラック協会、鳥取県倉庫協会）」に基づき選定

圏域	管理者	所在地
トラックターミナル（トラック協会）		
東部	日本通運（株）（日通トランスポート）	鳥取市湖山町東5丁目216
	日ノ丸西濃運輸（株）	鳥取市湖山町東3丁目40
	山陰福山通運（株）	鳥取市千代水2丁目150
	岡山県貨物運送（株）	鳥取市菖蒲665-1
中部	山陰福山通運（株）	東伯郡湯梨浜町田後317-3
	岡山県貨物運送（株）	倉吉市河北町198
西部	日本通運（株）	米子市流通町430-17
	日ノ丸西濃運輸（株）	米子市流通町430-2
	山陰福山通運（株）	米子市赤井手702
	岡山県貨物運送（株）	米子市流通町430-13
	服島運輸（株）	米子市和田町600
営業倉庫（倉庫協会）		
東部	日本通運（株）	鳥取市千代水4丁目38
中部	日本通運（株）	倉吉市広栄町801-1
西部	日本通運（株）	米子市流通町430-17
	服島運輸（株）	米子市和田町600
	境港海陸運送（株）	境港市昭和町1
	境港海陸運送（株）	境港市昭和町39
	境港海陸運送（株）	境港市竹内団地113
	境港海陸運送（株）	境港市竹内団地208-10

エ 選果場等

災害時における農業協同組合施設等の使用に関する協定（鳥取県、鳥取いなば農業協同組合、鳥取中央農業協同組合、鳥取西部農業協同組合）に基づき選定

圏域	施設名（管理者）	所在地
東部	広域物流センター（JA 鳥取いなば）	鳥取市湖山町東5-574
	岩本ライスセンター（JA 鳥取いなば）	岩美郡岩美町岩本664
	八頭広域カントリーエレベーター（JA 鳥取いなば）	八頭郡八頭町船岡青木下1795
	河原果実選果場（JA 鳥取いなば）	鳥取市河原町曳田265
	郡家町梨選果場（JA 鳥取いなば）	八頭郡八頭町門尾63-1
	八東梨選果場（JA 鳥取いなば）	八頭郡八頭町徳丸1256
中部	倉吉西瓜選果所（JA 鳥取中央）	倉吉市下福田910-1
	関金選果場（JA 鳥取中央）	倉吉市関金町大鳥居201
	北条梨柿選果場（JA 鳥取中央）	東伯郡北栄町弓原341-1
	大栄西瓜統合選果場（JA 鳥取中央）	東伯郡北栄町妻波1725-2
	秋喜梨選果場（JA 鳥取中央）	倉吉市秋喜160-1
	大栄梨集荷所（JA 鳥取中央）	東伯郡北栄町由良宿561
	羽合町集荷所（JA 鳥取中央）	東伯郡湯梨浜町久留26-1
	東郷町梨選果場（JA 鳥取中央）	東伯郡湯梨浜町中興寺343
	川東集荷場（JA 鳥取中央）	東伯郡琴浦町中尾487-1
	中央集荷場（JA 鳥取中央）	東伯郡琴浦町美好760
西部	米子選果場（JA 鳥取西部）	米子市小波1788
	会見選果場（JA 鳥取西部）	西伯郡南部町市山329
	大山選果場（JA 鳥取西部）	西伯郡大山町住吉535
	米子カントリーエレベーター（JA 鳥取西部）	米子市下新印588-1
	米子南部カントリーエレベーター（JA 鳥取西部）	西伯郡南部町天万2031-1
	大山水系カントリーエレベーター（JA 鳥取西部）	西伯郡伯耆町久古1044-1
	汗入カントリーエレベーター（JA 鳥取西部）	西伯郡大山町富長477-1
	弓浜特産事業所（JA 鳥取西部）	米子市富益町3392
	日南野菜集出荷所（JA 鳥取西部）	日野郡日南町生山300-61

（3）輸送拠点の運営

県及び市町村は、輸送拠点の効率的な運営を図るため、以下の点に留意して、運送事業者等と連携して必要な人員、資機材等を確保するよう努める。

- ア 輸送拠点において物資在庫管理等を行うため、物流専門家の配置を検討・要請
- イ 輸送の実施に当たって、配送者は、荷下ろし・荷さばき等の人員、資機材の確保・配備に留意
- ウ 物資の受入集配、対策本部との連絡調整、物資の在庫管理、警備等を担当する職員を確保

(4) 物資管理人員の配置

- ア 市町村は、2次物資拠点における物資の受入管理及び避難所等への仕分け配送業務について、民間輸送事業者への業務委託や県外自治体からの支援により人員確保を図る。
- イ 県（危機管理部）は、市町村の業務の状況等を把握の上、県や県内外の自治体からの応援職員の手配や民間事業者への業務委託の調整などにより、早期に市町村への人員支援を行う。

(5) 船舶交通の制限等

- 海上保安部・海上保安署は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて、船舶の交通を制限又は禁止するものとする。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 緊急輸送の実施
- 2 緊急輸送に係る関係機関との連絡調整
- 3 輸送拠点の設置及び管理

第2章 交通路線の確保

（中国地方整備局、県危機管理部、県県土整備部、警察本部、市町村、ＪＲ西日本、智頭急行、若桜鉄道）

第1節 目的

この計画は、災害発生時における応急対策等の実施により円滑な交通手段及び移送手段を確保することを目的とする。

第2節 交通路線の確保

1 孤立状況の早期把握

- （１）災害の発生によりあらかじめ特定した孤立予想集落への道路が不通となる等、孤立が予想される場合、県（県土整備部）及び市町村は、当該集落への孤立状況を早急に確認・把握するとともに、代替道路等の確保に努める。
- （２）その他、孤立集落発生時の応急対策については、第5部第3章「孤立発生時の応急対策」を参照。

2 道路啓開の実施

- （１）道路管理者（国土交通省中国地方整備局、県、市町村等）は、「鳥取県道路啓開計画」に基づき、次を目標として自ら管理する道路の啓開を実施する。
 - ・発災直後は、安全を確保した上で、被災状況の把握・道路施設の点検を実施
 - ・広域移動ルート（STEP1, 2）は、24 時間以内に概ねの啓開を完了する
 - ・被災地内ルート（STEP3）は、72 時間以内に概ねの啓開を完了する
 ※道路啓開…災害時における救助・救援の要として、津波による漂着物や地震動による倒壊物等のがれきが散乱した道路を切り開くなど、緊急車両の通行に必要な最低限の幅員を確保すること
- （２）道路啓開に当たっては、人命救助を最優先とし、その後、障害物の撤去等の作業を進めることとする。
- （３）啓開ルートは、「緊急輸送道路ネットワーク計画」において指定された防災拠点への緊急輸送道路の1次ルート、2次ルート、3次ルートを基本とする。
 - STEP1：高規格幹線道路（山陰道・鳥取道・米子道）等の広域移動ルート
 - STEP2：被災地への広域移動ルート（STEP1 以外の高規格道路、一般国道、主要地方道）
 - STEP3：被災地の接続拠点（自治体の庁舎等）へアクセスする被災地ルート
- （４）道路啓開は、1車線、啓開幅5mを基本とし、緊急車両の通行に必要な通行帯を確保する。なお、障害物の撤去はバックホウ等の重機により、道路脇に積み上げることを原則とし、ダンプ等での運搬作業は実施しない。

3 災害等発生時の交通路線の確保

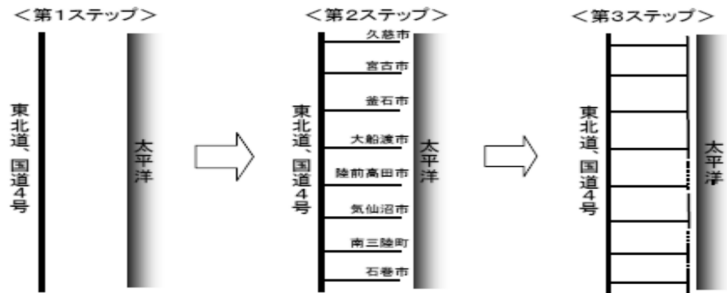
- （１）実施責任者

災害により被災した交通施設は、それぞれ当該施設の管理者において、その重要度、緊急度及び公共性に応じ、関係機関の協力を求めて、迅速な応急措置を実施し、努めて交通の確保を図るものとする。
- （２）緊急輸送道路及び重要物流道路等（以下「緊急輸送道路等」という。）の情報収集及び連絡調整
 - ア 県及び緊急輸送道路等の管理者は、道路管理パトロール実施要領に基づく「異常時パトロール」を速やかに実施し、管理する施設の被災の有無及び程度、使用の可否、応急復旧の可否などの情報を収集する。
 - イ 県、緊急輸送道路等の管理者及び防災関係機関は、収集した情報を共有し、速やかに緊急輸送道路等の使用、交通規制、応急復旧等について連絡調整を行う。
 - ウ 県及び緊急輸送道路等の管理者は、速やかに管理する施設の応急復旧、代替路決定などを行う。
 - エ 重要物流道路において、行政機能が壊滅的に失われた災害に限定し、重要物流道路の管理者が国に対し啓開作業及び災害復旧等の権限代行による復旧を要請することができる。
 - オ 県、市町村が管理する道路において、行政機能が壊滅的に失われ、かつ道路啓開及び災害復旧に高度な技術力又は高度の機械力を要するものに限り、道路管理者が国に対し啓開作業及び災害復旧等の権限代行による復旧を要請することができる。
- （３）応急対策用資機材の確保
 - ア 実施責任者は、手持ち、若しくは地元事業者等を通じて確保を図るものとする。
 - イ 災害の規模及び状況により、実施責任者相互に融通、調達、あっせん等の手段を講じて確保するものとする。
 - ウ 事業者の請負に付して工事を行うときは、支給材料を除き、すべて請負事業者に確保させるものとする。
- （４）各機関の実施要領
 - ア 国における措置

（ア）地震津波など広域的な災害時には、国土交通省中国地方整備局は、県及び関係機関等と連携し、道路の被災状況に応じて道路啓開ルートを調整の上、緊急輸送体制を確保するものとする。（道路啓開ルートの調整は、資料編の中国版「くしの歯ルート（ベースマップ）」をもとに調整する。）放置車両や立ち往生車両が発生している場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、災害対策基本法に基づき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。また、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するため、広域的な見地から道路管理者（県、市町村）へ指示を行うものとする。

（参考）東日本大震災での東北地方整備局による「くしの歯作戦」

くしの歯作戦は、国土交通省東北地方整備局が東日本大震災に伴う大津波が沿岸部を襲い、甚大な被害が発生したことから、県や自衛隊と協力して緊急輸送道路を「くしの歯型」として啓開することを決め名付けたもの。



（イ）国土交通省中国地方整備局各河川国道事務所所管に係る交通施設に対する災害応急対策は、中国地方整備局の災害復旧事業関係の規程に基づき、それぞれ実施する。

イ 県における措置

（ア）被害が小規模で、通常の道路維持修繕費の範囲で処理できる場合は、所轄の各県土整備事務所・総合事務所県土整備局の判断により、災害応急対策を行うものとする。

（イ）被害が中程度で早急に対策を要すると認められるときは、所轄の各県土整備事務所・総合事務所県土整備局が当面の応急対策に要する財源措置を確認の上、県土整備部長と密接に連絡し実施するものとする。

（ウ）公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受けることができると認められるときは、事前に国土交通大臣の内諾を得て、仮工事を実施するものとする。

（エ）応急対策施工順位は、緊急輸送道路の国道、主要地方道、一般県道の順位とするが、次の箇所についても優先的に取扱う。

- a 病院、官公署、学校、郵便局、停車場等の公共施設に通じているもの。
- b 自動車の交通量が1日100台以上であるもの。
- c 定期バス路線又は定期貨物自動車路線であるもの。
- d 適当な回路のないもの。
- e その他民生の安定上必要があるもの。（食糧物資の輸送又は復旧資材の運搬等）

（オ）道路や鉄道・空港等の施設に係る被害状況及び復旧見込みに係る情報を適宜収集し、県ホームページ等を用いて広報する。特に、WebGIS（とっとりWebマップ）を活用し、リアルタイムの地図情報の提供に努めるものとする。

（カ）放置車両や立ち往生車両が発生している場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、災害対策基本法に基づき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。また、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するため、広域的な見地から道路管理者（市町村）へ指示を行うものとする。

ウ 市町村における措置

概ね県の措置に準じて実施するものとする。

エ 鉄道事業者における措置

それぞれの鉄道事業者（JR西日本、智頭急行、若桜鉄道）による、鉄道施設の被災箇所に対する応急措置は、被災状況に応じた措置を行うものとし、緊急を要する場合は、被災箇所を所轄する市町村その他の関係機関に応援を求めて、速やかに応急対策を実施するものとする。

また、鉄道施設の被害状況及び復旧見込みについて、報道機関を通じて広報するものとする。

オ 日本自動車連盟（JAF）、山陰ELVリサイクル協議会による措置

県、市町村の支援要請を受け、道路上支障となる車両の撤去、移動等を実施するものとする。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 交通路線の確保対策

- （1）孤立集落の早期把握
- （2）緊急輸送道路等の情報収集、連絡調整
- （3）応急対策用資機材の確保

第3章 交通規制の実施

（中国地方整備局、県県土整備部、警察本部）

第1節 目的

この計画は、交通の混乱の防止、応急活動に必要な緊急通行の確保、危険箇所の通行による二次災害の防止を目的として公衆用道路の通行の禁止、制限等について定めることを目的とする。

第2節 規制の実施区分

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止及び制限	県内又は隣接県若しくは近接県に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるとき	緊急通行車両以外の車両	災害対策基本法第76条
公安委員会	同上	県内の道路に災害による道路の損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき	歩行者 車両等	道路交通法第4条第1項
警察署長 高速道路交通警察隊長	同上	上掲の措置の場合、他の警察署及び高速道路警察隊の管轄区域に及ばないもので期間が1か月をこえないもの	同上	道路交通法第5条第1項 同法第114条の3
警察官	同上	災害発生等において、交通の危険を防止するため緊急措置の必要があると認めるとき一時的に行う	同上	道路交通法第6条第4項
道路管理者	同上	道路の破損、欠壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき	同上	道路法第46条第1項

第3節 災害時における交通規制

1 道路情報の提供

- （1）県本部は、必要に応じ、以下の事項に留意して、広域的な道路情報等について警察本部に情報提供する。
 - ア 道路施設の被害状況
 - イ 孤立集落の発生状況
 - ウ 緊急時輸送道路等に基づく輸送経路の設定
 - エ 中心市街地等における渋滞の発生
- （2）市町村は、県に準じて、必要に応じ、その所管する地域内における道路等の被害状況について警察本部に情報提供する。
- （3）県及び市町村は、道路等の状況について、関係機関に連絡し、情報を共有する。

2 公安委員会等による交通規制の実施

- （1）交通情報の把握

高速道路交通警察隊長及び警察署長は、速やかに管内の交通事情を把握し、その状況を警察本部（交通部）に報告するとともに、関係警察署及び関係機関に必要事項を通知する。
- （2）標識等の設置
 - ア 災害対策基本法第76条の規定に基づく規制（公安委員会）

災害対策基本法施行規則第5条に定める標示を設置する。
 - イ 道路交通法第4条第1項の規定に基づく規制（公安委員会）

「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定める標識を設置する。

緊急を要するときは、警察官の現場における指示により、道路標識等に相当する交通規制を行うものとする。
 - ウ 道路交通法第5条第1項及び同法第114条の3の規定に基づく規制（警察署長及び高速道路交通警察隊長）

「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定める標識を設置する。
- （3）交通整理

高速道路交通警察隊長及び警察署長は、災害地における交通の混乱を防止するため、交通規制箇所の確保及び必要な地点において交通整理を実施する。
- （4）広報及び連絡
 - ア 警察本部は、交通規制の実態を把握し、規制の内容及び回路線の状況等を関係機関及び一般に周知させるものとする。
 - イ 災害時における通行の禁止、又は制限が行われたときは、公安委員会は、直ちに、通行禁止等に係る区域又

は道路の区間、その他必要事項を周知させる措置をとらなければならない。

(5) 道路管理者への要請

公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

3 道路管理者による通行の禁止又は制限の実施(道路法第46条の規定に基づく規制)

(1) 交通情報の把握

各県土整備事務所・総合事務所県土整備局は、所轄警察署と連携した積極的なパトロールの実施や監視カメラの確認等により早期に道路冠水や積雪、道路の破損・欠損等管内の交通事情を把握し、その状況及び処置を県県土整備部（道路企画課）及び関係警察署に連絡するものとする。

(2) 通行の禁止又は制限の実施

道路管理者は、把握した情報を踏まえ、交通規制やう回路の設定が必要な場合は速やかに実施するものとする。

(3) 標識等の設置

道路法第47条の15第1項及び第2項の規定による道路標識を設置する。

(4) 交通誘導

交通規制を実施した際の交通誘導について、必要に応じ県警備業協会と連携を図りながら実施する。

(5) 広報及び連絡

ア 道路管理者は、道路法第46条の規定による規制を実施する場合においては、その内容等を当該地域を管轄する警察署長等に通知するものとする。

イ 道路管理者は、交通規制等の情報をホームページに掲載するなどにより、住民等へう回路等の迅速な情報提供に努めるものとする。

4 車両の運転者の義務

(1) 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は速やかに、当該車両を当該道路の区間以外の場所へ移動すること等をしなければならない。

(2) 区域に係る通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は速やかに、当該車両を道路外の場所へ移動すること等をしなければならない。

(3) (1)及び(2)にかかわらず、車両の運転者は警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

5 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

(1) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

(2) (1)による措置を命ぜられたものが当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

(3) (1)及び(2)の規定は警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣の自衛官の職務の執行について準用し、当該自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

(4) (1)及び(2)の規定は警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員の職務の執行について準用し、消防吏員は、消防機関が使用する消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

(5) 自衛官又は消防吏員は、(3)又は(4)の命令をし、又は措置を取ったときは、直ちにその旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長等に通知しなければならない。

(6) 自衛官又は消防吏員が行った処分等に係る損失補償については、県において負担する。

6 国家公安委員会の指示権

国家公安委員会は、災害対策基本法第76条の5の規定に基づき、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、関係都道府県公安委員会に対し、通行禁止等に関する事項について指示することができる。

7 国による総合調整の実施

応援部隊の災害現場への投入を迅速化するため、交通規制や道路啓開等を通じた緊急通行車両の通行の確保などについて、国（非常本部等）が総合調整を行うことに留意する。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 災害時における交通規制の調整

第4章 緊急通行車両の確認

（県危機管理部、警察本部）

第1節 目的

この計画は、緊急交通路の指定及び応急活動に必要な緊急通行車両の確認業務について定めることを目的とする。

第2節 緊急交通路の指定

公安委員会は、県内又は隣接し若しくは近接する府県の地域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して、当該緊急通行を行う車両以外の通行を禁止し、又は制限する措置を講じるものとする。

第3節 緊急通行車両の確認

1 確認を行う車両の種類

（1）緊急通行車両

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両。

（2）規制除外車両

緊急通行車両に該当しないが、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により通行を認めることとなるもの。

2 確認の実施責任者

緊急通行車両の確認は、知事又は公安委員会が行う。

3 確認の手続等

（1）公安委員会

ア 緊急通行車両又は規制除外車両の確認を求めようとする者は、警察本部又は警察署等に緊急通行車両等確認申出書等及び災害応急対策を実施するために使用する車両であることを証明する書面等を提出する。なお、指定行政機関等が保有する車両にあっては、災害発生前に緊急通行車両であることの確認を行うことができる。

イ 緊急通行車両又は規制除外車両の確認をしたときは、標章及び緊急通行車両確認証明書（規制除外車両の場合は規制除外車両確認証明書）を、当該緊急通行車両等の使用者に交付するものとする。

なお、ア及びイの手続きは、災害時のほか、平時にも行うことができる。

ウ 緊急通行車両及び規制除外車両の使用者は、標章を当該緊急通行車両の前面の見やすい箇所に掲示するとともに、証明書を当該車両に備え付けるものとする。

エ 警察署等は、緊急通行車両確認証明書交付簿等により、標章及び証明書の交付等の状況を警察本部に報告するものとする。

（2）県

ア 県の実施部及び県の応援協定締結機関が行う応急活動のために運行される緊急通行車両であることの確認は、危機管理政策課（県本部設置時は県本部事務局）又は各総合事務所（県民福祉局）（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課）が（1）のア及びイの手続きに準じて標章及び緊急通行車両確認証明書を交付することにより行うものとする。

イ 危機管理政策課（県本部設置時は県本部事務局）及び総合事務所（県民福祉局）（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課）（支部設置時は支部事務局）は、緊急通行車両確認整理簿により、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付状況を整理し共有する。

第4節 災害救助のために使用する車両の無料措置

1 概要

被災した住民に対する緊急救助活動を迅速に実施するため、高速道路関係事業者の協力を受けて、被災地へ移動する車両に係る有料道路の無料措置を講じるもの。

2 無料措置の手続

（1）県において対象車両、無料措置の期間、対象とする有料道路を選定し、対象とする各高速道路事業者へ無料措置を実施するよう依頼を行う。なお、依頼に当たっては西日本高速道路株式会社を窓口として事前に調整を行うものとする。

（2）県は、高速道路関係事業者の了解が得られ次第、次のとおり周知を図るものとする。

ア 鳥取県内の市町村

イ 各都道府県（当該都道府県内の市町村への周知も依頼する）

ウ 鳥取県社会福祉協議会（ただし災害ボランティア車両を対象とする場合）

3 対象とする車両等の考え方

無料措置について各高速道路関係事業者へ依頼を行う際の条件設定の考え方は次のとおりとする。

(1) 対象車両

対象として考えられるものは概ね次のとおりだが、災害の状況及び、本県以外で発生した災害における対応事例などを参考にしながら、必要に応じて被災市町村の意見を聴いて選定するものとする。

なお、災害ボランティア車両については、ボランティアセンターの受入れ体制や支援ニーズ、他県からの受入れの可否などを十分確認することが必要であることに留意を要する。

- ア 自治体等からの要請により、被災者の避難所又は被災した県市町村の災害対策本部（物資集積所を含む）への救援物資等を輸送するための車両
- イ 自治体等からの要請により、被災地の復旧・復興にあたるための物資、人員等を輸送するための車両
- ウ 自治体が災害救援のために使用する車両
- エ 災害ボランティア活動であって、被災した自治体等が要請・受入承諾したものに使用する車両

(2) 期間

西日本高速道路株式会社との協議の上で設定するものとする。なお、平成28年に発生した鳥取県中部地震の場合は、当初は約1ヶ月間としている。

(3) 対象とする有料道路

災害の状況等を踏まえ、必要な道路を設定する。なお、平成28年に発生した鳥取県中部地震の場合は、西日本高速道路株式会社のほか、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社を対象としている。

4 その他の留意点

災害ボランティア車両を対象とする場合には、あらかじめ災害ボランティアセンターから「災害派遣等従事車両証明書に係る災害ボランティア証明書」により承諾を受ける必要があるので、手順等について災害ボランティアセンターの設置組織（市町村社会福祉協議会）と十分協議の上で実施する必要がある。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。

第5章 航空機の活用

（県危機管理部、県福祉保健部、市町村、警察本部、消防局、自衛隊、大阪航空局、第八管区海上保安本部）

第1節 目的

被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送等について各機関のヘリコプター等航空機を有効に活用することを目的とする。

第2節 災害対応するヘリコプターの種類と形態

1 ヘリコプターの活動内容

活動種別	内容	対応可能機関
情報収集活動	ヘリコプターテレビ電送システム等を活用し、被災地の状況等、災害情報の収集	県消防防災航空センター・警察・海上保安庁・自衛隊・民間
救助活動	ホイスト装置等を活用し、地上部隊が接近困難な場所等での救助、救出	県消防防災航空センター・警察・海上保安庁・自衛隊
救急活動	交通遠隔地からの患者搬送、高度医療機関への緊急搬送	県消防防災航空センター・警察・海上保安庁・自衛隊・ドクターヘリ
消火活動	消火バケット等を活用した空中消火	県消防防災航空センター・自衛隊
人員、物資輸送	医師、看護師、救助隊等の人員輸送及び飲料水、食糧、医薬品等の救援物資輸送	県消防防災航空センター・警察・海上保安庁・自衛隊・民間
その他	ヘリコプターの活用が有効な活動	

2 災害対応するヘリコプターの種類と要請の概要

種別	要請元・要請手順	備考
県消防防災ヘリコプター	県、市町村、消防局	
緊急消防援助隊 （消防防災ヘリコプター）	・被災地組合等の長→知事→消防庁長官 ・知事→消防庁長官 ・消防庁長官による出動の求め又は指示 （消防庁長官が各地方公共団体へ求め又は指示）	地上部隊も含めた応援を要請する場合
大規模特殊災害時における広域航空消防応援 （消防防災ヘリコプター）	被災地組合等の長→知事→消防庁長官 （実務では、要請側と応援側が直接連絡）「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」による。	消防防災ヘリコプターのみ の応援を要請する場合
広域警察航空隊	県公安委員会→他都道府県公安委員会	
警察本部航空隊ヘリコプター	知事→警察本部長	
海上保安庁ヘリコプター	知事→第八管区海上保安本部長	
自衛隊ヘリコプター	知事→第8普通科連隊長等	災害派遣
関西広域連合ドクターヘリ	鳥取県→関西広域連合広域医療局	広域災害時のドクターヘリ運航に係る要領による関西広域連合管内共通の運用
中国地方5県ドクターヘリ	鳥取県→島根県・岡山県・広島県・山口県→基地病院	中国地方5県ドクターヘリ広域連携に係る基本協定による災害時の広域的運用
民間ヘリコプター		ドクターヘリ 災害対応機関チャーター機

3 主な災害対応ヘリコプター等の概要

県内に常駐するヘリコプターは、鳥取県消防防災航空隊（1機）、鳥取県警察航空隊（1機）、第八管区海上保安本部美保航空基地（2機、なお、固定翼機も2機保有）、鳥取県ドクターヘリ（1機）の計5機である。

詳細については、資料編参照のこと。

（1）鳥取県消防防災ヘリコプター「だいせん」

ア 運航規程

- ・鳥取県消防防災ヘリコプター運航管理要綱
- ・鳥取県消防防災ヘリコプターの緊急運航に関する取扱要領

イ 運航体制

（ア）常駐基地 鳥取空港内（県消防防災航空センター）

（イ）活動日 365日（定期検査、点検整備の期間を除く）

（ウ）運航時間 緊急時においては、日の出から日没まで。ただし大規模災害時において、総括管理者が特に必

要と認める場合は夜間における災害応急対策活動（赤外線カメラによるヘリテレ映像の配信等）を行う。
（市街地及び海岸線の地域に限る）

（エ）消防防災ヘリコプターに関する協定

- ・県と県内の広域行政管理組合等との間で航空消防活動に関する支援について「鳥取県航空消防支援協定」を締結。
- ・ヘリコプターの点検整備等の運航不能時における相互応援について「鳥取県と島根県の消防防災ヘリコプター運航不能期間等における相互応援協定」、「兵庫県と鳥取県の消防防災ヘリコプター相互応援協定」及び「中国五県消防防災ヘリコプター相互応援協定」を締結している。

ウ 活動

県は、消防防災ヘリコプターを用いて、以下の活動を行う。

（ア）航空消防支援

県は、災害等が発生した地域を管轄する消防局、市町村からの支援要請、又は自らの判断により、次の活動を行う。なお、活動に当たっては、航空機を保有する関係機関と連携をとるものとする。

- | | |
|-----------------------|----------|
| a 災害応急対策活動（情報収集伝達を含む） | b 火災防御活動 |
| c 救急活動 | d 救助活動 |

（イ）緊急消防援助隊（航空小隊）

出動要請、受援計画は第4部第4章「消防活動」参照。

（ウ）大規模特殊災害時における広域航空消防応援

- ・他の都道府県の消防防災ヘリコプターによる応援を求めるもの。
- ・大規模特殊災害のうち地上部隊の応援を必要としない場合に適用される。
- ・「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき実施される。

【参考】ヘリコプターによる県内各地への所要時間（巡航速度 250km/h の場合）



第3節 ヘリコプターの受援体制

1 鳥取県航空運用調整会議

- （1）平時においては、「ヘリコプター災害対策活動計画」及び「ヘリコプター安全運航確保計画」の策定、見直し等を実施。
- （2）大規模災害発生時においては、県災害対策本部に設置される「航空運用調整班」に関係職員を派遣し、効率的な防災活動を支援。

2 航空運用調整班

- （1）各機関の災害対応航空機（無人航空機を含む。本項目において以下同じ）が活動する場合、効果的な活動と航空安全の確保を目的に、必要に応じ県災害対策本部内に設置する。
- （2）県災害対策本部からの航空機の活動要請に対して、対応機関、ヘリコプター場外離着陸場、燃料補給等、必要な調整を実施する。
- （3）輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて航空運用調整班は国（国土交通省）に対して緊急用務空域の指定を依頼する。

＜想定される業務＞

- ・自衛隊による局地情報提供に関する調整
- ・国（国土交通省）に対する緊急用務空域の指定依頼
（指定された際には無人航空機の飛行許可申請に係る調整）

3 緊急消防援助隊航空部隊の受援体制

鳥取県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画を参照。

4 ヘリコプター場外離着陸場

(1) 選定上の留意点

ヘリコプター場外離着陸場は、資料編「ヘリコプター場外離着陸場一覧」及び次の事項を参考に選定する。

(2) ヘリコプター活動拠点の種別

種別	選定基準	選定場所
ヘリベース	災害の終始を通じて、緊急消防援助隊航空小隊の運用に関する指揮を実施し、かつ駐機、給油、装備、整備及び宿泊（近隣宿泊を含む）が可能な拠点及び航空小隊の進出拠点（集結場所）。	鳥取空港（使用不可又は遠隔地の場合は米子空港）
フォワードベース	被災地近傍のヘリコプター場外離着陸場等で、ヘリベースに都度帰投することなく航空活動を安全かつ効果的に継続することを目的として設置する離着陸、給油、人員の乗降機、装備・物資等の積み降ろしが可能な拠点。	布勢総合運動場球技場 東郷湖羽合臨海公園多目的広場 鳥取県消防学校
ランディングポイント	ヘリベース、フォワードベース以外で救助者や緊急物資の陸上部隊引継ぎなどの災害対応のための離着陸を行う地点。	原則として「ヘリコプター場外離着陸場一覧」の中から選定する。
孤立地区からの避難者搬送先（治療を必要としない要救助者の搬送先）	近くに体育館等一時的な受入れ施設がある場所。	布勢総合運動場 鳥取県消防学校など
救急患者の搬送先 病院間搬送の搬出元	病院の屋上又は敷地内で、患者の搬入、搬出に救急車を必要としない場所が望ましい。	県立中央病院・厚生病院・智頭病院・鳥大医学部附属病院
消火活動時	ヘリコプター給水場所付近で、ヘリコプターが消火バケツ等取り付け可能な場所。	原則として「ヘリコプター場外離着陸場一覧」の中から選定する。
救援物資の搬送先	物資が大量の場合は大型ヘリが着陸可能な場所、孤立地区の場合は地区毎に選定。	原則として「ヘリコプター場外離着陸場一覧」の中から選定する。

5 燃料補給体制

- ・多数機集結時、空港の燃料補給車だけでは間に合わないため、ヘリコプターの乗員で補給可能なドラム燃料による燃料補給体制を構築する。
- ・緊急消防援助隊が出動した場合は、「大規模災害時における航空燃料の供給及び輸送等の協力に関する協定」に基づき燃料の手配を実施する。また、必要に応じ、消防防災ヘリコプターの燃料補給に関する輸送体制の構築を総務省消防庁に依頼する。
- ・自衛隊ヘリコプターは燃料の種類が異なるため、自衛隊施設及び補給部隊からの燃料補給を原則とする。
（参考）海上保安庁ヘリコプターは、ヘリコプター搭載型巡視船での燃料補給も可能。

6 駐機スポットの確保

- ・鳥取空港は、緊急消防援助隊、ドクターヘリなど広域の災害対応機が活動拠点として利用するほか、SCU（航空医療搬送拠点臨時医療施設）の候補地として選定されていることから、大規模災害発生時には多くの駐機スポットの確保と利用調整が必要となる。
- ・県災害対策本部内に航空運用調整班が設置された場合、鳥取空港の駐機スポットの利用は本章第2節に掲げる災害対応するヘリコプター及びそれに準じる災害対応機を優先することとする。
- ・鳥取空港の駐機スポットの確保及び利用調整については、「ヘリコプター災害対策活動計画」で具体的手続きを定めるものとする。

第4節 ヘリコプター活用の留意事項

1 ヘリコプターの特性

(1) 機動性

- ・空中停止（ホバリング）ができる。
- ・通常、鳥取空港から米子空港まで30分程度で飛行できる。

(2) 物資搬送

- ・機内搭載及び機外に吊下げての輸送が可能。

- ・輸送重量等により給油量を調整するため作業内容によって飛行可能時間が異なる。
- ・物品の重量、容積、形状等によっては、輸送できないものもある。
- ・鳥取防災機の場合の輸送重量と飛行時間の例。

輸送量 1,200K g の場合、飛行可能時間 15 分

輸送量 570K g の場合、飛行可能時間 120 分

(3)活動時間（県消防防災ヘリコプターの場合）

- ・2時間程度で給油が必要。（1時間で約520リットルの燃料を消費）

(4)運航不能期間等

- ・県消防防災ヘリコプターの場合、定期点検等のため年間60日程度の運航不能期間がある。
- ・強風、視界不良等で運航不能な場合がある。
- ・夜間運航の可否は各機関の運航規程、機体装備等により異なるが、空港間の人員搬送、物資搬送、市街地及び海岸線の地域における高い高度からの情報収集等に限定される。

(5)任務ごとに装備、搭載資器材の変更や燃料調整（重量調整）が必要。

(6)ダウンウォッシュ（吹き下ろしの強風）があるため危害防止が必要。

(7)ホイスト装置（ワイヤーケーブル巻上装置）又は機体フックを装備している機体は、着陸不可能でも人員、物資を地上へ降下させることができる。

(8)着陸場所には、機体の大きさ以上の空間と整地された接地面が必要。

2 ヘリコプター要請時の留意点

- ・応援機が必要最低限の装備、積載品となるように極力任務内容を絞り込む。
- ・消火活動は自己給水を原則とし、消火バケット吊下げ機、消火タンク取付機別に水利、火災規模に応じた機数で班編成する。なお同一班のうち1機は給油中の機体として機数算定する。
- ・救急活動は現場救急の他、多数傷病者により医療機関が満床となった場合の転院搬送機も確保する。また県外（非被災地）への広域搬送は、空港までをヘリコプター、空港間を固定翼機など効率的な搬送システムを構築する。

3 ヘリコプター運用時の留意点

- ・装備、機体特性を考慮し、任務内容に適した機体を選定する。
- ・任務内容に応じた集中運用、分散運用を適切に区分する。
- ・市街地等限定された空域での活動は、河川、鉄道、幹線道路などヘリコプターから視認可能な目標により活動エリアを設定する。
- ・2地点間のピストン輸送等、同一経路を多数機が飛行する場合は、海岸線、河川などを目標に往路、復路のコースを指定する。（航空機の基本は右側通行）

第5節 ドローン等の活用

1 ドローンレスキュー・ユニットの派遣

県（危機管理部）は、ドローンによる調査等を実施するため、ドローンレスキュー・ユニットを必要に応じて派遣するものとする。

（設置運用の概要）

- ・あらかじめドローンの操作ができる職員と保有ドローンを登録する。
- ・派遣要請を受け、危機管理部とドローンレスキューユニット登録所属が調整の上、派遣隊（原則3名以上（操縦者1名、安全監視等を行う補助者2名））を編成する。
- ・ドローンレスキューユニット派遣隊を被災地に派遣し、ドローンによる調査等を実施する。

2 ドローンによる情報収集等

県及び市町村は、天候状況を勘案しながら必要に応じ、ドローンによる撮影等による情報収集を行うものとする。また、県及び市町村は、交通の途絶等により地域が孤立した場合に、ドローンによる食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送を検討する。

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。

災害応急対策編（共通）第8部 食糧・物資調達供給計画

第1章 食糧の供給

（農林水産省、県危機管理部、県商工労働部、県農林水産部、県生活環境部、市町村）

第1節 目的

この計画は、被災者等への食糧の供給について実施方法を定めることを目的とする。

第2節 実施主体

- 1 発災直後から市町村の食糧供給が開始されるまでの間は、住民自らの備蓄食糧（最低3日分（推奨1週間））により対応する。
- 2 被災した住民への食糧の供給は、原則、市町村が行う。ただし、当該市町村だけではその実施が困難な場合や、災害救助法が適用されるような大規模災害が発生し多数の避難者が生じるなど県による調達が効率的かつ適当な場合は、県が食糧を調達する。

第3節 供給の実施

1 実施方針

- （1）発災当初（1日程度）は被災市町村が保有する備蓄及び県内市町村の連携備蓄（地震の最大被害想定2万4千人分）を供給する。
- （2）災害救助法適用の場合等県が食糧を調達するときは、原則2日目以降県が食糧を調達する。ただし、2日目以降に限らず体制が整い次第できるだけ早く実施する。
- （3）災害初期においてはパン・おにぎり等大量調達できる食糧を優先的に調達し、供給体制が確保でき次第、インスタント食品、仕出し弁当、炊き出し等の温食に順次切り替えていく。
- （4）避難所以外の住民（被災地での食糧調達が困難な時期の在宅避難者、仮設住宅入居者への避難者等）への供給についても留意する。

2 備蓄食糧の供給

- （1）市町村は、自ら備蓄する食糧を被災者に対し可能な限りニーズに応じて供給・配分するとともに市町村内（集積場所、一時保管場所から避難所など）の配分体制を整備するものとする。
- （2）県（危機管理部又は県本部事務局）は、被災地外の市町村と連携して備蓄している食糧について、被災地の状況及びニーズを考慮の上、供給先等を調整して配分するものとする。その際、事態に照らし緊急を要し、市町村の状況把握が困難で市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待つことなく、市町村に対し食糧を輸送するものとする。
- （3）備蓄食糧の供給に当たっては、避難所外の住民（支え愛避難所滞在の住民、在宅避難者等）についても留意する。

3 災害時食糧供給センター

大規模災害により長期の避難生活が想定される場合は、災害対策本部に災害時食糧供給センター（県本部事務局・農林水産部）を設置し、食糧の供給について一元的に対応する。

- （1）県による食糧の調達のほか国のプッシュ型支援物資等についても一括して受け付け、各市町村と配分調整を行い、避難所等へ供給する。
- （2）栄養士や保健師等専門家の助言のもと、状況に応じた温食の確保及び栄養改善を図る。
- （3）炊き出し（キッチンカーによるものを含む）については次のとおり、実施・調整する。
 - ・災害中間支援組織や市町村災害ボランティアセンター等と連携したボランティア団体等の炊き出し実施の要望の集約
 - ・協定締結団体、登録被災者援護協力団体、自衛隊、民間団体等に対する炊き出し支援の要請
 - ・避難所（市町村）との調整

4 食糧の調達及び供給

県（県本部）は、災害救助法適用の場合等県が食糧を調達する場合は、次により行うものとする。

- （1）供給対象者数の確認

県（危機管理部又は県本部事務局）は、各市町村からの避難者数等の情報をもとに、供給対象者数を概算する。情報を得られない市町村についてはリエゾン等派遣職員からの情報入手に努める。
- （2）供給能力の把握

県（農林水産部・生活環境部）は、「災害時における生活関連物資の調達に関する協定」を締結している事業者等と連絡調整を図り、供給能力の把握に努める。
- （3）供給食糧の品目及び数量の決定

ア 県（危機管理部又は県本部事務局）は、関係機関と連絡調整を行い、供給する食糧の品目及び必要数を決定する。

- イ 供給する食糧は、弁当、おにぎり、米穀、パン（調理パン）、インスタント食品、レトルト食品、乾パンなどから、被災地の実情に応じて調達可能なものを選定する。この際、粉ミルク及び離乳食（アレルギー対応食品を含む）、お粥等のやわらかい食品など、要配慮者の態様に応じた食糧の供給に努める。
- ウ 時機を失することなく初動期の食糧調達を行うためには、迅速に調達先及び必要数量を決定した上で発注を行う必要があるため、必要に応じて見込み数量により発注を行うものとする。

(4) 供給に係る優先度決定

供給数量が必要数に満たない場合には、供給の緊急度、優先度を勘案しつつ決定するものとする。

(5) 供給食糧の調達

ア 県（農林水産部・生活環境部）は、（3）により決定された食糧の品目及び数量について、協定を締結している事業者等から食糧の調達を行う。

イ なお、必要に応じて、以下の調達を行う。

(ア) 相互応援協定を締結している各県に対し、食糧の供給を依頼する。

(イ) 災害救助法が適用され、必要となる場合において、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課に対し、災害救助用米穀等の供給を要請する。

a 市町村長は、各総合事務所農林局（東部圏域においては東部農林事務所）を通じ、県に米穀等の必要数量を報告する。

b 市町村長は、通信等の途絶により県と連絡できない場合は、直接農林水産省農産局農産政策部貿易業務課に供給を要請するものとし、事後速やかに県に報告するものとする。

農林水産省農産局農産政策部貿易 業務課の連絡先	電話番号 03-6744-1388／ファクシミリ 03-6744-1391
----------------------------	---------------------------------------

(6) 輸送先、引受責任者等の周知確認

ア 県（危機管理部又は県本部事務局）は、供給食糧の品目、数量、供給先、供給予定日時を市町村に周知する。

イ 県（危機管理部又は県本部事務局）は、各市町村に対し、輸送先ごとの引受責任者を確認する。

(7) 一時集積（保管）場所の決定

避難所とは別に、食糧の一時的な引受場所を設けて供給を実施することが効果的である場合には、県（県本部）は、当該一時集積場所をあらかじめ定め、その旨を市町村に周知する。

(8) 配分

食事の配分に当たっては、避難所内の避難者に限らず、必要とする者に行き渡るよう、把握及び配分体制の確立に配慮するものとする。

5 輸送

(1) 輸送実施者

ア 食糧の輸送は、事情の許す限り当該食糧を供給する者に依頼することとする。ただし、食糧を供給する者による輸送対応が困難な場合には、県において輸送手段を確保する。

イ 県（農林水産部・生活環境部）は、輸送日時、輸送先、輸送経路や交通規制に係る情報、引受責任者を輸送実施者に対し連絡し、円滑な輸送の実施を図る。

ウ 県（危機管理部又は県本部事務局）又は県警察本部は、必要に応じ、緊急通行車両の標章を発行する。

（第7部第4章「緊急通行車両の確認」を参照）

(2) 引受要員の確保

県（危機管理部又は県本部事務局）は、市町村に対し、引受要員の選定・確保を依頼する。市町村が実施できないときは、県職員を派遣するなどして要員の確保にあたる。

(3) 集積場所の確保

県又は市町村は、当該食糧の引受のためのスペースを確保する。

(4) 一時保管

当該食糧を、避難所等に対し即時供給する必要がない場合、又は中継のため一時保管しておく必要がある場合には、保管のための人員及び消費期限等を考慮しつつ保管するものとする。

(5) 他の輸送物資との関係

市町村の要望する物資を効率的に輸送するために、食糧と他の生活関連物資等と併せて輸送することが適当な場合は、合送するものとする。

6 食事の質の確保等

(1) 実施方針

食事の提供に当たっては、避難者の健康状態を維持するため、順次栄養バランスの取れた食事へ切り替えていくよう努めるものとし、管理栄養士の活用等により長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者（咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギー患者（児）等）に対する配慮等、質の確保に配慮する。

(2) 温食への移行

ア 県及び市町村は、事業者が営業を再開するなど供給能力の段階に応じて、食料等の供給契約を順次地元事

業者等へ移行や炊き出しの手配等により、適温食の確保を進めるものとする。

イ 市町村は、災害発生から一定の期間が経過した段階において、被災者自らが生活を再開していくという観点や、メニューの多様化や適温食の確保を図るという観点からも、避難所等における炊事する場の確保、食材や燃料の提供、ボランティア等の協力や避難所内の互助体制等の環境づくりを進める。

ウ 県及び市町村は、供給体制等により適温食の確保が困難な場合は、野菜ジュース等副食による栄養の確保に配慮する。

(3) 炊き出し等による温食の確保

市町村は、炊き出しを実施する場合には、自主防災組織、ボランティアや日赤等の支援を考慮して当該炊き出しのための人員を確保する。県又は市町村は、必要に応じて、自衛隊への炊き出し支援を要請する（災害派遣の要請については、第4部第7章「自衛隊の災害派遣要請」を参照。）ほか、必要に応じて、自主防災組織等が行う炊き出しに対して支援を行う。

(4) 炊き出し等の住民等への周知

市町村は、食糧の配分や炊き出しを実施する場合には、当該地区住民に対象となる旨を周知する。

また、市町村は、食糧の配分や炊き出しにあたり、食物アレルギーの配慮に努めるものとする。

(5) 炊き出し等受入調整体制の確立

県（県本部事務局又は危機管理部）及び市町村は、市町村災害ボランティアセンター等と連携して、ボランティア等炊き出し実施の要望の集約及び避難所と調整する仕組みの確立を図る。

7 供給食糧の衛生管理等

市町村は、供給食糧について、衛生状態に充分留意して管理するものとする。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 住民への食糧の供給

(1) 備蓄食糧の供給

(2) 不足分に係る供給要請

(3) 食糧の集積・配分

第2章 生活関連物資の供給

（県危機管理部、県生活環境部、県商工労働部、市町村）

第1節 目的

この計画は、被災者に対し供給する被服、寝具その他生活関連物資（以下この章において「救助物資」という。）の確保に努めるとともに、これの適正な給与又は貸与を実施することを目的とする。

第2節 実施主体

- 1 救助物資の給与又は貸与の実施は、市町村が行う。
- 2 当該市町村だけではその実施が困難な場合は、県が供給を支援する。
- 3 災害発生直後から救助物資の供給が開始されるまでの間は、住民自らの備蓄物資による対応に努める。

第3節 救助物資の確保、調達及び配分の措置

1 救助物資の供給に係る主な流れ

- （1）備蓄物資の供給
- （2）不足分に係る供給要請、調達
- （3）輸送、配分及び保管
- （4）緊急調査及び監視

2 備蓄物資の供給、配分

- （1）市町村は、自ら備蓄する救助物資を被災者に対し供給・配分するとともに市町村内（集積場所、一時保管場所から避難所など）の配分体制を整備するものとする。この際、避難所以外の住民（在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等）についても留意する。
- （2）県（県本部）は、被災地外の市町村と連携して備蓄している救助物資について、被災地の状況及びニーズを考慮の上、供給先等を調整して配分するものとする（下表を参考のこと）。その際、事態に照らし緊急を要し、市町村の状況把握が困難で市町村からの要請を待つとまがないと認められるときは、要請を待つことなく、市町村に対し物資を輸送するものとする。

3 不足分に係る供給要請、調達、配分

県（県本部）は、県内市町村の備蓄物資だけでは対応できない場合には、次により供給要請の連絡調整を行うものとする。ただし、緊急を要し、被災市町村からの要請を待つとまがないと認められるときは、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、要請を待たずに物資供給を実施するものとする。

（1）供給対象者数の確認

県（危機管理部又は県本部事務局）は、各市町村からの避難者数等の情報をもとに、供給対象者数を概算する。

（2）供給能力の把握

県（生活環境部）は、「災害時における生活関連物資の調達に関する協定」を締結している事業者等と連絡調整を図り、供給能力の把握に努める。

（3）救助物資の品目及び数量の決定

県（危機管理部又は県本部事務局）は、関係機関との連絡調整を行い、供給する被服・寝具・その他生活関連物資の品目及び必要数を決定する。

情報が得られない市町村分については、県職員を派遣するなどして情報の入手に努める。

（4）供給に係る優先度決定

供給数量が必要数に満たない場合には、供給の緊急度、優先度を勘案しつつ決定するものとする。

（5）調達先の決定

ア 県（生活環境部）は、（3）により決定された食糧の品目及び数量について、協定を締結している事業者等から物資の調達を行う。

イ なお、必要に応じて、協定を締結している事業者の例により、相互応援協定を締結している各県に対し、救助物資の供給を依頼する。

4 輸送

（1）集積場所の確保

県（危機管理部又は県本部事務局）及び市町村は、救助物資の引受のためにあらかじめ定めた集積場所を確保する。

（2）輸送実施者

ア 救助物資の輸送は、事情の許す限り当該物資を供給する者に依頼し、集積場所まで直接輸送することを基本とする。

イ この場合において、県（生活環境部）は、輸送日時、輸送先、輸送経路や交通規制に係る情報、引受責任者を輸送実施者に対し連絡し、輸送の円滑な実施を図る。

ウ 県（危機管理部又は県本部事務局）又は警察本部は、必要に応じ、緊急通行車両の標章を発行する。（第7部第4章「緊急通行車両の確認」を参照）

エ ただし、物資を供給する者による集積場所までの輸送対応が困難な場合には、県が輸送する。

（3）引受要員の確保

県（危機管理部又は県本部事務局）は、市町村に対し、引受要員の選定・確保を依頼する。市町村が実施できないときは、県職員を派遣するなどして要員を確保する。

（4）他の輸送物資との関係

市町村の要望する物資を効率的に輸送するために、食糧と他の生活関連物資等と併せて輸送することが適当な場合は、合送するものとする。

5 保管

（1）県及び市町村は、救助物資を、避難所等に対し即時供給する必要がある場合、又は中継のため必要がある場合には、輸送拠点等に一時保管するものとする。

（2）県及び市町村は、救助物資の引継ぎを受け配分するまでの間は、保管場所の選定、警備等十分な配意をするものとする。配分せず残った物資については、供給した者の指示により処置するものとする。

6 緊急調査及び監視等

（1）県（生活環境部）は、災害時の便乗値上げ等の価格高騰を防止するための緊急調査及び価格監視を行う。

（2）物価監視を行った結果により、価格の高騰又は供給不足が生じて県民生活に悪影響が生じるおそれがあると判断した場合、県は必要に応じて関連法令に基づき適切な措置を講じるものとする。

・生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）に基づく対象物資の指定に関する国への要請など

・国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）に基づく対象物資の指定に関する国への要請など

（参考）災害時の物資ニーズの目安（食糧、生活関連物資等）

必要時期	需要	必要物資（共通）	地震災害	水災害	その他
発災当日	高	非常食（乾パン、アルファ化米）、粉ミルク、ほ乳瓶、飲料水、ろ水機、医薬品、生理用品、紙おむつ、ティッシュペーパー、タオル、毛布、ラジオ、懐中電灯、乾電池、ろうそく、ライター、携帯トイレ、仮設トイレ、トイレットペーパー、ゴミ袋、カセットコンロ	テント、発電機、投光器		* 冬季 暖房機器、燃料
	中	暖房機器、燃料、石油ポンプ		土のう	
	低	筆記用具			
2～3日目	高	食料品（弁当、おにぎり、柔らかい食事）、粉ミルク、飲料水、医薬品、生理用品、紙おむつ、ティッシュペーパー、タオル、雑巾、毛布、携帯トイレ、仮設トイレ、トイレットペーパー、ガムテープ、ロープ、ゴミ袋、軍手、ゴム手袋、簡易ベッド、ついたて	防水シート、運搬機器（リヤカー、乳母車、一輪車）、懐中電灯、乾電池、ろうそく、ライター、衣類、靴	雨具、長靴、清掃用具、水切り用具、スコップ、ポリバケツ、寝具	* 冬季 暖房機器、燃料 * 夏季 冷房機器、反射シート * 出水季 防水シート
	中	暖房機器、燃料、石油ポンプ、洗面具（洗面器、歯ブラシ）、防塵マスク	食器類、貯水容器	消毒剤、消臭剤	
	低	筆記用具	住宅地図		
4日目以降	高	食料品（炊き出し、弁当、おにぎり、柔らかい食事）、粉ミルク、飲料水、医薬品、生理用品、紙おむつ、ティッシュペーパー、タオル、雑巾、トイレットペーパー、ガムテープ、ゴミ袋、軍手、ゴム手袋	防水シート、運搬機器（リヤカー、乳母車、一輪車）、仮設トイレ、携帯トイレ、ロープ	携帯トイレ、清掃用具、水切り用具、スコップ、ポリバケツ、寝具	
	中	洗面具（洗面器、歯ブラシ）、防塵マスク、燃料	食器類、貯水容器	消毒剤、消臭剤	
	低	衛生用品（石けん、シャンプー、爪切り、洗剤）、筆記用具	調味料、調理器具、衣類、靴、毛布、扇風機		

* 季節や天候等の条件によって、ニーズが異なるため注意すること。

* 要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いにも配慮すること。

* 地震時にはがれき処理、風水害時には汚泥処理等、住居の復旧のために必要な物資に留意すること。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 住民への救助物資の供給

- (1) 備蓄物資の供出
- (2) 不足分に係る供給要請
- (3) 救助物資の集積・配分

第3章 飲料水の供給

（県生活環境部、県商工労働部、市町村）

第1節 目的

この計画は、災害のため飲料水等が枯渇し、又は汚染されて現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、関係機関の協力のもとに飲料水等の供給を図ることを目的とする。

第2節 実施主体

被災者に対する飲料水の供給の実施は、市町村が行う。ただし、当該市町村だけではその実施が困難な場合は、県が供給を支援する。

第3節 飲料水の確保、調達及び配分の措置

1 飲料水の確保

市町村は、概ね次の方法により飲料水を供給し、又は確保するものとする。

ただし、一時的な断水や給水制限があった場合を除いては、長期的かつ大量の飲料水の供給が必要となり、自己調達のみでは対応が困難であることが予想されるため、早急に応援要請の是非を検討し、応援要請から応援実施までに要する時間を勘案の上、必要に応じて早期に応援要請を行うものとする。

- （1）ボトルウォーターを供給する。（備蓄品を優先配布）
- （2）災害用給水袋を配布する。（備蓄品又は調達品）
- （3）被災地に近い水源地から給水車又は給水タンク等により運搬供給する。給水にあたっては、組立式給水タンク等を活用した給水効率の向上に努める。
- （4）可搬式浄水器の浄水等により、飲料水を確保する。
- （5）災害対応自動販売機を設置している場合は、災害時モードに切り替え、飲料水を無償提供する。

2 不足分に係る供給要請、調達

県（生活環境部）は、市町村から飲料水の供給について応援要請があったとき、又は緊急時においては、次の方法により飲料水の供給を実施し、計画的な給水を行うよう応援するものとする。

より具体的な給水応援計画は、県（生活環境部）が定める「地震時における水道の応急対策行動指針」（資料編を参照）に基づいて実施する。

- （1）自衛隊への給水支援を要請する。
- （2）ボトルウォーターの調達を行う。
- （3）各県に対し、飲料水の調達について応援の要請をする。
- （4）応援給水が円滑に行えるよう、隣接市町村など各要請機関との調整を行う。
- （5）給水用機械器具等を調達し、又はこれらを所有する機関（県内市町村、他の都道府県等）に要請する。

3 留意点等

- （1）飲料水が汚染されたと認められるときは、浄水装置等により浄水して供給する。
- （2）飲料水に防疫その他衛生上浄水の必要があるときは、消毒剤等により適切に処理する。
- （3）住民に対して節水の励行を呼びかける。
- （4）県及びその他関係機関と連携し、上水道の早期復旧を図る。
- （5）水の供給は、可能な限り、要配慮者、避難所、医療施設、福祉施設に優先して供給するものとする。
- （6）飲料水の供給に当たっては、避難所以外の住民についても留意する。

第4節 その他の水の供給

飲料に供しない水の供給については、その用途に応じ、飲料水の供給方法の準用・井戸水、河川、湖沼の水の利用等により行う。（用途の例）清拭、洗顔、洗濯、トイレ排水等

第5節 広報

給水を実施する場合には、県及び市町村、その他関係機関で連携して給水場所及び時間等について広報を実施する。また、災害時協力井戸の位置等について、広報を実施する。

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 住民への飲料水の供給

- （1）備蓄飲料水の供給
- （2）不足分に係る供給要請
- （3）飲料水の集積・配分

災害応急対策編（共通）第9部 保健衛生対策計画

第1章 トイレ対策

（県危機管理部、県生活環境部、市町村）

第1節 目的

この計画は、災害発生時における被災者のトイレ確保について定めることを目的とする。

- （1）仮設トイレの設置、維持
- （2）携帯トイレの配付
- （3）既存トイレの復旧、維持

*以下、本章及び災害予防編第9部第1章「トイレ確保体制の整備」において、次のとおり記載する。

仮設トイレ：設置工事を伴うトイレ（又は比較的大型な可搬式のトイレ）で、バキュームカーによるくみ取りの必要があるもの。【例：イベント用レンタルトイレ等】

マンホールトイレ：防災拠点及び避難所周辺に設置するマンホール一体型のトイレで、バキュームカーによるくみ取りの必要がないもの。

携帯トイレ：小型の据え置きトイレで、バキュームカーによるくみ取りの必要がないもの。【例：医療用ポータブルトイレ】

又は、携帯可能な蓄便袋の類【例：カー用品の蓄便袋】

既存トイレ：災害発生前から住居、公共用施設等に設置されているトイレ設備。

トイレカー等：仮設トイレと自動車を一体化し、自走式にしたトイレカーのほか、牽引が必要なトイレトレーラーがある。バキュームカーによるくみ取り又は自走により処理施設までの持ち込み、マンホールへ接続しての排水による処理が必要。

第2節 トイレ対策の留意点

トイレ対策の実施責任者は、次の点に留意して対策を講ずるものとする。

1 迅速な初動対応

トイレの確保は、被災直後から直ちに必要になるため、被災状況等を見極め、早急に応急対策を行うものとする。

2 対応窓口の一本化

トイレ対策は多岐にわたり、状況に応じてとるべき対応が異なることに留意する。

また、複数の手段を複合的に行うため、対策の総合調整を行う窓口を設けるものとする。

3 予見に基づく準備

物資の調達や、応援の要請を行う場合、相当の日数を要する可能性があるため、今後必要となる措置をあらかじめ想定し、早期にその対策を講ずるものとする。

特に仮設トイレや携帯トイレについては、風水害等による浸水予測や地震・津波の被害想定（震災対策編第1部第2章「被害想定」）等を踏まえた必要数量を平時から把握し、その調達体制を整えておくものとする。その際、避難所に避難する者以外の被災者が必要とするトイレの数量についても勘案する必要がある。

また、計画的にし尿収集が実施できるよう、現地の状況や処理場の処理能力等を十分に把握し、必要となる応援要請を早期に講ずるものとする。

4 複数手段の活用

特に初動段階では、物資等が不足して十分な対応をとることが困難である。

隙間のない対策を行うため、複数の手段を補完的にを行い、その効果を高めるものとする。

5 既存トイレの早期復旧

使用不能な状態にある既存トイレの機能を回復させることで、トイレ対策は順次解決していくため、できる限り早急に既存トイレを復旧させるものとする。（水引き後間もなくのくみ取り収集等）

6 利用者への配慮

（1）男女別のトイレの確保及び設置（女性用を男性用の3倍設置する等の配慮も必要）

（2）高齢者・障がい者などの要配慮者が利用しやすい設備・環境の確保（トイレの洋式化等）

（3）季節や天候、時間帯に応じて安心して利用できる環境整備

第3節 実施責任

- 1 市町村は、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、県への要請や国の災害対応車両登録制度により、トイレカー、トイレトレーラー等を確保し、水洗の快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。なお、被災地のし尿の収集及び処理は市町村が実施するものとする。
- 2 仮設トイレ、マンホールトイレの設置及びトイレカーの配備は、県が保有するものは県が行い、それ以外（協定

により確保するレンタルトイレ等）は市町村が行う。

- 3 携帯トイレの調達及び配付は、市町村が実施するものとする。
- 4 市町村が実施する業務について、当該市町村のみで処理することが困難な場合は、県又は県内外の市町村に応援を要請するものとする。

この場合において、災害の規模等に照らし、県は直ちに支援準備に着手し、応援要請の可否を確認しながら支援するものとする。

第4節 応援を求める手続き

1 し尿処理の応援

- (1) 市町村がし尿処理の応援を求めるときは、次の事項を明らかにするものとする。

- ア 処理が所要な地域
- イ 期間
- ウ 応援を求める人員、機材
- エ 応援を求める業務の範囲
- オ その他参考事項

- (2) 県は、応援を求められたときは、直ちにし尿処理業務の実施について被災地域外の市町村に応援を要請するとともに、あらかじめ協定を締結している廃棄物関係団体に対し協力要請を行い、関係市町村を加えた三者間で協議・調整を行いながら、し尿処理事業者のあっせん等により必要な処理体制を構築するものとする。

2 仮設トイレ、携帯トイレ調達等の応援

- (1) 市町村が県に仮設トイレ設置又はトイレカーの派遣の応援を求めるときは、次の事項を明らかにするものとする。

- ア 設置又は派遣予定地域
- イ 設置又は派遣予定期間
- ウ 必要な台数又は使用する人数
- エ その他参考事項

- (2) 市町村が県に携帯トイレや簡易トイレの調達の応援を求めるときは、次の事項を明らかにするものとする。

- ア 配付予定地域
- イ 配付予定期間
- ウ 必要な個数又は必要な人数
- エ その他参考事項

- (3) 県は、応援を求められたときは、直ちに次のとおり必要な措置を講ずることとする。

なお、救助物資の輸送は、事情の許す限り当該物資調達先に依頼し、当該物資調達先に依頼できないときは、第7部第1章「緊急輸送の実施」の定めるところにより輸送する。

- ア 被災地域外の県内市町村に対する応援の要請
- イ 国、他都道府県、民間団体等に対する応援の要請（国の災害対応車両登録制度の活用）
- ウ 仮設トイレの貸し出し・提供が可能な事業者への応援の要請
- エ 携帯トイレの提供が可能な事業者への対応要請
- オ トイレカーの派遣が可能な事業者への応援要請

第5節 し尿処理の実施方法

1 実施組織

市町村は、し尿の処理を要する地域、数量等に応じ、民間処理事業者への委託又は雇い上げ等により、し尿処理班を編成するものとする。

2 収集及び処理の方法

- (1) し尿の処理は、原則としてし尿処理場で行うものとする。
- (2) し尿処理場が機能しないとき等、やむを得ない場合は、市町村は環境衛生上支障のない方法でし尿処理を行うものとする。
- (3) 市町村は、(2)の場合に備えて、下水道管理者等の関係者と協議の上、これらの処理方法、予定場所、防疫用薬品の調達計画をあらかじめ定めておくものとする。
- (4) 市町村は、水道や下水道の被害状況、避難所の開設状況、仮設トイレ及びマンホールトイレの設置状況等を把握し、できる限り効率的かつ衛生的な収集及び処理を行う。

第6節 仮設トイレの設置及び維持管理の方法

1 設置の基準

- (1) 市町村は、避難所の生活者数、ライフラインの支障の程度、下水道普及率等に応じた仮設トイレの必要数量を平素から定めておく。
- (2) 仮設トイレの設置の必要が生じた場合、市町村は、前項で定めた必要数量を元に、仮設トイレの設置計画を決定する。

(3)設置後の簡易な清掃等の日常的な維持管理については、できる限り避難所の生活者が自ら行い、円滑なトイレの使用ができるよう協力を求めるものとする。

2 市町村が行う応急対応

(1)市町村は、避難所開設等に伴う仮設トイレの設置を、避難所の立地条件等を考慮して行うものとする。

仮設トイレの設置に当たっては、避難所の規模、立地条件、上水道等の環境に対する影響等を勘案の上、被災地のニーズに応じて設置場所を定めるものとする。

また、し尿収集等、設置後の維持管理に支障が生じない場所を選定するものとする。

(2)市町村は、仮設トイレを地下水等が汚染しないような場所を選定して設計し、閉鎖に当たっては消毒実施後に埋設するものとする。

(3)市町村は、被災地のニーズに応じ仮設トイレを確保し、避難所に配置する。

(4)市町村は、仮設トイレに必要な消耗品の配布を行う。

3 県が行う応急対応

(1)県（生活環境部）は、被災市町村と連絡調整を図り、県が保有する仮設トイレを設置する市町村を決定するものとする。なお、仮設トイレを設置する具体的な場所は、被災地のニーズに応じて市町村が決定する。

(2)県が保有する仮設トイレの輸送は、第7部第1章「緊急輸送の実施」により行う。

第7節 携帯トイレの配付及び調達の方法

1 市町村が行う応急対応

(1)被災の状況に応じ、避難所等において携帯トイレの配布を行うものとする。

(2)被災の状況に応じ、既存トイレが使用不能な住民に対しても携帯トイレの配布を行うものとする。

(3)市町村は、携帯トイレに必要な消耗品の配布を行う。

(4)市町村は、必要に応じて避難所以外のトイレが使用できない被災者への蓄便袋等を配布する。

(5)収集した蓄便袋等については、各市町村の分別の区分に従い、市町村が処理する。

2 県が行う応急対応

市町村の要請に応じて、不足する携帯トイレを確保する。

第8節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 災害発生時のトイレ確保対策の実施
- 2 地域内のトイレ設置状況のマッピング（トイレマップ）の推進
- 3 被災地のし尿収集及び処理
- 4 仮設トイレ及びマンホールトイレの設置
- 5 携帯トイレの調達及び配布
- 6 し尿処理及び災害用トイレ調達に関する応援要請

第2章 障害物の除去

（県生活環境部、県県土整備部、市町村）

第1節 目的

この計画は、津波、山くずれ、河川の崩壊等によって、道路、住居又はその周辺に運ばれたがれき、土石、竹木等の障害物のため日常生活に著しい困難が生じているとき、これを除去し、被災者の保護と生活の安定を図ることを目的とする。

第2節 実施主体

- 1 道路上又は河川上の障害物の除去は、当該道路又は河川の維持管理者がそれぞれ実施するものとする。
ただし、電力線・通信線及び電柱等のライフラインに係る占有物件については、各施設の管理者が行うものとする。
- 2 港湾施設に漂流した障害物の除去については、港湾施設（及び漁港施設）の管理者が実施するものとする。
- 3 上記1又は2以外の場合で、災害によって発生した障害物（損壊家屋等を含む）の除去は、市町村が行う。
- 4 市町村は、当該市町村のみで処理することが困難な場合は、県又は被災地外の市町村に応援を求めるものとする。この場合において、県は直ちに支援準備に着手し、災害の規模等に照らし、応援要請の要否を確認しながら支援するものとする。

（参考：廃棄物別の整理表）

廃棄物の種類	処理実施者	備考
生活ごみ	市町村	一般的な可燃ごみ、不燃ごみ 等
災害廃棄物	市町村	損壊家屋、損壊家具 等
災害土砂等	市町村	家屋等に流入した土砂 等
し尿	市町村	便槽に蓄積したし尿 等
道路、河川の障害物	道路管理者 河川管理者	道路上に転落した岩石 等
港湾施設内の漂流障害物	港湾施設管理者 漁港施設管理者	港湾施設内の巨大な流木 等 ※港湾施設内に漂着したビニール袋等の非障害物については、本章により処理

（注）家屋等に流入した土砂等の損害家屋が一体となり、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合については、これら全体を災害土砂等として、除去を行うものとする。

第3節 市町村による障害物の除去

1 処理体制の構築

市町村は、災害廃棄物を自ら若しくは事業者へ委託し、又は災害廃棄物処理協定の締結団体に要請して、災害廃棄物の収集運搬及び処理を行うものとする。

また、市町村は、災害廃棄物等の処理（損壊家屋等の公費解体・撤去を含む）にあたり必要に応じて次の事項を明らかにした上で県に応援を要請するものとする。

- （1）処理対象地域
- （2）処理期間
- （3）応援を求める人員、機材
- （4）応援を求める業務の範囲
- （5）その他参考事項

2 損壊家屋等の公費解体・撤去

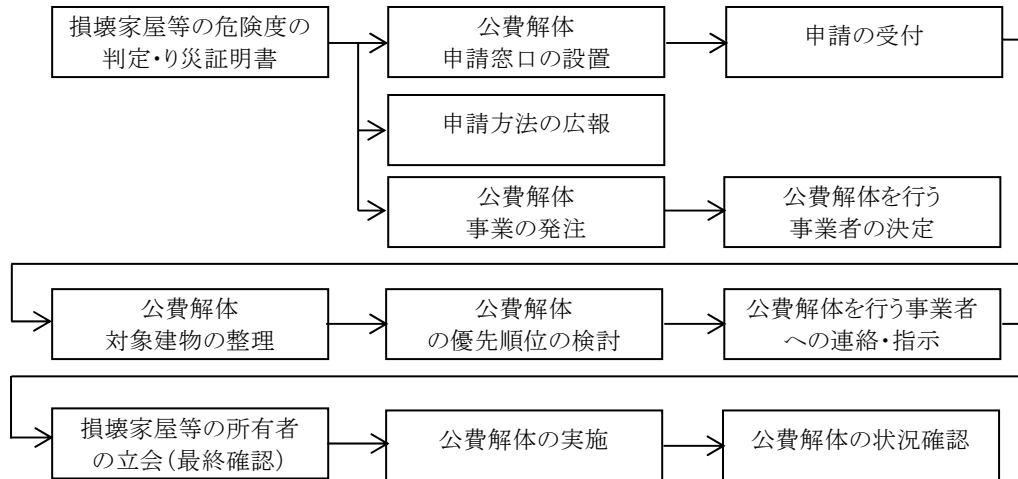
市町村は、国の災害等廃棄物処理事業費補助金を活用した損壊家屋等の解体・撤去を行う際は、「公費解体・撤去マニュアル 第5版」（令和6年6月 環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）に基づき実施するものとする。なお、実施にあたっては次の事項に留意する。

- （1）受付体制等（対象案件の選定、ルール作り、申請受付体制の検討等）
- （2）事業者との契約（発注方法・積算方法等）

※解体・撤去棟数が多い場合、補償コンサルタントや測量事業者等の民間事業者への委託も検討する。

- （3）関係者の同意の確認（損壊家屋の建物性、民法の所有者不明建物管理制度の活用等）

（参考：公費解体の手順）



「公費解体・撤去マニュアル 第5版」（令和6年6月 環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）より

第4節 県による障害物の除去

1 処理体制の構築

県は、障害物の除去（損壊家屋等の公費解体・撤去を含む）について応援を求められたときは、直ちに業務の実施について県内の被災地域外市町村への応援要請や被災地域外市町村への人員の派遣等を行うとともに、あらかじめ協定を締結している関係団体に対し協力要請を行い、関係市町村を加えた三者間で協議・調整を行いながら、関係事業者のあっせん等により必要な処理体制を構築するものとする。

また、津波等の被害により、県内において処理を行うことが不可能な大規模災害が発生した際には、近県に又は国を介して他県に災害廃棄物の広域処理を依頼するものとする。

2 障害物の除去

県は、比較的小規模のものについては、各県土整備事務所・総合事務所県土整備局等において処理し、大規模なものについては、建築事業者等の協力を得ながら、概ね次により実施する。なお、特に建物等の除去にあつては、市町村と連携を図り個別の要請、指示を受けるなど、除去物件の選定には留意し、硫酸等の有害物質の漏えいや石綿の飛散防止のため、県は応急装置の検討や関係機関へ連絡をするとともに、状況に応じて事業者等に対し、大気汚染防止法等に基づく指導・助言等を行う必要がある。

（1）建設事業者との提携

県は、建設用資材及び技能者等要員の調達、提供について、関係団体との協定に基づき、資機材及び要員を確保する。なお、県と関係団体との協定により調達、提供された資機材・要員の集積・集合の場所は、県の指示する場所とする。

（2）日本自動車連盟（JAF）、山陰ELVリサイクル協議会との提携

県及び市町村は、応急対策を行う上で支障となる被災車両の撤去、移動等について、必要に応じて「災害時における被災車両の撤去等に関する協定」に基づき日本自動車連盟中国本部鳥取支部、山陰ELVリサイクル協議会に支援を要請し、県・市町村・警察本部・道路管理者等が連携して実施する。

（3）海上保安庁、中国地方整備局（港湾空港部又は境港湾・空港整備事務所）との連携

港湾区域内の漂流障害物であつて船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるものについては、境海上保安部、中国地方整備局（港湾空港部又は境港湾・空港整備事務所）と連携を密にし除去する。

第5節 除去した障害物の集積場所

1 障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、概ね次の場所に集積廃棄又は保管するものとする。

なお、この集積場所については、関係用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。

ただし、災害の状況によっては、海岸、河川敷、緑地帯等を一時使用する。

（1）災害廃棄物については、市町村があらかじめ指定する仮置き場

（2）保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所

（3）除去した障害物が二次災害の原因とならないような場所

（4）広域避難地として指定された場所以外の場所

2 実施者は、集積後に別途処分場への搬入を必要とするものはあらかじめ分別しておく等、当該障害物の最終的な処分方法をできる限り考慮するものとする。

第6節 処理方法

1 生活ごみの処理

- (1) ごみの処理は可燃物、不燃物に区分し、可燃物については原則としてごみ焼却場で焼却するものとするが、やむを得ない場合はその他の環境衛生上支障のない方法で行うものとする。
- (2) 自らの処理能力を超える状況となったときは、県内又は県外の市町村等の応援機関に対し、ごみ処理場への搬送及び処理を依頼する。

また、被災地方公共団体は、労働災害や周辺環境への影響を防ぐために、必要に応じて集積場所や周辺において、大気中の石綿粉じん濃度の測定等の環境モニタリングの実施を検討する。

なお、石綿含有建材等にかかる取扱いについては、原則「災害時における石綿飛散防止にかかる取扱いマニュアル（第3版）」（令和5年4月 環境省水・大気環境局大気環境課）によること。

（参考：廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令）

野外での廃棄物の焼却は原則として禁じられているが、震災、風水害等の災害の予防、応急対策、復旧に必要な最低限の焼却は例外。

2 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の処理は、上記1及び災害廃棄物対策指針（平成30年3月、環境省環境再生・資源循環局）「2-6 災害廃棄物処理」を踏まえて実施する。

（参考）災害廃棄物対策指針（項目抜粋）

1-3-8

○災害時に発生する災害廃棄物

災害時には、通常の生活ごみに加えて、避難所ごみや片付けごみ、仮設トイレ等のし尿を処理する必要がある。

生活ごみ：家庭から排出される生活ごみ

避難所ごみ：避難所から排出されるごみで、事業系一般廃棄物として管理者が処理する。

し尿：仮設トイレ等からの汲み取りし尿、災害にともなって便槽に流入した汚水

災害廃棄物：住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物がある。

2-2-6 災害廃棄物処理

○発生量・処理可能量・処理見込み量

○処理スケジュール

○処理フロー

○収集運搬

○仮置場

○損壊家屋等の解体・撤去（必要に応じて解体）

○選別・処理・再資源化

○有害廃棄物・適正が困難な廃棄物の対策

○津波堆積物

○災害廃棄物処理事業

3 港湾施設内の漂着ごみ（非障害物）

港湾施設内の漂着ごみ（非障害物）の処理は、上記1に準じて行う。

4 災害廃棄物処理の留意事項

市町村及び一部事務組合が実施した以下の事業等については、環境省が定めた「災害廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」により、国庫補助の対象となるものがあるので留意すること。

- (1) 災害のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業
- (2) 特に必要と認めた仮設便所、集団避難所より排出されたし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって、災害救助法に基づく避難所の開設期間内のもの。

5 災害廃棄物処理の国による代行

国（環境省）は、円滑かつ迅速な災害廃棄物処理について必要な支援を行うこととされている。特に、大規模な災害が発生したときは、その災害廃棄物の処理に関する指針を策定するとともに、廃棄物処理特例地域内の市町村長から要請があり、かつ、当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって行うこととされているため留意を要する。

6 ボランティア等の連携

県及び市町村は、災害廃棄物の処理をボランティアやNPO等の支援を得て行う場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整・分担するなどして、効率的に搬出を行うよう努めるものとする。

第7節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 障害物の除去の実施
- 2 障害物の除去に関する応援要請
- 3 障害物の集積場所の確保
- 4 生活ごみ、災害廃棄物の処理
- 5 災害廃棄物処理の国による代行

第3章 防疫の実施

（県福祉保健部、県生活環境部、県農林水産部、市町村）

第1節 目的

この計画は、災害時にあっては生活環境の悪化、被災者の病原菌に対する抵抗力の低下等の悪条件が重なり感染症の流行が考えられるため、これを未然に防止するとともに食品衛生、家畜防疫に関し必要な対策を講ずることを目的とする。

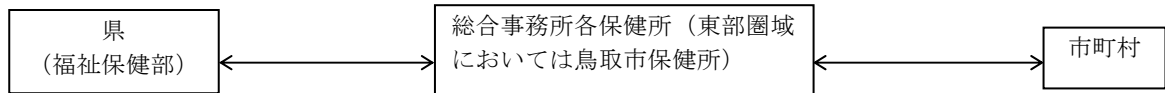
第2節 一般防疫

1 実施責任者

- （1）災害時における防疫は、市町村が実施する。ただし、市町村が実施できないか、又は実施しても不十分であると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）又は予防接種法に基づき必要な措置は県が行う。
- （2）市町村の被害が甚大で当該市町村のみで防疫を実施できない場合は、他の市町村又は県の応援により実施するものとする。

2 県の防疫措置の実施体制

- （1）県は必要に応じて災害防疫対策本部を置く。ただし、災害対策基本法に基づく県本部が設置された場合にはこれに含まれるものとする。
 - （2）災害防疫対策本部は、市町村が実施する防疫活動を指導する。
 - （3）また、災害の状況により総合事務所保健所（東部圏域においては鳥取市保健所）に災害防疫現地対策本部を置き、必要な措置を講ずる。
 - （4）なお、災害防疫対策本部は、次のものについて、市町村への指示を行う。
 - ア 感染症法第27条第2項の規定による消毒の施行に関する指示
 - イ 感染症法第28条第2項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示
 - ウ 感染症法第29条第2項の規定による物件に係る措置に関する指示
 - エ 感染症法第31条第2項の規定による生活の用に供される水の供給の指示
 - オ 予防接種法第6条の規定による臨時予防接種に関する指示
 - （5）市町村長から応援の要請（所轄総合事務所（東部圏域においては鳥取市保健所）経由）を受けたときは、他の市町村による応援措置を講じ、又は県の防疫組織により直接応援を行う。
- （指導、指示、命令、応援の措置等）



※必要に応じて災害防疫対策本部を設置 ※必要に応じて災害防疫現地対策本部を設置

3 県の防疫組織運営方法

- （1）防疫組織の運営は、次の編成によって実施するものとする。

本部名	班・係名		業務内容
県災害防疫対策本部（県（福祉保健部、生活環境部））	情報連絡班		①災害防疫対策本部の編成並びに統合調整 ②各部局及び関係機関との連絡調整並びに各種報告 ③災害防疫対策経費の経理 ④災害情報の収集と伝達 ⑤予防情報、衛生教育の実施
	防疫班	給水清掃係	給水並びに清掃活動の実施計画の樹立及び指導
		防疫係	①災害防疫実施状況及び感染症発生状況の把握 ②各種報告例の指導徹底 ③感染症予防対策の実施指導 ④防疫器具の確保 ⑤各種防疫薬剤の需給調整 ⑥予防接種計画の樹立
災害防疫現地対策本部（総合事務所各保健所、環境建築局ほか）	総務記録係		①各係の編成並びに統合調整 ②県災害防疫対策本部及び市町村防疫対策本部との連絡調整 ③災害防疫対策経費の経理 ④災害防疫業務の記録整備
	情報連絡係		①災害情報の収集と各係への伝達 ②予防対策に関する知識の普及並びに衛生教育の実施 ③災害状況及び防疫活動状況の報告 ④市町村災害防疫諸報告の取りまとめ並びに作成指導

本部署名	班・係名		業務内容
	資材係		①管内における災害防疫資材の需給調整 ②埋葬についての指導
	防疫係	防疫班	①消毒並びにねずみ族、昆虫等駆除の実施指導 ②感染症予防対策の実施指導 ③感染症患者の入院措置 ④消毒用薬剤器具の所要数量の確保 ⑤食品及び飲料水の衛生指導
		調査班	①災害地の感染症等発生状況調査 ②患者の診断及び入院（発生時の原因究明、感染経路の特定、検体採取、必要に応じ患者の入院措置等）
	給水係		給水実施指導

※災害防疫対策本部を設置しない場合でも、必要に応じて上記役割、業務内容等に準じた対応を行う。

(2) 総合事務所各保健所（東部圏域においては鳥取市保健所）は、概ね次の方法により感染症等の発生について調査等を実施するものとする。

ア 感染症患者の発生状況を正確に把握し、下痢、発熱等の有症者が現に発生している地域、避難所、浸水地域その他衛生条件の悪い地域の住民を優先し、その必要度に応じて順次実施するものとする。

イ 感染症等発生状況等調査により必要があると認める地域の住民に対して、感染症法第17条及び第45条の規定による健康診断を行う。

(3) 県は災害時における感染症の予防に関する注意事項、感染症発生状況等について有線放送の活用又は報道機関の活用などにより、速やかに被災地域住民に周知徹底を図るものとする。

(4) 県は防疫用薬剤及び資機材の備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図り、市町村長の要請に基づき調達あっせんを行う。

(5) 県は、災害の発生による感染症患者、又は病原体保有者の多発に備え、鳥取県医師会等の医療関係団体や医療救護に当たる各種支援チーム等と連携し、被災地域方面の感染症の診療を行う医療機関の協力体制及び患者移送に関して迅速かつ適切に行う体制の整備を図る。

(6) 県は、医療機関に入院出来ない患者を受け入れるため臨時医療施設を設置した場合、第6部第1章「医療（助産）救護の実施」により、医療従事者を確保するとともに及び所要の体制整備を行う。

(7) 総合事務所各保健所（東部圏域においては鳥取市保健所）は、管内市町村の被害状況及び防疫活動状況を取りまとめ、県（福祉保健部）へ報告する。

4 市町村における防疫業務

(1) 物件・場所に係る防疫措置

ア 知事の指示に基づき、被災地地域及びその周辺の地域について物件に係る防疫措置を実施する。この場合、溝きよ、公園等の公共の場所を中心として感染症予防のための衛生的処理を実施するものとし、被災家屋及びその周辺は住民等において実施するものとする。実施要領は、感染症法施行規則第16条に定めるところにより実施する。

イ 大規模災害等で住民等が消毒を実施することが困難な場合は、知事の指示に基づき市町村が消毒を実施する。なお、消毒方法は感染症法施行規則第14条及び第16条に定めるところにより実施する。

ウ 消毒の実施に当たっては、速やかに消毒薬剤等の手持量を確認の上、不足分を補い、使用便利のよい場所に配置する。

(2) 避難所の防疫指導

多数の者が避難した避難所は、衛生状態が悪くなりがちで感染症発生の原因となることが多いため、次の事項に重点をおいて防疫活動を実施するものとする。

ア 感染症等発生状況調査 イ 物件に係る措置、消毒の実施

ウ 集団給食の衛生管理 エ 飲料水の管理 オ その他施設内の衛生管理

(3) 患者等に対する措置

ア 被災地において、感染症患者又は病原体保有者の発生が予測されるため、県と連携し県内の感染症の診療を行う医療機関等の確保と患者又は保菌者の搬送体制の確立を図るとともに、県が行う入院の勧告又は措置が速やかに実施できるようにする。

イ 交通途絶等のため医療機関に入院させることができないとき又は困難なときは、県と連携し臨時の医療施設を設けて入院させるものとする。

ウ やむを得ない理由により医療機関に入院させることができない患者に対しては、自宅治療とし、排泄物等の衛生処理について厳重に指導し、必要に応じて治療を行うものとする。

(4) ねずみ族、昆虫等の駆除

ア 県の定めた地域内で県の命令に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとし、その実施要領は感染症法施行規則第15条に定めるところによるものとする。

イ ねずみ族、昆虫等の駆除の実施に当たっては、器材及び薬剤の現状確認を速やかに行うとともに、不足器材等の調達に万全を図る。

(5) 生活の用に供される水の供給

県は防疫上必要があると認める場合には、特定被災地について期間を定めて生活の用に供される水の使用停止の指示を行うが、この場合においてはその期間中、生活の用に供される水の供給を行うものとする。

第3節 食品衛生対策

1 実施責任者

災害時における食品関係業者及び一般消費者に対する食品衛生に関する指導は、中西部圏域は県が、東部圏域は鳥取市が行うものとする。

2 指導方法

食品衛生監視員の指導により現地指導を徹底に行い、食中毒等の発生を防止する。主な指導事項は次のとおりである。

(1) 避難所に対するもの

- ア 手洗の励行、食器の消毒など一般的注意事項の喚起
- イ 被災者の手持食品、見舞食品についての衛生指導

(2) 炊き出し施設に対するもの

- ア 給食用施設の点検
- イ 給食に用いる原材料、食品の検査

(3) 営業施設に対するもの

被災地における営業施設全般の実状を的確に把握するとともに、在庫食品の検査、製造施設の点検等を厳重に行い、不良食品の供給を防止する。

また、浸水、倒壊、焼失など直接被災した営業施設の再開については、食品衛生監視員の検査を受けた後開業するように指導する。

3 事業者団体との連携

災害の規模が大きく食品衛生監視員のみでは十分に食中毒予防の指導ができない場合には、状況により食品衛生協会の協力を求め、食品衛生監視員と緊密な連携のもとに食品衛生の指導に当たるものとする。

4 避難所で食中毒が発生した場合の対応

- (1) 避難場所を管轄する保健所は、食中毒の原因等について調査する。
- (2) 食事を提供している施設が原因施設と判明したときは、当該製造者に対し、必要な期間、食事の提供を中止させる。この場合、食糧の調達のため県本部へその旨を通知するとともに、県内又は近県の他の事業者へ依頼し調達するか、それでも不足する場合は、自衛隊に応援要請する等の措置をとる。
- (3) 食中毒調査が終了し、再発防止措置が取られた後、業務の再開が可能となった場合は、県本部へその旨を通知する。

第4節 家畜防疫

1 実施責任

被災地の家畜防疫は県が行うものとし、家畜保健衛生所を中心に獣医師会、農業共済組合、市町村等の協力を得て、防疫、診療に必要な組織をその都度編成し、次により対処するものとする。

2 家畜の防疫

- (1) 県は必要があるときは、区域を区切り、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者に対して消毒方法、清潔方法又はねずみ、昆虫等の駆除方法を実施するよう命じて、家畜の伝染性疾病の発生予防に努めるものとする。
- (2) 県は、家畜伝染病予防上必要があると認めるときは、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者に対し家畜防疫員の検査、注射、薬浴又は投薬を受けさせるよう命じ、伝染性疾病の発生予防に努めるものとする。
- (3) 県又は市町村は、患者が発生したときは、家畜伝染病予防法に基づき、患者の隔離、通行しや断、殺処分等の方法により伝染病のまん延防止に努めるものとする。

3 家畜の診療

被災地域で編成した家畜診療班のみで診療を実施することが不可能な場合、又は不適當であると認められる場合には、被災地域外からの診療班の応援を求めるものとし、被災地区の家畜保健衛生所及び県において計画実施に当たるものとする。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 防疫対策の実施

- (1) 物件に係る措置
- (2) 避難所の防疫指導
- (3) 患者等に対する措置
- (4) 消毒の実施
- (5) ねずみ族、昆虫等の駆除
- (6) 生活用水の使用停止に伴う水の供給

2 食品衛生対策の実施

第4章 入浴支援

（県生活環境部、市町村）

第1節 目的

この計画は、災害のため入浴施設を使用できなくなった被災者等のために、仮設入浴設備の供給など入浴設備を提供し、被災した住民の衛生確保を図ることを目的とする。

第2節 実施方法

1 実施機関

公衆浴場（使用可能な公衆浴場をいう。以下同じ。）に対する浴場用水の給水及び仮設入浴設備の供給の実施は、市町村が行う。県は、市町村だけでは入浴対策の実施が困難な場合に、これを支援する。

2 実施の方法

市町村は以下の方法により、入浴支援を行う。

- （1）自衛隊の災害派遣による入浴支援が可能であるため、必要に応じて県を通じて要請を求めるものとする。
- （2）鳥取県公衆浴場業生活衛生同業組合との協定に基づく浴場の開放や、社会福祉協議会、観光協会等の業種団体による入浴支援に関するボランティアを派遣するものとする。
- （3）公衆浴場の浴場用水の給水及び仮設入浴設備の供給は、おおむね次の方法によって行う。
 - ア 浴場用水を被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い取水可能な場所（温泉も含む。）から給水車等により運搬供給する。
 - イ 仮設入浴設備は、必要とする被災地に運搬供給する。

第3節 県における応援計画

市町村から入浴設備及び浴場用水の確保に係る支援要請があったときは、それぞれ次の方法により実施する。

1 仮設入浴設備の供給

- （1）県は、自衛隊に対して仮設入浴設備の供給を要請する。
- （2）県は、あらかじめ保有するリストをもとに、県内レンタル事業者に対し仮設シャワー等の供給可能数量を確認し、供給可能な事業者に対し当該入浴設備の運搬・設置を要請する。
- （3）県は、県が整備するシャワーカーを供給するとともに、国の災害対応車両登録制度や県内外の自治体、民間団体への要請等により入浴資機材を確保する。

2 浴場用水の給水

- （1）県は、自衛隊に対して入浴支援を要請する。なお、自衛隊が保有する野外入浴セット（貯水タンク 10,000 リットルの場合）による入浴可能人員数は、1日あたり約 1,200 人である。
- （2）浴場用水が不足する場合は、県又は市町村は、給水車等を所有する機関に要請して給水を確保するとともに、市町村は被災地近傍の公衆浴場及び道路が利用可能な場合にあっては、当該公衆浴場へ避難住民の輸送を行い、入浴を支援する。

3 留意事項

道路が寸断されて輸送が困難な場合は、ヘリコプター等による輸送を検討する。

第4節 広報

公衆浴場の営業状況や仮設入浴設備の設置場所等については、県及び市町村、その他関係機関が連携して住民への広報を実施するものとする。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 災害時の入浴施設の確保
- 2 浴場用水の給水
- 3 入浴施設に関する住民広報

第5章 動物の管理

（県生活環境部、県農林水産部、市町村）

第1節 目的

この計画は、災害時における動物の適切な管理体制を定め、住民の心身の安全及び安定を図ることを目的とする。

本章において、各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）ペット

愛玩動物としての飼い主のある動物で、は乳類、鳥類及びは虫類に属するもの等、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の適用を受ける動物をいう。

（2）特定動物

ニホンザル、ニシキヘビその他の人の生命、身体又は財産を侵害するおそれのある動物で、動物の愛護及び管理に関する法律施行令に定めるものをいう。

第2節 危険動物等の管理対策

1 実施責任

被災地における特定動物の管理指導や、危険な逸走動物等の収容等は、中西部圏域は県が行い、東部圏域は鳥取市が行う。なお、県と鳥取市は連携し、要請に応じて協力する。

2 特定動物の実態把握

被災地において飼育されていることを掌握している特定動物について、逸走の事実又はそのおそれがないか速やかに調査し、飼育実態を把握するものとする。また、マイクロチップの確認により飼養等許可者を把握するものとする。

3 危険な動物の収容

被災地において逸走した特定動物や、住民に危害を与えるおそれがある放浪犬等について、人畜への被害発生の防止のために必要な措置を講じるものとする。

4 収容施設の確保

中西部の各総合事務所の犬管理所を使用するが、収容することができない場合は、仮設収容施設を設置し、これに対処する。

第3節 ペットの管理対策

1 実施責任

被災地及び避難所におけるペットの管理は、飼い主自らが行う、もしくは飼い主同士が助け合い、協力して行うものとする。被災地におけるペットの管理対策は、中西部圏域は県が行い、東部圏域は鳥取市が行う。なお、県と鳥取市は連携し、要請に応じて協力する。

県は、市町村、獣医師会等の協力を得て、ペットの管理指導を行う。

2 ペットの管理指導

保護収容時には、保護個体に挿入されたマイクロチップや装着された首輪等の確認による飼い主の把握・返還に努める。必要に応じ、飼い主に対しペットの健康管理、適正なしつけ、飼い主による家庭動物へのマイクロチップ挿入や首輪等の装着などの飼育方法を指導することにより、人畜への被害発生の防止を図る。また、飼い主が不明の場合には、市町村は、マイクロチップの確認による飼い主の確認及び飼い主を探すための広報活動を行うものとする。

3 ペットの引き取り

被災者がやむを得ず犬猫を継続して飼養することができず、適正に飼養することのできる者に当該犬猫を譲渡する等、新たに飼養者を見いだすことができない場合には、被災者からの求めにより、当該犬猫を引き取り、収容するものとする。収容後の犬猫の取扱いは、平時の取り扱いに準じて行う。

4 収容施設の確保

引き取ったペットは中西部の各総合事務所の犬管理所に収容するが、収容能力を超える場合は、仮設収容施設を設置し、これに対処する。

5 避難に伴うペット対策

避難所や応急仮設住宅への避難を余儀なくされた場合におけるペットの取扱いについては、概ね次により行う。

（1）市町村は、当該避難所等におけるペット飼育場所の確保及び受入体制の整備に努める。（事前に県担当部局や施設管理者等と調整をしておくことが望ましい。）また、市町村は、県とも連携の上、地域の飼育状況を勘案した飼養にあたってのルールづくり、適正な飼養に関する飼い主に対する指導や支援に努める。

（2）飼い主との同行避難が困難なペットが多数生じる場合には、県は必要に応じて市町村に協力を要請して仮設収容施設を整備する。

また、県（生活環境部）は、物資や義援金等の支援を受けられるようペット災害支援協議会に対し、応援要請を行う。

また、第10部第1章「民間との協力体制の推進」により支援を受けるための手配等を行う。

(3) 県（生活環境部）は、災害の規模や被災状況を勘案し、ペット災害支援協議会の協力を受けて、獣医師会、動物関係団体等と共に現地本部を設置し、以後は現地本部が中心となって被災動物の保護及び救護活動に当る。

(4) 県（生活環境部）は、ペット災害支援協議会等の協力を受けて、ペットフード、ケージ、衛生処理袋等飼養に関する資機材の調達に努める。

また、使用済みの衛生処理袋については、市町村に処理を依頼する。

6 その他

業として取り扱っている動物については、特定動物であって公益上の対策の必要性がある場合を除き、原則として特段の応急対策を講じないものとする。（各々の事業者自らが対応することを原則とする。）

第4節 死亡獣畜の処理

災害時における死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）の処理について、平時の処理によりがたい場合には以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 死亡獣畜を化製場、死亡獣畜取扱場以外で処理する場合は、所有者が所轄市町村の許可を受けて行うものとする。

(2) 所有者が判明しないとき、又は所有者が実施することができないときは、市町村が実施するものとする。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 避難所でのペット受入れ体制の整備、ペット飼育の管理マニュアル等の作成

第6章 建築物等における石綿飛散等防止対策

（県生活環境部）

第1節 目的

この計画は、地震等の発生時における建築物等からの石綿飛散等による住民や作業従事者へのばく露を防ぐため、その被災状況等を把握し、応急対策を図ることを目的とする。

なお、本章で用いる建築物等及び石綿の定義等は「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（令和5年4月 環境省 水・大気環境局大気環境課。以下、本章において「マニュアル」という。）を参考にする。

第2節 初動対応者等への注意喚起

県は、関係機関と協力し、周辺住民に対し石綿を含む粉じんのばく露の危険性についてホームページやチラシ等で広く注意喚起するとともに、救護活動や建材撤去等の作業従事者に対して、防じんマスクの着用の徹底を呼びかける。

第3節 被災建築物等における石綿露出状況の把握と応急対策等

1 被災状況等の把握

県は、被災した建築物等について、石綿の露出や飛散の恐れがあるため、アスベスト台帳及び応急危険度判定結果等を参考に建築物等の被災状況及び石綿（特に吹付石綿）の露出状況等を把握する。

2 飛散・ばく露の防止対策等

（1）県は、1で把握した被災建築物等について、石綿が露出及び周辺への飛散等の可能性がある場合は、ビニールシート等による養生や散水・薬液散布により飛散防止を図り、立入禁止等の措置を所有者又は管理者に要請する。

なお、所有者等が所在不明で連絡が取れない場合であって、緊急の対応が必要と判断される場合は、関係自治体が立入禁止等の応急措置を実施する。

（2）県は、関係機関と協力し、周辺住民に対し石綿を含む粉じんのばく露の危険性についてホームページやチラシ等で広く注意喚起するとともに、救護活動や建材撤去等の作業従事者に対して、防じんマスクの着用の徹底を呼びかける。

第4節 環境モニタリングの実施

県は、被災建築物等の解体等処理に伴う石綿飛散によるばく露が懸念される場合、必要に応じ大気中のアスベスト濃度のモニタリングを実施する。

測定地点の選定にあたっては、マニュアルを参考に建築物等の被災や災害状況等を勘案して定めるものとする。

災害応急対策編（共通）第10部 共助協働推進計画

第1章 民間との協力体制の推進

（県危機管理部、県福祉保健部、政策統轄総局、県生活環境部、
県県土整備部、社会福祉協議会、日本赤十字社、県医師会、市町村）

第1節 目的

この計画は、災害時における被害軽減や早期復旧に共助が欠かせないことから、民間企業等の防災力の充実を図るとともに、民間企業等と地域住民や自主防災組織、ボランティア、NPO及び行政が相互に協力・連携し、効率的、効果的な被害の軽減を図ることを目的とする。

第2節 民間団体・企業との協働

1 民間団体との協働

（1）実施責任者

- ア 民間団体の協力要請は市町村が実施する。
- イ 市町村が要請を実施できない場合にあっては、県が要請を行う。

（2）対象団体

- ア 青年団 イ 婦人会 ウ 町内会 エ 集落会

（3）協力要請等の順序

- ア 市町村は、各種災害応急対策の実施について、民間団体の協力を必要とする場合は被災していない管内の民間団体に協力を求め、更に多数の者の協力を必要とする場合は、他の市町村の民間団体に応援協力を求めるものとする。
- イ 市町村は、民間団体等の協力を求めるときは、次の事項を示して要請するものとする。
 - a 応援を必要とする理由 b 作業内容 c 従事場所及び就労予定時間
 - d 所要人員 e 集合場所 f その他必要事項

（4）協力活動の基準

災害の規模等により異なるが、概ね次のとおりとする。

- ア 被災者に対する炊き出し イ 被災幼児の託児、保育 ウ 被災者救出
- エ 救助物資の輸送配給 オ 清掃防疫援助 カ その他応急対策に必要な事項

2 民間企業との協働

（1）実施責任者

- ア 民間企業の協力要請は県又は市町村が実施する。

（2）対象団体

- ア 県及び市町村との応援協定締結事業所
- イ その他、災害時に県、市町村の防災活動に協力可能な事業所

（3）協力要請等の順序

- ア 県及び市町村は、各種災害応急対策の実施について、民間企業の協力を必要とする場合は被災していない管内の民間企業に協力を求め、更に多数の者の協力を必要とする場合は、他の市町村の民間企業に応援協力を求めるものとする。
- イ 県及び市町村は、民間企業の協力を求めるときは、あらかじめ協定等で定めている場合を除き、次の事項を示して要請するものとする。
 - a 応援を必要とする理由 b 作業内容 c 従事場所及び就労予定時間
 - d 所要人員 e 集合場所 f その他必要事項

（4）協力活動の基準

災害の規模等により異なるが、概ね次のとおりとする。

- ア 初期消火や人命救出・救護活動
- イ 救援活動に必要な資機材・車両などの提供
- ウ 避難者への水や食糧、生活関連物資の提供
- エ 避難場所等の提供
- オ その他応急対策に必要な事項

第3節 災害支援団体との調整

1 災害支援団体の活動支援、調整

大規模災害時において、災害中間支援組織（鳥取県社会福祉協議会）は、支援活動が円滑に行われるよう県、市町村、社会福祉協議会、被災地で支援活動を行う災害支援団体（災害時に各々の分野の課題解決を行うため、自律的に支援活動を行うボランティア団体）等との情報共有及び団体等の支援・活動調整を行う。

2 災害支援団体との情報共有

県及び災害中間支援組織（鳥取県社会福祉協議会）は、災害支援団体等との情報共有会議を開催し、被害状況・支援活動の全体像の共有や被災者の支援ニーズを把握することにより、連携のとれた支援活動を行うよう努めるとともに、活動環境について配慮するものとする。

第4節 ボランティアとの協働

1 実施責任者

ボランティアの受入・活動調整については、県、市町村、社会福祉協議会、日赤鳥取県支部及び県医師会が行う。

なお、ボランティアの受入、活動調整に当たっては、実施責任者はその作業ごとの安全衛生の確保、危険の回避等について最大限の注意を払うものとする。

2 ボランティアの受入及び活動調整

(1) 県

ア 県（福祉保健部）は、県社会福祉協議会及び日赤鳥取県支部に対して、被災状況についての情報提供を行う。

特に、交通、ライフライン等の情報提供を徹底し、ボランティア活動が円滑に運営されるよう配慮する。

イ 県本部は、災害が複数市町村にわたる場合、必要に応じて各市町村のボランティアで対応できるニーズについて把握する。県（福祉保健部）は被災者（被災地）のニーズに基づくボランティアの募集について、県社会福祉協議会及び日赤鳥取県支部と調整し、必要に応じてホームページ等でボランティアの募集を呼びかける。この際、円滑なボランティア活動のため、県内の交通、ライフライン、拠点となる滞在場所等に関する情報を提供する。また、特に大規模災害時には、保健医療福祉対策統合本部により、自衛隊などの活動と調整を図り、ボランティアの募集等に関する情報の収集及び提供等を行い、円滑なボランティア受入に繋げる。

(2) 市町村

ア 市町村社会福祉協議会と連携し、市町村災害ボランティアセンターの設置、運営（ボランティアの受付、活動調整）を支援する。

イ 必要に応じ、県に対してボランティアに関する広域的な調整を要請する。

(3) 社会福祉協議会

ア 県社会福祉協議会

県社会福祉協議会は災害救援ボランティアセンター支援本部を設置し、日赤鳥取県支部等の他団体と連携しながら運営を行う。

- a 被災市町村の社会福祉協議会に県内の被災状況（交通、ライフライン等）に関する情報を提供する。
- b 被災地市町村の社会福祉協議会、県等と連携し、広域的な災害ボランティア活動について調整を行う。
- c 市町村社会福祉協議会の災害ボランティアセンター立ち上げ・運営を支援すると共に、必要に応じ、他県の社会福祉協議会（ボランティアセンター）に対しコーディネーターの派遣要請を行う。
- d 災害ボランティア活動振興基金を活用し、災害ボランティア活動を支援する。
- e 「災害時相互協定」締結団体等と連携し、市町村災害ボランティアセンターを支援する。

イ 被災市町村の社会福祉協議会

a 市町村及び県社会福祉協議会と連絡調整の上、市町村災害ボランティアセンターを立ち上げ、災害ボランティアの募

集、受付及び活動調整を行う。この際、円滑なボランティア活動のため、市町村内の交通、ライフライン等に関する情報をボランティアに提供する。

b ボランティアが不足する場合は、近隣の市町村社会福祉協議会や県社会福祉協議会に募集要請を行う。

ウ 被災市町村以外の市町村社会福祉協議会

県社会福祉協議会からの要請を受け、災害ボランティアを募集する。

(4) 日赤鳥取県支部

ア ボランティアセンター

日赤鳥取県支部は社会福祉協議会など他団体が設置したボランティアセンターの運営を連携しながら行う。

- a ボランティアセンターには赤十字防災ボランティアリーダーを派遣し、赤十字防災ボランティア地区リーダー、防災委員が参加し、運営に協力する。
- b 防災ボランティアセンターでは以下の業務を行う。
 - ・被災者ニーズの収集・把握
 - ・日赤鳥取県支部災害対策本部と防災ボランティアとの情報共有
 - ・赤十字奉仕団をはじめとする防災ボランティア間の活動の調整及び協働
 - ・日赤鳥取県支部が実施する災害救助活動への参加・協力
 - ・社会福祉協議会（県社会福祉協議会）との連絡調整
 - ・被災者ニーズに基づくボランティア活動計画の作成・実施及び評価
 - ・その他災害救助活動に必要なボランティア活動の実施
 - ・赤十字の防災ボランティア活動への参加を希望する不特定多数のボランティアの受入

・防災ボランティア活動の記録・広報

イ 防災ボランティアの現地拠点

日赤鳥取県支部は、必要に応じて被災地に防災ボランティアの活動に係る連絡調整のための拠点を設置し、これを防災ボランティア地区リーダーが中心となり、日赤鳥取県支部災害対策本部と協調しながら運営する。

ウ 防災ボランティアへの支援

日赤鳥取県支部は、防災ボランティアに対し必要な情報や物資等を調達・提供する。

3 医療救護ボランティアの受入等

(1) 県

ア 県（総合事務所各保健所（東部圏域においては鳥取市保健所））は、市町村と連携の上、各市町村の救護所の状況把握に努め、必要な情報を県本庁に報告する。また、医療救護ボランティアの派遣先を調整する。

イ 県本庁は、各総合事務所各保健所（東部圏域においては鳥取市保健所）及び市町村の情報を収集するとともに、県外の医療救護関係ボランティアの受付を行い、日赤の派遣状況を勘案し、医師等の不足する地域への派遣を医師会等に依頼する。

(2) 医師会

ア 災害発生地区の医師会は、随時受け付けたボランティア及びリストに基づき、県（総合事務所各保健所（東部圏域においては鳥取市保健所））、市町村と連絡調整を行い、派遣決定を行い、当該者に依頼する。

イ 災害発生地区以外の地区医師会は、地区内のボランティアを受け付け、県（総合事務所各保健所（東部圏域においては鳥取市保健所））及び県医師会に報告し、派遣要請があった場合には、当該者に依頼する。

ウ 県医師会は、県本庁と連絡調整を行うとともに、地区医師会の指導に当たる。

(3) 日赤鳥取県支部

他県支部との連携のもとに、救護活動を実施するとともに、現地での情報を関係機関に提供する。

4 赤十字奉仕団への要請

(1) 赤十字奉仕団の組織

ア 組織図（図1のとおり）

イ 赤十字奉仕団等の現況

資料編のとおりである。

(2) 協力要請等

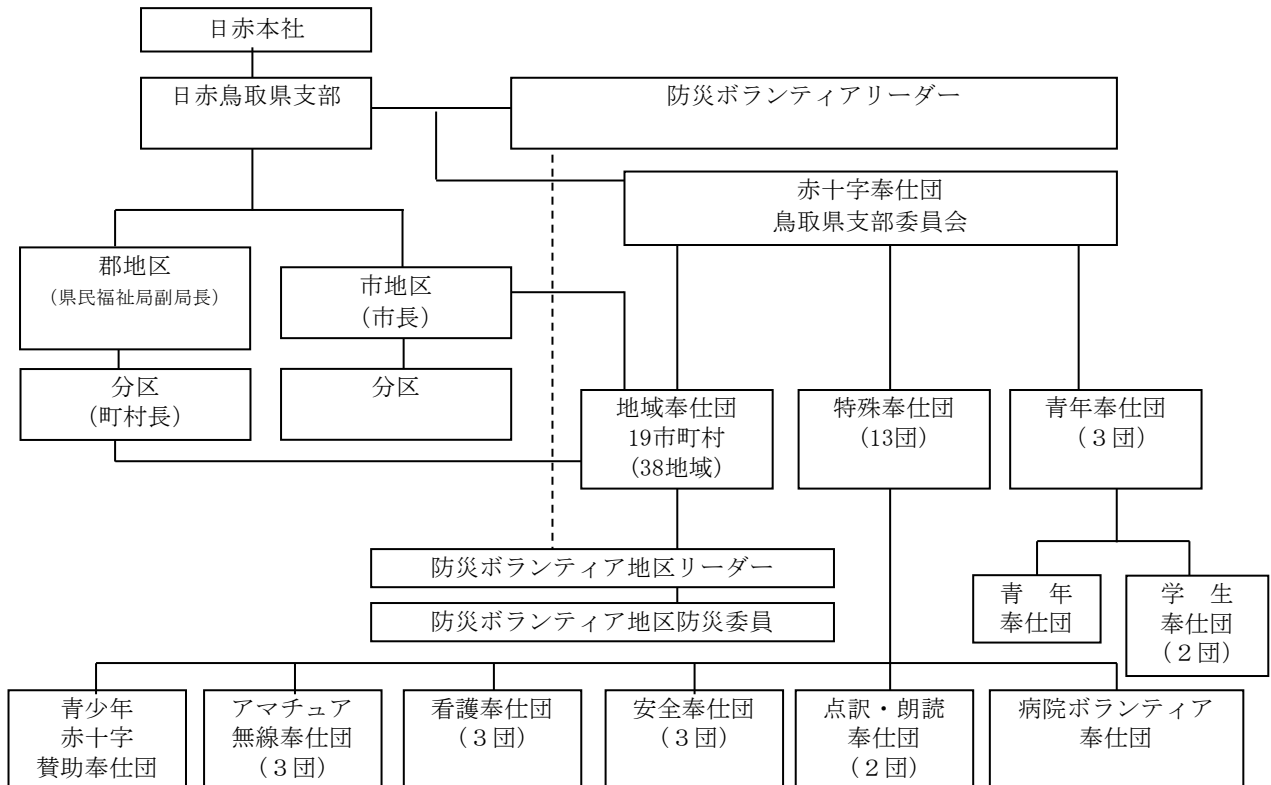
ア 市町村は、赤十字奉仕団の応援協力を必要とするときは、日赤鳥取県支部に応援協力の要請を行う。

日赤鳥取県支部連絡先	日本赤十字社鳥取県支部事業推進課
	電 話 0857-22-4466、26-8367
	（夜間・休日）090-7998-9372（緊急携帯電話）
	ファクシミリ 0857-29-3090

イ 市町村は、協力を求めるときは、次の事項を示して要請するものとする。

- | | | |
|--------------|--------|----------------|
| a 応援を必要とする理由 | b 作業内容 | c 従事場所及び就労予定時間 |
| d 所要人員 | e 集合場所 | f その他必要事項 |

図 1 赤十字奉仕団組織図



(3) 協力活動の基準

災害の規模等により異なるが、概ね次のとおりとする。

- | | | |
|-----------------|------------|---------------|
| ア 被災者に対する炊き出し | イ 避難所の物資管理 | ウ 被災者への情報サービス |
| エ 救助物資の輸送配給 | オ 清掃防疫援助 | カ 安否確認 |
| キ その他応急対策に必要な事項 | | |

(参考)

赤十字ボランティアは、「地域赤十字奉仕団」「青年赤十字奉仕団」「特殊赤十字奉仕団」の3つのグループと、個人で参加する「個人ボランティア」に分かれる。

1 地域赤十字奉仕団

市町村の地域ごとに組織され、各地域で計画した活動を行う。

2 青年赤十字奉仕団

青年が結成する赤十字のボランティアグループ。

3 特殊赤十字奉仕団

無線、看護、点訳、救急法指導等の様々な専門技術を活かし、ボランティア活動を行おうとする人々で組織されている。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 災害時における民間団体又は民間企業への協力要請
- 2 ボランティアの受け入れ、活動調整
- 3 市町村社会福祉協議会との調整
- 4 赤十字奉仕団の協力要請

第2章 義援金・義援物資等の受入・配分

（県福祉保健部、県危機管理部、県総務部、県生活環境部、県農林水産部、県商工労働部）

第1節 目的

この計画は、災害に際し支援者から送られた義援金・義援物資を被災者に配分し、災害により被害を受けた被災者の生活を支援することを目的とする。

第2節 義援金の受入れ及び配分

1 義援金の受入れ

災害救助法が適用された場合又は被災者に対する義援金の受入れを必要とする場合は、次の関係機関は必要に応じて協力して募集方法、期間等を定めて募集を行うものとする。

＜関係機関＞日赤鳥取県支部、鳥取県共同募金会、日本放送協会鳥取放送局、県（福祉保健部、総務部、商工労働部）等

2 義援金の配分

県内外各地の支援者から送られた義援金を適正に配分するため、関係機関で構成する災害義援金配分委員会を設置し、義援金の配分について協議・決定するものとする。その際、あらかじめ基本的な配分方法を決定しておくなどして迅速な配分に努めるものとする。

(1) 関係機関

日赤鳥取県支部、鳥取県共同募金会、県社会福祉協議会、日本放送協会鳥取放送局、県

(2) 協議・決定事項

- | | |
|----------|----------------------|
| ア 義援金の保管 | イ 義援金の配分方法、配分基準、配分時期 |
| ウ 義援金の使途 | エ その他必要な事項 |

3 義援金受入れの広報

関係機関は、円滑な義援金の受入れを行うため、相互に連携してホームページや報道機関を通じた住民広報に努める。

第3節 義援物資の受入れ及び配分

県（県本部事務局）及び市町村等は、窓口を設けて、義援物資の受入れ及び配分を行う。

1 物資受入れの基本方針

- (1) 原則として、企業・団体等からの大口受入れを基本とする。
- (2) 腐敗・変質するおそれのある物資は受け入れないものとする。
- (3) 物資の梱包は、単一の物資について行うものとする。規格や種類等の異なる複数の物資等を一括して梱包すると、仕分け等の余分な手間が必要となるため、そうした梱包をされた物資は、善意の品といえども受け入れないものとする。

2 少量提供物資（個人提供等）の取扱い

- (1) 災害時においては、物資配分の観点から、同一物資を一カ所に大量に集約することが効率的である。
しかし、多品種少量の義援物資については集約が困難であり、各避難所への配分の支障となるおそれがある。
また、ニーズがない物資は、各避難所へ配分されないおそれがある。
そのため、個人等の善意の効率的な発揮及び物資の効率的な調達・配分の観点から、提供者に対して異なる種類の物資を少量提供するのではなく、極力、単品大量の提供が義援金としての協力を依頼する。
- (2) なお、個人等からの義援物資の申し出については、提供物資及び提供者の連絡先などを記録し、必要に応じて提供を依頼するものとし、一方的な送り出しは控えるよう依頼するものとする。

3 義援物資の配分

受け入れた義援物資は、災害対策本部が市町村等から収集したニーズに応じて配分するものとする。

4 受入体制の広報

県（県本部事務局）及び市町村等は、円滑な義援物資の受入のため、次の事項についてホームページや報道機関を通じて広報に努める。

- (1) 必要としている物資とその数量
- (2) 義援物資の受入窓口
- (3) 義援物資の送付先、送付方法
- (4) 個人からは、原則義援金として受付
- (5) 一方的な義援物資の送り出しは、受け入れ側の支障となるため行わないこと

5 報道機関との連携

テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、県及び市町村等は、報道機関に対して適宜適切な情報提供に努め、ニーズに沿った義援物資の受入に努める。

第4節 ふるさと納税の受入れ

1 ふるさと納税の受入れ

県（令和の改新戦略本部）は災害に際して企業や個人からふるさと納税の受入れを必要とする場合は、方法、期間等を定めて行うものとする。

2 ふるさと納税の活用

上記により受け入れたふるさと納税は、当該災害に係る応急対策、復興事業に充当するものとする。

3 ふるさと納税の受入れの広報

県は、円滑なふるさと納税の受入れを行うため、ホームページや報道機関を通じた住民等への広報に努める。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 義援物資の受入れ及び配分の実施

2 受入体制の広報

災害応急対策編（共通）第11部 住宅対策計画

第1章 宅地・建物の被災判定の総則

（県危機管理部、県生活環境部、市町村）

第1節 目的

この計画は、災害時において宅地建物に係る危険性の判定及び罹災証明書の発行に係る総則的事項を定めることを目的とする。

第2節 被災判定の総則的事項

1 被災判定の区分

（1）地震被災建築物応急危険度判定（災害発生後、できるだけ早急に実施）

ア 応急危険度判定は、一般的に大規模地震の直後に実施され、建築物を対象とする場合には、建築の専門家が余震等による被災建築物の倒壊危険性及び建築物の部材の落下等の危険性等を判定し、その結果に基づいて当該建築物の当面の使用の可否について判定することにより、人命に係わる二次的災害を防止することを目的とする。したがって、落下物の除去等、適切な応急措置が講じられれば判定が変更されることもあり得る。

イ 判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3つに分類され、居住者はもとより、付近を通行する歩行者等にもその建築物の危険性について情報提供を行うため、判定した建築物の出入口等の見やすい場所にステッカーで表示される。

ウ 建築物のほか、擁壁の傾きや宅盤の亀裂等、宅地の危険性を判定する制度もある。

エ なお、この調査は、罹災証明書の発行や、被災建築物の恒久的使用の可否を判定するために行うものではない。

（2）被災度区分判定（災害発生後、建築物の復旧対策検討のために実施）

被災度区分判定は、建築主の依頼により建築の専門家が被災した建築物の損傷の程度及び状況を調査し、当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資することを目的とする。すなわち、被災建築物の損傷の程度、状況を把握し、それを被災前の状況に戻すだけでよいか、又は、より詳細な調査を行い特別な補修、補強等まで必要とするかどうかを比較的簡便に判定しようとするものである。

（3）被害認定〔罹災証明〕（災害発生後、復旧対策のための公的支援の必要により実施）

ア 被害認定は、災害による個々の住家の「被害の程度」を判断することを目的とし、認定基準に基づいた被害調査結果に基づき、住民からの請求に応じて市町村が罹災証明書を発行する。

イ 罹災証明は、記載された住家全壊、住家半壊等の被害の程度が、被災者に対する義援金の支給あるいは被災者生活再建支援法の適用や支援金の支給、その他各種支援策と密接に関連している。

【被災判定の一覧】

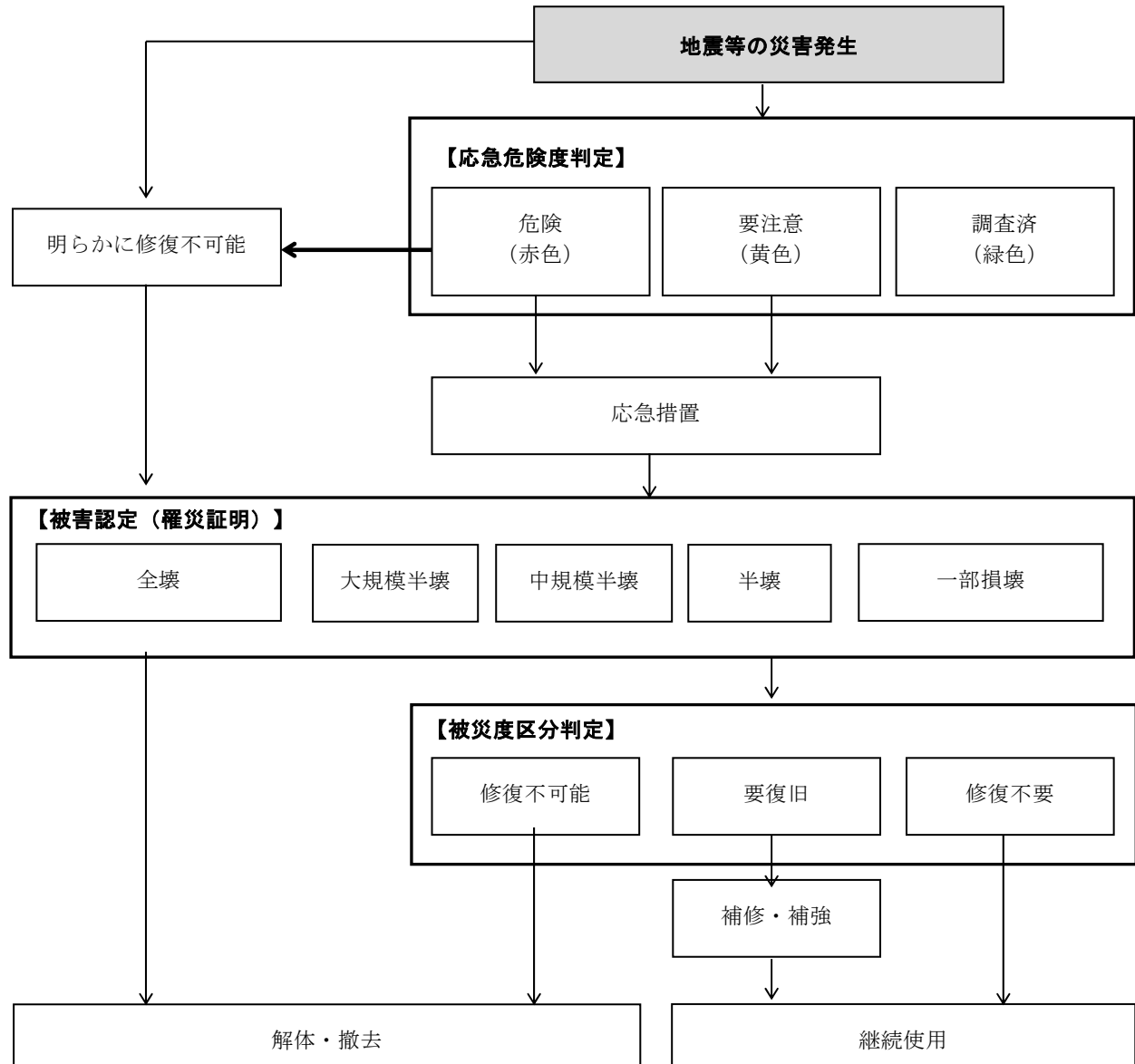
区分	地震被災建築物応急危険度判定		被害認定（罹災証明）		被災度区分判定	
実施目的・概要	余震等による建築物の倒壊及び部材の落下等による二次災害から住民の安全を確保するために、建築物への立ち入り等の可否等を判定		災害救助法や被災者生活再建支援法による支援金の受給等の公的援助や、保険金の請求や税金の控除などの措置を受けるため、被災した事実を証明		応急危険度判定において「危険」および「要注意」と判定された建築物、その他被害が生じた建築物について実施し、これらの建築物の恒久復旧前の一時的な継続使用や恒久復旧後の長期使用（恒久使用）のための補修・補強等の要否を判定	
法的根拠	規定なし		災害対策基本法第90条の2		規定なし	
実施者	県、市町村		市町村長		建物所有者	
主な支援組織等	（一社）鳥取県建築士会		県、（一社）鳥取県建築士事務所協会		建物所有者と建築設計事務所が契約を締結して実施	
調査料	無料		無料		有料	
判定結果の意味等	危険	建物に立ち入ること、近づくことは危険で、立ち入る場合は専門家に相談の上、応急措置後に実施	全壊	居住のための基本的機能を喪失	復旧不要	継続使用
	要注意	建物に立ち入る場合	半壊	居住のための基本的機能	要復旧	復旧（補修・補強）

区分	地震被災建築物応急危険度判定		被害認定（罹災証明）		被災度区分判定	
		は十分注意し、応急的に補強する場合は専門家に相談が必要		能の一部を喪失 (損害割合20～49%)	※	計画を作成し、補修又は補強を実施 ※損傷程度で細分判定
			大規模半壊	同じ (損害割合40～49%)		
			中規模半壊	同じ (損害割合30～39%)		
	調査済	建物の被災程度は小さいと考えられ、使用可能	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもの (損害割合10～19%)	復旧不可能	解体・撤去
結果の表示等	「判定ステッカー」を建築物の出入口等の認識しやすい場所に貼付		罹災証明書を発行		調査報告書	
参考となる基準・手順等	- 被災建築物応急危険度判定マニュアル（（財）日本建築防災協会、全国被災建築物応急危険度判定協議会） - 地震被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル（鳥取県））		- 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府） 「り災証明書発行に係る住家の被害認定業務」技術支援マニュアル（鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル（鳥取県））		震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針（（財）日本建築防災協会）	

2 「応急危険度判定」と「被害認定（罹災証明）」は、実施目的と判定基準が異なることに注意する必要がある。（例えば、応急危険度判定で「危険」と判定された住家が、「全壊」又は「半壊」と認定されるとは限らない。）

3 被災判定の実施フローは次のとおりである。

【被災判定の実施フロー】



※ 被害認定（罹災証明）と被災度区分判定の実施順序は状況によって異なる。

第3節 宅地建物の被災判定の留意点

宅地建物の被災判定の実施責任者は、次の点に留意して対策を講ずるものとする。

1 迅速な初動対応

特に応急危険度判定は、二次災害防止のため直ちに必要になるため、建築士等の協力を受けつつ、早急に調査を行うものとする。

また、調査実施に先立ち、調査対象家屋等の考え方（抽出型か、ローラー的に実施か）等の基本的な調査計画を早急に定めるものとする。

2 窓口の一本化

被災判定を行う時期が異なるものや、判定対象物（宅地と建物）の違い、認定業務と証明書発行業務といった業務の違い等によって対応窓口は異なると考えられるが、各々の業務には密接な関連性があるため、必要に応じて総合調整を行う窓口を設けたり、対応窓口同士で情報の共有化に努める等、効率的かつ住民の視点に立った体制を執るものとする。

3 適切な判定の実施

被災判定に当たっては、市町村内は当然のことだが、できる限り県全域においても同一の基準で実施し、住民に対して不公平感を与えることのないよう努めるものとする。

落下のおそれがある構造物等、判定に疑義が生じる部分については、随時判定方法のすり合わせを行い、実施機関での情報共有に努めるものとする。

特に、被害認定に当たっては、その結果によって被災者が享受できる支援策の種類・程度に違いが出ることを十分留意の上、性急すぎることのないよう、適正な判定を行うものとする。

4 住民への配慮

被災地における判定業務では、家屋等の被災に伴い、倒壊等の危険性や当面の身の置き場、将来的な経済負担等について不安を抱えている住民と接する機会が多いと考えられるが、これらの住民は専門家が来たことである程度の不安が解消される面があるため、人心の安定を図る意味も含め、できる限り早く調査を行うよう努めるものとする。

5 応援者への配慮

建築士等の支援を求める場合、被災地内の居住者である建築士等は被災者でもあることから、できる限り過度の負担をかけないよう、被災地外からの応援を求める等の配慮を行うものとする。

また、土地勘がない者であっても効率的に調査ができるよう、調査位置を明示した住宅地図等を配付する等、可能な範囲で事前準備を行うものとする。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 応急危険度判定の実施
- 2 被害認定（罹災証明）の実施

第2章 地震被災建築物の応急危険度判定

（県生活環境部、市町村）

第1節 目的

この計画は、地震時において被災した建築物に係る危険性を早期に判定する「応急危険度判定」を実施し、二次災害の発生を防止することを目的とする。

第2節 地震被災建築物の応急危険度判定の実施

地震被災建築物の応急危険度判定は、建築物の所有者等からの要請及び、危険と思われる建築物について市町村が実施し、主として外観調査により判定を行うものとする。

1 市町村の実施体制

市町村は、地震等により応急危険度判定が必要であると判断したときは、応急危険度判定実施本部を設置し、県に報告を行うとともに、判定士の派遣等の支援要請を行う。

2 県の支援体制

（1）県（生活環境部）は、震度5強以上の地震が発生した場合、被害情報等の収集を開始する。

（2）県本部長は、震度5強以上の地震が発生した場合、又は市町村から応急危険度判定の支援要請があった場合、県生活環境部長に対し、応急危険度判定支援本部を設置し、判定の実施に関して必要な支援を行うよう指示するものとする。

（3）応急危険度判定支援本部長に、住宅政策課長を充てる。

（4）東中西部の各総合事務所環境建築局（東部圏域においては東部建築住宅事務所）に、応急危険度判定支援支部を設置する。

（5）被災市町村からの要請に基づき、国土交通省（判定支援調整本部）や県建築士会、被災地外の市町村との調整等を行い、判定士、応急危険度判定コーディネーターの派遣等を行う。

（6）判定を実施する要員の不足が見込まれる場合は、県は、国土交通大臣及び他の都道府県に対し応援要請を行うなどにより、人員確保に努める。

3 制度の趣旨の周知

実施に当たっては、必要に応じて制度の趣旨を記載したリーフレットを配付する等し、以下の点等について住民に十分な説明を行い、混乱を招かないよう努める。

（1）罹災証明発行のための被害認定とは異なること。

（2）建築物の恒久的使用の可否を判定するものではないこと。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 地震被災建築物の応急危険度判定の実施

第3章 被災宅地の危険度判定

（県生活環境部、県県土整備部、市町村）

第1節 目的

この計画は、災害時において宅地に係る危険性を早期に判定する「被災宅地危険度判定」を実施し、二次災害の発生を防止し、住民の安全確保を図ることを目的とする。

第2節 被災宅地危険度判定の実施

1 市町村の実施体制

- （1）市町村は、地震等により被災宅地危険度判定が必要であると判断したときは、市町村災害対策本部に危険度判定実施本部を設置する。
- （2）危険度判定実施本部は、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると認めるときは、被災宅地危険度判定の対象となる区域及び宅地を定め、被災宅地危険度判定士（被災宅地危険度判定業務調整員を含む）の協力のもとに、被災宅地危険度判定を実施する。
- （3）被災宅地危険度判定の実施に当たっては、判定活動を円滑に進めるため、判定実施計画を作成する。
- （4）市町村は、必要に応じて県に対し被災宅地危険度判定士（被災宅地危険度判定業務調整員を含む）の派遣等の支援要請を行う。

2 県の実施体制

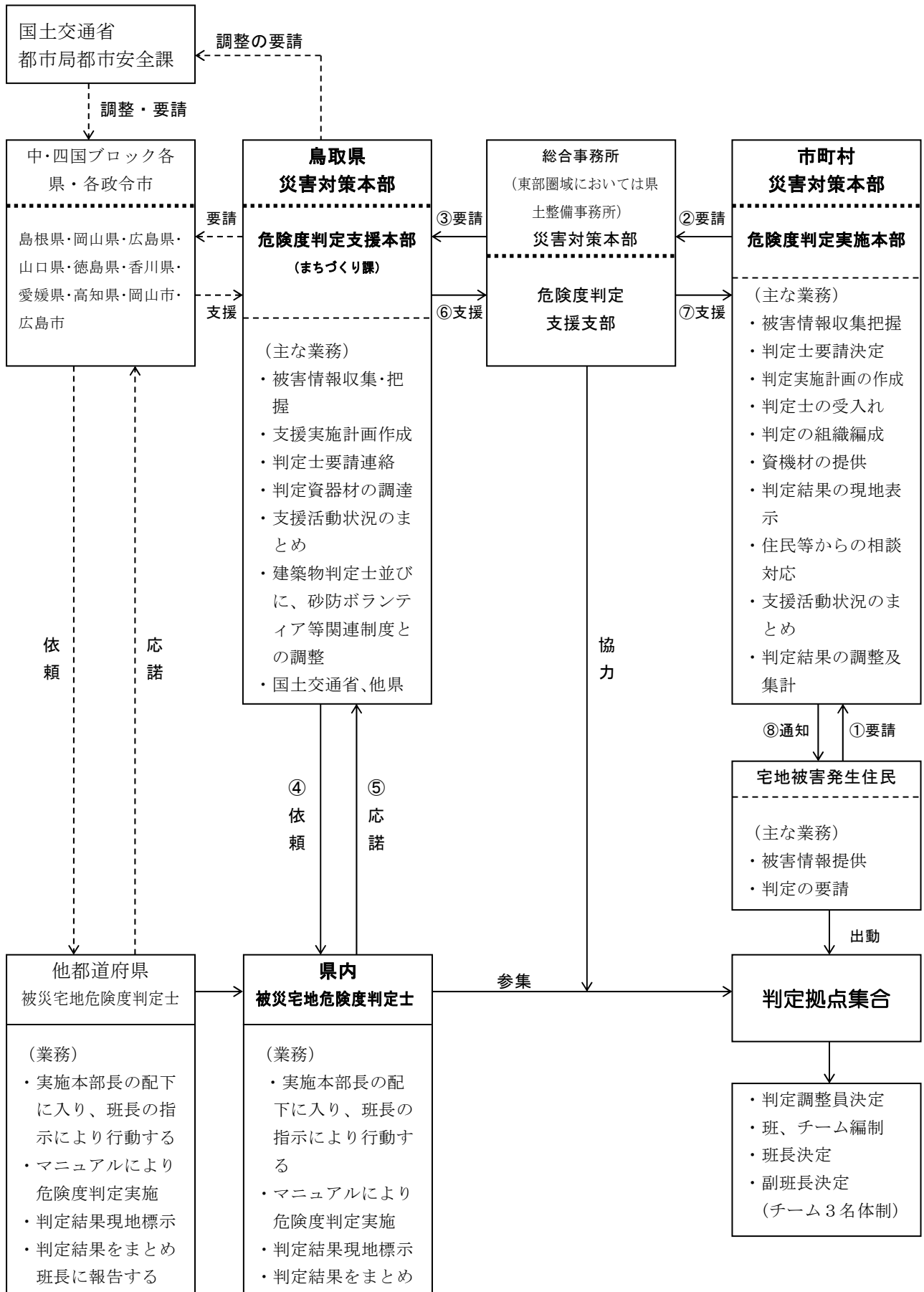
- （1）市町村からの支援要請があった場合、県本部に危険度判定支援本部を設置する。
- （2）危険度判定支援本部長に、まちづくり課長を充てる。
- （3）危険度判定支援本部は、被災市町村からの要請に基づき、被災宅地危険度判定士（被災宅地危険度判定業務調整員を含む）に協力要請を行う等の措置を講じる。
- （4）各総合事務所（東部圏域においては県土整備事務所）に、危険度判定支援支部を設置する。
- （5）判定を実施する要員の不足が見込まれる場合は、県は国土交通大臣、若しくは他の都道府県知事等に対し被災宅地危険度判定の実施のための支援を要請する。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 被災宅地の応急危険度判定の実施

被災宅地危険度判定 実施フロー



※被災宅地危険度判定士には、必要に応じて被災宅地危険度判定業務調査員を含む

第4章 被害認定及び罹災証明書の発行

（県危機管理部、県生活環境部、市町村）

第1節 目的

この計画は、災害により被災した住家の被害程度（全壊、半壊等）を判定する「被害認定（罹災証明）」を実施することで、災害による被害規模を速やかに把握し、被災者生活再建支援法及び鳥取県被災者住宅再建等支援条例の適用の可否並びに被災者が各種の支援策を受ける際に必要となる罹災証明書の発行を遅滞なく実施することを目的とする。

第2節 被害認定の実施

1 実施主体

- （1）被害認定に係る現地調査及び罹災証明書の交付は、市町村が実施する。
- （2）県は、被害認定に係る技術的・人的支援を行う。

2 市町村の実施体制

- （1）住宅の被害認定業務に係る住家の調査を行うため、建築士の派遣を必要とするときは、県（生活環境部）に派遣要請を行う。
- （2）建築士の派遣を受けるに当たっては、一般社団法人鳥取県建築士事務所協会と委託契約を締結する。
- （3）現地調査に基づく被害認定の結果を、住民からの求めに応じて罹災証明書として交付する。

3 県の実施体制

- （1）市町村から建築士の派遣要請があった場合、一般社団法人鳥取県建築士事務所協会に建築士の派遣を要請する。
- （2）その他、市町村や一般社団法人鳥取県建築士事務所協会と、必要な連絡調整を行う。
- （3）被害が複数の市町村にわたる場合、県は、被害調査や判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図るものとする。
- （4）県は、説明会の実施に当たり WEB 会議システム等を活用するなど、すべての被災市町村が参加できるような工夫をするよう努めるものとする。

4 調査基準等

- （1）罹災証明書により証明される被害程度の認定基準は、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）（以下「被害認定基準」という。）」等に従って判断することとする。
- （2）また、被害認定を円滑かつ迅速に行うため、標準的な調査方法及び判定方法を示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」によって判定を行うものとする。運用指針において判定する住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」、又は「準半壊に至らない」の6区分となる（「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」及び「準半壊」の認定基準は、下表のとおり）。

なお、半壊に至らないもののうち、鳥取県被災者住宅再建等支援条例では住家の損害割合が10%以上20%未満を「一部損壊」としている。

被害の程度	認定基準
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半壊に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

※全壊、半壊：被害認定基準による

※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成19年12月14日付府政防第880号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による

※中規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和2年12月4日付け府政防第1746号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※準半壊：「災害救助事務取扱要領（令和2年3月30日付け内閣府政策統括官（防災担当））」による。（令和2年3月末時点）

第3節 罹災証明書の発行

罹災証明書は、台風などの被害にあった方が保険金の請求や税の減免などで罹災事実の証明が必要なときに、市町村が被害状況を調査・確認の上、発行する。

なお、平成12年に発災した鳥取県西部地震における罹災証明書の発行申請は、14市町村で行われ、合計約1万7千件に及んだ。また、平成28年に発生した鳥取県中部地震における罹災証明書の発行件数は10市町村で合計約1万5千件に上った。

県は、迅速な罹災証明書の発行につながるよう、市町村等と連携し、ドローンやデジタル技術を活用した罹災証明書の合理的な発行方法について検討するものとする。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 被害認定に係る現地調査の実施
- 2 罹災証明書の発行

第5章 応急仮設住宅の建設

（県福祉保健部、県生活環境部、市町村）

第1節 目的

この計画は、災害により住宅を失い、又は破損によって居住ができなくなった世帯に対して、応急住宅の建設を行い、生活再建の場を確保することを目的とする。

なお、本章による応急仮設住宅の建設のほか、第7章による住宅再建対策、第14部による被災者支援計画等による対策を活用しながら、復興過程の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するものとする。

第2節 応急仮設住宅の設置方針

- 1 県は、利用可能な公共・民間賃貸住宅戸数及び応急仮設住宅の供給能力等の情報をとりまとめ、災害救助法の適用を受けた又は適用される可能性が高い被災市町村と応急仮設住宅の設置方針を協議する。
- 2 被災市町村は、避難者、自治会等への聞き取りを行い、応急仮設住宅の必要戸数を県に報告する。
- 3 県は、被災市町村の意見を踏まえ、市町村別に応急仮設住宅の建設戸数及び借上げ戸数を決定する。なお、応急仮設住宅の供給にあたっては、公営住宅の活用や民間賃貸住宅の借上げを優先し、これにより難しい場合にはプレハブ応急仮設住宅及び木造による応急仮設住宅の建設のほか、既製の移動型応急仮設住宅の設置等を行うものとする。

第3節 住宅の応急仮設（災害救助法適用の場合）

災害により住家を失った者で直ちに住宅を確保することのできない者のうち、特に必要と認められる者に対して、あらかじめ協定を締結した団体の協力を得て仮設住宅を建設し、入居させるものとする。

＜協定締結団体＞

木造仮設住宅	一般社団法人鳥取県木造住宅推進協議会他5団体 一般社団法人全国木造建設事業協会
プレハブ仮設住宅	一般社団法人プレハブ建設協会
移動型仮設住宅	一般社団法人日本ムービングハウス協会 一般社団法人日本モバイル建築協会 一般社団法人日本RV・トレーラーハウス協会

施設の規格や供与の期間等、詳細については災害救助法が適用になった場合に、その都度定めるものとする。

1 実施者

県が行うものとする。ただし、県が直接設置することが困難な場合には、県が設計書を提示し、市町村に委任する。

2 対象者

- (1) 住家が全壊、全焼又は流失した者
- (2) 居住する住家がない者
- (3) 自らの資力をもってしては、住宅を得ることができない者

3 建設戸数及び入居者の決定

県が市町村の意見を聴いて決定する（市町村に権限を委任した場合は、市町村が行う）。

市町村は、民生委員その他関係者の意見を聴き、対象者順位を定めて、県に調査書を提出するものとする。

4 建設用地の選定

用地の選定・確保は市町村が行う。なお、選定に当たっては、できる限り集団的に建築できる場所として、公共用地等を優先する（公有地を原則とするが、無償提供される民有地等も可）。学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

5 応急仮設住宅の管理

- (1) 管理は市町村が、県の委託を受けて行うものとする。
- (2) 供与に当たっては、市町村は、入居者から入居期間等を記した入居誓約書の提出を受けたのち入居させるものとする。
- (3) 入居中も住宅のあっせんを積極的に行い、早い機会に他の住宅へ移転させるよう措置する。

6 応急仮設住宅建設の留意事項

- (1) 被災集落ごとに仮設住宅を設ける等、既存の地域コミュニティの確保に配慮する。
- (2) 一定規模以上の仮設住宅の集落ごとに集会場を整備し、巡回相談や健康相談等の拠点とするとともに、仮設住宅におけるコミュニティの維持増進を図るものとする。
- (3) 災害救助法による応急仮設住宅を供与できる期間は原則2年とされる。その期間の延長を図るべき場合における内閣府との連絡調整は、県が行うものとする。（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づく特定非常災害の指定、及び建築基準法に基づく応急仮設建築物の許可期間の延長が必

要)

- (4) 応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり防止のための心のケア、入居者のコミュニティの形成及び促進に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。
- (5) プレハブ応急仮設住宅及び木造による応急仮設住宅の建設も含めた複数の供給体制により、迅速な応急仮設住宅の整備を図るものとする。
- (6) 建設中及び入居中の二次災害に十分配慮するものとする。
- (7) 民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、応急仮設住宅の設置に代えて、民間賃貸住宅を借上げ供与することも可能であるので、積極的に活用するものとする。

第4節 災害公営住宅の建設

- 1 市町村は、災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に貸借するため、必要に応じて公営住宅を建設するものとする。
- 2 なお、以下に該当する場合においては、災害により滅失した住宅の戸数の3割以内について、3分の2の国の補助を得ることができる（公営住宅法第8条）。
 - (1) 地震、暴風雨等の異常な天然現象による滅失戸数が以下に該当するとき
 - ア 被災地全域で500戸以上
 - イ 一市町村の区域内で200戸以上
 - ウ 区域内の住宅戸数の1割以上
 - (2) 火災による住宅滅失戸数が以下に該当するとき
 - ア 被災地全域で200戸以上
 - イ 一市町村の区域内の住宅戸数の1割以上

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 住宅の応急仮設対策の実施
- 2 災害公営住宅の建設

第6章 住宅の応急修理

（県福祉保健部、県生活環境部、市町村）

第1節 目的

この計画は、災害により住宅が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者又はそのままでは当面日常生活が営めず、自らの資力では応急修理できない世帯に対し、居住に必要な最小限の応急修理を行うことで、生活の場を確保することを目的とする。

第2節 建設資機材及び建設事業者の把握

- 1 県は、災害発生時には、応急復旧に要する資機材を調達可能な事業者を確認するものとする。
- 2 また、建築事業者等が不足するときは、他の都道府県又は市町村に協力を求める。

第3節 住宅の応急修理の相談対応等

災害により住宅が損壊した者に対して、あらかじめ協定を締結した団体の協力を得て住宅の応急修理に係る修繕事業者の斡旋等の相談対応のほか、被災により住宅内に雨水が侵入する恐れのある住宅に対する応急措置作業等を行うものとする。

＜協定締結団体＞

一般社団法人鳥取県建設業協会木造住宅推進協議会他8団体

第4節 住宅の応急修理（災害救助法適用の場合）

1 実施者

災害の事態が急迫して県による救助の実施を待つことができない場合及び災害救助法が適用され知事はその権限を委任した場合に、市町村が現物をもって実施するものとする。

2 対象者

（1）住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

災害のため住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

（2）日常生活に必要な最小限度の部分の修理

災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

3 応急修理の実施方法

（1）修理家屋の選定は、県が市町村の意見を聴いて決定する（市町村に権限を委任した場合は、市町村が行う）。

市町村は、民生委員その他関係者の意見を聴き、対象家屋の順位を定めて、調査書を県に提出するものとする。

（2）修理箇所は、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理の場合、屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分を、日常生活に必要な最小限度の部分の修理の場合は居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くことのできない部分のみを対象とする。

（3）法による住宅の応急修理は、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理の場合、災害発生の日から10日以内に、日常生活に必要な最小限度の部分の修理の場合は災害発生の日から3月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部[※]が設置された場合は6月以内）に完了するよう努めることとなっているため、やむを得ずこの期間での救助の適切な実施が困難となる場合には、県は、あらかじめ事態等に即した必要な期間を内閣府と協議し、実施期間の延長を実施する。

※災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部

4 修理の基準等

修理の基準等、詳細については災害救助法が適用になった場合に、その都度定めるものとする。

5 事業者等との連携

県は、必要に応じて、住宅事業者の団体等と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修理を行うよう努めるものとし、災害救助法が適用されない場合においても、市町村等による住宅応急修理の促進策について協力・連携する。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 災害救助法に基づく住宅の応急修理

第7章 住宅再建対策

（県生活環境部、県福祉保健部、市町村）

第1節 目的

この計画は、指定自然災害により住宅に著しい被害を受けた地域（以下「被災地域」という）において、県及び県内市町村が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して給付金を交付するための措置を定めることにより、被災地域が活力を失うことなく力強い復興を促進し、もって地域の維持と再生を図ることを目的とする。

第2節 鳥取県被災者住宅再建等支援条例の適用

1 条例適用の要件

（1）対象となる自然災害

ア 県内で10戸以上の住宅が全壊する被害が発生した自然現象に係るもの

イ 1の市町村の区域において5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

ウ 1の集落においてその世帯数の2分の1以上で、かつ、2以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

エ アからウまでに掲げるもののほか、被災地域における地域社会の維持が困難になるおそれのある被害が発生した自然災害

（2）支給対象（国の被災者生活再建支援法による支給対象を除く）

ア 全壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入

イ 全壊世帯の居宅の補修

ウ 大規模半壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入

エ 大規模半壊世帯の居宅の補修

オ 半壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入

カ 半壊世帯の居宅の補修

キ 一部損壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入

ク 一部損壊世帯の居宅の補修

ケ 住宅に重大な損害を及ぼすおそれのある擁壁等の補修

コ 小規模な損壊の居宅の修繕の促進

サ その他、知事が参加市町村に協議して定める事業

※賃貸住宅にあつては、当該賃貸住宅の所有者に対して支給する。

※住宅の建設又は購入にあつては、被災した市町村と同一の市町村に建設又は購入した場合に限る。

2 支給条件

下表に示す条件の範囲内で支給される。

区分	完了期間	申請期間	交付限度額（単数世帯）
上記（2）支給対象 アの場合	3年	2年	300万円（225万円）
〃 イの場合			200万円（150万円）
〃 ウの場合			250万円（187.5万円）
〃 エの場合			150万円（112.5万円）
〃 オの場合			100万円（75万円）※1
〃 キの場合			30万円
〃 カの場合	2年	1年	100万円（75万円）※1
〃 クの場合			30万円※2
〃 ケの場合			100万円
〃 コの場合	—	1年	5万円又は2万円
〃 サの場合	知事が参加市町村に協議して別に定める。		

※1 被災者生活再建支援制度の支給対象となる場合は同制度の支援金の額を控除した額とする。

※2 応急修理を受けることが出来る場合にあつては、応急修理のために支出される額を控除した額とする。

3 鳥取県被災者住宅再建等支援条例の適用事務

（1）県

鳥取県被災者住宅再建等支援事業費補助金交付要綱に基づき、被災者に対し補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

（2）市町村

住宅の被害認定、被災者の住宅再建等の事業計画をとりまとめ県への提出等を行う。

第3節 住宅関連施策

その他、災害により被災した県民のために県、市町村等が行う住宅関連施策の概要は、次のとおりである。

県、市町村及び関係機関は、これらの措置・制度の県民への速やかな広報・周知を積極的に行うものとする。

名称	措置等の概要	窓口、問合せ先
災害復興住宅融資（住宅金融支援機構等）の利子補給（※）	住宅金融支援機構等の災害復興のための住宅融資を受けられた方に対して、融資が行われた日から6年間、上限2.1%までの利子補給（6年間）	県（住宅政策課）
災害復興住宅建設資金（県の上乗せ融資）の貸付及び利子補給（※）	住宅金融支援機構等の災害復興のための住宅融資を受けられた方に対して、さらに次のような上乗せ融資を行うとともに、融資が行われた日から6年間は無利子 ＜融資限度額＞ 400万円（6年間無利子）	県（住宅政策課）
住宅相談窓口の開設	災害により住宅に被害を受けた者に対して、あらかじめ協定を締結した融資機関（住宅金融支援機構）と協議の上、必要により被災市町村に住宅相談窓口を臨時に開設し、融資制度等を周知	県（住宅政策課）
災害復興住宅融資のあっせん	災害により住宅に被害を受けた者に対して、あらかじめ協定を締結した融資機関（住宅金融支援機構）と連携し、資金のあっせん等を行う	県（住宅政策課）
地すべり関連住宅融資	被災した住宅を移転又は建設しようとする者への融資あっせんについて、災害復興住宅融資と同様の措置を講ずる	県（住宅政策課）
民間賃貸住宅への家賃補助（※）	被災された方が民間賃貸住宅に入居された場合に、県と市町村で家賃の一部を補助 ＜補助限度額＞ 月額3万円	県（住宅政策課）
民間借り上げ空き家への家賃補助（※）	市町村が借り上げた民間空き家に被災された方が入居された場合に、県と市町村で家賃の一部を補助 ＜補助限度額＞ 月額3万円	県（住宅政策課）
災害援護資金の貸付	住居の全壊又は半壊などの被災者の方に対して、災害援護資金を貸与 ＜貸付限度額＞ 350万円（10年以内に償還） ＜対象災害＞ 県内で災害救助法が適用された災害	県（福祉保健課）
母子父子寡婦福祉資金の貸付	被災された母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦あるいは40歳以上の配偶者のない女性（配偶者と離別等した方）が、住宅の改築、補修あるいは転居等を行う場合に必要な資金を貸与 ＜貸付限度額＞ 住宅改築等資金として200万円	県（家庭支援課）
県営住宅の家賃免除	被災の状況等に応じて免除の可否、その期間について判断（※被災された方が県営住宅に入居された場合に、1年間家賃を全額免除）	県（住宅政策課）
県営住宅への被災による特定入居	被災された方が住宅に困窮している場合に、県営住宅の空き家の状況に応じて入居できる	県（住宅政策課）

（注）表中（※）は、平成12年鳥取県西部地震における措置の概要（災害の態様により異なる場合がある）。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 鳥取県被災者住宅再建等支援条例に係る被害認定等の取りまとめ
- 2 住宅関連施策の住民への広報、周知

災害応急対策編（共通）第12部 文教対策計画

第1章 応急教育

（県教育委員会、県総務部、市町村）

第1節 目的

この計画は、災害により文教施設が被災し、又は児童、生徒の被災により通常の実施を行うことができない場合において、応急対策を実施し、就学に支障を来さないよう措置することを目的とする。

第2節 実施責任者

- 1 文教施設の被災は、直接児童、生徒に重大な影響を及ぼすので、第一次的には学校長が応急対策を実施するものとする。
- 2 市町村立の学校にあっては市町村教育委員会が、県立の学校にあっては県教育委員会が第二次的に応急対策を実施するものとする。
- 3 県教育委員会は、市町村教育委員会が実施する応急措置について、必要な援助協力を行うものとする。
- 4 なお、国立学校及び私立学校においては、本計画に準じそれぞれ必要な対策を講ずるものとし、県（総務部）はこれを支援するものとする。

第3節 応急教育実施計画

1 文教施設の応急復旧対策

文教施設が被害を受けたときは、速やかに被害状況を調査把握し、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 学校長は、所管する施設が被災したときは、災害の拡大防止のための応急措置を実施するとともに、速やかに県又は市町村教育委員会に報告し、必要な指示を受けるものとする。
- (2) 県又は市町村教育委員会は、災害の実状に応じ、応急復旧の実施計画を樹立し、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 応急教育の実施場所

文教施設が被災した場合、学校長又は教育委員会は、次に定めるところにより応急措置を講ずるものとする。

- (1) 簡単な修理で使用可能な教室は、速やかに応急修理を行う。
- (2) 被災のため使用できない教室に代えて、特別教室、体育館、講堂等を利用する。
- (3) 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合は、収容人員等を考慮の上、公民館、その他の公共施設、隣接学校の校舎等の利用又は民有施設の借上げを行う。
- (4) 広範囲にわたる激甚な災害のため前記の諸措置が講ぜられない場合は、応急仮校舎を建設する。

3 応急教育の方法

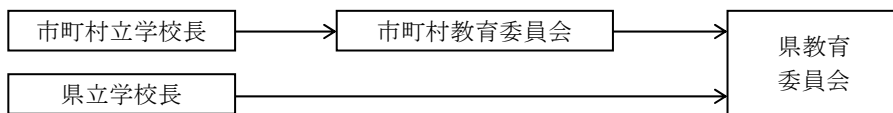
学校長は、文教施設及び児童生徒の被災の状況に応じて短縮授業、二部授業、分散授業等の措置を講ずることになるが、授業時間数については極力その確保に努める。

4 児童、生徒の災害援助に関する措置

- (1) 教科用図書の供給あつせん

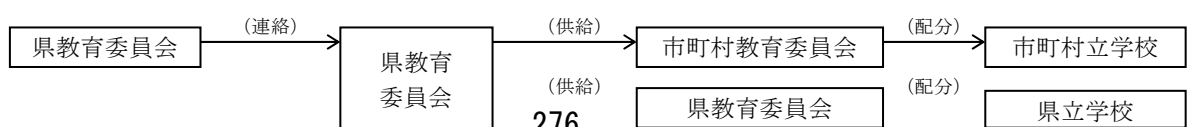
ア 教科用図書被災状況の報告

- (ア) 市町村立学校においては、学校長は、児童生徒の教科用図書の被災状況を調査の上、市町村教育委員会に報告するものとする。
- (イ) 市町村教育委員会は、市町村内の教科用図書の被災状況をとりまとめ、県教育委員会に報告するものとする。
- (ウ) 県立学校においては、学校長は、児童生徒の教科用図書の被災状況を調査の上、県教育委員会に報告するものとする。



イ 教科用図書の調達

- (ア) 県教育委員会は、県内の教科用図書の被災状況をとりまとめ、教科用図書販売会社に対し、県教育委員会及び市町村教育委員会への教科用図書の供給について連絡するものとする。
- (イ) 県教育委員会及び市町村教育委員会は、供給を受けた教科用図書を、それぞれが所管する学校に配分する。



ウ 費用は有償とする。ただし、災害救助法の適用を受ける災害により被害を受けた場合は無償とする。

(2) 就学困難な児童、生徒に係る就学援助

「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」による。

(3) 特別支援学校児童、生徒等の就学援助

「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」による。

5 授業料等の減免及び奨学資金の貸与等

(1) 授業料、入学選抜手数料及び入学料の減免

ア 授業料…家屋等の全壊又は半壊の場合全額免除、それ以外の場合半額免除

イ 入学選抜手数料及び入学料…家屋等の全壊又は半壊の場合、全額免除

(2) 奨学資金の貸与及び返還猶予

ア 鳥取県育英奨学資金の貸与及び返還猶予

イ 鳥取県進学奨励資金の返還猶予

6 教員確保措置

県教育委員会及び市町村教育委員会は、災害により通常の実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教員を把握し、確保する。

(1) 臨時参集

教員は、原則として各所属の学校に参集するものとする。

ただし、交通途絶で登校不能な場合は、最寄りの学校に参集する。

ア 参集教員の確認

各学校においては、責任者を定め、参集した教員の学校名・職・氏名を確認し、人員を掌握する。

イ 参集教員の報告

学校で掌握した参集教員の人員等については、別に定める報告系統により県教育委員会に報告する。

ウ 県教育委員会の指示

県教育委員会においては、前項で報告された人数、その他の情報を総合判断し、県立学校及び市町村教育委員会に対し教員の配置等適宜指示連絡をする。

エ 児童・生徒への臨時的対応

通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもって児童・生徒の安否確認、生活指導に当たらせ、状況に応じて臨時授業を実施する。

(2) 退職教員の活用

災害により教員の確保が困難で、平常授業に支障を来す場合は、退職教員を臨時に雇用するなど対策をたてる。

7 給食の措置

(1) 給食施設が被災したときは、県教育委員会及び市町村教育委員会は、次の事項に留意し、適切な措置を行う。

ア 被害状況（調理関係職員、給食施設設備、給食用保管物資等）の早期調査把握

イ 災害地に対する学校給食用物資の補給調整

ウ 衛生管理、特に食中毒等の事故防止

(2) 日野郡3町については、応援協定に基づき、小中学校の給食支給について相互支援を行う。

県（日野振興センター）は必要に応じ調整を行う。

8 保健衛生の管理

学校の保健衛生については、県教育委員会及び市町村教育委員会は、次の事項に留意し、適切な措置を行う。

(1) 校舎内外の清掃、消毒

(2) 飲料水の使用

(3) 児童、生徒の保健管理及び保健指導

(4) 児童、生徒の精神面に係る配慮（こころのケア）

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 文教施設の応急復旧対策の実施
- 2 応急教育の実施
- 3 児童、生徒の災害援助に関する措置
- 4 教員確保措置
- 5 給食の措置
- 6 保健衛生の管理

第2章 文化財災害応急対策

（県総務部、県地域社会振興部、県教育委員会、市町村）

第1節 目的

この計画は、災害により文化財及び関連施設が被災した場合において、応急対策を実施することにより、文化財的価値を損なわないなど被害が拡大しないよう措置することを目的とする。

第2節 実施責任者

- 1 当該文化財の所有者・管理者等の責任において、応急対策を実施するものとする。
- 2 県は、国関係機関や市町村文化財保護部局等（以下この章において「市町村」という。）と連携し、所有者・管理者等の実施する応急措置について、必要な援助協力を行うものとする。

第3節 応急対策

1 被害状況の把握と応急措置

文化財及び関連施設が被害を受けた場合、所有者・管理者等又は県及び市町村は速やかに被害状況を調査把握し、次に定めるところにより応急措置を講ずるものとする。

（1）指定等文化財の所有者・管理者等の対応

ア 災害が発生したときには、災害の拡大防止のための応急措置を実施するとともに、文化財の被害状況を速やかに市町村へ報告し、報告を受けた市町村は県へ報告して、必要な指示を受けるものとする。

なお、災害によって交通等が遮断されるなど、被害確認が困難な場合には、所有者・管理者等は市町村へ報告し、報告を受けた市町村はその旨を県に報告する。また県及び市町村も、文化財所在地に到達可能な交通路など状況の確認を行う。

イ 災害発生時には、文化財の所在場所や被災の実態を写真、ビデオ、図示等での確かかつ詳細に記録する。

（2）県の対応

ア 通報受理後、直ちに職員を現地に派遣して被害状況の把握に努め、国指定・登録・選定文化財（以下、この章において「国指定等文化財」という。）については、その結果を文化庁に報告し、係員の派遣等必要な措置を求める。

イ 被害状況を迅速に収集し、独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター（以下この章において「文化財防災センター」という。）に報告する。

ウ 県は「災害時等における県関係機関と市町村等との連携・協力実施計画」に基づき、被災状況の調査をし、支援方針を検討する。

（3）県及び市町村の対応

ア 災害の実状に応じ、消防局等と連携しながら被害状況を把握し、速やかに応急対策を行うものとする。

イ 現地調査の結果、二次災害の発生や、破損の進行、破損部位の滅失、散逸等の可能性がある判断された場合は、所有者・管理者等に応急措置を講じるよう指導する。

また、国指定等文化財の応急措置については、現状変更も含めて、文化庁へ実施した内容を報告する。

ウ 県民に美術工芸品、民俗資料、史料等の保護を訴えるとともに、修理、保存等の相談窓口を設置する。

2 応急対策と応援要請

被害状況の調査結果をもとに、県は市町村等と連携し所有者・管理者等とともに、今後の復旧計画の策定を行う。

（1）県は文化庁や文化財防災センターの指導を受けながら、連携して対応を検討する。

（2）県内において大規模な災害が発生し、県・市町村の行政機関の機能が著しく低下して、単独では十分に被害状況調査等が実施できない場合、県は「中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画」に基づく中四国8県2市、及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づく近畿2府7県及び文化財保護関係機関等への応援を要請する。

（3）建造物の被害状況確認においては鳥取県ヘリテージマネージャー協議会（仮）に、また石造物の被害状況及び修復作業等に関しては「災害時における応急対策業務等の協力に関する協定書」に基づき鳥取県石材加工組合連合会に協力要請をする。

（4）博物館・資料館等関連施設については、鳥取県ミュージアムネットワーク加盟館で定めている「災害発生時における博物館資料の活動等実施要綱」に基づく支援活動と連携する。

3 復旧対策

被害状況をもとに、県は被災文化財等の修復について技術的指導を行う。また文化庁をはじめ、関係する機関や専門家などの協力を得ながら、適切な対策を講じることとする。

また、指定文化財に関して必要があると認めるときは、文化財の修理事業等に対して補助を行う。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 文化財及び関連施設の応急復旧対策の実施
- 2 文化財及び関連施設の被害状況の把握
- 3 保存、修復等に関する相談窓口の設置

災害応急対策編（共通）第13部 農業災害対策計画

第1章 農林水産業災害応急対策

（県農林水産部、市町村）

第1節 目的

この計画は、災害時に農作物、水産資源等に関する被害が発生し、又は発生したおそれがある場合の対策を定め、農林水産業被害を最小限に留め、その安定生産に寄与することを目的とする。

第2節 農作物、水産資源等の一般的な応急対策

1 事前予防措置

台風その他の災害が予想される場合、各作物については、事前措置の徹底を図り、被害を最小限にとどめる。その措置内容（予防対策）は資料編のとおりである。

2 被害状況の把握

農作物、水産資源等に災害が発生したおそれがある場合、県（農林水産部）は速やかに被害情報の収集及び状況把握に努め、応急対策及び復旧復興対策の必要性を検討するものとする。（被害情報の収集については、第3部第3章「災害情報の収集及び伝達」を参照）

3 資機材の確保

農作物、水産資源等に災害が発生又は発生したおそれのある場合で、応急措置が必要と認められるときは、関係機関と協議の上、応急対策機材や資材が確保されるよう連絡調整を行い、被害防止に努める。

第3節 再作付対策

県は、被害によって再作付を必要とする場合には、次により応急対策を講ずる。

- 1 「災害対策用雑穀種子配付要綱」に基づき、雑穀種子を申請により供給する。
- 2 主要農作物種子（水稻、麦及び大豆）の確保について、県は必要に応じて農政局に対し助言を依頼する。
- 3 社団法人日本種苗協会の実施する種子備蓄事業により確保されている野菜種子を申請により供給する。

第4節 耕地等災害

県、市町村、その他農林業関係機関は、災害により耕地の地盤や農業用水路、農林道等に被害が生じた場合、応急的な復旧や被害の拡大防止措置を講じるものとする。その際、恒久的な復旧の必要性や、転作の可能性も勘案し、耕作者・林業者・所有者の意思を尊重しつつ、適切な対策の実施に努めるものとする。

1 地震後のため池の点検

県、市町村、ため池所有者（管理者含む。以下「所有者等」という。）等は、ため池地点周辺の気象台で発表された気象庁震度階級が5弱（堤高が15m以上のため池にあっては4）以上の地震の場合、「地震後の農業用ため池等緊急点検要領」に基づき防災重点ため池等の緊急点検を行うものとする。

（1）県、市町村、所有者等は、目視による外観点検により被害の有無、程度、緊急度を把握することとする。

（2）県、市町村、所有者等は、ため池の安全管理上必要がある場合、緊急放流、応急対策及び安全対策を実施するとともに、速やかに市町村、関係集落、消防団等に急報し、決壊のおそれのある場合は、市町村が避難指示等の発出を判断する。

（3）ため池の情報伝達は、風水害対策編第2部第3章「ため池・農業用水路・樋門の応急対策」による。

第5節 病虫害防除対策

災害によって病虫害の発生が予想される場合には、次による対策を講ずるものとする。

1 実態の早期把握

市町村及び農業団体等の防除関係者は、区域内の農作物の災害及び病虫害の発生状況等を早期に把握するとともに、県（病虫害防除所）に緊急報告するものとする。

2 防除の指示及び実施

県は、市町村、農業団体等から通報された災害状況により、病虫害の防除対策を検討し、市町村に対して具体的な防除の実施を指示するものとする。

市町村は、県の指示により緊急防除班を編成して短期防除を実施するものとする。

3 防除の指導

県は、特に必要と認める場合には関係職員による特別指導班を編成して、現地の特別指導を行うほか、非災害地に協力応援を依頼し、緊急防除協力班を編成して救援防除を指導するものとする。

4 農薬の確保

災害により緊急に農薬確保の必要が生じた場合には、県は全国農業協同組合連合会鳥取県本部及び農薬取扱事業者に対し、手持農薬の被災地向け緊急供給を依頼するものとする。

5 防除機具の確保

- (1) 市町村及び農業団体等は、区域内の防除機具を整備、把握し、必要に応じて緊急防除の実施に当たり、集中的に防除機具の使用ができるよう努めるものとする。
- (2) 県は、被災地の緊急防除の実施を促進するため必要があるときは、県下の防除機具を動員して使用するよう連絡調整を行うものとする。

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 耕地被害に係る応急復旧及び被害の拡大防止措置
- 2 病虫害防除対策の実施

災害応急対策編（共通）第14部 被災者支援計画

第1章 生活再建対策

（県危機管理部、県令和の改新戦略本部、県総務部、県生活環境部、
県福祉保健部、県子ども家庭部、県商工労働部、県農林水産部、県教育委員会、市町村）

第1節 目的

この計画は、災害により被災した県民のために県、市町村等が行う生活確保対策及び事業経営安定のための措置について定めることを目的とする。

第2節 措置・制度の県民への周知

県、市町村及び関係機関は、被災者の生活再建対策等の措置・制度の県民への速やかな広報・周知を積極的に行うものとする。

なお、被災者生活支援に関する情報については、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるとともに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援、サービスを提供するものとする。

また、県及び市町村は、災害ケースマネジメントによる被災者の生活復興支援を実施する場合、取組が円滑に進むよう、県民への広報・周知を行うものとする。

第3節 被災者台帳の整備

- 市町村は、被災者支援システム等デジタル技術を活用し、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成を必要に応じて行い、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。
- 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第4節 生活再建対策

1 被災者生活再建支援法の適用

被災者生活再建支援制度は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的にしたものであり、当該制度により支援を実施するには、被災者生活再建支援法の適用を受ける必要がある。

（1）法適用の要件

ア 対象となる自然災害

（ア）災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した県内市町村における自然災害

（イ）10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県内市町村における自然災害

（ウ）100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県内における自然災害

※ただし、①（ア）又は（イ）の市町村を含む県内で5世帯以上の全壊が発生した人口10万人未満の市町村、②（ア）から（ウ）に隣接している人口10万人未満で全壊5世帯以上の市町村については適用がある。

（エ）（ア）若しくは（イ）の市町村を含む都道府県又は（ウ）の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の全壊が発生した人口10万人未満の市町村、及び2世帯以上の全壊が発生した5万人未満の市町村

（2）支給対象世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

ウ 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）

エ 住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）

オ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯

（3）大規模半壊世帯の判断基準

住家半壊の基準	左のうち「大規模半壊」
損壊部分が延床面積の20%以上70%未満のもの	50%以上70%未満
損害割合（経済的被害）が20%以上50%未満のもの	40%以上50%未満

(4) 中規模半壊世帯の判断基準

住家半壊の基準	左のうち「中規模半壊」
損壊部分が延床面積の20%以上70%未満のもの	30%以上50%未満
損害割合（経済的被害）が20%以上50%未満のもの	30%以上40%未満

(5) 浸水等による住宅被害認定の取扱い

家屋の床材等は一度浸水すると本来の機能を喪失し、居住の快適性を著しく阻害するが多いことから、被害認定にあたっては、次のとおり被災者生活支援法の弾力的な運用を図る。（平成16年10月内閣府通知に基づくもの）

ア 畳が浸水し、壁の全面が膨張し、さらに浴槽などの水廻りの衛生設備等についても機能を損失している場合等は、一般的に、大規模半壊又は全壊に該当することになるものと考えられる。

イ 半壊であっても、やむを得ず住宅を解体する場合は、全壊と同様に取り扱うこととなるが、浸水等の被害により、流入した土砂の除去や耐え難い悪臭のためやむを得ず住宅を解体する場合は、被災者生活再建支援法第2条第2号ロに基づき、「やむを得ず解体」するものとして、全壊と同様に取り扱う。

(6) 支給条件

ア 対象世帯、支給額

住宅再建の態様等に応じて、以下の①と②の合計額（定額）を定額（渡し切り）方式で支給

	世帯人数	支援金（単位：万円）			
		① 基礎額	②住宅再建方法		
全壊世帯	複数	100	建設・購入	補修	賃借
	単数	75	200	100	50
大規模半壊世帯	複数	50	200	100	50
	単数	37.5	150	75	37.5
中規模半壊世帯	複数	0	100	50	25
	単数	0	75	37.5	18.75

イ 対象経費

使途の限定なし

(7) 被災者生活再建支援法の適用事務

ア 県

被災者生活再建支援法が適用となる災害の内閣府等への報告や、市町村から取りまとめた支給申請書の被災者生活再建支援法人への提出等を行う。

イ 市町村

住宅の被害認定、罹災証明書等被災者の申請に必要な書類の発行や支給申請書のとりまとめと県への提出等を行う。

ウ 申請期間

(ア) 住宅建設・購入等を行う世帯への支援金（上記(5)ア②）・・・災害発生後37月以内

(イ) その他の経費（上記(5)ア①）・・・災害発生後13月以内

※ただし、都道府県は、やむを得ない事情により被災世帯の世帯主が上記の申請期間中に申請できないやむを得ない事情があると認めるときは、申請期間を延長することができる。

2 災害ケースマネジメントによる被災者の生活復興支援

市町村は、県、県社会福祉協議会、専門士業団体等の関係機関と連携し、必要に応じて災害ケースマネジメントの手法を活用することにより、被災者一人ひとりに寄り添った被災者の生活復興支援を行うものとする。

また、災害ケースマネジメントの実施に際し、市町村が、被災者の相談対応等で専門家の支援が必要と判断する場合は、県に対して専門家の派遣に係る調整を依頼するものとし、県は協定に基づき専門士業団体に対して専門家の派遣を要請するものとする。

3 その他の生活支援対策

(1) 生活支援対策

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
災害見舞金の支給	住家が全壊若しくは半壊した世帯主に対して見舞金を支給（同一原因による災害により、10世帯又は40人以上が被害を受けた場合） ＜見舞金上限額＞ 5万円	県（福祉保健課）
災害弔慰金の支給	災害により死亡した者の遺族に支給（住所地の市町村から支給） ＜受給遺族＞配偶者、子、父母、孫、祖父母 ＜支給額＞ 生計維持者が死亡した場合 500万円 その他の者が死亡した場合 250万円 ＜対象災害＞自然災害 ・1市町村で住居が5世帯以上減失 ・3以上の市町村で住居が5世帯以上減失（県全域で支給） ・県内で災害救助法適用（県全域で支給）	住所地の市町村 県（福祉保健課）

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
災害障害見舞金の支給	・2以上の都道府県で災害救助法を適用（国内全域で適用） 災害により精神又は身体に障がいを受けた者に支給（住所地の市町村から支給） ＜受給者＞ 重度の障害を受けた者（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等） ＜支給額＞ 生計維持者 250万円 その他の者 125万円 ＜対象災害＞ 自然災害（災害弔慰金に同じ）	住所地の市町村 県（福祉保健課）
災害援護資金の貸付	災害救助法の適用の場合において、災害により被害を受けた世帯の世帯主に貸付（市町村から貸付） ＜受給者＞ 災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者 ＜限度額＞ 350万円 ＜対象災害＞ 県内で災害救助法が適用された災害	住所地の市町村 県（福祉保健課）
生活福祉資金の貸付	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯の方が、災害により被害を受けたことにより臨時に必要な資金を貸付 ＜貸付限度額の目安＞ ・災害を受けたことにより臨時に必要な経費 150万円 ・住宅の補修等に必要な経費 250万円	県社会福祉協議会 住所地の市町村社会福祉協議会 県（孤独・孤立対策課）
被災地の高齢者等の生活支援（※）	被災されたひとり暮らし高齢者、障がい者、母子家庭の母などで自宅の清掃、小修繕等が困難なため、市町村が自宅での生活が可能となるよう支援する場合に、その一部を県費助成 ＜上限助成額＞ 1世帯あたり10万円（特認20万円） ボランティアを活用して実施した場合 1世帯あたり5万円（特認10万円）	県（長寿社会課（福祉保健課））
生活福祉資金（緊急小口資金）の貸付	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯の方で、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける小額の費用（火災等被災によって生活費が必要なとき） ＜貸付限度額＞ 10万円 ※災害の規模により、貸付対象要件が緩和される場合があります。	県社会福祉協議会 住所地の市町村社会福祉協議会 県（孤独・孤立対策課）
母子父子寡婦福祉資金の貸付	被災された母子家庭の母又は父子家庭の父（母子家庭又は父子家庭となって7年未満）に生活資金として貸付 ＜生活資金＞ 月額10.3万円（貸付期間 2年間限度、償還期限 8年以内）	県（家庭支援課）
「震災・心の健康ホットライン」	心身のストレスや精神的不安などで悩んでいる方々に対してメンタルケア相談を実施	県（健康政策課）
医師・保健師による健康相談	要請のあった市町村で、医師、保健師による健康相談を実施	県（健康政策課）
子どもの心の相談窓口	心のケアを必要とする児童・生徒に対して、児童相談所の電話や訪問により児童心理司、臨床心理士等が相談実施 教育相談電話による相談の実施	県（家庭支援課）県教委（生徒支援・教育相談センター）
図書の貸し出し支援	被災地にある図書館へ図書館司書、事務員を派遣し、被災された方への図書貸し出しについて支援を実施	県教委（県立図書館）

（注）表中（※）は、平成12年鳥取県西部地震における措置の概要

（2）授業料などの負担の軽減

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
県税の免除	不動産取得税、個人事業税の減免措置を実施	県（税務課）
県立学校及び私立高等学校の授業料の減免	被災によって資産が著しく損なわれ、かつ所得が一定の基準以下にある世帯に属する生徒の授業料を免除 ＜全壊・半壊＞ 全額免除 ＜上記以外の被害＞ 半額免除	県教委（高等学校課） 県（教育芸術課） 県（医療政策課）
奨学資金等の返還猶予	奨学資金等の貸与を受けた方が、被災により奨学資金等を返還することが著しく困難になったと認められるときに返還を猶予	県教委（人権教育課） 県（人権・同和对策課、長寿社会課、子育て王国課、医療政策課）
高等学校定時制及び通信制課程における教科書学習書の支給	り災により経済的に修学が困難な方に対して、教科書等を支給	県教委（高等学校課）

（3）農林水産業金融

- ア 農業協同組合、信用農業協同組合連合会、漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会又はその他の金融機関が被害を受けた農林漁業者又はその団体に対して行う経営資金等のつなぎ融資の指導あっせん
- イ 天災融資法による経営資金等の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償の実施

ウ 株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧等資金の融資あつせん

エ 株式会社日本政策金融公庫資金、農業改良資金、農業近代化資金、漁業近代化資金の既往貸付資金に係る貸付期限の延期等の措置

オ 平成12年鳥取県西部地震における主な措置

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
鳥取県西部地震被害農業者対策特別資金の貸付	被災された農業者が経営の安定維持のために必要な資金を借り入れた場合に、借り入れ後6年間に限り金利負担と保証料負担をゼロ	県（経営支援課）
水産業復興支援緊急対策資金の利子補給等	漁業者、水産加工事業者、漁協等に復旧に係る経費を融通した金融機関に利子補給を行うとともに、信用保証協会等に助成を行うことにより、加工事業者、漁協などの金利負担と信用保証料負担の軽減を図る。	県（水産振興課）
林業改善資金の貸付	被災された森林所有者の方に対して貸与する被害森林の整備に必要な資金について無利子 <貸付限度額> 120万円／ha（貸付期間 5年）	県（林政企画課）

カ 平成28年鳥取県中部地震における主な措置

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
農業施設等復旧資金の利子補給及び保証料補助	農業用施設等の復旧のための融資に対して、融資が行われた日から6年間、利子補給及び保証料補助を行い、負担の軽減を図る。	県（経営支援課）

（4）商工業金融

ア 中小企業関係の被害状況、再建のための資金需要等について速やかに把握し、政府及び政府系金融機関並びに一般市中金融機関に対し、協力融資について依頼する。

イ 金融機関に対し、貸付条件の緩和、貸付手続きの簡易迅速化等について要請する。

ウ 市町村、商工団体を通じ、国、県及び政府系金融機関が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

エ 鳥取県災害等緊急対策資金等の貸付けを優先的に行う。

オ 平成12年鳥取県西部地震における主な措置

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
特別資金の貸付 ・利子補給金 ・信用保証料軽減補助金	被害を受けた企業を支援するための特別資金を貸付。 （利子及び信用保証料を6年間0%とする） <貸付限度額> 5,000万円（償還期限10年）	県（企業支援課）
県商工制度融資の償還猶予	被災を受けた中小企業が災害の前に県制度融資を利用し、約定どおり返済している場合、必要に応じて償還猶予を実施	県（企業支援課）
中小企業経営健全化資金の貸付	手形決済や商品仕入れに要する経費に対して、運転資金を貸付 <貸付限度額> 5,000万円（償還期限7年）	県（企業支援課）
中小企業設備資金の貸付	設備の更新・修繕等に要する経費に対して、設備資金を貸付 <貸付限度額> 5,000万円（償還期限12年）	県（企業支援課）
小口無担保保証融資	従業員20名以下の企業を対象に融資を実施 <貸付限度額> 1,500万円（信用保証0.6%）	県（企業支援課）
同和地区中小企業特別融資	従業員20名以下の企業を対象に融資を実施 <貸付限度額> 1,500万円（信用保証0.5%）	県（企業支援課）
小規模企業者等設備資金の貸付	従業員20名以下の企業を対象に経営基盤の強化を図るための設備導入にかかる経費を貸付 <貸付限度額> 4,000万円（償還期限7年）	県（企業支援課）
小規模企業者等設備貸与	従業員20名以下の企業を対象に経営基盤の強化を図るための設備の割賦販売及びリースを実施 <貸付限度額> 6,000万円（割賦払期間7年、リースは3～7年）	県（企業支援課）
中小企業ハイテク設備貸与	中小企業を対象に経営基盤の強化又は経営革新を行うための設備の割賦販売を実施 <貸付限度額> 8,000万円（割賦払期間7年）	県（企業支援課）

カ 平成28年鳥取県中部地震における主な措置

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
災害等緊急対策資金の貸付 ・利子補助金 ・信用保証料軽減補助金	直接被害又は売上高減少が生じた企業の資金調達経費を軽減。（利子及び信用保証料を当初5年間0%とする）	県（企業支援課）

中部地震復興支援利子補助金	直接被害又は売上高減少が生じた企業のうち、災害等緊急対策資金の対象とならない中堅・大企業が復旧のための融資を受けた場合、当初5年間の利子相当額を補助。	県（企業支援課）
金融機関への要請	資金調達の円滑化・融資手続の迅速化・個別事情に応じた返済猶予等の貸付条件変更を要請。	県（企業支援課）

第5節 その他の生活確保対策

県、市町村及び関係機関は、災害を受けた地域の民生を安定させるため、上記のほか被災者に対して次の対策を講ずるものとする。

- 被災者に対する職業のあっせん（職業安定法）
- 簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付け、郵便貯金等預金者に対する非常払渡し、郵便はがき等の無償交付（保険事務の非常取扱要綱、為替貯金非常取扱規程、災害地の被災者に対する郵便はがき等の無償交付に関する省令）
- 小災害被災者に対する見舞金の給与（小災害被災者に対する見舞金給与要綱）
- 大規模災害発生時に、私人間の紛争が多発するおそれがある場合に、鳥取県と鳥取県内土業団体との大規模災害発生時における相談業務の支援に関する協定に基づき、必要に応じて各土業団体に無料相談の実施を要請
- 被災児童、災害等への援護
 - 県（福祉保健部）による災害により父母や保護者を失い孤児となった児童の児童養護施設、乳児院等の児童福祉施設への入所措置を実施
 - 県（福祉保健部、教育委員会）、市町村による福祉相談等の児童や保護者のメンタルケアの実施
 - 市町村による父子家庭・母子家庭になった世帯等の児童保育の支援（緊急入所枠の活用、入所手続きの簡素化等）

第6節 日本銀行による応急金融対策

1 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節

- 日本銀行は、被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。
- 日本銀行は、被災地における現金供給のため緊急に現金を輸送し又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。
- 日本銀行は、災害発生時等において、必要に応じ適切な通貨および金融の調節を行う。

2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

- 日本銀行は、災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないよう考慮し適切な措置を講ずることを要請する。
- 日本銀行は、災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行う。

3 金融機関の業務運営の確保に係る措置

日本銀行は、関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長又は休日臨時営業を行う。

4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

日本銀行は、必要に応じ関係行政機関と協議の上、金融機関又は金融関係団体に対し、次に掲げる措置その他金融上の措置を適切に講じるように要請する。

- 預金通帳等を紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- 事情によっては、被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の有用等の特別措置をとること。
- 損傷日本銀行券および損傷貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。
- 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

5 各種措置に関する広報

日本銀行は、災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、インターネットその他適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努める。

特に、3及び4で定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議の上、金融機関および放送事業者と協力して速やかにその周知徹底を図る。

第7節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下

のとおりである。

- 1 被災住民のための生活再建対策の実施（災害ケースマネジメントの実施を含む）
- 2 同対策の広報、周知

第2章 健康及びこころのケア対策

（県福祉保健部、県子ども家庭部、県教育委員会、警察本部、市町村、日本赤十字社）

第1節 目的

この計画は、被災者の健康及びこころのケア対策について定めることを目的とする。

第2節 実施者

- 1 県及び市町村は、被災者が心身ともに健康を保つことができるよう努めるものとする。
- 2 また、県及び市町村は、巡回相談の実施等により被災者と接する場を設け、心身の手当が必要な者を早期発見し、その回復に万全を期するものとする。

第3節 住民に対する健康相談等

1 巡回健康相談等の実施

- （1）県及び市町村は、医師・保健師・栄養士等による避難所等への巡回健康相談及び家庭訪問を行う。
- （2）県は、市町村の要請に基づき、各総合事務所（各保健所（東部圏域においては鳥取市保健所））及び被災地以外の市町村から派遣可能な保健師等についての情報を収集し、巡回健康相談チームを編成し、被災地市町村に派遣を行う。なお、市町村からの要請がない場合であっても、県が必要と認めるときには同様の措置を行う。
- （3）医師・保健師が不足する状況においては、災害支援ナース等の協力を得るなどにより、必要な体制の確保に努めるものとする。
- （4）市町村は、巡回健康相談を行うに当たり、重点的に訪問することが必要な者の状況の把握に努めるものとする。
- （5）インフルエンザ等の流行予防のため、避難所において予防リーフレット等の配付を行う。
- （6）県及び市町村は、避難所等における栄養管理・指導等を行うものとする。

2 児童生徒への対応

県及び市町村は、学校における健康相談活動を実施するものとする。

第4節 こころのケア対策

1 他県等への保健師等の派遣要請

- （1）被災者に対する心のケアについては、発災後長期間にわたり実施する必要があるため、従事する職員の不足が考えられるため、県は、必要に応じて他県との応援協定に基づく保健師等の派遣要請を行うものとする。
- （2）その他、必要に応じ介護ヘルパーの協力を得るなどにより、必要な体制の確保に努めるものとする。

2 日本赤十字社への協力

日本赤十字社は、被災地への「こころのケアチーム」の派遣を行っている。県及び市町村はこれに協力するものとする。

3 電話相談窓口の設置

県及び保健所設置市は、総合事務所（保健所）（東部圏域においては鳥取市保健所）に精神科医師及び保健師等による電話相談窓口を設置し、精神保健福祉センターと連携し、被災者のメンタルケアを行う。

4 こころのケアに関する情報提供

県及び保健所設置市（精神保健福祉センター、総合事務所（保健所）（東部圏域においては鳥取市保健所）等）は市町村と連携して、こころのケアに関する情報の提供や知識の普及を行う。また、県は、市町村と連携して、日本赤十字社の「こころのケアチーム」の派遣への協力及び情報の提供を行う。

5 警察本部による被災者支援活動

被災地において警察官等による巡回活動を行い、相談対応及び防犯指導等を実施する。また、自治体等との連携や連絡窓口等の情報提供を行う。

6 児童生徒への対応

県教育委員会及び市町村教育委員会は、被災児童に対するメンタルケアを実施するものとし、状況に応じて、専門家を学校に派遣するものとする。

7 子どものこころのケアチームの編成

県（児童相談所等）が関係機関と連携して子どものこころのケアチームを編成し、避難所や保育所・幼稚園の巡回、避難所に相談室の常設、相談電話を開設するなどにより、子どもの相談に対応する。
また、避難所において「遊び」や「読み聞かせ」などを取り入れたこころのケアを実施する。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 住民への健康相談等の実施
- 2 住民へのこころのケア対策の実施

災害応急対策編（共通）第15部 ライフライン対策計画

第1章 ライフライン応急対策の調整

（県危機管理部、県生活環境部、県国土整備部、市町村、中国電力、中国電力ネットワーク、鳥取ガス、米子瓦斯、県LPガス協会、NTT西日本、KDDI、NTTドコモ中国支社、ソフトバンク、楽天モバイル）

第1節 目的

この計画は、災害時におけるライフライン事業者相互の調整について定めることを目的とする。

第2節 県災害対策本部のオブザーバー派遣要請

県本部は、ライフライン復旧作業を調整するため、必要に応じ、ライフライン関係機関に対して連絡員の派遣を要請し、各機関と必要な調整を行う。

第3節 ライフライン関係機関等の動員計画及び主な対応等

配備基準等は地震災害によるもの

1 鳥取ガス株式会社、米子瓦斯株式会社

- （1）震度5弱以上で災害対策本部設置。点検を実施。
- （2）震度5強で一般住宅のガスの供給を遮断。（マイコンメーターによる）
- （3）地震動が60カイン以上（震度6～7相当）でガスの供給を停止。

2 中国電力株式会社（鳥取支社）・中国電力ネットワーク株式会社（山陰ネットワークセンター）

配備基準	配備体制	対応等
被害が予測される場合	警戒体制	災害準備対策室等を設置
被害が発生した場合	非常体制	災害対策室等を設置
社会的影響が大きい場合	特別非常体制	特別災害対策室等を設置

*震度5弱以上で自主的な出社を行う。

3 NTT西日本株式会社（鳥取支店）

- （1）震度5弱で状況に応じて災害対策本部を設置。
- （2）震度6弱で災害用伝言ダイヤルサービスの提供を開始。
- （3）通話の輻湊が発生した場合、自動的に災害時優先電話以外を対象とした規制。

4 KDDI株式会社

- （1）被害状況に応じた災害対策本部の設置
- （2）被害状況に応じた災害用伝言板の用意
- （3）通話の輻湊が発生した場合、自動的に災害時優先電話以外を対象とした規制

5 株式会社NTTドコモ中国支社

- （1）震度5強以上で関係社員は自動参集。
- （2）状況に応じて災害対策本部（又は情報連絡室）を設置。
- （3）震度6弱を目安に災害用伝言板の提供を開始。
- （4）通話の輻湊が発生した場合、自動的に災害時優先電話以外を対象とした規制。

6 ソフトバンク株式会社

- （1）被害状況に応じた対策本部の設置
- （2）震度6弱を目安に災害伝言板の提供を開始
- （3）通話の輻湊が発生した場合、自動的に災害時優先電話以外を対象とした規制

7 楽天モバイル株式会社

- （1）被害状況に応じた対策本部の設置
- （2）被害状況に応じた災害伝言板の用意
- （3）通話の輻湊が発生した場合、自動的に災害時優先電話以外を対象とした規制

8 西日本旅客鉄道株式会社（中国統括本部）

措置の基準	措置の内容
震度4（40ガル以上80ガル未満）	列車を一旦停止させ、点検後異常がない場合運転再開
震度5弱以上（80ガル以上）	全線列車の運転を停止し、点検実施

*被害の規模に応じて災害対策室、災害対策本部を設置。

9 智頭急行株式会社

措置の基準	措置の内容
震度4	運転規制区間内の列車を一旦停止させ、速度制限を行い運転再開
震度5弱以上	運転規制区間の列車の運転を中止

*被害の状況に応じて災害対策本部を設置。

10 若桜鉄道株式会社

措置の基準	措置の内容
震度4	要注意区間の列車に速度制限を行い運転
震度5弱以上	全線列車の運転を中止し、点検を実施

11 西日本高速道路株式会社（中国支社）

措置の基準	措置の内容
震度4以上	速度規制の実施
震度5弱以上	区間内の通行を止め、通行止め区間を点検

*道路管制センター（広島）が通行止め区間、速度規制を料金所へ通知する。

12 日本放送協会（日本放送協会鳥取放送局）

配備基準	放送の対応
震度2以下	関係地域で画面に地震に関する文字情報を表示
震度3～4	画面に地震に関する文字情報を表示
震度5弱～5強	画面に地震に関する文字情報を表示、又は全部の放送を中止して地震情報を全国放送（状況により判断）
震度6弱以上	全部の放送を中止し、地震情報を全国放送

*明確な基準はないが、被害の状況に応じて一種体制～三種体制の配備体制をとる。

13 一般社団法人鳥取県LPGガス協会

- (1) 震度5以上の地震が発生した場合、災害対策本部を設置する。
- (2) 被害が最も大きい支部に現地対策本部を設置する。
- (3) 二次被害防止のため、被害情報の収集と緊急措置及びLPGガス供給先の応急措置、被災地住民のための応急供給を円滑に実施する。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 水道管理者による水道施設応急対策

第2章 電力施設応急対策

（中国電力、中国電力ネットワーク、県危機管理部、県企業局）

第1節 目的

この計画は、県内における電力施設の現況を把握し、災害時に際して電力施設の防護及び復旧の迅速化を図り、電力の供給を確保することを目的とする。

第2節 災害対策室等の設置

中国電力鳥取支社及び中国電力ネットワーク山陰ネットワークセンターは、災害の発生が予想されるとき又は発生したときは災害対策室等を設置し、必要な体制を整えるものとする。

＊「中国電力鳥取支社災害対策実施要領」及び「中国電力ネットワーク山陰ネットワークセンター非常災害対策実施要領」による。

第3節 応急対策要員の確保

応急対策に従事可能な人員をあらかじめ調査し、把握しておくとともに、速やかに対応できるようにしておくものとする。

- 1 人員の動員体制を確立すると同時に連絡方法を明確にしておくものとする。
- 2 協力会社（請負者等）及び他支社等へ応援を求める場合の連絡体制を確立するものとする。

第4節 情報の収集、連絡

- 1 災害時における情報の収集・連絡は、「中国電力鳥取支社災害対策実施要領」及び「中国電力ネットワーク山陰ネットワークセンター非常災害対策実施要領」に定める組織により実施するものとする。

また、情報の連絡、指示、報告等のため、次の施設を利用するものとする。

（1）保安用通信設備 （2）移動無線設備 （3）携帯用無線設備

- 2 県の災害対策本部が設置された場合、もしくは災害の態様によっては災害警戒本部が設置された際には、必要に応じて中国電力は県が設置する本部にリエゾンを派遣するものとする。

第5節 災害時における危険予防措置

災害時において送電を行うことが危険であると認められる地域に対しては、送電の遮断等、適切な危険予防措置を講ずるものとする。

第6節 被害状況の早期把握

全般的被害状況の把握の遅速は復旧計画策定に大きく影響するので、ヘリコプターやドローンの活用などあらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努めるものとする。

また、県がヘリコプターやドローン等で把握した被害情報を必要に応じ中国電力に提供するものとする。

第7節 災害時における復旧資材の確保及び復旧作業の支援

- 1 中国電力鳥取支社及び中国電力ネットワーク山陰ネットワークセンターは、発電機車、復旧資材等を常に把握しておくとともに、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保するものとする。
- 2 復旧資材の輸送は、あらゆる輸送会社の協力を得て輸送力の確保を図るものとする。
- 3 資機材の確保等について、県や市町村等による協力が必要な場合は、県は可能な範囲で協力するとともに市町村等との調整に協力するものとする。
- 4 中国電力鳥取支社及び中国電力ネットワーク山陰ネットワークセンターは、電力施設の復旧にあたり、樹木の伐採等の支援が必要な場合は県へ協力を要請するものとし、県は必要に応じて国、市町村と連携して可能な範囲で協力するものとする。

第8節 応急送電等

災害復旧の実施に当たっては、原則として人命にかかわる施設、官公署、報道機関、避難場所等を優先的に送電するものとする。

県は、大規模停電が発生している場合、要配慮者利用施設や災害対策拠点の非常用電源の稼働状況を確認し、早期の電源の確保が必要と判断する場合は、国や電気事業者等と調整の上、電源車等の派遣を行うものとする。

第9節 災害時における広報活動

送電による人災、火災の防止及び電力施設の被害状況、復旧見込み等について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や広報車を通して広報するとともに、県に対しても速やかに情報提供するものとする。また、特に電力が不足している際は、住民、企業に対する節電協力を呼びかける。

県は、中国電力及び中国電力ネットワークからの情報提供を受け、速やかに県ホームページ等で広報するものとする。

第10節 県企業局が所管する各発電施設の応急対策

県企業局は、災害時に際して発電施設の防護及び復旧を行うための所要の対策を講じ、電力供給の確保に努めるものとする。

第11節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。

第3章 ガス施設応急対策

（鳥取ガス、米子瓦斯、県危機管理部）

第1節 目的

この計画は、非常災害時におけるガス（L P ガスを除く。以下この章において同じ。）の供給確保等及びガス施設（L P ガス施設を除く。以下この章において同じ。）の早期復旧を図ることを目的とする。

第2節 実施責任者

ガス事業者（ガス事業法第2条第11項に規定する「ガス事業者」をいう。）は、その必要度、緊急度及び公共性に応じて迅速な応急措置を実施することによりガス供給の確保を図るものとする。

第3節 応急対策

- 1 ガス事業者は、緊急出動体制（人員、車両、装備、資機材連絡通報等）の充実及び、供給停止のためのバルブの増設に努めるものとする。
- 2 ガス事業者、警察及び消防署は、ガス事故が発生したことを覚知したときは、直ちに相互に通報する。
- 3 ガス事業者は、ガス製造原料及び電力を確保する。
- 4 ガス事業者は、被災施設、設備等の状況を調査、把握し、災害の状況により供給停止の処置をとり、必要に応じて導管内の残留ガスの放散を行う。
- 5 ガス事業者は、ガス事故が発生したときは、直ちに出勤して応急措置を講ずる。また、警察、消防機関においても迅速な出動を行い、住民の保護を図るため、立入禁止、避難誘導等の措置を取るとともに、付近住民に対し事故の状況の広報、取るべき措置等を徹底するよう努める。
- 6 ガス事業者は、ガスの供給停止及び再開については、あらゆる広報媒体を利用し需要家庭に周知徹底を図る。
- 7 県は、ガスに関連する県内の状況について、県ホームページ等を通して広報するものとする。
- 8 ガス施設、設備等の被災箇所を発見した者は、直ちにガス会社に通報するよう住民に協力を要請する。

第4節 応急対策上の注意点

- 1 ガスは可燃性であるので、ガス漏えいに起因する二次的災害（爆発等）を起こさないよう十分注意する。このため、必要に応じて空気呼吸器を準備するとともに、火気の取扱いには特に注意しなければならない。
- 2 ガスの供給を停止して再開する際は、コックの締め忘れによる事故が予想されるので、需要家庭全部に完全に周知徹底させる必要がある。このため、関係市町村、警察、消防機関、報道機関等に対し協力を要請する。
- 3 一般市民の立入禁止及び避難についても、関係機関の協力を要請する。

第5節 その他必要とする事項

ガス事業者は、ガス製造所内で災害が発生した時は、引火性危険物等が貯蔵されているので、化学消防車の出動を要請する。

第6節 ガス施設の所在・名称・状況等

県内における各ガス会社の施設の状況は、資料編のとおりである。

第7節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。

第4章 LPガス応急対策

（県LPガス協会、県危機管理部）

第1節 目的

この計画は、災害時におけるLPガスの供給確保及びLPガス施設の早期復旧を図ることを目的とする。

第2節 実施責任者

県LPガス協会は、その必要度、緊急度及び公共性に応じ迅速な復旧活動を実施して、LPガス供給の確保を図る。

第3節 復旧対策

- 1 県LPガス協会は、災害対策本部を設けるとともに、警察及び消防署よりLPガス事故の通報を受けたときは、被災地のあらかじめ定めている防災事業所に通報し緊急出動体制を整えとともに、災害を受けていない支部・地区に対し緊急応援を求める。
- 2 県LPガス協会は、災害発生直後のLPガスの二次災害を防止するために、災害発生後速やかに緊急措置点検を行うものとする。
- 3 県LPガス協会は、緊急措置点検終了後から概ね2週間程度を目処として在宅の消費者先、仮設供給が可能な個所へ二次災害防止のための関連設備の点検とLPガスの使用を可能な状態にするための応急措置を行うものとする。
- 4 県は、県LPガス協会からの要請に基づき、LPガスの二次災害を防止するために必要な情報を、県ホームページ等を通して広報するものとする。

第4節 LPガスの応急供給

- 1 県及び市町村は県LPガス協会と、県内において地震、暴風、洪水その他の自然現象による災害が発生した場合のLPガスの応急供給について、「緊急用LPガスの調達に関する協定」を締結する。
- 2 LPガスの応急供給における緊急用LPガスとは、LPガスのほかに容器、燃焼器具、その他のLPガスを燃料として使用するために必要な器具を含んだものをいう。
- 3 市町村は、LPガスの応急供給の必要性を認めたときは、「緊急用LPガスの調達に関する協定」に基づき、県LPガス協会に直接又は県を通じてLPガスの供給要請を行うものとする。
- 4 県LPガス協会は、県又は市町村からの要請に基づき供給物資の搬送を行わせるものとする。
- 5 県LPガス協会は、平常時からLPガス応急体制の整備を行うものとする。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 LPガスの応急供給が必要な場合のあっせん依頼

第5章 水道施設応急対策

（県生活環境部、市町村、企業局）

第1節 目的

この計画は、風水害等により水道施設（工業用水施設を含む。）が被害を被った場合において、迅速な応急措置を実施して、水道施設の早期復旧により飲料水等生活用水の確保を図ることを目的とする。

第2節 実施責任者

水道管理者（市町村、県企業局）は、災害により水道施設が被害を被った場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、応急復旧を行うものとする。

また県は、水道管理者の能力を超える事態にあつては、これを支援する。

第3節 応急対策

1 水道管理者における措置

- （1）あらかじめ定めた計画に基づく非常時の配備体制により要員を確保する。
- （2）直ちに水源地、浄水場、配水池、管路の被害状況の調査、点検を実施し、その状況について県に報告する。
- （3）応急復旧に必要な資機材の確保に努め、必要に応じ関連事業者に協力を依頼する。
- （4）緊急度に応じ速やかな応急復旧を実施するとともに、自ら実施することが困難な場合、県及び他の水道事業者に支援を要請する。
- （5）施設の被害状況及び復旧見込み等を広報し、住民の不安解消に努めるものとする。また、水道施設の復旧には相当の期間を要する可能性が高いことから、各家庭での節水協力などについても併せて広報を行う。

2 県における措置

- （1）水道管理者（市町村）から応急復旧に係る応援要請があった場合は、鳥取県管工事業協会及び他の水道管理者へ応援の要請を行う。
 - ・「災害時における水道施設等復旧に係る応急対策への協力に関する協定」（県管工事業協会）
- （2）被災市町村と連絡が取れない、又は被災市町村の被害状況が把握できない場合は、県職員を被災市町村に派遣し、被害状況の把握に努める。
- （3）被害状況及び復旧見込みに係る情報を適宜収集し、県ホームページ等を用いて広報する。
- （4）「地震時における水道の応急対策行動指針」に基づき、より具体的な応急復旧応援要請等を実施する。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 水道管理者による水道施設応急対策

- （1）災害時の要員確保
- （2）被害状況の調査、点検
- （3）応急復旧に必要な資機材の確保
- （4）応急復旧の実施及び応援要請
- （5）住民への広報

第6章 下水道施設応急対策

（県生活環境部、市町村）

第1節 目的

この計画は、風水害等により下水道施設が被害を被った場合において、迅速な応急措置を実施して下水道施設の早期復旧を図るとともに、二次災害の発生を防止することを目的とする。

第2節 実施責任者

下水道管理者（県、市町村）は、災害により下水道施設が被害を被った場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについては応急復旧を行うものとする。

第3節 応急対策

1 下水道管理者における措置

- （1）あらかじめ定めた計画に基づく非常時の配備体制による要員を確保する。
- （2）直ちに管きょ・ポンプ場・終末処理場の被害状況の調査、点検を実施し、その状況について県に報告する。
- （3）応急復旧に必要な資機材の確保に努め、必要に応じ関連事業者に協力を依頼する。
- （4）緊急度に応じ速やかに応急復旧を実施するとともに、自ら実施することが困難な場合、県及び他の下水道管理者に支援を要請する。
- （5）施設復旧に際しては相当の期間を要する可能性が高いが、下水道施設台帳等の活用により可能な限り早期の復旧に努めるものとする。
- （6）施設の被害状況及び復旧見込み等を広報し、住民の不安解消に努めるものとする。

2 県における措置

- （1）災害の状況に応じて、公益財団法人日本下水道協会中四・四国ブロックで定めるルールに則り、下水道対策本部を設置し、被災状況及び支援要請の取りまとめ、支援計画の立案等を行うとともに、必要に応じて広域的な支援要請を行うものとする。
- （2）被害状況及び復旧見込みに係る情報を適宜収集し、県ホームページ等を用いて広報する。
- （3）被災市町村から協力要請があった場合、一般社団法人鳥取県浄化槽協会に避難所等防災拠点における浄化槽施設の復旧工事等に係る協力を要請する。
 - ・「災害時における浄化槽の点検・復旧等に関する協定書」（一般社団法人鳥取県浄化槽協会）

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 下水道管理者による下水道施設応急対策

- （1）災害時の要員確保
- （2）被害状況の調査、点検
- （3）応急復旧に必要な資機材の確保
- （4）応急復旧の実施及び応援要請
- （5）住民への広報

第7章 電信電話施設等応急対策

（NTT西日本）

第1節 目的

この計画は、災害発生時に県・市町村及びその他指定行政機関等と連携して、重要通信の確保はもとより、被災地域における通信の孤立を防ぎ、一般の通信も最大限確保することを目的とする。

第2節 災害対策本部の設置

NTT西日本は、災害が発生した場合に被災状況等の情報連絡、通信確保、被害設備の復旧、広報活動等の業務を迅速かつ的確に実施するため、被災規模に応じて、鳥取支店及び本社に対策本部を設置し、これに対処する。

第3節 通信の確保と措置

1 通信の確保

- （1）超短波可搬型無線機、通信衛星を使用した臨時回線及び臨時公衆電話の設置
- （2）応急用市内・光ケーブル等による回線の応急措置
- （3）移動電源車又は携帯用発動発電機により、広域停電・長時間停電における通信電源の確保

2 一般通信の利用制限と輻輳緩和

通信設備の被災や輻輳により、通信が著しく困難となり、非常通信等を確保するため必要があるときは、電気通信事業法の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を行うが、被災地への安否確認等については、「災害用伝言ダイヤル（171）」、「災害用伝言板（Web171）」の提供により、輻輳の緩和を図る。

3 公衆電話の無料化

災害による停電時には、テレホンカードが使用できないとともに、コイン詰まりが発生し公衆電話が利用できなくなることから、広域災害時（災害救助法発動時）には、公衆電話の無料化を行う。

第4節 設備の応急復旧

被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、被災規模により、復旧に要する要員、資材等を確保し実施する。

応急復旧のために通信機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、総務省中国総合通信局を通じて県災害対策本部に協力を要請するものとする。

第5節 応急復旧等に関する広報

1 NTT西日本における措置

- （1）電気通信設備等の被災状況・応急復旧の状況、通信及び利用制限措置の状況など利用者の利便に関する事項について、ホームページ、広報車又は報道機関等を通じ、広報を行う。
- （2）県・市町村に対して被害状況・復旧状況等の情報連絡を行う。
- （3）応急復旧に際して、樹木の伐採等の支援が必要な場合は、県へ協力を要請する。

2 県における措置

- （1）被害状況及び復旧見込みに係る情報を適宜収集し、県ホームページ等を用いて広報する。
- （2）NTT西日本から応急復旧に際して支援を求められた場合は、可能な限り協力する。

第6節 災害復旧

災害復旧工事は応急復旧に引き続き、県・市町村・指定公共機関及びライフライン関係機関と連携して、対策本部との指揮により実施する。

第7節 情報の収集、連絡

県の災害対策本部が設置された場合、もしくは災害の状況によっては災害警戒本部が設置された際には、必要に応じて県が設置する本部にリエゾンを派遣するものとする。

第8節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。

第8章 携帯電話応急対策

（KDDI、NTTドコモ中国支社、ソフトバンク、楽天モバイル）

第1節 目的

この計画は、災害発生時に県、市町村及びその他関係機関が連携し、被災地における携帯電話通信を確保することを目的とする。

第2節 災害対策の体制

1 KDDI

災害の規模に応じて、必要と認める場合は本社に対策本部等を設置するほか、必要な体制をとって県と連絡調整を行い、以下の対策を実施

- ・被災状況等の情報連絡
- ・通信の利用制限、重要通信の確保
- ・被害設備の復旧
- ・広報活動

2 NTTドコモ中国支社

状況に応じて災害対策本部（又は情報連絡室）を設置するほか、必要な体制をとって県と連絡調整を行い以下の対策を実施。

- ・被災状況等の情報連絡
- ・通信の利用制限、重要通信の確保
- ・被害設備の復旧
- ・広報活動

3 ソフトバンク

災害の状況に応じた対策組織を設置するほか、必要な体制をとって県と連絡調整を行い、以下の対策を実施。

- ・被災状況等の情報連絡
- ・通信の利用制限、重要通信の確保
- ・被害設備の復旧
- ・広報活動

4 楽天モバイル

災害状況に応じて対策本部等を設置するほか、必要な体制をとって県と連絡調整を行い、以下の対策を実施。

- ・被災状況等の情報連絡
- ・通信の利用制限、重要通信の確保
- ・被害設備の復旧
- ・広報活動

5 県

必要に応じ、その他の携帯電話サービス事業者の体制を確認し、連絡調整を図るものとする。

第3節 応急対策

1 設備の応急復旧

被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、被災規模により、復旧に要する要員、資材等を確保し実施する。

応急復旧のために通信機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、総務省 中国総合通信局を通じて県災害対策本部に協力を要請するものとする。

2 最小限の通信確保

（1）災害により通信が途絶する最悪の場合でも、最小限の通信を確保。

- ・被災地の主要場所における携帯電話又は衛星携帯電話の貸し出し
- ・県、市町村等の災害対策本部への携帯電話又は衛星携帯電話の貸し出し

（2）移動基地局車等を使用し、暫定的な通信の確保

3 通信コントロール等の実施

（1）携帯電話用災害用伝言板サービスの提供

- ・被災者の安否情報等の登録
- ・災害用伝言板への登録をメールで通知
- ・インターネットによる登録情報の確認

（2）音声通話とパケット通信の独立ネットワークコントロール

- ・音声通話とパケット通信のそれぞれの通信量に応じた柔軟なネットワークコントロールを実施

（3）災害用音声トーキガイダンス

- ・災害用災害伝言板サービスの利用呼びかけによる音声通話の集中を回避

第4節 応急復旧等に関する広報

1 KDDI、NTTドコモ中国支社、ソフトバンク及び楽天モバイルにおける措置

テレビ・ラジオ放送・新聞への情報提供及びホームページ等を用いて広報。

- ・通信のそ通状況
- ・通話の利用制限の措置状況
- ・携帯電話用災害伝言板サービスの提供（又は用意）
- ・被災した設備の応急復旧の状況
- ・特設携帯電話の設置場所を周知するとき

2 県における措置

被害状況及び復旧見込みに係る情報を適宜収集し、県ホームページ等を用いて広報。

第5節 災害復旧

災害復旧工事は応急復旧に引き続き、県・市町村・指定公共機関及びライフライン関係機関と連携して、対策本部との指揮により実施。

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。

第9章 燃料確保の応急対策

（県危機管理部、県生活環境部）

第1節 目的

この計画は、災害発生時に関係団体と連携して、応急対策に要する緊急車両等の燃料の緊急確保を図るとともに、一般用途の燃料供給を早期に復旧させることを目的とする。

第2節 燃料の補給及び備蓄等の体制

1 車両等の燃料補給体制等

災害予防編（共通）第4部第2章「資機材等の整備」のとおり。

2 ヘリコプターの燃料補給体制等

災害予防編（共通）第7部第5章「航空機活用体制の整備」のとおり。

第3節 燃料の応急調達

- （1）県は、災害発生時等において、必要があると認めるときは、「災害時における生活関連物資及び自動車燃料の調達に関する協定」に基づき、鳥取県石油商業組合に燃料等の調達を要請するものとする。
- （2）県は、災害時において、燃料が被災地において不足している場合には、政府の現地対策本部を通じ、国（資源エネルギー庁）の応援を要請するものとする。
- （3）県は、市町村や警察機関、消防機関、その他応急対策を行う関係機関等の求めに応じて、燃料等の調達に努めるものとし、あらかじめ定めた優先順位を基本に、公共性及び緊急性に応じて調整を行い、割り当てるものとする。
- （4）緊急消防援助隊の燃料の調達については、災害予防編（共通）第4部第4章「消防活動」のとおり。

第4節 通行不能車両に対する措置

豪雪時の事故渋滞等に伴う通行不能車両が多数発生した場合等の対応については、必ずしも車両内に滞在させるとは限らないが、燃料がなくなることから直ちに生命の危険が生じるおそれが生じることから、県及び市町村は、応急給油の対応の必要性について早急に検討するとともに、対応の準備を行うものとする。

第5節 応急復旧等に関する広報

県は、被害状況及び復旧見込みに係る情報を適宜収集し、県ホームページ等を用いて広報する。

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 県に対する燃料の調達要請
- 2 豪雪時等の通行不能車両に対する早期の対応

災害応急対策編（共通）第16部 復旧・復興計画

第1章 公共施設の災害復旧

（県福祉保健部、県子ども家庭部、県生活環境部、県農林水産部、県県土整備部、県教育委員会、市町村）

第1節 目的

この計画は、公共施設の災害復旧について定めることを目的とする。

第2節 災害復旧事業の実施

公共施設の災害復旧は、実施責任者（指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定地方公共機関その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有する者）において実施するものとするが、その災害復旧事業の種類は概ね次のとおりとする。

1 公共土木施設災害復旧事業

（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）

- （1）河川
- （2）海岸
- （3）砂防設備
- （4）林地荒廃防止施設
- （5）地すべり防止施設
- （6）急傾斜地崩壊防止施設
- （7）道路
- （8）港湾
- （9）漁港
- （10）水道
- （11）下水道
- （12）公園

2 農林水産業施設災害復旧事業

（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）

3 都市災害復旧事業

（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針）

4 清掃施設等災害復旧事業

（清掃法）

5 社会福祉施設災害復旧事業

（生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、売春防止法）

6 公立学校施設災害復旧事業

（公立学校施設災害復旧費国庫負担法）

7 公営住宅災害復旧事業

（公営住宅法）

8 公立医療施設災害復旧事業

（医療法、伝染病予防法）

9 その他の災害復旧事業

第3節 災害復旧事業の留意点

災害復旧事業は、応急対策実施の段階から事業実施の準備作業が必要となり、多くの技術職員がその対応に従事することとなるため、そのことを勘案した上で、技術職員の応援を求める等、必要な人員の確保に努めるものとする。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 災害復旧計画に基づく公共施設の災害復旧の実施

第2章 災害復興計画

（県危機管理部、県令和の改新戦略本部、関係各部署、警察本部、市町村）

第1節 目的

この計画は、速やかな復興計画の策定と円滑な事業実施により、著しい被害を受けた被災地域の円滑な社会経済活動及び被災者の生活安定を一刻も早く推進することを目的とする。

第2節 災害復興の進め方

災害復興においては、被災地域の再建は、都市構造や地域産業基盤の改変を要し、県民や多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業となることから、応急対策の段階から復興計画の策定に着手するものとする。

これを迅速かつ効果的に実施するために、概ね次の手順で行うものとする。

1 復興対策組織・体制の整備

- （1）被災直後の救助救出、応急復旧中心の体制と並行して速やかな災害復興の体制を構築できるよう、県及び市町村は、必要に応じて災害復興本部等の総合的な組織体制を整備するものとする。
- （2）県は、鳥取県行政組織規則第3条の規定に基づき、臨時又は特命の事項を処理させるための横断的な組織として、必要に応じて災害復興本部を設置するものとする。
- （3）災害復興本部の組織・運営は、災害の規模、被害状況等を勘案し、決定することとする。
- （4）災害復興本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図ることとする。

2 復興基本方針の決定

県及び市町村は、災害復興に係る基本方針を災害復興本部会議等の審議を経て、できるだけ早期に策定し、公表するものとする。

3 復興計画の策定

- （1）県及び市町村は、事業を速やかに実施するための復興計画を作成し、速やかに公表するとともに、計画的に復興を進めるものとする。
- （2）計画作成に当たっては、関係機関と調整を図りながら、既存の他の計画・事業等との整合性を図りつつ実施するものとする。なお、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分配慮するものとする。
- （3）復興計画の策定準備段階に当たっては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため、必要に応じて次の取組を実施する。
 - ①被災者、各分野にわたる有識者、住民団体等への意見募集
 - ②有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置
 - ③様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催等
- （4）復興計画の構成例を以下に示す。
 - ①基本方針
 - ②基本理念
 - ③基本目標
 - ④施策体系
 - ⑤復興事業計画 等
 想定される事業分野（生活、住宅、保健・医療、福祉、教育・文化、産業・雇用、環境、都市及び都市基盤等）

4 復興事業の実施

復興事業の実施に当たっては、住民の合意を得つつ、国・県・市町村の密接な連携・調整のもと、円滑な事業遂行に努めるものとする。

5 復興事業の点検

復興事業の推進は長期にわたることから、県及び市町村は、復興事業の実施中又は実施後において、定期的に県民生活の復興状況やニーズとの乖離等について有識者等による点検を行い、必要に応じて事業変更又は支援事業の実施を行うものとする。

6 分野別緊急復興計画の策定

上記に記載する復興計画のほか、災害の規模や社会情勢等の状況により特に重要かつ緊急の対応が必要な分野があると認める場合は、復興計画の策定と平行して、当該分野に係る緊急復興計画を策定することとする。

第3節 留意事項

県及び市町村は、計画的な復興を進めるために、次の事項に留意するものとする。

1 事前復興対策（復興手順の明確化、基礎データの整備）

災害復興に当たっては、限られた時間内に復興に関する意思決定、都市計画決定や人材の確保等膨大な作業を

処理する必要があるため、復興対策の手順の明確化、復興に関する基礎データの整備等事前に確認・対応が可能なものについて把握しておくものとともに、事前復興計画の作成等早期の復興に係る準備をしておくものとする。

2 住民の合意形成

地域復興の主体はその地域の住民であることから、早期にまちづくりに関する協議会等を設置するなど、地域住民の意見等を反映させながら、復興計画のあり方から復興事業・施策の展開に至る災害復興のあらゆる段階において、地域住民の参加と協力を得て行うものとする。この際、女性や高齢者の視点等、多様な視点が反映されるよう、意見反映の方法に配慮する必要がある。

決定事項については速やかに公表し、周知徹底を図るものとする。

3 技術的・財政的支援

県は、市町村が円滑に復興対策を実施できるよう、必要に応じて連絡調整や技術的支援等を行うための職員を派遣するものとする。

また、必要に応じ、国や他の自治体に対し職員の派遣その他の協力を求めるとともに、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図るものとする。

第4節 資金計画

県、市町村は、災害復旧についての資金需要を迅速に把握し、適切かつ効果的な資金の融資、調達を行うため、必要な措置を講ずるものとする。措置の概要は次のとおりである。

- 1 災害関係経費に係る資金需要を迅速、的確に把握する。
- 2 一時借入金及び起債の前借等により、災害関係経費を確保する。
- 3 地方交付税の繰上げ交付を国へ要請する。
- 4 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行計画に万全を期する。

第5節 暴力団の復旧・復興事業への参入の実態把握と排除

- 1 警察本部は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除に努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、復旧・復興事業への暴力団等の参入・介入を防ぐため、平素から公共工事等における暴力団排除規定を整備するとともに、災害時応援協定における暴力団排除条項の規定整備に努めるものとする。

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 災害復興対策に関すること
 - (1) 災害復興組織・体制の整備
 - (2) 復興基本方針の決定
 - (3) 復興計画の策定
 - (4) 復興事業の実施
 - (5) 復興事業の点検
- 2 資金融資、調達のための措置